

令和7年9月定例会

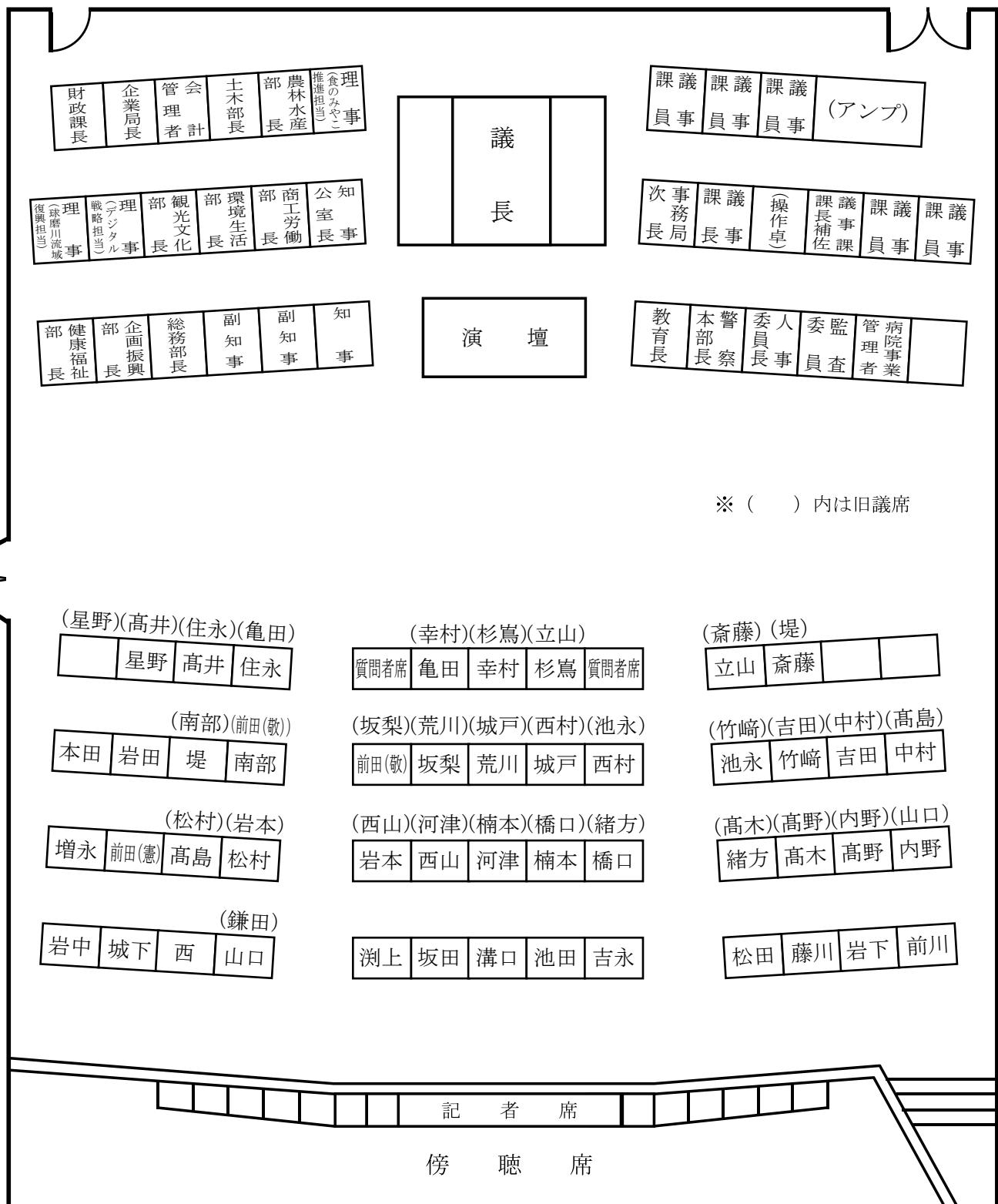
熊本県議会会議録

令和7年9月16日 開会
令和7年10月7日 閉会

熊本県議会

議席表

令和7年9月



令和7年9月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9・16	火	本 会 議	開会宣言 会期決定 議案上程 知事説明	
17	水			
18	木		議案調査	
19	金	休 会		
20	土		(県の休日)	
21	日			
22	月	本 会 議	代表質問 自民 立民連 (内野) (西)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00
23	火	休 会	(県の休日) (秋分の日)	
24	水	本 会 議	代表質問 公明 立民連 自民 (本田) 一般質問 (岩田) (堤)	
25	木		自民 新社会 自民 (吉田) (岩中) (竹崎)	
26	金		一般質問 自民 自民 (池永) (立山) (松村)	
			議案等に対する質疑 委員会付託	
27	土		(県の休日)	
28	日			
29	月		議案調査	
30	火		特別委員会	
10・1	水	休 会		総務・厚生・教警
2	木		常任委員会	経環・農水・建設
3	金			
4	土		(県の休日)	
5	日			
6	月		議事整理	
7	火	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣言	

会期 22日間

目 次

第1号(9月16日)

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員氏名	1
欠席議員氏名	2
説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会 開議	2
諸般の報告	2
就任挨拶	2
日程第1 議席の一部変更の件	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期決定の件	3
日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第57号まで)	4
日程第5 知事の提案理由説明	6
日程第6 議案に対する質疑(第37号から第57号まで)	9
日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第37号から第57号まで) 委員の選任	9
日程第8 休会の件	9
日程通告 散会	9

第2号(9月22日)

議事日程 第2号	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員氏名	11
欠席議員氏名	11
説明のため出席した者の職氏名	11
事務局職員出席者	12
開 議	12
日程第1 代表質問	12

内野幸喜君質問	12
・県内に甚大な被害をもたらした8月の大雨被害への対応について	
知事木村敬君答弁	13
内野幸喜君質問	15
・新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について	
知事木村敬君答弁	16
内野幸喜君質問	17
・健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備について	
知事木村敬君答弁	19
内野幸喜君質問	19
・熊本県立大学における半導体関連人材の育成について	
知事木村敬君答弁	21
内野幸喜君質問	21
・県有スポーツ施設の整備について	
知事木村敬君答弁	22
内野幸喜君質問	24
・空港アクセス鉄道について	
知事木村敬君答弁	25
内野幸喜君質問	27
・セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策について	
副知事亀崎直隆君答弁	28
内野幸喜君質問	29
・県立高等学校あり方検討会の提言について	
教育長越猪浩樹君答弁	30
内野幸喜君質問	31
・電話で「お金」詐欺の現状と対策につ	

<p>いて</p> <p>警察本部長佐藤昭一君答弁 32</p> <p>内野幸喜君質問 33</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の動物愛護の取組について ・熊本市で発生した預かり猫の死亡事案について ・アニマルフレンズ熊本における取組について <p>健康福祉部長下山薰さん答弁 34</p> <p>内野幸喜君質問——終了 34</p> <p>休憩 35</p> <p>開議 35</p> <p>西聖一君質問 35</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線状降水帯による災害対策について <p>知事木村敬君答弁 37</p> <p>西聖一君質問 38</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病の問題について <p>知事木村敬君答弁 39</p> <p>西聖一君質問 40</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水型川辺川ダム建設について <p>知事木村敬君答弁 42</p> <p>西聖一君質問 42</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミサイル配備と台湾有事における本県の対応について <p>知事木村敬君答弁 44</p> <p>西聖一君質問 45</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本—上海線の復便及び航空ネットワーク拡大に向けた展望について <p>企画振興部長富永隼行君答弁 46</p> <p>西聖一君質問 47</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の米の生産対策について <p>農林水産部長中島豪君答弁 49</p> <p>西聖一君質問 49</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立病院の維持について <p>総務部長千田真寿君答弁 50</p>	<p>西聖一君質問 51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の体制について <p>健康福祉部長下山薰さん答弁 52</p> <p>西聖一君質問 53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の犯罪等の実態と対応について <p>警察本部長佐藤昭一君答弁 54</p> <p>西聖一君質問 55</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガ県くまもとの取組について <p>観光文化部長脇俊也君答弁 56</p> <p>西聖一君質問——終了 57</p> <p>日程通告 散会 57</p> <p>第3号(9月24日)</p> <p>議事日程 第3号 59</p> <p>本日の会議に付した事件 59</p> <p>出席議員氏名 59</p> <p>欠席議員氏名 59</p> <p>説明のため出席した者の職氏名 60</p> <p>事務局職員出席者 60</p> <p>開議 60</p> <p>日程第1 代表質問 60</p> <p>本田雄三君質問 60</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健軍駐屯地へのミサイル配備計画について <p>知事木村敬君答弁 62</p> <p>本田雄三君質問 62</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TSMC県内進出に係る今後の動向について <p>知事木村敬君答弁 64</p> <p>本田雄三君質問 64</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの誘致について <p>知事木村敬君答弁 66</p> <p>本田雄三君質問 67</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人との共生に係る諸課題について
---	---

・共生に向けた県の取組	について
・外国人観光客のマナー対策	
知事公室長深川元樹君答弁 69	知事公室長深川元樹君答弁 83
観光文化部長脇俊也君答弁 70	知事木村敬君答弁 83
本田雄三君質問 70	岩田智子君質問 84
・令和7年8月の水害対応について	・菊池恵楓園への熊本県の関わりにつ
・水害を踏まえた今後の対応	いて
・排水機場の浸水対策	知事木村敬君答弁 85
土木部長菰田武志君答弁 72	岩田智子君質問 87
農林水産部長中島豪君答弁 72	・教員業務支援員の配置について
本田雄三君質問 73	教育長越猪浩樹君答弁 88
・防災力向上に向けた取組について	岩田智子君質問 89
・避難指示の在り方	・地方創生2.0を支える女性への支援
・避難所運営における資機材の有効	について
活用	環境生活部長清田克弘君答弁 90
知事公室長深川元樹君答弁 74	岩田智子君質問 91
健康福祉部長下山薰さん答弁 75	・指定管理者制度の物価変動等への対
本田雄三君質問 75	応について
・学校現場における落雷事故防止につ	総務部長千田真寿君答弁 92
いて	岩田智子君質問 93
教育長越猪浩樹君答弁 77	・今回の水害被害を踏まえた防災につ
本田雄三君質問 77	いて
・阿蘇山上における安全・安心の確保	知事公室長深川元樹君答弁 94
について	岩田智子君質問——終了 94
・電線の地中化	休憩 95
・トイレの充実	開議 95
土木部長菰田武志君答弁 79	堤泰之君質問 95
環境生活部長清田克弘君答弁 79	・子ども食堂とフードバンクの活動に
本田雄三君質問——終了 80	ついて
・太陽フレアへの対策について(要望)	知事木村敬君答弁 96
休憩 81	堤泰之君質問 97
開議 81	・県育英資金とくま活サポートの運用
日程第2 一般質問 81	状況について
岩田智子君質問 81	・県育英資金の現状とこれからの運
・長射程ミサイル配備に係る県の姿勢	用について
	・熊本県奨学金返還等支援制度「く

「ま活サポート」について	農業関係被害への対応について
教育長越猪浩樹君答弁 99	知事木村敬君答弁 113
商工労働部長上田哲也君答弁 99	吉田孝平君質問 114
堤泰之君質問 100	・豪雨災害を踏まえた宇城地域の道路
・熊本県のいじめ対策について	整備について
教育長越猪浩樹君答弁 101	土木部長菰田武志君答弁 115
堤泰之君質問 102	吉田孝平君質問 116
・熊本都市計画区域マスターPLAN及び区域区分の見直しについて	・今後のバス路線について
土木部長菰田武志君答弁 103	企画振興部長富永隼行君答弁 118
堤泰之君質問 104	吉田孝平君質問 118
・災害時の生活用水の確保について	・インクルーシブ教育の充実に向けた
環境生活部長清田克弘君答弁 105	取組について
堤泰之君質問 105	教育長越猪浩樹君答弁 119
・新型コロナワクチンの有効性と新型	吉田孝平君質問 120
インフルエンザ等対策行動計画改定	・県産農林畜水産物等の輸出拡大につ
について	いて
健康福祉部長下山薰さん答弁 107	理事官宮将大君答弁 121
堤泰之君質問——終了 107	吉田孝平君質問 122
日程通告 散会 108	・県の海外事業の展開について
第4号(9月25日)	知事公室長深川元樹君答弁 123
議事日程 第4号 109	吉田孝平君質問——終了 123
本日の会議に付した事件 109	休 憩 123
出席議員氏名 109	開 議 123
欠席議員氏名 109	岩中伸司君質問 124
説明のため出席した者の職氏名 109	・長射程ミサイルの健軍駐屯地への配
事務局職員出席者 110	備について
開 議 110	知事木村敬君答弁 125
日程第1 一般質問 110	岩中伸司君質問 125
吉田孝平君質問 110	・川辺川ダム建設について
・熊本県における国土強靭化のさらなる取組について	知事木村敬君答弁 127
知事木村敬君答弁 111	岩中伸司君質問 128
吉田孝平君質問 112	・水俣病住民健康調査について
・令和7年8月10日からの大雨による	環境生活部長清田克弘君答弁 129
	岩中伸司君質問 129
	・不登校の現状と対策について

教育長越猪浩樹君答弁 130	竹崎和虎君質問 148
岩中伸司君質問 131	・熊本市西南部地域の振興につながる 社会基盤整備について
・県庁舎の冷房について	
総務部長千田真寿君答弁 132	土木部長菰田武志君答弁 149
岩中伸司君質問 133	竹崎和虎君質問——終了 149
・阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道 等について	・災害を未然に防ぐ河川の維持管理や 災害時の道路情報発信について（要 望）
企画振興部長富永隼行君答弁 134	日程通告 散会 150
岩中伸司君質問——終了 135	第5号(9月26日)
休 憩 136	議事日程 第5号 151
開 議 136	本日の会議に付した事件 151
竹崎和虎君質問 136	出席議員氏名 151
・指定管理者制度について ・制度の検証について	欠席議員氏名 152
知事木村敬君答弁 138	説明のため出席した者の職氏名 152
竹崎和虎君質問 138	事務局職員出席者 152
・県立青少年の家における指定管理 者の選定に向けた対応について	開 議 152
教育長越猪浩樹君答弁 140	就任挨拶 152
竹崎和虎君質問 140	日程第1 一般質問 152
・自転車利用者への交通ルールの周知 と安全対策について	池永幸生君質問 152
・県民への周知について	・平成の大合併の検証に基づく変革に について
・自転車の整備点検等の安全対策に について	・サイエンスパークのこれからのビ ジョンについて
知事木村敬君答弁 143	知事木村敬君答弁 154
環境生活部長清田克弘君答弁 143	池永幸生君質問 154
竹崎和虎君質問 144	・セミコンテクノパークから西側の 渋滞対策について
・学校現場における働き方改革につ いて	・公共交通機関への通勤手段のシフ トについて
教育長越猪浩樹君答弁 145	土木部長菰田武志君答弁 155
竹崎和虎君質問 146	企画振興部長富永隼行君答弁 156
・県営住宅の入居促進と維持管理につ いて	池永幸生君質問 156
土木部長菰田武志君答弁 147	・最低賃金に対する知事の受け止めと 県の支援策について

知事木村敬君答弁 158	立山大二朗君質問 176
池永幸生君質問 159	・くまもと未来づくりスタートアップ
・子どもを取り巻く問題について	補助金を生かした地域振興について
・不登校児童生徒への支援について	企画振興部長富永隼行君答弁 178
・ヤングケアラーの支援について	立山大二朗君質問——終了 178
教育長越猪浩樹君答弁 160	休 憩 179
健康福祉部長下山薰さん答弁 161	開 議 179
池永幸生君質問 162	松村秀逸君質問 179
・若者をむしばむ大麻汚染について	・熊本都市圏3連絡道路について
警察本部長佐藤昭一君答弁 162	副知事亀崎直隆君答弁 180
池永幸生君質問——終了 163	松村秀逸君質問 181
休 憩 163	・米の価格安定化とWCSの減少による影響について
開 議 163	農林水産部長中島豪君答弁 183
立山大二朗君質問 163	松村秀逸君質問 184
・県行政のデジタル化の推進について	・盛土規制法の宅地開発への影響について
知事木村敬君答弁 165	土木部長菰田武志君答弁 185
立山大二朗君質問 166	松村秀逸君質問 185
・産業振興に向けた国家戦略特区の活用について	・動物愛護センターの現状と産業動物診療獣医師不足について
企画振興部長富永隼行君答弁 167	副知事竹内信義君答弁 186
立山大二朗君質問 168	松村秀逸君質問 187
・熊本の歴史と文化を守り伝えていく取組について	・県立高校の魅力化、充実化について
・文化財レスキュー事業	教育長越猪浩樹君答弁 189
教育長越猪浩樹君答弁 169	松村秀逸君質問——終了 191
立山大二朗君質問 170	日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで) 192
・歴史的資料のデジタル保存	知事提出議案の上程(第58号) 192
教育長越猪浩樹君答弁 171	日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで及び第58号) 192
立山大二朗君質問 172	日程第4 請願の委員会付託 192
・熊本県博物館ネットワークセンターの機能充実について	知事提出議案の上程(第59号から第61号まで) 192
観光文化部長脇俊也君答弁 173	日程第5 休会の件 193
立山大二朗君質問 174	
・地域公共交通への県の対応について	
企画振興部長富永隼行君答弁 176	

日程通告 散会	193
第6号(10月7日)	
議事日程 第6号	195
本日の会議に付した事件	195
出席議員氏名	195
欠席議員氏名	196
説明のため出席した者の職氏名	196
事務局職員出席者	196
開 議	196
日程第1 各常任委員長報告	196
厚生常任委員長報告	196
経済環境常任委員長報告	198
農林水産常任委員長報告	199
建設常任委員長報告	200
教育警察常任委員長報告	201
総務常任委員長報告	202
採 決	204
日程第2 閉会中の継続審査の件	204
知事提出議案(第59号から第61号まで)	205
採 決	205
議員提出議案の上程(第1号)	205
反対討論(南部隼平君)	207
採 決	208
委員会提出議案の上程(第1号)	208
採 決	209
議員派遣の件	209
閉 会	210
付 錄	
決算特別委員会委員選任一覧表	付 1
令和7年9月定例会議案議決件名一覧表	付 2
議長諸般の報告	付 6
議案各委員会別一覧表	付 7
請願文書表	付22
委員会審査報告書	付24
閉会中の継続審査申出一覧表	付31

請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続	
審査申出一覧表	付32

第 1 号

(9月16日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第1号

令和7年9月16日（火曜日）

議事日程 第1号

令和7年9月16日（火曜日）午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 知事提出議案の上程（第1号から第57号まで）
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 議案に対する質疑（第37号から第57号まで）
- 第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託（第37号から第57号まで） 委員の選任
- 第8 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 知事提出議案の上程（第1号から第57号まで）
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 議案に対する質疑（第37号から第57号まで）
- 日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託（第37号から第57号まで） 委員の選任
- 日程第8 休会の件

出席議員氏名（47人）

星野 愛斗君
高井 千歳さん

住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉嶺 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君

岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
渕 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

警察本部長 佐 藤 昭 一 君
人事委員会事務局長 城 内 智 昭 君
監査委員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事務局長 波 村 多 門
事務局次長 兼総務課長 鈴 和 幸
議事課長 下 崎 浩 一
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開会 開議

○議長(高野洋介君) ただいまから令和7年9月
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 深 川 元 樹 君
総 務 部 長 千 田 真 寿 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 脇 俊 也 君
農林水産部長 中 島 豪 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 菅 田 武 志 君
会計管理者 野 中 真 治 君
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
教 育 長 越 猪 浩 樹 君

諸般の報告

○議長(高野洋介君) まず、閉会中における諸般の報告をいたします。
内容については、議席に配付のとおりであります。

[諸般の報告は付録に掲載]

就任挨拶

○議長(高野洋介君) 次に、去る6月定例会において選任同意になりました人事委員会委員及び任命同意になりました収用委員会委員並びにさきの人事異動で就任されました食のみやこ推進担当理事から、それぞれ挨拶の申出がございますので、この際、これを許します。

人事委員会委員富島三貴さん。

[人事委員会委員富島三貴さん登壇]

○人事委員会委員(富島三貴さん) 先般の6月議会におきまして選任の御同意をいただき、8月1日付、人事委員会委員を拝命いたしました富島三貴でございます。もとより微力ではございますけ

れども、職務の重要性を肝に銘じまして職責を果たしてまいりたいと存じます。何とぞ御指導、御鞭撻のほど賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（高野洋介君） 収用委員会委員山野史寛君。

〔収用委員会委員山野史寛君登壇〕

○収用委員会委員（山野史寛君） 皆様おはようございます。本日はお時間をいただき、ありがとうございます。去る6月の県議会で御同意をいただき、8月1日付で収用委員に任命されました山野史寛でございます。任命に際しましては、県議会の御同意をいただき、誠にありがとうございます。収用委員会の使命を自覚し、与えられた職務に誠心誠意努力してまいる所存でございますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（高野洋介君） 収用委員会委員谷口規子さん。

〔収用委員会委員谷口規子さん登壇〕

○収用委員会委員（谷口規子さん） 皆さんおはようございます。去る6月の県議会で御同意をいただき、8月1日付で収用委員に任命されました谷口規子でございます。任命に際しましては、県議会の御同意をいただき、誠にありがとうございます。収用委員会の使命を自覚し、与えられた職務に誠心誠意努力してまいる所存でございますので、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（高野洋介君） 収用委員会委員梅澤彩さん。

〔収用委員会委員梅澤彩さん登壇〕

○収用委員会委員（梅澤彩さん） 皆様おはようございます。去る6月の県議会で御同意をいただき、8月1日付で収用委員に任命されました梅澤

彩でございます。任命に際しましては、県議会の御同意をいただき、誠にありがとうございます。収用委員の使命を自覚し、与えられた職務に誠心誠意努力してまいる所存でございますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（高野洋介君） 理事間宮将大君。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事（間宮将大君） 食のみやこ推進局長を拝命いたしました間宮将大と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

日程第1 議席の一部変更の件

○議長（高野洋介君） 次に、日程に従いまして、日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

鎌田聰君の議員退職に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高野洋介君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、内野幸喜君、高木健次君、西聖一君、以上3人を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月7日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月7日までの22日間とすることに決定いたしました。

日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第57号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第57号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

第2号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

第3号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)

第5号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)

第6号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)

第7号 令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

第8号 専決処分の報告及び承認について

第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第10号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙

における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11号 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

第12号 熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13号 財産の取得について

第14号 令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

第15号 令和7年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

第16号 令和7年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について

第17号 令和7年度県営林道事業の経費に対する市町村負担金について

第18号 令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

第19号 令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

第20号 令和7年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について

第21号 令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について

第22号 令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

第23号 令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町村負担金について

第24号 工事請負契約の変更について

第25号 工事請負契約の締結について

第26号 工事請負契約の締結について

第27号	工事請負契約の締結について	盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
第28号	工事請負契約の締結について	
第29号	工事請負契約の締結について	
第30号	専決処分の報告及び承認について	第50号 令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について
第31号	専決処分の報告及び承認について	
第32号	専決処分の報告及び承認について	第51号 令和6年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
第33号	専決処分の報告及び承認について	
第34号	専決処分の報告及び承認について	第52号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35号	専決処分の報告及び承認について	
第36号	和解及び損害賠償額の決定について	第53号 令和6年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
第37号	令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	第54号 令和6年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
第38号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	第55号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
第39号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	第56号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について
第40号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	第57号 令和6年度熊本県下水道事業会計決算の認定について
第41号	令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第1号 専決処分の報告について
第42号	令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第2号 専決処分の報告について
第43号	令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第3号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について
第44号	令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第4号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
第45号	令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第5号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
第46号	令和6年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第6号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
第47号	令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第7号 一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
第48号	令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	報告第8号 公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
第49号	令和6年度熊本県高度技術研究開発基	報告第9号 公益財団法人熊本県移植医療推進

財団の経営状況を説明する書類の提出について	報告第24号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第10号 公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について	報告第25号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第11号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について	報告第26号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第12号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について	報告第27号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
報告第13号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について	報告第28号 公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第14号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について	報告第29号 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について
報告第15号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	報告第30号 熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
報告第16号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について	報告第31号 令和6年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第17号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について	報告第32号 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について
報告第18号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について	報告第33号 い業振興に関する施策の報告について
報告第19号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について	報告第34号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について
報告第20号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について	<hr/> 日程第5 知事の提案理由説明
報告第21号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について	○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。
報告第22号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について	知事木村敬君。
報告第23号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について	[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 皆さんおはようございます。

今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

まず、8月10日からの大雨による災害への対応についてです。

8月10日から11日にかけて発生した線状降水帯による記録的な大雨により、4名の貴い命が失われ、いまだ1名の方が安否不明となっております。

また、県内各地で9,000棟を超える住家被害が生じ、道路、河川などの公共土木施設、排水機場などの農地、農業用施設、公共交通、医療・社会福祉施設、教育施設などの社会インフラも損壊し、さらには、地域経済の柱である商工業、農林水産業、観光業などの多方面において甚大な被害が発生しております。

改めて、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げます。

県では、直ちに災害対策本部を設置し、現地への職員派遣などにより被害状況の迅速な把握に努め、道路等の応急復旧による孤立地区の解消、被災市町村に対する避難所運営などへの支援、さらには、トマトやイチゴの苗、イグサなどの農作物の被害への対応などに全力で取り組んでまいりました。

また、私自身、被災した各地域を訪れまして、被災された方々の声をつぶさにお聴きする中で、改めて今回のこの大雨による災害からの一日も早い復旧、復興への決意を強く心に刻んだところでございます。

先月28日には、議長をはじめ県議会議員の皆様、また、県選出国会議員の皆様とともに、石破総理や関係府省に緊急要望を実施し、線状降水帯による甚大な被害に対する新たな支援制度の構築

や、公共土木施設などの早期復旧、被災した事業者や生産者への復旧支援などについて、国の全面的な支援を要請したところでございます。

また、要望に先立ちまして、先月27日には、今回の災害に対応するために直ちに必要となる経費86億円について、補正予算の専決処分を行ったところでございます。

具体的には、まず、災害救助法に基づく避難所の運営や住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保に係る経費、さらには、被災者の見守り活動などをを行う地域支え合いセンターの運営支援に係る予算を計上いたしました。被災された方々の一日も早い生活再建に向け、全力で取り組んでまいります。

産業面の支援策としましては、営農再開に向けた種や苗などの生産資材の調達、農業用機械、施設などの復旧支援に係る予算を計上するとともに、被災した中小企業者等の資金繰りを支援する融資制度も新たに創設いたしました。商工業、農林水産業、観光業などの事業者、生産者の方々の経営再建をしっかりと支援してまいります。

そのほか、道路などの公共土木施設や排水機場などの農業関連施設、県立学校などの教育施設などの応急復旧に係る経費や本格復旧に向けた調査・設計費なども計上したところであります。社会インフラの迅速な復旧を進めてまいります。

なお、引き続き、詳細な被害状況の把握を進め、各施設の本格復旧に向けた経費などを精査しております。必要となる予算については、今定例会への追加提案も含めて、迅速かつ適切に対応してまいります。

本県では、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨と大規模な災害が相次いで発生しております。これらの災害からの復興途上にある中で、今般被災された方々の一日も早い生活再建、インフラ等

の復旧、復興、また、私が目指す県民みんなが安心して笑顔になれる熊本、この実現に向けて、県議会、県選出国会議員の皆様方とともに、過去の災害対応の経験を生かしながら、持てる力の全てを尽くしてまいります。

次に、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水の推進についてであります。

命と清流とともに守る新たな流水型ダムについて、国の令和8年度当初予算概算要求に、ダム本体工事の準備に必要な予算が盛り込まれました。予定されている令和9年度の本体工事の着工、さらには、令和17年度の完成に向け、国において着実に取組を進めていただくよう、引き続き強く働きかけてまいります。

県としても、住民の皆様方に目に見える形で復旧、復興を実感していただけるよう、球磨川流域の創造的復興と緑の流域治水の推進、さらには、五木村、相良村の振興に着実に取り組んでまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積についてです。

まず、本年3月に策定したくまもとサイエンスパーク推進ビジョンの実現に向けた第一歩として、7月17日から、県と連携して事業を推進する民間事業者の公募を開始いたしました。サイエンスパークの中核となる産学官連携拠点を早期に具体化できるよう、着実に取組を進めてまいります。

また、セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消に向けて、県で整備を進めている大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路について、9月23日に着工式を開催する運びとなりました。

引き続き、国、地元市町と連携し、セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消、さらには、半導体関

連産業の進出効果を県内各地に波及させるための道路ネットワークの整備を着実に進めてまいります。

これらの取組を進める中で、熊本の宝である地下水や世界に誇る阿蘇の文化的景観を守る新たな仕組みとして、県と公益財団法人阿蘇グリーンストックが連携し、8月1日に、九州の水を育む阿蘇の守り手基金、これを設置いたしました。この基金を通じて、阿蘇地域や流城市町村とともに、水を育む阿蘇の草原などを未来に引き継ぐ取組を展開してまいります。

次に、スポーツ施設整備に関する検討状況でございます。

昨年7月に設置した公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議、この議論を経まして、9月1日に開催された第5回検討会議において提言書を取りまとめられ、私に提出いただきました。

現在、この提言書を踏まえた県としての整備の方向性について精査を進めており、今定例会中には県民の皆様に方向性をお示ししたいと考えております。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、令和2年7月豪雨で被災した地域における医療提供体制の確保、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備に係る事業などを計上しております。

この結果、49億円の増額補正となり、これを現計予算と合算いたしますと、8,675億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、専決処分の報告・承認なども併せて提案しております。

なお、今会期中には、先ほども申し上げました

が、8月10日からの大雨による災害への対応として、各種施設の本格復旧に向けた予算や人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

日程第6 議案に対する質疑(第37号から第57号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第6、議案第37号から第57号までにつきまして、一括して議題とし、これに対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第7 決算特別委員会設置の件 事件の付託(第37号から第57号まで) 委員の選任

○議長(高野洋介君) 次に、日程第7、決算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

令和6年度各会計決算認定等審査のため、13人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第37号から第57号までを付託することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、13人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに議案第37号から第57号までを付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第8 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第8、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明17日から19日までは、議案調査のため、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、明17日から19日までは休会することに決定いたしました。

なお、20日及び21日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る22日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時19分散会

第 2 号

(9月22日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第2号

令和7年9月22日（月曜日）

議事日程 第2号

令和7年9月22日（月曜日）午前10時開会

第1 代表質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（46人）

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君

中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖 一君
山口 裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（1人）

松田 三郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君

副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 事 阪本清貴君
理事 事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中眞治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業者 平井宏英君
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会事務局長 城内智昭君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 鈴和幸
兼総務課長
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長（高野洋介君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○議長（高野洋介君） 日程に従いまして、日程第1、代表質問を行います。

発言の通告があっておりますので、これより順

次質問を許します。

なお、質問時間は1人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕（拍手）

○内野幸喜君 おはようございます。自由民主党・玉名郡区選出・内野幸喜です。（聴取不能）まあ、これ、iPadを使うとあるあるで、すみません、本当。今回、自由民主党県議団を代表しての代表質問を行わせていただきます。

先月の8月10日から11日にかけて甚大な被害をもたらした大雨、その大雨によって4名の貴い命が犠牲となりました。また、いまだお1人の方が行方不明でいらっしゃいます。改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

まず、その大雨被害から、早速、1番目の質問ですので、質問に入らせていただきたいと思いますが、最後までの御清聴、どうぞよろしくお願ひいたします。

県内に甚大な被害をもたらした8月の大雨被害への対応について質問します。

先月10日から11日にかけて県内を襲った記録的大雨では、各地に線状降水帯が発生し、私が住んでいる長洲町をはじめ、県内7つの市と町に大雨特別警報が発令されるなど、県内の広範囲で甚大な被害をもたらしました。

9月19日現在、4名の方がお亡くなりになり、行方不明の方が今も1名いらっしゃいます。けがをされた方も、重傷者と軽傷者を合わせ25名いらっしゃいます。また、住宅被害は、全壊が20棟、半壊が2,226棟、一部損壊が4,665棟、それに床上浸水と床下浸水を合わせると2,151棟、合計で9,000棟を超える住宅に被害が出ています。

さらに、農林畜水産業や道路、河川等の公共土木施設、学校施設や福祉施設、商工業等にも大きな被害が発生しています。

例えば、玉東町では、県管理河川の木葉川が破堤により一部氾濫し、住宅のみならず、公民館や体育館、福祉施設等が大きな被害を受けました。また、同じく木葉川の下流域右岸側に所在する精密機械を扱う工場でも、多くの機械等が浸水し、相当規模の被害が発生しています。

こうした被害額は、日々被害の全容が明らかになるとともに膨れ上がり、商工業等で約283億円、農林水産業で約854億円、公共土木施設で約661億円となり、県全体では約1,800億円に上っています。

このように県内各地に大きな傷痕を残した今回の記録的な大雨、これまでの大震とは違う面があったとも感じています。

平成24年の熊本広域大水害では阿蘇地域と熊本市、5年前の令和2年7月豪雨では県南地域というように、特定の地域に降雨や被害が集中する傾向にありました。しかしながら、今回は、県北、県央、県南、天草地域と、広範囲において線状降水帯による記録的な大雨となり、被害が拡大しました。

また、今回の浸水被害では、排水能力を大幅に上回る記録的な雨量や一部の排水機場が稼働しなかったことにより、内水氾濫が発生した地域もあります。外水氾濫に比べて建物への構造的な被害は少なかったものの、住宅や車の浸水、農畜産物等への被害も発生しています。

ゲリラ豪雨や線状降水帯など、雨の降り方は年々激しさを増してきているように感じます。今後も記録的な大雨が広範囲に降るのであれば、市町村の避難誘導や応急対応をサポートする県も、同時に並行で多くの市町村を支援していくケース

が増えてくると思います。

そこでまず、今回の大雨の初動対応においての県としての対応や今後の課題となった点について、知事にお尋ねいたします。

次に、今も多くの方が、生活再建や事業再建、営農再開等に向けて必死の復旧作業に取り組まれています。この動きに、行政や議会もスピード感を持って一緒に取り組んでいく必要があります。特に、被害が甚大な場合には、県や市、町だけでは対応が難しいことから、国等へのさらなる支援を求めていく必要があるとも考えます。

そこで、被災者の方々が一日も早く被災前の元の生活に戻ることができるよう、今回の被害状況を踏まえた今後の復旧、復興についての県の考えを知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 会派自由民主党代表質問、内野議員からの御質問、まず、県内に甚大な被害をもたらした8月の大震災への対応についてお答え申し上げます。

改めて、今回の記録的な大雨被害により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

まず、今回の災害における県の初動対応についてお答え申し上げます。

本県では、これまでの平成28年の熊本地震、令和2年7月豪雨などにより甚大な被害を受ける一方、その経験を生かし、県民の生命、財産を守る災害対応力の向上を図ってまいりました。

全国にもまれな県内全ての市町村が参加する豪雨対応訓練、また、警察、自衛隊、消防などと事前にシナリオを明かさないブラインド型の訓練を平時から徹底して実施し、関係機関との連携を強

化しております。

また、県と全市町村による統一した防災情報共有システムや発災後速やかに被災市町村へ情報連絡員を派遣する制度も導入しております。

こうした取組の結果、今回の災害においても、被災市町村や関係機関と速やかに初動対応の体制構築を行うことができました。

具体的には、例えば、天草につながる唯一の道である国道266号パールラインでの土砂崩れに対して、早期の道路啓開を行いました。各地で発生した孤立状態の解消、また、県や被災を逃れた市町村から今度は被災した市町村に応援職員を派遣したことによりまして、罹災証明書の発行、災害廃棄物処理の迅速化など、一日も早い生活再建に向けた力強い対応ができたと考えております。

ただ、一方で、幾つかの課題も明らかになっております。具体的には、これも議員が今御指摘いただきました、建物、農地への浸水被害や車両水没をもたらした内水氾濫への対応、また、被害情報を探し始めとする市町村との情報共有、ボランティアの確保などでございます。

今後、激甚化、頻発化する豪雨災害に備えるために、改善策を検討していく必要があると考えております。

そのため、今回の災害の一連の対応について、市町村や関係機関との意見交換を含めた検証を進めていきたいと考えております。この検証結果を今年度中に取りまとめて、今後の本県の災害対応力の向上につなげていきたいと考えております。

次に、今後の復旧、復興についてお答え申し上げます。

私は、これまで現場主義を政治理念に掲げております。まさに今回のような災害発生時にこそ、この現場主義という理念を最大限に發揮して行動すべきと考えました。

このため、発災直後の8月12日から22日までの間、11市町、計36か所の被災現場に出向きまして、懸命に復旧作業に取り組まれている被災者の方々や最前線で陣頭指揮を執っておられる首長の皆様方の生の声をお聴きいたしました。多くの現場で、今日御参加いただいている地元選出県議会議員の皆様に御同行いただきましたことにも感謝を申し上げます。ありがとうございました。

道路や河川、農林畜水産業、商工業など、様々な分野の甚大な被害状況を肌で感じ、この目に焼きつけるとともに、被災された皆様方の直面する課題もしっかりと把握いたしまして、今後の復旧、復興に何が必要であるかを明確にすることができました。

被害が甚大な分野にあっては、やはり国からの支援が必要でございます。県選出国会議員や県議会の皆様方、そして被災市町村と協議を行いまして、要望内容を早急に取りまとめ、いわゆるチーム熊本として、先月28日に石破総理大臣や関係省庁に対して緊急要望を行わせていただきました。

また、要望に先立ちまして、先月27日には、被災者の生活再建の支援など、緊急に対応が必要な予算について、総額86億円の専決処分をさせていただきました。

現在、各種施設の本格復旧に向けた経費などの精査を進めております。今後、今定例会への補正予算の追加提案も含めて、必要な対策を速やかに実行してまいりたいと考えております。

そうした中で、今後の復旧、復興を迅速かつ着実に進めていくために、今月25日、しあさってに復旧・復興本部を設置して、復旧・復興プランの作成に取りかかるることをここに表明させていただきたいと思います。

今後、この復旧・復興プランをできる限り早急に作成いたしまして、被災者の生活や事業の再建

に向けた様々な取組を強力に推進してまいります。それとともに、復旧、復興における課題の検証、そしてまた、こうした対策の進捗管理などを、部局横断でこの本部で行ってまいりたいと考えております。

引き続き、被災された方々の皆様にしっかりと寄り添いながら、一日も早い復旧、復興に向けて、県議会、被災された市町村の皆様方と連携して、全庁一丸となって取り組んでまいります。

以上です。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、知事の答弁の中で、今月の25日に復旧・復興本部を設置して、復旧・復興プランの作成に取りかかるとの表明がありました。ぜひ、その復旧・復興プランを、被災された方の生活再建や事業再開、営農継続等に向けての取組を力強く後押しするプランにしていただきたいというふうに思います。

同時に、今回の大雨被害では、これまでに災害時に備えて県内の市町村や警察、消防、自衛隊などと訓練等の様々な取組を行ってきた結果、先ほど知事の話にもありました、上天草市での通行止めの解消や罹災証明書の発行、災害廃棄物の仮置場の迅速な設置など、早く対応できた部分もありました。

しかし、質問で触れたように、内水氾濫への対応やボランティアの確保などの課題もあったというふうに思っています。そのため、こうした課題を検証し、今後の災害対応に生かすプラン、災害に強い熊本をつくっていくプランにもしていただきたいというふうに思っています。

今回の大雨被害については、先月28日に、高野議長、それから県選出国会議員の皆さん方と知事は、政府へ緊急要望に行かれました。我々県議会も、今回の大雨被害からの復旧、復興に向けて一

体となって取り組んでいきますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について質問します。

先ほど、県内に甚大な被害をもたらした今年8月の大雨被害への対応についての答弁をいただきました。今後の復旧、復興については、5年前に県南の球磨川流域に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の経験も生かされるものと考えます。

その球磨川流域では、国による流水型ダムの建設が計画されています。今月の11日に球磨川漁協臨時総会が開催され、ダム建設に伴う漁業補償契約案が可決されたとの報道に接しました。

組合員の皆さんには、豪雨災害が頻発し、防災インフラの整備は不可欠だ、ダム完成を最優先してほしいと理解を示される一方、ダムの効果や堆積土砂の影響など、説明がまだまだ不十分といった声も上がっていたようです。

以前の貯留型ダムでは、この漁業補償契約案が2度にわたり否決されています。今回の球磨川漁協の決議により、ダム本体工事着工に向けた大きな課題の一つがクリアされたと考えています。

また、国から事業認定の申請がなされたことを受け、9月5日から6日に事業の公益性等を判断するための公聴会が開催されました。人吉市の松岡市長、人吉市選出の我が党の溝口議員が、ダムに賛成の立場から公述を行われました。

溝口議員は、御自身や知事、市町村長、国会議員が流水型ダムを含む緑の流域治水の表明がなされた後の選挙で選ばれ当選していることから、流域住民の民意は、流水型ダムを含めた緑の流域治水を推進すべき、あるいはまちづくりの観点からも、次の世代が少しでも安心して暮らすためにも、ダム建設はやむを得ないということだと述べ

られました。

一方で、反対の立場の公述人からは、球磨川豪雨で多数の犠牲者が出たのは、支流の氾濫が大きな原因だ、球磨川と川辺川の合流点に架かる鉄橋付近が大量の流木でせき止められ、一時ダム化した後に決壊したことで浸水被害が拡大したなど、被害の原因を検証すべきであるといった意見も出されたと報じられていました。

先月8月の大雨では、私の地元の玉名地域だけではなく、熊本市、宇城、八代、天草地域でも大きな被害が発生し、地域住民の生命、財産を守ることの重要性を改めて認識しました。

地球温暖化の影響で、梅雨期や台風時に限らず、いつ、どこで線状降水帯による集中豪雨が発生してもおかしくない状況です。可能な限り早く必要な対策を進めてほしいと考えています。同じように、5年前に甚大な被害を受けた球磨川流域の住民の皆様も、対策を進めてほしいと切実に願っていらっしゃると思います。

球磨川流域では、国、県、市町村などあらゆる関係者が参画し、住民の安全、安心の確保に取り組んでいると認識していますが、さきに述べたような被害の原因を検証すべきであるといった意見等に対する考え方と川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の今後の見通しについて、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水についてお答え申し上げます。

議員御紹介のとおり、9月11日の球磨川漁協臨時総会で漁業補償契約案が可決されました。このことは、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一歩であると受け止めています。難しい判断であったと思われますが、組合員

の皆様方が真摯に議論を重ねられ、御判断をされたことに感謝申し上げます。

また、公聴会での御意見のように、流水型ダムの建設に対して、様々な御意見があることは私も承知しております。事業主体である国が丁寧に説明を尽くしていただくことが重要であります。県としても、協力してまいりたいと考えております。

そのため、まず、今回議員が言及されました意見等について、県としての考え方を御説明申し上げたいと思います。

令和2年7月豪雨災害の直後から、国、県、流域市町村が保有するデータのみならず、被災者の方々も含む民間が保有する様々な写真や動画の収集、さらには市町村職員や地元住民への聞き取り調査などもしっかりと行ってまいりました。

その後、それらの情報を基に、国や流域市町村とともに設置した検証委員会において、被害の状況、観測雨量、河川の観測水位、氾濫の形態、初動対応などについて、球磨川本川だけではなくて、県が管理する主要な支川についても、科学的、客観的な検証を行いました。

議員御紹介のとおり、よく疑問が呈されます人吉地区の支川については、球磨川本川の水位が上昇したことによって、そこに入り込む支川の水が本川に流れにくくなつたことで支川の水位が上昇して、本川と支川の合流部分である人吉市街部の大規模な氾濫が発生したことを検証いたしました。このことは、その後、球磨川水系河川整備計画の策定に当たって、球磨川水系学識者懇談会、ここにおいても、改めて専門的観点から科学的、客観的にこうした動きが確認されております。

また、くま川鉄道第四橋梁の大量の流木による、いわゆるダム化については、その下流にあります人吉大橋に設置されている危機管理型水位計

のデータから、閉塞、埋塞に伴う水位低下や短時間での極端な上昇といった現象は確認されておりません。その影響がないことも、科学的、客観的に確認されております。

さらに、国は、県の求めに応じまして法と同等の環境影響評価を行うとともに、堆積土砂への対策として、自然の川の流れにできる限り近づけるように、洪水調節操作のルールを工夫することとしております。

具体的には、洪水のピークが過ぎて下流の安全が確保できれば、ダムからの放流量を増やすことで、ダム洪水調節地内の貯水時間や冠水頻度を極力抑えたり、通常の出水時と同様に土砂を下流に移動させることとしており、大型水理模型を用いた実証が今続けられております。

流水型ダムにつきましては、引き続き、国において、令和9年度の本体基礎掘削工事の着手、そして令和17年度の完成を目標に、関連工事や本体設計、各種手続が進められていくことになると考えております。

県としましては、国に対して、ダム本体基礎掘削工事の早期着手とダムの早期完成、並びにダム建設に伴う環境への影響の最小化に引き続き取り組んでいただくよう強く求めていくとともに、流域市町村、流域住民と一体となって、この事業の方向性や進捗性をしっかりと確認して、県民の皆様に広くお知らせしてまいります。

現在、球磨川流域では、流水型ダム以外にも、様々な治水対策も着実に進んでおります。

国は、9月14日に、流域で3か所目となる人吉市中神遊水地の着工式を行いました。また、県でも、人吉市内を流れる御溝川で、人吉駅周辺を含む市街地の浸水被害を軽減するために、二次放水路の整備が令和6年度に完了するなど、県管理支川の整備も進めております。

さらに、川辺川の県管理区間の河川整備につきましては、前の議会で御報告いたしましたけれども、流水型ダムの完成目標である令和17年度までを目指して、集中的にこの県管理区間の河川整備にも取り組んでまいります。

今後も、球磨川流域の治水安全度の早期向上を図るため、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で新たな流水型ダムを含む緑の流域治水、これを着実に推進し、そしてまた、五木村、相良村をはじめとした球磨川流域の振興に向けた取組を全力で進めてまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、知事から、今月11日の球磨川漁協の臨時総会で漁業補償契約案が可決されたことについて、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一步であるとの答弁がありました。私も、これは同意見です。大きな判断をされた組合員の皆様には、私からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

今回の答弁では、支流の氾濫や球磨川と川辺川の合流点に架かる鉄橋付近で一時ダム化が起こったのではないかといった意見等については、科学的、客観的な検証により、そうではなかったとの答弁がありました。やはり大事なことは、データや専門的な観点から科学的、客観的に検証することだと思います。今回がまさにそうだったと思います。

今後、流水型ダムについては、国において、令和9年度着工、令和17年度の完成を目標に進められていくと思います。

そして、ダム本体だけではなくて、知事の答弁にもあったとおり、球磨川流域では、今月14日に人吉市中神遊水地の着工式がありました。また、人吉市内を流れる御溝川で、市街地の浸水被害を軽減する二次放水路の整備も昨年度に完了してい

ます。

このように、遊水地や二次放水路、河道掘削や拡幅、引き堤なども含む緑の流域治水を着実に進め、球磨川流域の住民の皆様の生命、身体、財産を守り抜くための取組を全力で進めてほしいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備について質問します。

先月29日、防衛省は、初の国産長射程ミサイル12式地対艦誘導弾能力向上型を熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地に今年度と来年度に配備すると発表しました。

この12式地対艦誘導弾能力向上型は、スタンドオフミサイルと呼ばれ、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊に対し、敵の防空システムから離れた安全な場所から対処することができる長射程ミサイルの一つです。

そのため、こうした能力を保有するスタンドオフミサイルの配備は、相手に攻撃を思いとどまらせる抑止力を得ることができ、我が国に対する武力攻撃そのものの可能性を低下させることができます。

現在、我が国の安全保障環境は、今年度の防衛白書の冒頭に「国際社会は戦後最大の試練の時を迎えており、戦後最も厳しく、複雑な環境に直面しています。

例えば、中国は、軍事力を年々増強させ、尖閣諸島を含む東シナ海や南シナ海、太平洋などで活動を活発化させています。北朝鮮も、我が国を含む国際社会の強い抗議や警告を無視し、大量破壊兵器や弾道ミサイルを増強し、弾道ミサイルの発射を強行しています。また、ロシアは、ウクライナ侵攻を継続するとともに、北方領土を含む地域での活発な軍事活動を継続しています。

このように、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく、複雑なものとなっています。

このような状況を踏まえ、国においては、2022年に、国家安全保障戦略、国家防衛戦力、防衛力整備計画のいわゆる安保3文書を改定し、国民の命と平和な暮らし、我が国の領土、領海を断固として守り抜くため、防衛力の抜本的強化に取り組んでいます。

私自身も、国民の命と平和な暮らしを守るために、すなわち我が国を防衛するために、防衛力の強化は必要だと考えています。そして、今回の健軍駐屯地への12式地対艦誘導弾能力向上型の配備も、その一環だと認識しています。

今回配備される12式地対艦誘導弾能力向上型は、健軍駐屯地内に固定のミサイル発射装置等を整備して運用されるものではなく、車両搭載型の発射装置から運用されるものです。そのため、特定の場所への配備、今回のケースでいえば、健軍駐屯地への配備をもって、その場所で運用することになるわけではありません。

しかし、そうは言っても、今回の12式地対艦誘導弾能力向上型が健軍駐屯地に配備されることに、心配や不安を感じている方がいらっしゃることも事実です。そのため、丁寧な説明を行っていくことも大事です。

防衛省から、12式地対艦誘導弾能力向上型を今年度から健軍駐屯地に配備することが発表された8月29日、九州防衛局長が県庁を訪れ、知事に直接説明をされたと聞いています。

そこで、健軍駐屯地へのスタンドオフミサイル配備に関する知事の所感と県民に不安や心配が広がらないよう国への働きかけ等について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 私は、戦争の惨禍を決して繰り返さないよう、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、国の積極的な外交努力により国際社会の平和と安定を築くことが何より重要であると考えております。

そうした中、現在、我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、国による防衛力強化の取組は、外交努力と併せて、他国の脅威から国民の安全と国土を守るためにものであると認識しております。

もとより国防に関することは国の専管事項であり、今回のスタンドオフミサイルの整備計画は、国や国会においてこれまで議論され、結論が出されたものでございます。

本県には、陸上自衛隊西部方面総監部が健軍駐屯地に配置され、防衛の重要な拠点の一つとなっております。

去る8月29日、九州防衛局から、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルの一つである12式地対艦誘導弾能力向上型を今年度及び来年度に配備するとの説明を受けました。

また、同様に、スタンドオフミサイルの一つである島嶼防衛用高速滑空弾については、今年度から静岡県、来年度から北海道及び宮崎県に配備する計画とのことでございました。

スタンドオフミサイルの配備は、相手方の攻撃を思いとどまらせるための抑止力を得るものであり、また、訓練等を含めたその運用については、地元住民に危険が及ばないよう、安全対策に万全を期していくとの説明も受けました。

ただ、一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じておられる県民がおられることも事実でございます。

これまで、本県は、自衛隊と強い信頼関係を構築してまいりました。地震や豪雨の大規模災害時

には、災害派遣の要請に対して直ちに出動いただきまして、多くの被災者を救出していただきました。

私は、熊本県において長年築かれてきたこの自衛隊と県民との信頼関係が崩れることがないよう、九州防衛局に対して、県民に分かりやすく、丁寧な説明を行うよう要望いたしました。

九州防衛局では、本県からの要望を踏まえ、速やかにスタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置ですとか、Q&Aのホームページへの掲載などの対応をしていただいたところです。

引き続き、国に対して、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく、丁寧な説明を行うとともに、運用に当たっても、安全対策の徹底、住民生活に配慮した取組を要望してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 質問の中で述べましたが、繰り返しになりますが、私は、日本の安全保障を取り巻く環境を考えたときは、防衛力の強化は必要だと思っています。そして、その一環として、今回、スタンドオフミサイルの配備だというふうに思っています。

今年度と来年度、健軍駐屯地に配備されることになったこのスタンドオフミサイルの一つ、12式地対艦誘導弾能力向上型は、先ほども言ったように、固定のミサイル発射装置等を整備して運用するものではなく、車両搭載型の発射装置から運用されるもので、移動式であります。また、さらに、健軍駐屯地には、もう既に1998年から第5地対艦ミサイル連隊が配備されています。

しかし、配備に不安を感じる方がいらっしゃるのも事実です。先ほど答弁にあったとおり、現在、九州防衛局のホームページにスタンドオフミサイルの配備についての相談窓口やQ&Aが掲載されています。私自身も実際に見ました。これが

県からの要望だったというのは、初めて知りました。

私たちも、こうした相談窓口やQ&Aがあるということを多くの方に知らせていかなければならないかなというふうに思っていますし、県も告知等をしてほしいというふうに思っています。そして、引き続き、九州防衛局には、丁寧な説明を行うよう要望もしていただきたいというふうに思います。

続きまして、熊本県立大学における半導体関連人材の育成について質問します。

昨年12月に、TSMCの日本法人JASMの第1工場がついに量産を開始しました。そのJASM第1工場には、今年の4月、前年度の2倍以上となる527人が入社しました。これまでに入社した人や台湾のTSMC、出資しているソニー等からの出向者を含めると、事前の発表どおり、既に1,700人ほどの方が働いていると見られています。

半導体工場の新設に必要とされているリソースは、電力、水資源、資金、そして人材と言われています。JASM第1工場が所在する菊陽町は、電力供給も安定し、地下水も豊富です。資金も、国が最大4,760億円の助成を決定しました。さらに、今後のJASM第2工場の建設にも、国が最大7,320億円の助成を既に決定しています。今後、JASM第2工場の着工、そして着工後の本格稼働、さらには半導体関連産業の集積により、新たな人材の需要は、本県だけでも数千人以上と見込まれています。

このような中、これまでに、熊本大学や県立技術短期大学校における新たな学部、専攻、学科等の開設、また、県立水俣高校における半導体情報科の設置など、県内の教育機関で半導体分野の人材育成に向けた動きも加速しています。

それでも、北九州市などの九州内のほかの多くの自治体が半導体工場やその関連工場を誘致するなどの動きや、少子高齢化や人口減少が年々進展し、そもそも働き手の世代が少なくなってきた現状もあり、九州半導体人材育成等コンソーシアムが九州内の企業を対象に実施したアンケート調査によると、九州内でこの先数年にわたって毎年1,000人単位の半導体関連人材が不足する見込みとなっているそうです。こうしたことからも、高い技術力を持つ人材の確保と育成が喫緊の課題だということです。

こうした中、知事は、6月定例会で、我が党の橋口議員の一般質問に対し、県立大学とともに、半導体関連人材の育成に係る新たな学部の設置も含めて、スピード感を持って本格的な検討を進め、今年の秋までにその方向性をお示ししたいと答弁されました。

また、本年6月16日には、県庁内で熊本県立大学と半導体関連人材育成強化に係る共同記者会見も開かれています。その記者会見には、知事のほか、県立大学の黒田理事長、堤学長も出席されています。

その記者会見では、県立大学側から、半導体関連人材の供給は逼迫している、半導体を作る人材だけではなく、半導体をどのように活用して社会に役立てるか、ユースケースを考える人材も必要、新たな教育組織の検討を進めるなど、県立大学で検討を行うに至った背景や検討の必要性について説明があったと聞いています。そして、知事からは、熊本県における半導体関連人材の育成の重要性と県立大学に対して期待する旨の発言があったとも聞いています。私自身も、この県立大学の動きに大いに期待している一人です。

そこで、県立大学における半導体人材育成に関する検討状況について、知事にお尋ねいたしま

す。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） お答えいたします。

県立大学では、黒田理事長の陣頭指揮の下、6月上旬から、堤学長を委員長とする検討委員会で、半導体関連人材の育成について検討を進めてこられました。

また、県においても、大学事務局に2名の職員を追加派遣するなど、県立大学と連携して検討の加速化を図ってまいりました。

そうした中、先般、検討結果がまとまり、新たな学部として、仮称ですが、半導体学部の開設を目指すことを理事会で決定したという報告を大学から受けました。

新たな学部は、1学年60名を定員とし、令和9年4月の開設を目指して、今年度末までに文部科学省への認可申請を大学が行うこととしております。

また、今後の少子化の動向などを踏まえ、認可申請に当たっては、既存のほかの学部との調整を行いまして、大学全体での定員は維持することといたしました。

なお、教育や研究に係る施設については、現在の月出キャンパス内の建物を最大限活用することとしていますが、学部の開設に伴い新たな施設整備も必要であることから、その設計のための予算を今定例会にて追加提案する方向で最終的な調整を行っているところでございます。

この半導体学部では、半導体に関する専門知識や技術だけではなく、半導体に関わる様々な分野について横断的に知識を修得し、半導体を活用して課題解決を図ることで、地域社会や国際社会の発展に貢献する人材の育成に取り組むことになります。

また、認可されれば、全国初の半導体学部とな

ります。国内外から優秀な教員や学生が集まることで、新たな半導体教育、研究の拠点として、新生シリコンアイランド九州の発展にも寄与すると考えております。

私も、県内企業の人材確保や県内への半導体関連企業の集積はもちろんのこと、今年3月に策定しましたくまもとサイエンスパーク推進ビジョン、この実現に向けて、半導体学部の開設に大きな期待を寄せております。

県としても、令和9年4月の学部開設を目指し、県立大学とさらなる連携を図りながら、半導体関連人材の確保、ひいては半導体関連産業を通じた県勢のさらなる発展に、着実に取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、知事から、仮称ですが、半導体学部の開設を目指すと、熊本県立大学の理事会で決定した旨の報告を受けたと答弁がありました。具体的には、1学年60名、再来年、令和9年4月の開設を目指すとのことでした。

そして、早速、知事から、施設整備も必要なため、設計のための予算を追加提案する——今定例会にですね。方向で調整中との答弁もありました。これは、新生シリコンアイランド九州を目指している本県にとって、とても歓迎すべきことだというふうに思っています。

新生シリコンアイランド九州の成功と発展のためには、半導体関連企業の集積だけではなくて、やっぱり高い技術力を持つ人材の確保と育成、半導体教育と研究の拠点も必要です。

実際に、世界を見渡すと、シリコンバレーには、スタンフォード大学をはじめとする複数の大学があります。TSMCの本社がある台湾の新竹市にも、国立清華大学や国立陽明交通大学などがあります。今後、熊本大学や県立技術短期大学校

に加え、熊本県立大学にも半導体の学部が開設となれば、相乗効果が発揮され、人材や企業の集積も期待されます。

再来年の4月に新学部開設となれば、もうそれほど時間はありません。ぜひ、県立大学とも連携しながら、スムーズに学部開設ができるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、県有スポーツ施設の整備について質問します。

県有スポーツ施設の整備については、これまで県議会において、会派を問わず多くの議員が取り上げてこられました。県民の皆様の中でも関心が高く、重要課題と認識されてきたからにはかなりません。

木村知事が県知事に就任し、本格的な議論の始まりとなった令和6年6月定例会の代表質問では、我が党の前川議員が、木村知事にしかできないこと、新しい熊本、くまもと新時代に当てはまるものとしてスポーツ施設の整備を挙げられました。

さきの6月議会の一般質問でも、3名の議員が県有スポーツ施設に関する質問を行い、スポーツ施設の整備は、知事が公約に掲げた重要施策であり、検討作業を急ぐべき、早急に方向性を示すべきといった内容の質問がなされました。

こうした県民、県議会の関心の高さを受け、7月に行われた参議院議員選挙においても、我が党では、くまもと自民党政策集の中で、熊本の成長に向けての3つの約束の一つとして、スポーツ施設の整備に向けて全力で取り組むことを政策に掲げ、街頭演説等で多くの皆様に訴えてまいりました。

このような状況を受け、知事は、これまでの県議会の中で、スポーツ施設の整備は、熊本県政の残された課題と認識し、しっかりと取り組んでい

かなければならない、しかし、県の力のみで実現できるものではないので、市町村や民間とも十分に連携しながら方向性を検討していかなければならぬ、方向性を決めるに当たっては、スポーツをする側、見る側双方の視点に加え、地域のまちづくりや地方創生を目指す上で有する価値などを含めて議論を尽くしていく必要があると答弁されてこられました。

さらに、昨年7月に設置された公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議における議論を踏まえたさきの6月議会では、そろそろ会議としての御意見を取りまとめていただく時期に来ているのではないかと打診されたこと、県としては、検討会議での御意見等を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたい、優先順位をしっかりと判断し、取りかかることができるものから時間的緊迫性を持って取り組むと、一步踏み込んだ答弁をされました。

そして、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議における議論が始まって1年が経過、今月1日、ついに検討会議の提言書が取りまとめられ、知事に提出されました。

その提言書では、県立総合体育館、リブワーク藤崎台球場、熊本武道館、えがお健康スタジアムの4つの県有スポーツ施設について、方向性が提言されました。

知事は、この提言を受け、大きな次の一步を踏み出す時期に来たと述べられたと聞いています。まさに決断のときです。

そこで、県有スポーツ施設の整備に関する今後の方向性についての考えを知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 県有スポーツ施設の整備についてお尋ねいただきました。

スポーツは、県民の健康増進に加え、人々に夢や感動をもたらすだけではなく、子供たちに未来への希望を育むなど、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たしております。

県内からは、様々な競技で多くの優秀なスポーツ選手が輩出され、また、プロスポーツも盛り上がりを見せており、熊本に誇りや活力をもたらしております。

このような状況から、県有スポーツ施設については、県民から施設の再整備を求める声があり、県議会においても、多くの議員から質問をいただいてきたところでございます。

昨年までの蒲島県政においても、総合戦略に位置づけ、県有スポーツ施設の再整備に向けて検討を進めてまいりました。しかし、度重なる災害からの創造的復興やT S M C 進出効果の最大化など、対応すべき課題が山積しており、任期中の再整備を断念されました。

私は、蒲島県政から託された重要課題の一つとして、老朽化が進む4つの県有スポーツ施設の整備の方向性を私の知事任期中に決定するため、専任部署と有識者による検討会議を設置し、これまで検討を進めてまいりました。

そして、議員御指摘のとおり、さきの6月議会において、検討会議での御意見等を踏まえ、県としてできる限り早期に方向性を決定していくこと、取りかかることができるものから時間的緊迫性を持って取り組むことと答弁したところでございます。

また、検討会議に対して、早急な意見の取りまとめを打診いたしまして、当初の想定よりも早い9月1日に提言をいただいたところでございます。

そして、このたび、提言書についてしっかりと吟味し、県としての方向性を決定いたしましたの

で、ここにお答え申し上げます。

これからスポーツ施設は、スポーツをする側の視点はもとより、見る側の視点も重要であると考えております。また、県有スポーツ施設の再整備に当たっては、地域のまちづくりや県内全域にもたらす地方創生への効果に加え、民間事業者の参画や県の財政負担軽減の可能性などについても考慮する必要がございます。

このような認識の下、まず、藤崎台県営野球場については、屋内練習場の整備など、求められるニーズに対応するために必要な面積の確保や現地再整備における各種法令などのハードルの高さから、移転再整備といたします。移転先については、公募し、実現可能性や県への財政負担などを精査してまいります。

次に、熊本武道館は、老朽化の状況や競技団体からの要望などを踏まえまして、空調設置などの利用環境の改善といった改修を進めることといたします。

また、県立総合体育館は、一般利用に加え、プロスポーツや国際大会への対応、コンサートなど収益性の高いイベントへの活用、交通利便性の高さなどを踏まえ、アリーナ建設として現地再整備を行います。

最後に、陸上競技場については、ラグビーワールドカップ2019の開催に合わせて既に改修を行っているため、現状維持とし、最大の課題である交通アクセスの改善に取り組みます。

次に、それらの優先順位についてです。

天候に左右されず、様々な用途に活用できる汎用性の高さ、また、民間事業者の参画可能性などを総合的に勘案し、県立総合体育館の再整備を最優先とし、次いで藤崎台県営野球場といたします。

また、熊本武道館の空調設置等の改修について

は、近年の酷暑化の傾向を踏まえ、安全な利用環境の確保という観点から直ちに取り組むこととし、設計に係る予算について、今定例会で追加提案する方向で最終的な調整を行っております。

各種施設の老朽化や施設に求められるニーズへの対応は、待ったなしの状況でございます。今日、ここに、県有スポーツ施設の再整備に着手することを宣言いたします。

県としては、県有スポーツ施設の再生により、県民の活力向上や地域を豊かにするスポーツの産業化が進み、国内外からの交流人口を引き寄せ、くまもと新時代を県民とともにつくることができるよう、スピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、知事に、県有スポーツ施設の再整備について着手すると、力強く宣言をいただきました。

この県有スポーツ施設の整備については、蒲島知事の時代から議会でも何度も取り上げてこられました。しかし、多分いろんな事情があったのでしょう。検討はされたものの、県としての方向性を示すことはありませんでした。今回、木村知事に決断いただいたことに、心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、今回の方向性の決定に当たっては、スポーツをする側の視点だけではなく、見る側の視点も重要であり、地域のまちづくりや県内全域にもたらす地方創生の効果に加え、民間事業者の参画や県の財政負担軽減の可能性なども考慮する必要があったとありました。まさにそうだと思います。

そして、その認識の下、県立総合体育館をアリーナ施設として現地に再整備すると表明されまし

た。県立総合体育館は、上熊本駅に近くて利便性もよく、屋内施設であるため天候に左右されることなく、スポーツイベントだけではなくて、コンサート等のイベント興行にも適しています。特に、本県は、福岡などに比べると、1万人規模のコンサートなどの興行ができる屋内施設はありませんでしたので、そのため最優先に整備することも私は理にかなっているというふうに思っています。

その他、藤崎台県営野球場は、移転再整備、えがお健康スタジアムは、現状維持し、アクセス改善に取り組む、熊本武道館については、空調などの利用環境の改善に取り組むとの方向性が示されました。そして、熊本武道館については、早速、空調設備などの改善の設計に係る予算を今議会に追加提案する方向で最終的な調整に入るということであります。スピード一対応していただいているというふうに思います。

詳細については、今後詰めていかなければならない点もあると思います。しかし、今回のこうした知事が示された方向性と決断が、スポーツによる本県の活性化に大いにつながるというふうに私は思っておりますので、引き続きよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、空港アクセス鉄道について質問します。

私が空港アクセス鉄道について質問を行うのは、令和3年6月定例会での一般質問以来4年ぶり2回目です。

私は、当時の質問で、熊本県議会議員になるまで、飛行機を利用する場合は、阿蘇くまもと空港ではなく福岡空港を利用していました、それはなぜか、すばり、阿蘇くまもと空港が不便な空港だと認識していたからです、不便というのは、便数や路線数が多い、少ないということではなく、アクセスに関する不便さです、福岡空港へと行く場

合は、九州新幹線やJRの在来線、西鉄電車、自動車など幾つもの交通手段があります、それに比べ、阿蘇くまもと空港へと行く場合は、自家用車利用のほぼ一択のみですと述べました。この認識は今も変わっていません。

しかし、当時に比べると、遠い未来のものと思っていた空港アクセス鉄道の実現が、大きく近づいてきているように感じられるようになってきました。

空港アクセス鉄道のルートが、令和4年12月に肥後大津ルートでの整備方針と決定されてから約3年が経過しようとしています。以来、県では、鉄道整備に向けた調査検討を進めてこられました。そして、本年6月県議会において、500メートル幅に絞り込んだ概略ルートが公表され、阿蘇くまもと空港での新駅についての概要も徐々に見えるようになってきました。

TSMCの進出以降、関連する企業の立地も相次ぎ、それに呼応する形で豊肥本線沿線には、住宅地やホテル、商業施設の建設が続々と続いています。さらに、菊陽町では、新駅を核とした新たなまちづくり構想として、マンションや住宅地、商業施設などの生活基盤整備、アーバンスポーツ施設等の公園拡張整備、大学、研究機関等の誘致を目指す知の集積拠点の整備を含めた土地区画整理事業が進められています。また、大津町でも、肥後大津駅を中心としたまちづくりの基本計画が策定され、JR九州も、肥後大津駅付近での賃貸オフィスビルの建設計画を先日発表されました。

このように、豊肥本線沿線地域における投資や開発は、今後もその勢いを増していくことが予想をされています。

また、阿蘇くまもと空港においては、令和6年度の利用者数が369万人と、過去最多を記録しています。中でも国際線の利用者が大幅に伸び、海

外就航路線は、6路線、週42便にまで拡大し、令和6年度における国際線利用者数は約48万人で、過去最高であった令和5年度比の約2倍となり、令和5年度から2年連続で過去最高を記録しています。

こうした急速かつ著しい地域の発展を持続可能なものとするには、鉄道などの公共交通の充実拡大が欠かせません。特に、半導体関連企業集積地を通るJR豊肥本線は、重要な役割を果たすものと考えています。

さらに、将来の空港利用者622万人の計画を考えたとき、空港内駐車場での対応では限界があり、JR豊肥本線に接続を予定している空港アクセス鉄道が鍵であり、その整備は早急に進めいかなければならないと考えます。

そして、空港アクセス鉄道が、県民にとって、また、熊本を訪れる方々にとって、利便性と快適性を兼ね備えた移動手段となるためには、ダイヤや輸送力全体を見据えたJR九州の主体的な参画が重要な鍵となるのではないでしょうか。特に、より早い速達性が望まれる快速運行の実現に向けては、単線であるJR豊肥本線の機能強化も検討すべきだと考えます。

そこで、現在、県が精査を進めている空港アクセス鉄道の概算事業費や費用便益分析、いわゆるB/C等の調査結果について、そしてJR九州との協議の状況について、さらに、今後の空港アクセス鉄道の進め方について、以上3点、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 空港アクセス鉄道整備に向けた取組状況についてお答え申し上げます。

世界的半導体企業TSMCの本県進出を契機に、JR豊肥本線沿線地域の企業の集積や商業、宅地開発はかつてないスピードで進んでおり、熊

本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港の国際路線の就航便数や旅客数も、これまで考えられなかつたほどの飛躍的な伸びを見せております。

このような中、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善対策と半導体集積地域の重要な交通インフラとして進めてきた空港アクセス鉄道の整備につきましては、本年6月の定例会において、その概略ルートをお示ししたところでございます。

その後、今定例会での公表に向けて、事業費の精査、需要予測の精緻化、そして運行等に関するJR九州との協議、これを精力的に進めてまいりました。

その結果、事業費や鉄道事業としての事業性を測る上で大事な費用便益分析、いわゆるB／Cの取りまとめ、そして、実際の鉄道の運行主体を誰が担うかなどのいわゆる運行形態についての調整、これらが整いましたので、その概要を御説明申し上げます。

まず、整備に係る事業費についてです。

令和4年度に公表した肥後大津駅ルートの概算事業費は、410億円でした。その後、4年間での物価上昇の反映や具体的な施工方法の精査を行った結果、新線区間6.8キロの事業費は、約610億円になりました。これに加えて、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高めるためには、議員御指摘のとおり、豊肥本線の機能強化が必要と考えております。これらに要する経費が約60億円との試算結果となっております。

次に、需要予測とB／Cについてでございます。

令和4年度時点での需要予測は、1日当たり約4,900人、そしてB／Cは1.03でございました。

今回、国のマニュアルに定められた手法と鉄道需要予測に関する専門家の御意見に基づいて、直近の沿線の開発状況や快速電車、この運行も反映

した最新の需要予測モデルを構築し、改めて算定をしたところでございます。

その結果、需要予測は、1日当たり約6,500人、そしてB／Cは1.21となりまして、物価上昇等で増額となった事業費を踏まえても、十分な事業性が確保される結果となったと考えております。

次に、新線区間の運行形態についてでございます。

令和4年度にJR九州と取り交わしました肥後大津ルートに係る確認書においては、三里木ルートでは実現できなかった上下分離方式も検討することとしておりました。

これを踏まえて、最新の需要予測を基に運行形態についてJR九州と協議を重ねました結果、従来検討していた県が新たに設立する第三セクターからJR九州への運行委託方式と比較して、JR九州自らが運行主体となり、既存路線と一体的に運行することで、よりよい路線としての成長が期待できる上下分離方式を採用する方向でJRとの協議が調いました。

以上が今回御説明する空港アクセス鉄道に係る検討結果の概要ですが、より詳細な結果につきましては、今定例会の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会、いわゆる高速特委、そして総務常任委員会において、担当部局から丁寧にまた御説明を差し上げたいと思っております。

最後に、今後の取組につきましては、国への鉄道事業の許可申請に向けて、事務協議を加速させてまいります。また、整備主体となる法人の設立に向けた準備も、併せて進めてまいります。

さらに、国による財政支援、この点につきましても、国家戦略である半導体集積に資するインフラ整備でございますので、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の対象としていただけるよ

う、引き続き国に強力に働きかけてまいりたいと考えております。

この空港アクセス鉄道の整備は、議員も御指摘いただきましたとおり、本県がシリコンアイランド九州の中心としてさらなる発展を遂げるために必要不可欠な事業でございます。事業費の精査、そして需要予測の精緻化、また、JR九州との協議によって、空港アクセス鉄道整備に向けたミッションは大きく前進したと考えております。

一日も早い開業に向けて、まずは令和9年度からの着実な整備着手ができるよう全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御支援、御協力をよろしくお願ひいたします。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 空港アクセス鉄道について、今知事から新たに3つのが示されまして、1点目が、肥後大津駅ルートの概算事業費です。

これは、何日か前、幾つかのメディアが先行報告していましたが、県が正式に公表したのはまさに今なんですね。今なんです。それによると、令和4年度公表の410億円から、物価上昇の反映等を行った結果、610億円になったと。さらに、豊肥本線の機能強化を行う上で60億円の経費が必要になると。

そして、2点目が、需要予測とB／Cですね。令和4年度時点の需要予測は、1日当たり約4,900人、B／Cは1.03だったものが、今回の需要予測では、1日当たり約6,500人、B／Cは1.21へとなったと。

そして、3点目が、運行形態について、JR九州と協議した結果、上下分離方式を採用する方向で協議が調ったとのことでした。

私は、今回の県の公表で、概算事業費は増えましたけれども、需要予測やB／Cの結果からも十分な事業性が確保される結果となっているため、

一日も早い開業に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

質問でも述べましたが、現在の阿蘇くまもと空港は、決して利便性のよい空港とは言えません。空港の利便性のよさは、その都市の魅力のよさにもつながると私は思っています。私たち熊本県民だけではなくて、インバウンドも含め、熊本に来ていただく方が、利便性もよく、便利な空港だと認識していただくと、リピートにもつながり、熊本の活性化にもつながります。

今後、空港アクセス鉄道が早期に開業できるよう、国からの支援も含め、県議会も県と一体となって取り組んでいきますので、引き続きの力強い取組をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策について質問します。

セミコンテクノパーク周辺では、世界的な半導体需要の高まりを背景に、TSMCなどの企業進出が進み、本県の産業振興に対する期待が大きく高まっています。

こうした中、JASM第2工場の着工が、交通渋滞の問題を理由に延期されたといった報道が一部で流れました。結果的には事実と異なる内容でありましたが、交通環境が企業活動に与える影響の大きさを実感する契機となりました。

これまで多くの議員の方々がセミコンテクノパーク周辺の渋滞問題を取り上げてこられましたが、企業活動や生活環境への影響を踏まえ、改めて渋滞対策についてお尋ねしたいと思います。

現在、セミコンテクノパーク周辺地域では、JASM第1工場の量産開始に続き、第2工場の着工も予定されている中、工業団地の整備や大規模な土地区画整理事業などの計画も進められ、今後も産業集積は進展すると見込まれています。この

のような動きは、さらなる雇用の創出や地域産業の活性化が期待され、県内経済への波及効果も極めて大きいものと考えられます。

県においても、昨年12月に策定したくまもと新時代共創総合戦略において、世界に伍する産業拠点熊本の創出を重要施策の一つとして掲げるとともに、本年3月にはくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定し、産業拠点や産学官連携の拠点整備など、積極的な取組が進められています。

一方で、企業集積の進展に伴い、通勤車両や工事関係車両の増加が見込まれる中、渋滞解消はくまもとサイエンスパークの実現にも直結する重要な課題です。

また、渋滞の解消は、企業活動の円滑化のみならず、地域住民の安全、安心な暮らしの確保にも資するものであり、地域の持続的な発展を図る上でも、渋滞対策の重要性はより一層高まっています。

熊本都市圏の渋滞解消に向けては、渋滞解消推進本部が設置され、道路整備などのハード対策に加え、公共交通への転換や通勤行動の変容を促すソフト対策など、府内一丸となって多角的、総合的な渋滞対策が積極的に推進されています。

こうしたハード、ソフト両面の渋滞対策は、企業集積の進展、ひいては県内経済の活性化に寄与するものであり、計画的かつ継続的に推進することが重要です。加えて、県の取組状況や今後の展望を県民や企業に示していくことも、企業活動や地域住民の安心感を高めることにつながるものと考えます。

そこで、さらなる企業の集積が見込まれる中、改めてセミコンテクノパーク周辺における渋滞対策の取組状況と今後の展望について、担当副知事でいらっしゃいます亀崎副知事にお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策につきましては、くまもとサイエンスパークを実現していく上で極めて重要な課題であると認識しております。

このため、県におきましては、渋滞解消推進本部を設置しまして、道路施策と公共交通施策を車の両輪と位置づけ、中長期的な対策を進めながら、即効性のある短期的な対策を重点的かつ効率的に進めております。

まず、道路施策、すなわち車の流れをよくする取組につきましては、短期的な対策としまして、信号制御と連携した交差点改良を進めております。

セミコン周辺エリアでは、令和9年度までの完成を目指して県道大津植木線など16か所で事業を実施しております、年内に3か所を供用開始する予定でございます。これにより、朝夕のピーク時間帯の通過時間の短縮や安全性の向上を図ってまいります。

さらに、バスベイの整備による交通の円滑化対策を県道熊本菊陽線など10か所で進めております。既に供用を開始した2か所では、バス停車時の後続車両の流れがスムーズになるなど、改善効果が現れております。

また、中長期的な対策としまして、企業集積に伴う今後の交通需要も見込んだ上で、基幹的な道路ネットワークの整備を強力に推進しております。

特に、JASM等が立地する県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路と接続する合志インターチェンジアクセス道路につきましては、新設されました交付金を活用し、最優先で取り組んでおります。用地交渉開始から1年という短い期間で工事着手の準備が整い、明日には着工式を執り行

います。令和10年度の完成を目指し、整備を加速してまいります。

また、菊陽町と連携して整備を進めております県道新山原水線は、セミコン周辺の縦軸を強化する新たな道路でございます。完成後は、原水北交差点の滞留長が約8割減少する見込みであり、渋滞緩和への効果が極めて大きいと考えております。現在、JR豊肥本線をまたぐ橋梁工事など本格的に事業を展開しており、令和8年度の完成に向けて着実に進めてまいります。

さらに、国が進める中九州横断道路は、九州縦貫自動車道などと一体となって循環型高速交通ネットワークを形成し、県等が進める道路整備との相乗効果によるセミコン周辺の渋滞緩和はもとより、TSMCの進出効果を県内各地、さらには九州全域へ波及させる極めて重要な路線でございます。

このため、県としましても、国に早期完成を強く働きかけていくとともに、用地の先行取得など最大限の力を尽くしてまいります。

特に、公共交通施策では、公共交通への転換を促すための取組としまして、JR豊肥本線の輸送力強化と二次交通の充実が有効と考えております。これまでの列車の増便、増結に加えまして、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高める観点からの鉄道施設の改良など新たな対策につきまして、今般JR九州との協議が調いました。

この輸送力強化と併せまして、駅からの二次交通の充実に向けて、セミコン通勤バスの運行、大津町通勤バスの実証実験などを進めており、企業等の協力を得ながら、さらなる通勤行動の変容を促進してまいります。

さらに、交通量の分散に向けて、短期的対策として渋滞対策パートナー登録制度を創設し、今月から1万人のオフピーク通勤を実施しており

ます。セミコン周辺企業を含め、既に264社に登録をいただきました。登録企業等では、時差出勤や通勤時間帯等を避けた工事用車両の通行など、渋滞緩和に向けた取組を進められており、今後は、データに基づき効果を検証し、成果の見える化を図ります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消は、地域住民の安全、安心の確保にも資するものであり、未来にわたる持続的発展に向けて不可欠な課題でございます。今後とも、渋滞対策の進捗や効果を積極的に情報発信しながら、国、県、地元自治体、そして企業が一体となって、道路施策と公共交通施策を総力戦で迅速かつ強力に推進してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 ありがとうございました。

さつき質問でも述べましたが、結果的に事実と異なる内容でしたが、JASM第2工場の着工が交通渋滞の問題を理由に延期されるという報道が一部で流れました。そのときにふと思い出したのが、熊本都市圏の渋滞による経済的損失が、毎年、年間2,890億円に上るという試算のことでした。企業活用や物流を考えたときに、渋滞問題というものは想像以上に大きな問題だということです。

明日、県が整備を進めている大津植木線多車線化と合志インターチェンジアクセス道路の着工式が開催される予定となっています。今後も、信号制御や公共交通へのシフト、時差出勤などのソフト対策の推進も合わせ、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策について、迅速かつ強力に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと時間の関係もあるので、早速、次にちょっとと行かせていただきます。

県立高等学校あり方検討会の提言について質問

します。

本県では、平成19年に、県立高等学校再編整備等基本計画に基づき県立高校の再編整備等が実施され、当時61校あった県立高校が、現在は50校となっています。また、令和3年県立高等学校あり方検討会の提言に基づき、県立高校で学ぶ全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある学校づくりが進められ、マンガ学科や半導体情報科の設置、国際バカロレアの候補校認定等に結びついています。

一方、再編整備等計画時の平成19年当時に1万9,616人いた中学3年生が、令和6年には1万6,332人にまで減少しています。さらに、これから13年後の令和20年には、1万1,504人にまで減少すると予想をされています。

このように、少子化の進展は止まらず、定員割れが続いている熊本市外の県立高校は、今後も厳しい状況が続くものと思われます。

こうした中、県教育委員会では、昨年7月に外部有識者から成る県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、おおむね10年先を見据えた県立高校の在り方について、議論を重ねてこられました。

しかし、県立高校あり方検討会で議論を重ねていく中で、国における私立高校の授業料実質無償化などの新たな動きもあり、高校教育は今後大きく変わっていく転換期へと入ってきました。実際、6月に閣議決定された国の骨太の方針の中で、高校教育改革の実現に向けた施策が位置づけられています。そして、その具体的な内容は、今後検討していくとされています。

さらに、私立高校の授業料無償化のみならず、デジタル併願制の検討や高校教育改革に関するグランドデザインの検討など、国における高校教育に関する新たな動きも加速しています。

このように、高校教育を取り巻く環境が大きく変化し、国の動きが見えにくい中で、あり方検討

会では、議論を重ね、提言を取りまとめられ、今月10日に教育長へと提出されました。

今回の提言では、地域との連携、協働の推進や時代に対応した質の高い学びの推進などのさらなる魅力化と、熊本市内の大規模校を含む計画的な学級減などの募集定員の見直しや課程——コースですね。課程、学科の在り方など、人口減少を見据えた教育環境の整備の2つの側面から、基本的な考え方や方向性が示されています。

そのほか、注目すべき点として、令和5年3月に県立高等学校入学者選抜制度検討委員会から提言された、現行の前期選抜と後期選抜による入試制度から変更し、令和9年度入試から実施予定の新入試制度について、高校授業料の無償化に加え、デジタル併願制の検討、国の大規模校のグランドデザインの策定など、これまでになかった新たな動きが出てきている中、何らかの検討の余地があるのではないか、ただし、中学生や保護者、学校現場などへの影響には十分に配慮する必要があると、留意事項が明記されています。

そこで、県立高等学校あり方検討会からの提言で示された方向性を実現するため、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の今後の在り方については、令和6年7月に外部有識者による県立高等学校あり方検討会を設置し、県内のどの地域に住んでいてもひとしく高校教育を受けられるよう、できる限り地域に高校を残していくことなどをコンセプトに、約1年2か月にわたり検討を重ねていただきました。

今回の提言は、令和5年度に全ての中学生や保護者を対象に実施したアンケート調査や、県内25か所、延べ28回に及ぶ地域での意見交換、教職員

や市町村長等への意見照会など、様々な関係者の御意見を踏まえながら、検討会で協議いただき、まとめられたものでございます。

本提言は、県立高校の今後のあるべき姿として、魅力ある学校づくりに向けた取組と人口減少を見据えた教育環境の整備という2つの基本的な方向性が示されています。

魅力ある学校づくりに向けた取組については、地元自治体や企業など地域等との連携、協働の推進やICT活用による遠隔教育の充実等、多様なニーズに応じた学びの場づくりの推進など、4つの項目を推進する必要があるとされております。

人口減少を見据えた教育環境の整備については、まず、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減や定員割れによる学級減、統廃合基準の策定などの募集定員の見直しが必要とされています。

少子化は、県立、私立問わず共通の課題であり、この募集定員の見直しに当たっては、私立高校との十分な協議を行っていく必要があることも盛り込まれております。

また、高校での学びを深化させていくため、普通科、専門学科、総合学科など、課程、学科の在り方の検討を進めていくこと、そして、通学区域、学区外枠については、都市部への一極集中を防ぐため、当面は現行の3学区を維持することが望ましいことなども盛り込まれています。

県教育委員会としては、今後、本提言の内容を踏まえ、県の基本方針等を策定していくことになりますが、議員御指摘のとおり、国で検討されている新たな高校教育改革の動きが極めて不透明な状況であるため、まずは、今後の国の動向を注視して見極めた上で検討を進める必要があると考えています。

一方で、急速に少子化が進む中で、募集定員の

見直しは喫緊の課題であるため、今回の提言を基に、熊本市内の大規模校を含む全校を対象とした計画的な学級減については、本年12月までに令和9年度及び10年度の対象校を公表する予定です。

また、新入試制度による実施を予定していた現在の中学生が受験する県立高等学校の入学者選抜については、国の高校教育改革の動向等を見極める必要があることから、令和8年度末から予定していた新入試制度の実施を一旦見送り、現行の制度を当面の間継続したいと考えています。

県教育委員会としては、本提言に掲げられた「志を育て、未来を切り拓く力を育む学校づくり」の理念を実現するため、地域と一体となって、熊本の未来を担う子供たちのために、県立高校の魅力化や教育環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 今、教育長の答弁で、令和8年度末から予定していた県立高校の新入試制度の実施を一旦見送り、現行の制度を当面の間継続したいと考えているという答弁がありました。

現在の中学生から始まる予定となっていた令和8年度末の県立高校の新入試制度、残り1年6か月となっていた中での見送りは、時間的なことを考えると、まさにぎりぎりの判断だったと思います。そして、当初想定されていなかった私立高校の実質無償化の動き等を考えると、やむを得ない判断だったとも思います。

しかし、今回の方針転換によって一番影響を受けるのは、現在の中学生の生徒たちです。生徒たちへ動搖や不安が広がらないように、学校現場や保護者も含め、教育委員会には丁寧な説明に努めていただきたいというふうに思っています。

今回の提言書には、熊本県教育委員会におかれでは、本提言の理念に基づき、各施策の実現に向

けて真っ正面から取り組んでもらいたいとの強い言葉もありました。教育委員会においては、本県の未来を背負う児童生徒のために、県立高校の魅力化と教育環境の整備にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、電話で「お金」詐欺の現状と対策について質問します。

昨年12月に策定された木村県政の基本方針となるくまもと新時代共創基本方針の中に、「熊本の更なる発展」を実現するためには、重要な社会基盤である「良好な治安」が不可欠です。そのため、サイバー空間の安全の確保、安全・安心な繁華街の創出、特殊詐欺をはじめとした各種詐欺被害の防止、交通死傷事故の抑止等に向けた取組みを一層推進する」と明記されています。

高齢化が進展している中、県民が住み慣れた地域で健やかに、そして安全、安心に暮らすことができる社会をつくり上げるために、高齢者が犯罪の被害に遭わないように、各種事件の未然防止を図ることなど、社会情勢の変化に応じた的確かつタイムリーな治安対策は極めて重要です。

現在、特に社会問題となっているのが、電話で「お金」詐欺と呼ばれる特殊詐欺です。この電話で「お金」詐欺による全国各地での被害の発生は、連日報道されています。

警察庁の発表によると、本年1月から6月にかけての上半期だけでも、その認知件数は全国で約1万3,000件、被害総額は過去最悪の約600億円にも上っているそうです。

本県においても、高齢者を中心とした被害が拡大しています。犯人グループが、警察官をかたり、偽物の警察手帳や逮捕状を示して信用させ、被害者から現金をだまし取るなどのその手口は、巧妙化してきています。中には、1億円に迫る高額被害も発生したとの報道もありました。

電話で「お金」詐欺は、被害者が一生懸命働いて築き上げた財産を一瞬で奪い去る、卑劣で許されない犯罪です。また、その被害金は、暴力団等の反社会的グループの資金源になっているとも聞きます。

こうしたことからも、県民の安全、安心を守るために、巧妙に変化する詐欺の手口に対し、抑止や取締りの実効が上がるよう、強い危機感を持って詐欺対策に取り組む必要があると考えます。

そこで、本県における電話で「お金」詐欺の現状と対策の進捗状況及び今後の被害防止対策について、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長（佐藤昭一君） 本県における電話で「お金」詐欺の被害状況につきましては、令和7年8月末現在、認知件数は145件で、前年同期比プラス90件、被害総額は約6億6,200万円で、前年同期比プラス約3億8,900万円と大幅に増加し、既に昨年1年間の認知件数、被害総額を超えるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

検挙状況につきましては、令和7年8月末現在、検挙件数は29件で、前年同期比プラス7件、検挙人員は12人で、前年同期比プラス6人となっています。

県警察におきましては、被害防止対策として、電話で「お金」詐欺アラートの発令、業務委託した民間オペレーターが電話で注意喚起を行うむさし安心コールの運用、金融機関との覚書締結に基づく情報連携や被害のおそれがある高額払出しに対する通報依頼などを推進しております。

今後は、一層巧妙化する電話で「お金」詐欺から県民を守るために、犯罪グループが悪用する国際電話番号や偽装電話番号からの着信をブロックし、犯罪グループと被害者との接点を遮断する対策や、電話で「お金」詐欺等対策マスコットワル

モンを効果的に活用した広報啓発等により、詐欺の手口を県民へ一層周知する対策を推進してまいります。

また、検挙対策として、本年春に熊本市内4警察署の担当捜査員を増員するなど、取締り体制を強化しています。

さらに、令和6年春に大規模な都道県警察に設置された専従の特殊詐欺連合捜査班T A I Tや本年秋に警視庁に設置予定の匿名・流動型犯罪グループに係る取締り専従体制へ本県警察官を派遣するとともに、これらの捜査体制と連携し、全国警察一体となって指示役や首謀者の検挙に向けた捜査を徹底してまいります。

加えて、被害者の被害回復に資する取組として、指定暴力団道仁会の組員らによる組織的な電話で「お金」詐欺事件において、関係都道府県警察との合同捜査により詐欺グループを壊滅に追い込んだほか、暴力団の代表者等に対する損害賠償請求を見据えた捜査を展開し、本年5月、被害者22名を原告とした道仁会幹部4名に対する約1億6,000万円の損害賠償請求訴訟が提起されるに至っております。

県警察におきましては、引き続き、犯罪グループに対する捜査を徹底するとともに、被害回復を視野に入れた組織の実態解明を強力に推進してまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 ありがとうございました。引き続き、県民の皆さんを守るため、しっかりと取組をお願いしたいと思います。

それから、ワルモンの話が出ました。ワルモンは、自称詐欺師だそうです。この間15日、初お披露目になりました。ぜひ、啓発も大事なんで、くまモンとワルモンで連携しながら、この犯罪の被害者にならないような啓発にも力を入れていただ

きたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。時間もありませんので、急いで行きます。

今年の6月、県の犬、猫登録譲受け対象者として登録されている団体に所属されているスタッフの熊本市内の自宅から、150匹以上に及ぶ猫の死骸が発見されるという痛ましい事案が発生しました。

このスタッフは、熊本市動物愛護センターから刑事告発され、先週、逮捕されるに至っています。本当に痛ましい事案でありました。

この死骸で発見された猫150匹については、複数の動物愛護団体の方から、8月に合同慰靈祭が執り行われ、県も複数の職員が参列したと聞いています。

今後、こうした被害を発生させないためにも、動物愛護団体等とも連携しながら、定期的な検査等も私は必要だと思っています。

そこでまず、今回の熊本市で発生した預かり猫の死亡事案に対して、県は、どのような対応を行ったのか、また、今後どのような対応を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

次に、アニマルフレンズ熊本における取組です。

先月の8月6日に、超党派で構成されている熊本県議会どうぶつ愛護推進議員連盟でアニマルフレンズ熊本を訪問しました。その日は、ちょうど県が今無料で行っている飼い主のいない猫への避妊、去勢の手術の日でした。昨年は、県は、約1,000匹の手術を行ったと、今年は1,400匹を目標にしているということでした。

こうしたことは、飼い主のいない猫を——これはねずみ算式に増えますので、増やさない。そして、地域でふん尿被害とか様々な苦情も来ていますので、そういったことの増加を止める効果もあ

りますので、引き続きやっていただきたいと思います。

今、犬猫の多頭飼育崩壊問題も注目されています。現在、アニマルフレンズ熊本も、収容頭数が100%を超えることもありますので、この問題に対して県がどのように対応していくのか、また、アニマルフレンズ熊本の保護犬、保護猫の収容数の高止まりに対してどのような対応を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薰さん） まず、1点目の預かり猫死亡事案に対する県の対応についてお答えします。

議員御指摘のとおり、今回の事案は、県の犬、猫登録譲受け団体のメンバー宅で発生しており、県も、熊本市や警察と連携し、対応しています。

まず、全ての登録団体に、改めて適正飼育の遵守徹底を通知し、全ての飼育場所の現地調査を行い、問題がないことを確認いたしました。

再発防止策として、毎年、登録団体の全ての飼育場所の現地調査を行い、さらに、各団体には、定期的に1頭ごとの状況を確認の上、県への報告を求めるなど、より踏み込んだ対応をしてまいります。

次に、2点目の多頭飼育崩壊問題及びアニマルフレンズ熊本の保護犬、猫の収容頭数の高止まりへの対応についてお答えいたします。

多頭飼育崩壊を防ぐため、譲渡前の講習会では、適正飼育の周知徹底を図り、また、既に飼育している方にも、しつけ方教室や広報誌などによる啓発を行っています。

また、多頭飼育崩壊は、飼い主の経済的困窮などが関連している事例が多く見られるため、市町村や福祉関係者とも連携し、現場への立入りに同行いただくことも増えています。

収容頭数の高止まりに対しては、平日来所できない方のため、原則第3日曜日に休日譲渡会を行うとともに、動物愛護団体などと連携したイベントの実施などにも取り組んでいます。

さらに、新たな試みとして、保護猫を人にならすための一時預かりボランティア制度を今年度中にも開始し、譲渡に適した猫を増やしたいと考えています。この一時預かりにより、終生飼育に不安を感じている高齢者にも飼育の機会が広がり、収容頭数の高止まりの改善も期待されます。

このような新たな取組にも挑戦しながら、引き続き、アニマルフレンズ熊本を拠点として、関係する皆様としっかりと連携し、動物愛護の推進に取り組んでまいります。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君 1点目の熊本市内で起きた預かり猫の死亡事案、本当に痛ましい、心が締めつけられる事案だったと思います。

熊本の場合は、動物と人が共生できる熊本を目指している県でもありますので、この熊本県でこういったことが二度と起こらないようにしていただきたいというふうに思っていますので、今後も、現地調査と、そして適正飼育の遵守徹底についてしっかりとやつてもらうような、そういった取組を行っていただきたいというふうに思っています。

それから、アニマルフレンズ熊本の高止まりについて、一時預かりボランティア制度というのを今年度から始めるという話がありました。

犬猫を飼う場合は、基本は終生飼養、終生飼育だと思います。しかし、高齢者の方は、ペットといることで安らぎを覚えると、そういうこともありますので、そして、もう終生飼養が難しかったら、一旦またアニマルフレンズ熊本のほうで引き取るということですね。こういった取組という

のは、私はいい取組だと思っていますので、まずは今年度からやるということなので、まずは今後の状況がどうなるのかというのをしっかりと見させていただきたいというふうに思っています。

引き続き、動物愛護の取組について、県としても取組をしっかりとお願いしたいというふうに思っています。

以上で私が用意した質問は全て終了いたしました。

今日から自民党総裁選がスタートいたします。10時から立候補の受付ということだったので、もう受付が済んでいます。

今回の自民党の総裁選のキャッチコピーは、「#変われ自民党」であります。しっかりとこの熊本からも自民党を変えられるように、そして国民の皆様から信頼が得られるような自民党になるよう、この地方の場からしっかりと活動していきたいというふうに思っています。

最後までの御清聴ありがとうございました。
(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後0時59分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

立憲民主連合西聖一君。

〔西聖一君登壇〕(拍手)

○西聖一君 こんにちは。会派・立憲民主連合・熊本市第一選挙区の西聖一でございます。

本日は、代表質問の場をいただきまして、誠にありがとうございます。質問回数は通算28回目の質問となりますが、やはりこの場に立ちますと緊張いたしております。私なりに精いっぱいの質問

をさせていただきますので、執行部の、期待に応える答弁をよろしくお願ひをいたします。

さて、今年は大変な猛暑が続いております。地球温暖化と言われて久しいわけですが、まさに異常気象であり、温暖化どころではなく、熱帯化、砂漠化しています。そうかと思えば、線状降水帯による異常降水は、日本だけでなく世界各国で発災しております。トランプ大統領は、CO₂による地球温暖化説はでっち上げだと決めつけた経済政策を進めていますが、今年の夏は、昨年より平均気温が2度以上も上昇していますから、やはり地球環境対策を世界の共通事項として、化石燃料の消費を下げていく政策が必要ではないでしょうか。

残念ながら、自然環境を守るということは、なかなか選挙の争点にはなりません。自国を守る、生活を守る、経済を強くする、そういうことのほうが心に響くのでしょう。しかし、自然環境を守るということは、巡り巡って私たちの生活に一番大事なことではないかと私は思います。

前置きはこれぐらいにいたしまして、早速、異常気象に係る質問から始めさせていただきます。

まず最初に、線状降水帯災害対応についてお尋ねをいたします。

8月10日から11日にかけての線状降水帯による豪雨災害は、大変な被害を県下各地にもたらしました。

お亡くなりになられた方には哀悼の意を表し、被災に遭われた方には心からお見舞いを申し上げ、被災後は大変な猛暑となっている中に、復旧、復興に向けて頑張られている関係者やボランティア協力者の方に、御尽力されている皆様に感謝を申し上げる次第です。

本県も、木村知事を筆頭に、いち早く対策本部を招集し、被害の実態と応急対応措置を進める一

方で、国への要望活動や予算の専決対応など、これまで本県が受けた地震や水害等の大災害時の経験が大変有効に生かされていると感じています。

いろいろな対策をしていく中で、国の激甚災害指定による復旧予算の確保は自治体財政に大きく関与するため、指定に向けて、最大限の取組がこれまで被災地では行われてきました。

今回の被災も、公共土木施設や農地等は、激甚災害指定を受ける見込みとなりましたので、県及び被災自治体財政にとっては大変ありがたいものだと考えます。

ただ、復旧に当たっては、インフラ整備を中心に、年末までの査定を経た上での復旧工事が始まる仕組みであり、また、被災者生活の支援にはなかなか届かない点があると考えます。そのような点を、今回の専決処分で、トマト苗や営農資材等の補助制度を実施したことは大変すばらしいと思います。

また、今回は、激甚災害の指定を受ける見込みとなり、よかったですですが、指定を受ける基準には大変高いハードルがあります。そもそも、これまでの災害対策は、台風や津波、地震等広範囲にわたる面的な被害額で算定する手法ですから、線状降水帯による被害は局所的であり、基準を満たすことはなかなか難しいものがあります。

しかし、被害の状況は津波を受けたような被害であり、台風のように、あらかじめ予見して被害防止に時間をかけることも困難です。さらには、都市型水害のように、浸水が、津波のように海拔が低いということではなく、排水能力が追いつかないことで道路が冠水し、沿線の店や住宅、そして走行中の車に甚大な被害を与えるということから、線状降水帯による水害については、新たな被害対策制度を創設する必要があると、議会の災害等対策協議会の中でも意見が出ています。

知事も同様の趣旨で、国に新たな救済制度の創設要望をしておられますので、まず初めに、国への緊急要望の内容等についてお尋ねをいたします。

続けて、国に要望するだけではなく、県でも独自対応をしたらどうかという提案をさせていただきます。

本県でも、災害発生時の非常時に備え、災害基金を設置していますが、今回のような線状降水帯の発生による災害は毎年起り得るもので、それを想定して、災害発生時にその都度財源を検討するのではなく、初動対応に必要な財源をあらかじめ確保しておくべきだと考えます。

また、熊本地震のときには、国の特別な支援により設置した復興基金もありました。今回の県の専決処分でも対応してもらいましたが、トマト苗被害は、被害査定金額としては、収穫物がないため、極めて低く算定されます。しかし、1か月程度出荷が遅れることによる収益の減少や水害により土壤の汚染がどれくらい収穫に影響を与えるのか、全く未知数です。

車両の被害も甚大であり、バス会社の駐車場に止めていたバスが浸水で使えなくなりましたが、一般家庭でも、1人1台所有が実態の熊本の生活状況の中で、今回の被害により、車の買換えは生活再建に大きな困難な支障となっておりますが、国の制度では全く対応できないと考えます。これらの国の支援では補足し切れないニーズへの対応も検討する必要があります。

以上を踏まえ、2点目に、災害発生時の初動対応に必要な財源確保についてどのように考えているのか、3点目に、国の支援では補足し切れないニーズに柔軟に対応するために、復興基金の設置についてどのように考えておられるのかという点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 会派・立憲民主連合の代表質問、西先生からの御質問にお答え申し上げます。

線状降水帯による災害対策ということで、まず、国への緊急要望についてお答え申し上げます。

私の政治理念である現場主義の下、発災直後から被災現場へ赴かせていただきました。被災者の方々や市町の首長の皆様と直接接しさせていただいて、被害状況、そして被災者の皆様が直面している課題をしっかりと把握してまいったところでございます。

国への緊急要望に際しましては、現場でお聞きしたそれらの課題を踏まえ、地元選出国会議員や県議会、そして被災市町村と協議を行い、要望内容を取りまとめました。

先月28日の要望活動では、議員御指摘の局所的、突発的といった線状降水帯による被害の特性も踏まえまして、石破総理や関係各省庁に対して、新たな支援制度の構築のほか、農業の早期再開、商工業の事業継続に向けた支援、公共土木施設等の早期の復旧などについて、国の全面的な支援を要請いたしました。

本県の要望を受けまして、議員からも御指摘いただきまして、早速、農業分野におけるトマト等の種苗、また、農業用機械への支援策などが実現しております。

引き続き、被害状況に応じた柔軟な支援を国に求めてまいります。

2点目の災害発生に備えた財源の確保についてでございますが、災害発生時には、被災された方々の生活支援や早期の復旧、復興を実現するために、初動で対応しなければならない行政需要がございます。

今回の災害でも、被災者の生活支援や営農再開

に向けた支援など、緊急性が極めて高い事業につきましては、8月27日に専決処分により予算措置をさせていただいたところでございます。

このほか、初動に必要な財源の一部として、災害基金のほか、財政調整用4基金を活用しているところでございます。近年、これらの災害基金等、合わせて70億から100億程度を確保しております。熊本地震、令和2年7月豪雨災害の際にも、これらの災害基金等や国からの支援を最大限活用することで、ちゅうちょなく復旧、復興に取り組むことができました。

このような過去の災害対応の経験も踏まえ、災害基金等については、今後も現行の水準をしっかりと維持していきたいと考えております。

3点目の復興基金の設置についてお答え申し上げます。

熊本地震、令和2年7月豪雨の際は、復旧、復興に一定の期間を要することが想定される中で、被災された方々をきめ細かに支援するために、復興基金を設置いたしました。

今回の災害について、どのような支援が必要かを現在見極めている状況でございまして、基金設置の必要性については、これから立ち上がる復旧・復興本部での議論などを踏まえて検討するものと考えております。

近年の2度の大災害に加えて、今回の災害の発生によりまして、財政運営は、実は非常に厳しさを増している中にございます。熊本地震のときのような復興基金に向けての国の特別な財政措置がなされる見通しは、残念ながらございません。そのため、引き続き災害対応を最優先とするためにも、それ以外の事業の選択と集中のさらなる徹底により、復興基金を設ける場合も含めて、必要な財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事の答弁にもありましたとおり、線状降水帯の被害の特性を踏まえ、新たな支援制度の構築を求め、農業の早期再開やなりわいの継続に向けての国の支援が得られたことは、今回の被災対策で大変すばらしかったと考えます。

ただ、被災者生活再建支援基金制度もあるにはありますが、なかなか使いにくい制度であり、改善の要望も伺っています。

8月10日、11日の線状降水帯に続き、9月10日にも、線状降水帯が県下で発生しました。年に数回も発生するようになってきておりますので、財源確保や新たな復興基金の考えも今後しっかりと対応していただきたいと思います。

また、立憲民主党の国会議員による八代の農家の被災状況を視察させていただく中で、線状降水帯がもたらす被害に対する認識とそれに対する新たな支援制度をつくる必要性を感じ取っていただきました。

本県だけではなく全国で発生している線状降水帯被害に対して、早く臨時国会が開会され、与野党協議の上、新しい制度が創設されることを期待して、次の質問に移ります。

水俣病の問題についてお尋ねいたします。

水俣病の解決に向けては、県政の大きな課題であります。今年は、戦後80年という節目に当たり、戦争体験の風化が大変懸念されていますが、来年は、水俣病も公式確認70年となり、今なお認定申請をしている方、訴訟をしている方、新しい国の救済法案で救済を受けることを期待している方が多数おられる中で、水俣病に対する認識も風化しているように感じます。

最近では、宇城市のカレンダー問題やトライグループのオンライン教材の問題が表面化し、関係者が水俣病に対する認識の謝罪と適切な対応を取

られてきたのは周知のとおりです。また、県担当局でも、改めて水俣病に対する啓発を進めているところだと思います。

さて、毎年、県から国への要望に、水俣病対策の推進並びに水俣・芦北地域の振興について取り上げられています。国からの財政支援なしでは事業が進まないことは理解しておりますが、県として独自に積極的に取り組めるのではないかということについて、何点かお尋ねしたいと思います。

1点目は、認定審査業務です。

2016年度以降、1,718人の審査を行い、2025年8月末現在で、認定申請者数は254人となっています。これまで迅速かつ丁寧に審査業務を進めるとされていますが、高齢化が進む中、あとどれくらいかかるのでしょうか。本人の個人的状況もあり、審査業務が計画どおりにいかないと伺っていますが、このままでは、生前にきちんと審査ができるのかという疑念が残ります。残念ながら審査を受ける前にお亡くなりになる方も多数おられます。

そして、国の方では、超党派の国会議員による立法措置により、新たな救済策法案も審議されていることを考えれば、残りの254人の審査を急ぐべきではないでしょうか。

2点目は、特措法に基づく健康調査の実施ですが、調査方法の内容が固まった中で、今後県としてどのように進めていくのか、お尋ねします。

脳磁計を使用するという大がかりな調査方法で、年間どれくらいの調査ができるのか、現時点での考え方をお聞かせください。

3点目は、先ほど国への要望書の件に触れましたが、その中には、現在審議中の法案の早期実現という文言が見受けられません。あとう限りの救済の視点で、これまで対象となっていたいなかった地域や一定期間内の居住条件等に該当しなかった対

象外の方、そして前回の特措法での申請漏れの方も救済できる法案に対して、県は積極的に早期実現を要望しないのでしょうか。

私は、地元の地域で苦しんでいる未認定の患者の方に接する県として、強く国に要望する姿勢があつてもいいのではと考えております。

4点目は、昨年、知事は、患者団体との丁寧な懇談の中で、診療に係る療養手当や離島加算の値上げについても対応してまいりたいと述べていますが、離島加算の1万円以上の増額要望に対して、僅か1,000円しかアップしていません。この点は、県は継続して国にも要望していますが、国の2026年の概算要求では、水俣病関連に110億円が計上されている中で、療養手当は、1人当たりの支給額は現状の据置きとなっているようです。

ガソリン代やタクシー料金も値上げにより費用がかさむ中、診療をためらう患者もいると伺っていますが、この点は県独自で対応できるのではと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について、木村知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 水俣病問題について、1点目の水俣病の認定審査についてからお答え申し上げます。

御質問もありましたように、平成28年度以降、1,718人の審査を行い、認定申請者数は、平成27年度末の1,264人から本年8月末で254人と、着実に減少していると考えております。

審査には、事前の疫学調査や検診が必要となります、移動が困難な方には往診ですとか送迎支援などを行わさせていただいておりますし、多忙や体調不良等により日程調整が困難な方には、可能な限りその意向に沿えるように、電話、文書、訪問による調整を重ねるなど、審査を何とか実施

できるようにつなげてきているところでございます。

今後も、申請者の個別事情に十分配慮しながら、引き続き着実に審査を進めてまいります。

次に、2点目の特措法に基づく健康調査の実施についてお答えいたします。

健康調査については、平成21年の特措法で、国が実施し、県はそれに協力すると明記されております。県は、これまで一貫して、健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、国に求めてまいりました。国においては、今年度、まずは40人を対象にフィジビリティ調査、いわゆる実施可能性調査を行い、対象者への依頼方法や参加者の負担などといった課題を検証することになっております。その結果を踏まえ、必要な見直しを行った上で、来年度から本格調査に着手される予定と伺っております。

なお、御質問のありました年間調査件数につきましては、国が予定している脳磁計とMRIを活用した場合、国の委託先の研究報告書では、年間の実施可能人数は500人程度と想定されていますが、具体的には、今後、実施可能性調査も踏まえて検討されるものと承知しています。

県としては、今年度の実施可能性調査の検証結果が適切に来年度の本格調査に反映され、これまで国に求めてまいりました客観性、納得性の高い調査になっているかを注視しながら、必要な協力を行ってまいります。

3点目の新たな救済策の法案への対応についてお答え申し上げます。

新たな法案が現在国会に提案されています。

一方で、県としましては、これまで、水俣病の長い歴史の中で、公健法による認定や平成7年の政治決着、平成21年の特措法などによる救済が行

われてきた経緯を踏まえる必要がございます。

新たな法案については、国と連携し、しっかりと情報収集をしながら、まずは国会での議論を注視したいと思います。

4点目の交通費の値上げに対する対応についてお答え申し上げます。

水俣病被害者の方々が交通費の値上げにより医療機関等の受診をためらうという状況は、できる限り避けなければなりません。そのため、入院、通院があった月に支給する療養手当や、離島に居住する方が島外の医療機関等に通院した場合に支給される離島加算の増額については、私自ら、何度も国に要望してまいりました。その結果、離島加算については一定の増額が実現しました。療養手当については、国において必要な検討を継続されているとの報告を受けております。

私は、水俣病問題は、国と県が一緒になって取り組むべきであると考えており、物価高騰の影響への対応についても、引き続き国に強く要望してまいります。

議員から御質問にもありましたように、来年は、水俣病公式確認から70年の大変大事な節目の年を迎えます。

県としても、水俣病の歴史や教訓を風化させることがないように、情報発信、啓発、研修のさらなる強化を図るとともに、水俣・芦北地域の振興や再生、融和、そして被害者、患者、御家族の方々の安心、安全な暮らしの確保などについても、国や地元自治体としっかりと連携し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事からは、大変丁寧な答弁をいただいたと思いますけれども、認定審査については、着実に進めるという答弁からは完了の見通し

がついていないのだなと推察をいたします。個別事情があるのは理解いたしますが、生前に審査が受けられるよう取組をしっかりとお願いしたいと思います。

2点目の健康調査については、40人を対象にフィージビリティ調査、これは実現可能性を示すそうですが、調査を踏まえて、年間500人程度の健康調査が実施可能ではという具体的な数字は示されましたので、これについては推移を見守りたいと思います。

3点目の新しい法案については、過去の救済法案等を踏まえて、国の議論を注視していくということですが、これまでの救済法等で救われない方が各種の訴訟を起こさざるを得ない状況にあることは、知事も認識されていると思います。あとう限りの救済という考えを、前蒲島知事から木村知事もしっかりと継承されていると思いますので、より積極的に新救済法案の実現の応援をしていただきたいと私はお願いしたいと思います。

4点目の療養手当や離島加算の増額については、国に対しての要望はこれまでも継続して実施されていますが、県が独自に上乗せ支給をして実績を積み上げ、国にその必要性を迫る手法もあるのではないかと考えます。

公害病で被害を受けた方に対して、それこそあとう限りの救済に向けて、県の主体的対応を求めて、この質問を終わりたいと思います。

次に、流水型川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

国交省は、命と環境を守る緑の流域治水を標榜する県や自治体の要請を受けて、川辺川に流水型ダムを建設することとしています。既に環境アセスに準ずる報告も終わり、来年度の国の予算要求にも60億円投じることが報道されているところです。

このような中に、9月5日から6日にかけて、国土交通省による公聴会が実施されましたが、流域住民らの意見は、28人中22人がダム反対の意見でした。

国交省におかれでは、住民の意見に対して丁寧に対応してもらうものと思いますが、様々な建設反対の論点がある中で、今回、私は、流水型ダム建設により人為的被害が起こり得る点を申し上げ、県としての考えをお尋ねしたいと思います。

それは、川辺川ダム建設予定地の上流側は、地質が大変もろく、地滑りを起こしやすい地質であり、今回の流水型ダムを造ることは大変危険であるということです。

もう少し詳細に述べれば、ダム建設予定地一帯は、仏像構造線と南海トラフとの間の四万十帯に位置しており、過去において、フィリピン海プレートからの圧縮力を受ける環境にあったとされています。そのため、地層が複雑であり、層状構造を持たない礫を含む形態の岩石が形成されており、割れ目が多数発達しており、そこに降雨等により浸水が起これば、地滑りや山腹崩壊を起こしやすい地域であるということです。

現在、川辺川の両岸には道路が通っており、山中は四浦トンネルや瀬目トンネルを掘って通行していますが、今でもトンネル内の漏水やトンネル内のコンクリートの剥離は起こっており、地盤そのものが動いていると、地元住民からは指摘されています。

(資料を示す)スクリーンには、川辺川ダム予定地の国道445号が通る下部の斜面の状況写真を掲載しています。大雨で斜面が崩壊しています。また、国道下の旧道の擁壁も剥離しており、地元の方によると、地滑り地形の圧力によるものではと伺っています。

また、瀬目トンネルは、ダム建設取付け道路と

して平成8年に完成しましたが、平成12年にトンネル内の剥離が発生し、その後、平成17年に、国、県は検討委員会を設置して原因究明に取り組んだ結果、当初の予想よりも深いところに地滑り面があることが判明したため、山側に大きく湾曲した迂回トンネルを掘り直し、平成29年に現在のトンネルに至った事例があります。

このような地形にもかかわらず、立野ダムの総貯水量の10倍を超える規模の巨大なコンクリートの穴空きダムを建設し、そして、ダム面から10キロ以上の上流まで湛水試験を行えば、その水圧や水の浸透により、川辺川周辺の地滑りは確実に発生すると想定されます。

令和6年2月に完成した立野ダムも断層帯が近くにあり、ダムの基礎部分はセメントミルクにより強化されていますが、上流の両岸の地層が大変崩れやすい地層構造のため、斜面対策を行っています。

川辺川の両岸もそのような対策が必要でしょうが、立野ダムとは比較にならないような費用がかかり、美しいV字谷の景観を形成している山々の緑が失われます。そして、そのような大がかりな工事をしても、斜面崩壊は食い止められないのではないかと考えます。

ただいま述べた大規模のダム建設には不適当な地であることは、熊本大学の元教授である松本幡郎理学博士から、建設省時代から指摘をされており、国交省も当然認識していると思います。

(資料を示す)こういう冊子もちゃんと当時から出されております。

国交省が、環境アセスに準ずる報告はしたものの、今なおボーリングによる地質調査を行っているのはその証拠だと思います。そして、県も、瀬目トンネル問題を取り扱った経験から、このような認識はしていると考えます。

天災は避けられないものがありますが、人災は防げるものであり、防がなければならないと考えます。

ダム完成後のおよそ10キロメートル以上の水没予定地域までの湛水試験という人為的な行為により発生する地滑りや山腹崩壊等の環境破壊について、国、県は責任を取れるのか、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 川辺川の流水型ダム建設により発生する可能性のある地滑りや山腹崩壊等についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設予定地については、これまでも、事業主体である国において、令和7年7月末時点で195本のボーリング調査を行うなど、地形や地質の綿密な調査が実施されているところでございます。その結果、ダム建設に必要な地盤強度やダムの基礎地盤としての安定性が確認されております。

引き続き万全の対策を講じるために必要な調査が進められ、ダム本体工事に際しては、基礎地盤として適さない部分は除去し、堅固な岩盤の上にコンクリートが打設されます。

次に、ダム洪水調整池内の斜面については、一般的に、洪水調節により水をためる際に不安定な斜面内へ水が浸透し、その後、貯水位が低下した際に地滑りが発生する可能性があるとされております。

そのため、国において、ダム洪水調節池内斜面について、既往の文献の収集、整理や地形図、空中写真による分析、さらに現地調査などを実施しまして、地滑り対策の精査が必要と判断した箇所を対象に、令和7年7月末時点で439本のボーリング調査を行うなど、これもまた綿密な地質調査が行われていると認識しています。

引き続き必要な調査が進められるとともに、これらの結果を踏まえ、必要に応じて、安定性を確保するための地滑り対策が行われることになります。

さらに、今、ダム完成前には試験湛水を行い、斜面の挙動を計測、監視して安全性の最終確認が行われます。

議員から、国、県の責任に関してお尋ねがありました。議員が懸念されるような事態が起こらないよう、国において、必要な対策が講じられるものと承知しております。

県としては、対策への理解が深まり不安が解消されるよう、引き続き丁寧な説明を国に求めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 問題が起きないように、ボーリング調査を含めて、適切に工事を進めており、なおかつ地盤の安定性は認識しているという答弁ですが、先日の公聴会でも、ダム周辺の地質は、地元でずっと暮らしている住民からも指摘がついているように、非常に崩れやすく、そのことでV字谷の川になっていることを改めて申し上げます。

これを踏まえて、本当に現在の規模のダム建設が適切なのか、まだ検討の余地は十分あるのではと私は思います。

1966年に計画された多目的ダムとしての川辺川ダムは廃止されましたが、それと同規模の流水型ダムは、60年前のダム計画を言い換えただけにしか見えません。止まらない大型公共事業には本当に疑問が残ります。

冒頭に、線状降水帯に対する質問もいたしましたが、気象状況が変化している中で、60年も前に計画されたダムによる治水方法が現代に適しているのか、再検討が必要なのではないでしょうか。

世界各国は、ダムによる治水は環境破壊である

として、ダムによらない治水方式に変わっていきます。

命を守ることは大変重要ですが、危険な構築物にならぬように考慮してこそ事業を実施しないと、かえって人災が起これ得ることが十分あり得ること、地域住民のダムに対する不安もその点にあることを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次に、ミサイル配備と台湾有事における本県対応についてお尋ねいたします。

7月29日の熊日新聞朝刊に、自衛隊健軍駐屯地に長距離射程ミサイルが配備されるという記事が掲載されたことは周知のとおりです。その記事には、県の幹部は寝耳に水という表現がされ、情報収集に努めると記されています。

そして、当日の知事の記者会見では、九州防衛局と情報を取り合った結果、10時の記者会見時点では、具体的な配備計画は決まっていない、引き続き検討中との回答を述べ、さらに、知事は、国防については防衛省の専管事項であり、意見を述べる立場はない、県民に不安を抱かせる可能性もある、新しい動きがある際にはしっかりと国から地元に説明していただきたいと発言をされています。

中谷防衛大臣も、当日は、まだ決まっていないと発言していましたが、その後、熊本県のほか、全国5か所に整備する具体的な計画が示されました。

このミサイル車両整備の報道については、戦争になれば標的となると不安を感じている多くの県民の声が上がっていますし、本年6月議会で、我が会派の幸村議員も知事に質問をいたしました。具体的な計画はないので、意見を差し控えたいという答弁でしたが、今回、防衛省の整備計画が具体的になりましたので、改めてお尋ねをしたいと

思います。

知事は、ミサイル配備については防衛省の専管事項であり、知事には権限がないと前回の議会で答弁されていますが、県民の生命と財産を守る立場からすれば、このような標的とされる可能性のある防衛整備には、県民の代表として反対を述べるべきではないかと思います。

近年、防衛強化が当然のような風潮になってきていますが、戦後80年平和を保つことができたのは、不戦をうたう日本国憲法と盾として防衛に徹する自衛隊のおかげだと思います。

しかし、集団的自衛権が認められ、米軍と共同歩調を取り、矛となり得るミサイルを含めた軍備の拡張やそれに伴う防衛費の増大は、戦争への危険性を高めているようにしか思えません。

また、特定の有事を想定したものではないというものの、沖縄県からの避難住民の受け入れに係る初期計画が県として示されました。シミュレーションによれば、本県は、宮古島の約1万2,000人の避難者を受け入れるように計画されています。

この発表を受けて、私たちの会派では、当該の宮古島と石垣島に視察に行き、地元の市議の方々や市民の方のお話を伺いました。宮古島では、有事の際は、リュックサック1つしか携行できない中で避難するよう説明会が開かれています。島民の方も、避難計画の具体的な説明を受けて、台湾有事に対して、ますます不安になっていますし、畜産農家は、家畜を置き去りに避難はできないと憤っているようです。

そして、意見交換の中で、避難先の熊本に長距離射程機能を持つミサイル車両が整備される話題になりますと、ますます何のために避難するのかという話になりました。また、受け入れの熊本県でも、ホテル等旅館業者の間ではあまり認識がないようですし、一体どれくらいの期間避難をするの

か、受入れ対応は十分なのか疑問があります。

避難シミュレーションの本県の対応の責任者は知事だと思いますが、本県にミサイル車両整備があっても、避難受入れはしっかりと対応できるのでしょうか。長距離射程のミサイル整備は、市民を巻き込むおそれが十分あるものであり、熊本県民にとっても避難してくる宮古島の人にとっても、到底受け入れられる話ではないと考えます。

シビリアンコントロールという言葉がありますが、かつて軍拡が戦争に直結したことを考えれば、それを抑止するシビリアンコントロールがしっかりと機能しなければなりません。

木村知事は、総務省の出身で、地方分権の推進をして、国と対等な地方のあるべき姿を推進してきたことを踏まえれば、国に対して県民、市民の意見を述べるべき立場ではないでしょうか。防衛省の決定があれば説明を求めるという態度ではなく、より積極的に市民、県民を紛争に巻き込むことがないように、地方自治の長として発信をするべきではと考えます。

ミサイル配備についてのお考えと、本県の自治体の長として県民の不安をしっかりと国に発信していく意思はないのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） まず、沖縄県からの避難住民の受入れ計画についてお答え申し上げます。

この計画は、国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等が起きた際に、国からの指示により、都道府県が県外からの避難住民を受け入れるためのものでありますて、台湾有事などの特定の有事を想定したものではございません。

また、実際に本県への避難住民の受入れが決まったというのではなく、あくまでも広域避難を想定したシミュレーションという性格のものでございます。

そのため、今回のスタンドオフミサイルの配備と沖縄県からの避難住民受入れ計画を直ちに関連づけて捉えるべきものではないと私は考えております。

次に、スタンドオフミサイルの配備についてお答えいたします。

午前中の内野議員の自民党代表質問でもお答えしておりますが、重ねてになりますが、国防に関することは国の専権事項であり、私はその是非を判断する立場にはございません。

ただ、私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会の実現を切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を展開する裏づけとなるものとして、これまで国や国会において議論され、結論が出されたものでございます。そのため、国が主体的に、県民に対して説明を行っていただく必要があると認識しております。

健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じる県民はおられることですから、私は、国へ県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう明確に要望を行っております。

その中で、九州防衛局は、本県の要望に基づき、スタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置やQ&Aの作成を行ったところであり、今後も、Q&Aの充実などにより、県民の不安を解消していただきたいと考えております。

県としましても、県民の皆様からいただいた意見については、しっかりと国にお伝えするとともに、国からの情報についても県ホームページに掲載するなど、県民への情報提供に努めてまいります。

今後とも、県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明

を行うよう国に要望してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先ほど防衛大臣の名前をちょっと言
い間違えたので、ここで訂正させていただきます。

さて、知事の答弁からは、反対の意思表示はな
く、説明を求める対応で終わるということでござ
いますので、非常に私としては残念な思いです。

戦後80年を迎える、様々な慰靈の式典において、
総理大臣を筆頭に、政府は不戦の誓いを述べ、平
和な日本づくりに努めると述べられていますが、
一方で、防衛強化の名の下に、軍備の拡大が続
いています。

戦争を実体験して、その悲惨な実態を歴史の証
人として発信される高齢者がどんどんお亡くなり
になる中、反戦を唱える声が過小評価され、戦争
ができる国づくりがまことしやかにささやかれる
日本になりつつあります。

だからこそ、平和な日本の国になることを願った
先人の思いを受け継いで生かされている私たち
が、後世の子供や孫が再び戦争で苦しむことがな
いように、集団的自衛権により他国の紛争に日本
国が巻き込まれないよう、軍拡阻止の行動にしつ
かり取り組まなければならないと考えます。そ
ういう意味では、沖縄の玉城知事の対応や、広島市
と長崎市の市長は反核運動の発言をしつかりされ
ていると考えます。

本県は、自衛隊の駐屯地が2か所あります。私は自衛隊の存在を否定する気は毛頭ありませんが、市民を巻き込むような軍事システムや兵器の配備については反対です。

ここで1949年8月のジュネーブ諸条約の国際的
な武力紛争の犠牲の保護に関する追加議定書の第
58条を御紹介いたします。

この条約には、もちろん日本も協定していま

す。そこには、攻撃の影響に対する予防措置とし
て「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の
住民及び民用物を軍事目標の近傍から移動さ
せるよう努めること」「人口の集中している地域又は
その付近に軍事目標を設けることを避けること」
「自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文
民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護
するため、その他の必要な予防措置をとること」
の3点が定められています。

この観点から、今回の熊本市健軍駐屯地への長
距離射程のミサイルの配備計画は、国際法上の違
反に該当するのではないかと私は考えます。

ロシア・ウクライナ戦争やガザで起きている紛
争を見ても、ミサイル攻撃により多くの市民が巻
き添えになり、命を失っています。そして、休戦
に向かって動くかと思えば、次々と兵器が投入さ
れ、爆撃がエンドレスに続く経過に、どんなに抑
止力を持った兵器を持っても、いざ開戦すれば終
わりのない戦いに巻き込まれます。

だからこそ、相手国に攻撃の口実を与え、本国
を紛争に巻き込むおそれがある長距離射程能力を
持つミサイルを健軍自衛隊に配備することはおか
しいと、自爆行為であるということを申し上げ
て、この質問を終わりたいと思います。

続いて、熊本—上海線の復便及び航空ネットワー
ク拡大に向けた展望についてお尋ねいたします。

阿蘇くまもと空港国際線ネットワークの拡大状
況は、2019年7月には韓国、台湾、香港の週12便
で年間20万人であったものが、2024年3月時点では
週39便、年間48万人の旅行客数となっています。

さらに、7月11日に中国東方航空による熊本—
上海路線が就航いたしました。中国との航空路線
開通は、本県と広西壮族自治区と姉妹都市連携以

来35年を経過していますが、関係者にとって長年の要望事案でありました。今回の就航に至るまでの知事をトップとした関係者の御尽力に敬意と感謝を表します。

そのような中、上海線が10月26日から運休になると、ニュースが飛び込んでまいりました。

TSMCが本県に進出してから台湾と本県の交流が深まり、台湾旅行者が増えていますし、ここ最近は、香港線が風評で欠航したにもかかわらず、中国の方と思われる家族や旅行の一団を数多く目にする機会が増えたように感じていただけに、運休になることは大変残念です。

私は、アメリカのトランプ大統領の政策を見るにつけ、これから日本は東アジアに向けた経済対策をより充実するべきであり、そのため、東アジアとの民間交流は大変重要だと考えます。

ただ、これまででも、日本は、アメリカの防衛や外交戦略を受けて、韓国、北朝鮮、中国との関係は決してよいとは言えない状況にあると考えます。

韓国との関係にしても、10年ほど前はあまりよくなかったにもかかわらず、現在は友好交流が進んでおり、実際に本県もソウル線や釜山線も充実してきました。国同士の政治的な対立で相互理解をやめるのではなく、経済や観光交流で友好関係を深めていくことが、平和な未来を築く礎になります。韓国の事例のように、上海路線の就航は、これまで以上に日中友好交流の促進や台湾有事の抑制に寄与するものと考えます。

また、上海空港は、東アジアのハブ空港であり、1,200万人の人口を持つ世界都市です。上海一熊本線の就航により、本県の若者が東アジア、東南アジアに関心を持ってもらい、見聞を深め、交流を促進する契機にもなるのではないかでしょうか。

このため、熊本一上海線の運航をできる限り早期に再開していただきたいと考えておりますが、県として今般の熊本一上海線の運休をどのように受け止められているのか、その上で今後の対応をどのように考えておられるのか、また、中国を含む東アジアや東南アジアへの航空ネットワークの拡大についてどのような方針で進められているのかについて、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長（富永隼行君） まず、上海線の運休への受け止めと今後の対応についてお答えします。

上海線は、中国とのビジネスや観光、教育、文化など様々な面での交流促進につながる、熊本県にとって待ち望んだ路線であり、7月に就航が実現した際には大きな期待を寄せたところです。それだけに、今般の運休という急な知らせには大変戸惑いを感じました。

しかし、当路線を運航する中国東方航空からは、機材繰りや運航計画の見直しのため一時運休するものの、熊本一上海線は重要路線であり、一日も早く運航を再開できるよう尽力すると伺っていますので、早期の運航再開に向けて同社へ強く働きかけてまいります。

次に、東アジアや東南アジアへのさらなる国際線ネットワーク拡大についてお答えします。

熊本国際空港株式会社の中期事業計画では、現在就航しているソウル、釜山、台北、高雄、香港、上海の6都市に中国の他の1都市とタイを加えた8路線の実現を2028年度までの目標として掲げており、県としても、同社と連携の上、路線の拡大に向けた営業活動を精力的に行ってています。

具体的には、現在、タイ・バンコク路線の誘致活動を進めています。本年1月には、知事がバンコクを訪問し、トップセールスを行いました。さ

らに、8月には、私もタイのフラッグキャリアであるタイ国際航空など複数の航空会社を訪問し、熊本県の魅力を最大限にPRするとともに、タイへの直行便就航に向けた意見交換を行い、手応えを感じたところです。

また、台湾、韓国など既存路線についても、増便や機材大型化などによるさらなるインバウンドの獲得や交流の促進等を図るため、各航空会社との協議を進めています。その成果として、本年8月から、チャイナエアラインによる高雄線の週3便から週4便への増便が実現しました。また、10月26日から、大韓航空によるソウル線の週3便から、デイリー運航への増便も決定したところです。

なお、路線の維持を図るために、インバウンド、アウトバウンド双方の需要が重要となります。特に課題とされる熊本から海外への利用促進を図るため、若い世代が海外に関心を持っていただけるようなプロモーション等を強化したいと考えています。

引き続き、世界に開かれた活力あふれる熊本の実現、阿蘇くまもと空港が誇る地方空港ナンバーワンネットワークのさらなる充実に向けて、関係者との連携をしっかりと図りながら、歩みを着実に進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 企画振興部長から、大変前向きな答弁をいただき、私としては、満点の回答をいただいたというふうに感じました。

待望の上海路線が、いきなり運休と聞いて大変残念に思いましたし、現在のような日中間の政治関係からすると、再開はなかなか厳しいようになっていましたが、県及び熊本国際空港株式会社も、引き続き、再開に向けて、積極的な努力をする旨の回答をいただきましたので、大いに期待を

いたします。

再開した暁には、広西壮族との交流を深め、また、食のみやこ関連で、世界の食のみやこ四川省と本県の姉妹交流を目指して活用していきたいなと私は考えています。

さらに、上海以外の中国の1都市とタイを加えた8路線が2028年度までに就航できるよう取り組み、その成果も順調にいっているとのことです。

世界に開かれた活力あふれる熊本として、熊本から東アジアへ若い世代が飛び立つ空港へと発展することを期待して、次の質問に移ります。

今後の米の生産対策についてお尋ねをいたします。

令和の米騒動が起り、備蓄米放出をする中で、農林水産省は、米の需要見通しの誤りを認め、作況指数公表の廃止、米の流通構造の透明化など、様々な米をめぐる変革に取り組み始めました。

中でも、米の生産調整の方向性を見直し、米の生産構造改革に着手するという政府の方針が示されたことは、農業改良普及員として稻の生産指導を担当していた私としては納得をいたします。

しかしながら、政府の方針が変わったとしても、一朝一夕に現場が変わるような簡単なものではないということは言うまでもありません。今後も米生産をめぐる施策は国の動向次第で変わってくるのだろうが、本県における現状課題について、2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、種もみ確保の問題です。

これまで、国は、米、麦、大豆等主要農産物の種子を守る法律、いわゆる種子法を制定して、稻の場合は、種もみ生産に力を注いきました。しかし、2017年3月にこれを廃止しました。理由は様々ありますが、民間でも種子生産を専門とする業者も出てきたことで、公として役割を軽減する

という判断もあったようです。

しかし、種を制する者は世界を制するという言葉があるように、種を支配する外資系民間企業の圧力が大きく関わっているものと私は考えています。

同様に、種苗法も、種子法廃止から遅れましたが、種苗開発者の権利を守ることを優先とした改正がなされています。

これらの法の廃止や改正が、既存の農家の自家採種や種苗増殖に大きな制限を与え、農家経営に影響を与えています。

ただ、種子法については、本県は、いち早く熊本県種子条例を創設したこと、県内農家への種の供給が円滑に行われるシステムを残すことができています。当時の行政、議会の皆さんのお協力のたまものだと思います。

さて、本題に戻りますが、政府が稻の増産政策に切り替えて、農家がそれに応えるためには、作付面積の拡大が伴います。そこには、播種される種もみの量確保も必要です。

稻の種もみは、生産農家が自家採種により確保して翌年に利用していますが、これを繰り返していくと、他品種との交雑や品質の経年劣化が起こり、米の品質が落ちてきます。

そのため、県は、指定した採種圃場で生産された種もみに毎年更新するよう奨励しています。その種もみを購入するためには、2年前から予約をしていないと入手できません。ですから、政府が、来年、急に米の生産を増産すると言っても、種もみを確保することは容易でないということは理解していただけると思います。

先日、山鹿市菊鹿町五郎丸という採種圃場での作付の状況調査をさせていただきました。私も、40年前に、普及員として採種圃場の栽培指導で勤務をしていた地域です。現在、この集落、20ヘク

タールのうち約半分の10ヘクタールが採種圃場として取り扱われています。

しかし、担い手は現在5人で、あと2年すれば私たち2人しかいなくなるだろうということです。それを話してくれたお2人も、奥さんの体力がもたないからやめようかと考えているということでした。このままでは採種圃場はなくなるというのが率直な感想でした。同行していただいた鹿本農協、鹿本振興局、県農産園芸課の方も、今後については危機感を抱いているようです。

県下には、この地区だけではなく、米、麦、大豆の採種圃場はあるかと思いますが、担い手の減少と高齢化等、将来の見通しはどこも同じだと考えますが、県として、今後優良種もみを確保するために、採種圃場の現状を踏まえてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

2点目は、国は生産調整の方向性を見直すということですが、県として米の生産を今後どのようにしていくのか、そのためには県計画が必要ではないかという点です。

県の計画は、当たり前のように思われるかもしれません、長期計画は今ありません。以前は、10年単位の米、麦、大豆等に関する生産計画書があり、その当時は、県の方針の下に、地域振興局単位に生産計画や栽培方法が具体的に示され、行政指導や普及指導が行われていました。

長期計画がなくなったのは、自由競争経済の中で、作付、販売等は個人の自由であり、県として米の生産から流通にわたる指導は必要ないという判断があったものと思われます。

しかし、この令和の米騒動を経過して、やはり主食の米生産については、生産対策から流通対策を経て消費者へ供給する国産自給率100%のシステムをつくるなければならないと感じています。特に農業県熊本は、それを率先していく立場にあ

るのではないでしょうか。

政府は、稻の生産構造改革の取組として、大規模農家、スマート農業、さらには輸出拡大策を前面に押し出していますが、そのような米生産ができる地域や農家及び企業は限られています。9割近くの生産は、中山間地や先祖の土地を守る兼業農家や零細農家が担っている中で、地域実情をしつかり踏まえて、県は今後の米生産の計画をどのように考えていかれるのでしょうか。

以上の2点について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 米の生産については、本年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、令和9年度から水田政策を根本的に見直すとされ、さらに、増産にかじを切る方針が示されるなど、大きな転換期を迎えております。

1点目の水稻種子の確保については、議員御指摘のとおり、種子生産者の減少や高齢化が進んでいることから、生産者の確保が重要な課題と認識しております。

県では、令和元年に制定した熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例に基づき、種子産地強化計画を令和5年に策定し、生産者の確保をはじめ、圃場の確保、種子生産技術の維持・継承、機械及び施設等生産設備の確保の4つの方針を掲げ、種子産地の強化と優良種子の安定供給に取り組んでおります。

この計画に基づく生産者の確保に向けた取組の一つとして、地域営農法人などを種子生産の担い手とした生産体制づくりを進めております。現在、種子産地8地域のうち4地域で、7つの法人が担い手として活躍されており、種子生産における持続性の確保や圃場の集約化、生産の効率化が

進んでおります。

加えて、新規生産者への生産技術指導を強化するとともに、種子専用機械、施設の整備を支援しております。

2点目の米の生産計画については、国が示す主食用米の需給見通しに基づき、生産者の作付判断材料となる米生産の目安を県から地域に示しております。県では、米の計画的な生産に向けて、需要に応じた売れる米作りとともに、加工用米や飼料用米など、多様なニーズに応じた水田の効果的な活用が重要と認識しております。

そこで、国の交付金制度を最大限に活用し、米、麦、大豆のほか、飼料用米や野菜等の高収益作物など、地域の実情に応じて作物の生産を進めております。

また、中山間地域では、農業者等の安定生産に向け、有機栽培など、付加価値の高い米の生産を推進しております。

県としましては、令和9年度に見直される水田政策の方針を踏まえて、市町村や農業団体と連携し、水田をフルに活用した持続的かつ計画的な米の生産に向けた取組を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 県として、採種圃場の維持に向けて、生産対策にしっかりと取り組んでいるということで、ひとまずは安心ですが、紹介したように、既存の採種圃場の現場は大変厳しいものがあります。短絡的に採種圃場を新たにつくればという意見もあるかと思いますが、よい種もみが生産されなければ、作付後の収穫量に大きな影響が出ます。

先ほど事例に挙げた菊鹿町五郎丸地区が、何ゆえこの地域が採種圃場に指定されたのかを地元の方からお聞きしましたが、この地区は、千粒重、もみ千粒の重さが他の地域よりも重いことから、

それだけ充実した種が取れることが理由で選定されたのだと歴史を伺っています。

4地域で7法人が担い手として頑張っているとのことですので、今後とも、県の採種圃場の生産維持にしっかりと取り組んでいただくよう重ねてお願ひいたします。

また、県の長期計画については、令和9年度に見直しされる水田政策の方針を踏まえて、関係団体と計画的な米の生産に向けた取組を推進していくということですが、県としても、品種開発、栽培方法、スマート農業等新技術の導入、土地区画整理、流通販売等に、農業研究センター、農業普及振興課、農地整備課、流通アグリビジネス課等、多くの県の機関が関わっており、それが最終的に生産者や消費者に関わってくる話ですから、県として、長期的な視点を持った方針を定めて、今後の米生産に臨んでほしいと申し上げて、終わりたいと思います。

続きまして、公立病院の維持についてお尋ねをいたします。

自治体は、地域住民サービスの様々な業務を行っていますが、病院事業もその一つです。以前は、自治体が病院経営を直接行っていましたが、官から民への流れの行政改革の中で、指定管理病院や独立行政法人として経営を行っている公立病院もあります。

しかし、その位置づけは、民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供や、離島、山間地等への僻地医療の確保、救急医療の確保や小児医療、周産期医療、精神医療、結核医療、感染症医療など、不採算・特殊部門に関わる医療の提供等を担う病院となっています。

病院の収入は、民間も公立の病院も、基本的に国の定める診療や医療点数に基づき算出されますが、現在の資材費や人件費の急激な高騰に対する

配慮が乏しいため、赤字経営に陥っているのが現状です。

県内の公立病院の経営状況は、令和5年度では、16の病院のうち9病院が赤字となっており、全国自治体病院協議会による直近の令和6年の決算報告の概要では、全国の9割の病院が赤字であり、本県も、1病院を除いて赤字であるという調査報告を伺っています。

このような中、今年度は、国家公務員の人事院勧告により、例年どおりであれば、県内の公務員賃金水準も上がる人事委員会勧告が出る見込みですが、病院勤務の公務員は、勧告どおりベースアップが支給できるのか難しいのではという話も出てきています。加えて、中堅層の職員が民間病院に移籍して、職員確保が困難になっている病院もあるようです。

医師の不足や偏在については、これまで議会で幾度となく取り上げられ、県の取組による寄附講座の開設や奨学金制度の充実で対策がなされてきていますが、医師の下で働く職員が確保できなければ、病院の運営はますます厳しくなります。

さらには、人件費高騰に加えて物価高騰の中、医療に必要な資機材も、耐用年数を超えても使用せざるを得ない病院の事例も報道されています。

病院を抱える自治体は、病院事業経営に対して一般会計からの繰出金制度がありますので、これまで述べた問題を解決するためにも、県から公立病院を有する市町村に対しての支援や助言等が必要だと考えます。

地域医療の拠点として住民の生命を守る公立病院経営の支援を今後どのように対処していくのか、総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 多くの公立病院では、僻地などにおける医療の確保や救急、小児感染症

医療といった、不採算となりがちな部門等に関する医療の提供を担っています。

また、ほとんどの公立病院が公営企業として運営されており、他の公営企業と同様独立採算が原則ですが、不採算であっても、公立病院が担うべき機能について自治体が一般会計からの繰出金で支援した際には、国が地方財政措置を講じる仕組みとなっています。

近年、公立病院の経営は、人事院勧告等を踏まえた人件費の増加や物価高騰に伴う水道光熱費の増加等により厳しさを増しています。令和5年度決算では、全国で約7割の公立病院が経常赤字となり、県内の市町村が設置する公立病院においても、全16病院中9病院が経常赤字で、令和6年度の診療報酬改定以降もなお、大変厳しい状況が続いている。診療報酬制度の下、料金を独自に設定できないことは民間病院も同じですが、特に採算性が低い医療を担う公立病院においては、最近の人件費や物価の増嵩は経営の悪化に拍車をかけていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、県では、経営状況が特に厳しい公立病院に対しては、直接訪問し、課題の分析把握や有利な資金の活用の提案など、経営改善に向けた助言を行っています。

また、国に対しては、診療報酬の改定と併せ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みの構築や、一般会計からの繰出金に対する地方財政措置の拡充を要望しているところです。

さらに、昨年度の国の経済対策を活用し、生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金により、公立病院を含めた医療機関における職員の処遇改善や業務効率化等の取組を支援しているところです。

今後とも、公立病院が、それぞれの地域において、持続可能な医療提供体制を確保し、その役割

を果たせるよう、設置自治体とも連携し、経営改善に向けた支援を行ってまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 病院事業は、健康福祉部も関係ありますが、経営については、一般会計の繰り出しが大きく関わることから、総務部長に答弁をいただきました。

現状をしっかりと認識していただき、総務省にもしっかりと働きかけをしていただけることなので、公務員医師や看護師等の確保、条件整備をしっかりとお願いいたします。

また、厚生労働省からは、今年度については、2月に成立した経済対策予算の活用で、1ベッド当たり4万円、その他物価高騰対策事業が活用できるということなので安心しましたが、当然1年限りですから、やはり厚生労働省のほうで医療点数等の見直しを抜本的にしてもらい、民間も含めて、地方の病院存続に向けて、政府並びに県の支援を強化していただきたいと思います。

地方に安心して住めるには、役所、学校、病院、公共交通機関等、日常生活を支える基幹的な施設や人材がそろっていることが重要であり、そのため税金が投入されています。

赤字経営からの脱却を急ぎ、日頃不要なベッドや医療器具、スタッフを減らし過ぎれば、負の連鎖で病院が消滅した結果、地方に人が住めなくなるようになってしまうと警鐘を申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

児童相談所の体制についてお尋ねいたします。

この課題の質問も、平成22年を皮切りに、過去6回質問をしております。人員体制の拡充や八代児童相談所の改善等、執行部の対応もしっかりといただいているところです。しかしながら、現状の問題を申し上げ、さらなる改善をお願いしたいと思います。

児童相談所は、県の中央児童相談所と八代児童相談所、そして熊本市に児童相談所が設置され、この3か所が基幹的な役割を担っています。

県の人員体制も、平成25年は43人から、令和7年現在では93名に倍増して、中央児童相談所には児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課、一時保護課の4課体制、そして八代児童相談所に職員が配属されています。また、数だけではなく、心理士や警察、弁護士等の専門性を持った職員も増員されています。

しかし、その対応すべき相談件数は、平成25年の597件から令和6年には2,819件と、11年間で4.7倍の件数になっています。

このような中で、職員からは、年間1,000時間を超える時間外を行っている職員が多数いることや、パソコン業務に資するOSの入替えによるシステム変更対応で大変な時間を取りられるという声が寄せられており、職員が疲弊し、異動希望や退職をする職員の数が増えている実態があります。

執行部におかれても、この状況は認識されており、プロジェクトチームを立ち上げ、児童相談業務の適正化や業務の効率化に向けた検討に取り組んでいることは了解していますが、児童の虐待死やそれに準ずる事件が起きると、最終的には警察の対応や児童相談所の対応が取り沙汰されている報道を目にすると、本県の対応をもっと抜本的に、そして早急に改善する必要があるのではと考えます。

例えば、千葉県では、審議会の答申により、一時保護所の充実と職員の勤務環境の向上の2点を柱として、令和6年度から8年度完成に向けて、2か所の児童相談所の新設、建て替えを進められています。完成予定図の広い空間と機能的な勤務環境は、虐待等を受けた不安な児童を落ち着かせる効果と、その対応に当たる職員にストレスを感

じさせない活動意欲に十分応える施設だと私も思いました。

千葉県だけではなく、既に九州各県でも児童相談所の新設は進んでいるところです。

しかしながら、現在の県の中央相談所も築37年となり、老朽化が進んでいます。また、県の一時保護所も老朽化が進んでいることから、現代の1人1室の居住感覚としては、児童にも決していい環境ではないと思います。

一方、本県の児童自立支援施設の清水が丘学園は、新たな施設として改修が進められています。

ただいま申し上げた点を踏まえ、こどもまんなか政策を掲げる県として、児童相談所の新設、建て替えを含めた施設整備をする計画はないのか、また、職員の勤務状態の改善に向けてどのように対策を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

【健康福祉部長下山薰さん登壇】

○健康福祉部長（下山薰さん） 児童相談所に寄せられる児童虐待相談対応件数は、児童虐待への社会的関心の高まりなどもあり、近年、高止まりの状態となっています。

子供たちの安全、安心な生活環境を守り、子育て家庭への支援を行う児童相談業務がますます重要な中、職員の業務の適正化と効率化は、喫緊の課題であると認識しています。

まず、1点目の児童相談所や一時保護施設の施設整備についてお答えします。

現在のところ、新設、建て替えの計画はございませんが、計画的な維持補修等を行うことにより、必要な勤務環境の確保を図ってまいります。特に一時保護施設については、不適切な養育環境に置かれていた子供たちに安心できる生活の場を提供するため、一時保護施設の基準に関する条例に則して、必要な環境改善を進めてまいります。

次に、2点目の児童相談所職員の勤務環境、勤務状況の改善に向けた対応についてお答えします。

児童相談所における業務量の増加に対しては、議員御紹介のとおり、職員の増員、専門職員の配置など、組織体制の整備を行ってまいりました。

また、本年3月に改定した社会的養育推進計画において、子育て家庭への支援の充実を重点項目に位置づけ、不適切な養育の未然防止に取り組むこととしました。

具体的には、児童相談所と各市町村のこども家庭センター、県内7か所の児童家庭支援センターとの連携をさらに強化し、課題を有する家庭に早い段階から支援に入り、児童虐待など重篤な事案の発生を予防してまいります。そのような取組を着実に進めることで、児童相談業務の総量を減らし、負担の軽減も実現したいと考えています。

また、児童相談所においては、児童や保護者などの面談、それを踏まえた資料作成に係る業務負担が大きくなっています。このため、直ちに取り組む対策として、タブレット端末などのデジタル機器や資料作成の支援を行うAI技術の導入に向けた準備も進めています。

未来を担う子供たちが、将来に夢を持って成長できることもまんなか熊本の実現と、児童相談所の職員がその専門性を發揮し、やりがいを持って業務に取り組むことができる職場づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 児童相談所の相談業務は、子供を守るために、子供の家庭の親兄弟の人間関係にも複雑に関連しています。

今、民間放送のテレビで、児童相談所を取り扱ったドラマが放映されていますが、取り扱われている内容は、見ている私も驚くような複雑な家族

関係や社会環境事例であり、その解決に向けて、深夜の業務や警察業務のような環境調査、そして対人業務に悩む姿が、県の児童相談業務に当たっている職員と重なります。

ドラマは、最終的にハッピーエンドで終わりますが、現実の県の職員は、終わりのない日々の業務が続いているのだと思います。

特に、質問の中でも取り上げましたように、事件が起きると、児童相談所の対応が取り沙汰されますし、それに必要な活動業務報告書が重要視されますので、今回の答弁にあった業務報告書のスピード化や効率化に資する取組は、職員の負担軽減につながるものと期待をいたします。

あわせて、経験の未熟な職員にとっては、現場の対応力は大きな障壁になっていると思いますので、社会的養育推進計画に基づき、市町村のこども家庭センターとの連携強化と併せて、県職員の能力向上のための研修の時間をしっかりと確保していただくことも大事なのではないかと思います。

また、新たな施設の建設については、現在計画がなされていないということですが、耐用年数も近まる中、施設の更新は避けて通れません。子育て支援に政府も力を注いでいる中で早期の御検討をいただきたいと重ねて要望して、この質問を終わりります。

続いて、外国人の犯罪等の実態と対応についてお尋ねいたします。

さきの参議院選挙では、国内における外国人による犯罪事例や生活保護等に関する様々な事例がSNSで取り上げられ、日本人ファーストという言葉が社会を席巻しました。そのことに対して実態は異なるという反論や外国人に対する偏見、差別があつてはならないという意見も上げられ、今もなお、様々な場面で議論が交わされています。

国内の外国人の増加は、観光などのインバウン

ドによる旅行客や技能実習生として在留する外国人、正規職員として日本で就労をする外国人、勉強で渡来している学生や、中には日本人と結婚している人など、その実態は様々なものがあります。

その結果、ある地域では、特定の外国人が集団で居住するようになり、以前から問題となっていた在日朝鮮人に対する対応のほか、最近では、クルド人に関する問題など、新たな社会的問題も起きています。

この熊本県でも、TSMCの進出を受けて、台湾をはじめとした外国人労働者がアパート等に集団で居住するようになり、関係する自治会長や住民などから不安の声が寄せられているところです。

法務省の統計によりますと、県内における令和6年末現在の在留外国人の数は2万9,385人で、前年同期比でプラス3,796人、14.8%の伸び率となっており、その数は確実に増えていますが、外国人による交通事故や治安を脅かすような窃盗、傷害等の犯罪の発生状況はどのようにになっているのでしょうか。

いたずらな外国人に対する差別や偏見は、これからますます国際化の進展に向けて本県の取組が進んでいく中、大きな支障になりますし、それなくすためには、共生社会の実現を目指すところが肝要だと思います。

本県における外国人による交通事故及び犯罪の実態や外国人との共生に向けた治安対策等をどのように推進しているのかについて、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) まず、県内における外国人による交通事故及び犯罪の実態についてお答えします。

県内における外国籍当事者が関与する交通事故の発生状況については、令和元年は55件、コロナ禍にあった令和2年から4年は年間30件から40件程度で推移しており、令和5年は51件、令和6年は50件と、コロナ禍前の水準に戻りつつあるものの、令和元年と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。

県内における刑法犯と特別法犯を合わせた来日外国人の検挙人員については、令和元年は74人、令和2年から5年は年間40人から50人程度で推移しており、令和6年は53人となっています。令和6年は前年比で12人の増加となっていますが、令和元年と比較すると、依然として21人少ない状況となっています。

また、来日外国人による犯罪の検挙件数については、令和5年は52件、令和6年は134件と、同年は前年比で82件の増加となっています。

なお、検挙件数については、余罪多数の被疑者を検挙した年は、件数が大幅に増加することに留意する必要があります。令和6年の増加についても、同年にベトナム人グループによる空き家対象の連続侵入盗事件を検挙したことが要因であり、現時点では、外国人による交通事故や犯罪が急激に増加している状況ではないと認識しております。

県警察としては、引き続き、違法行為に対しては、国籍等にかかわらず徹底した取締りを行うなど厳正に対処し、外国人を含む県民や来県者の安全、安心を確保する各種警察活動を積極的に推進してまいります。

次に、外国人との共生に向けた治安対策等についてお答えします。

県警察では、外国人材の受け入れや共生に寄与する総合治安対策として、24言語161名の部内通訳人及び民間通訳人を運用しているほか、現場警察

官に翻訳アプリを搭載したスマートフォン等を配備し、日本語が分からぬ外国人への対応やコミュニケーションの円滑化を図っているところです。

また、外国人からの110番通報に的確に対応するため、多言語コールセンターや部内通訳人との三者通話により、日本語以外の言語による通報も受理できる体制を確保しています。

交通事故や犯罪抑止対策としましては、自治体等の関係行政機関や企業等と連携しながら、在留外国人に対する交通安全教育や防犯講話の開催のほか、通訳人を帯同した巡回連絡等にも取り組んでいます。

今後も、外国人が交通事故や犯罪に巻き込まれたり関与したりすることのないよう、日本語が分からぬ外国人に向けた広報啓発資料等を作成して情報発信の高度化を図るなど、外国人との共生に寄与する治安対策を推進してまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 警察本部長の答弁にありましたように、本県の外国人の在留者数は増えているものの、犯罪率は一定であるということです。

また、言葉の理解不足を補うためにも様々な取組をしていただいていることを御説明いただき、ありがとうございます。

犯罪をしっかりと取り締まることは、治安をよくするために大変重要であります。そこには、外国人だからとか日本人だからということはありません。罪を犯した者は、しっかりと取り締まることが重要です。偏見によって外国人による犯罪が増えているという風潮は、警察の公平、公正な取締りで防げると私は思っています。それができているから、世界に誇る日本の治安のよさがあると思います。

法務省も、来年度の予算要望の中に、外国人へ

イトの実態調査に乗り出すことが新聞記事に取り上げられていました。ヘイトスピーチ解消法の施行から10年を迎える中で、デモによるヘイトスピーチに替わり、SNSやインターネット掲示板による投稿が目立つようになったためとされています。

法律の施行者である法務省とそれに基づき取り締まる警察部門が冷静に活動することで、地域住民や外国人も安心して過ごすことができます。

共生社会を目指して普通に暮らしていれば安心して暮らせる熊本に、警察の皆さんにも御協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、マンガ県くまもとの取組についてお尋ねをいたします。

このテーマも、私、10年以上質問を重ねているところです。前回の12月の議会でも質問させていただき、県の取組の進捗状況を確認させていただきました。

中でも、熊本地震復興協力で建立されたワンピースの銅像を巡るインバウンド旅行客の関心は、依然として高いものがあります。九州産交ツーリズムによるバスツアーも盛況であったようですし、県庁前のルフィ銅像には、土日はもちろん、平日でも国内外の観光客が訪れて写真を撮っている姿をうれしく思います。

また、人吉の夏目友人帳の取組も進んでいるようですが、先日、相良村を訪れたときに、バス停や田んぼの広がる農道で、若いグループやカップルが歩きながら写真を撮っている姿をして、聖地巡りで訪れているのだと一目で分かりました。

また、桜町くまモンビレッジ横では、夏目友人帳の紹介やグッズ等販売コーナーがかなりのスペースで出展されて、国内外の観光客でにぎわっており、マンガ県くまもとの施策がうまくいってい

るのではと感じたところです。

さて、今回質問に取り上げたのは、知事が各市町村にお出かけして地域の方と様々な意見交換をされている中で、天草の高校生から、ワンピース関連の銅像を設置できないのかと要望された記事を目にしたからです。

県内各地で、御当地のアニメコンテンツが展開されています。人吉、球磨の夏目友人帳、芦北の放課後ていぼう日誌、熊本周辺のワンピース関連の銅像があります。

また、高森町では、全国から入学を希望する青年が集まる高森高校のマンガ学科があり、いよいよ卒業生がこれから活躍していくこととなりますし、096K熊本歌劇団の活躍も大変楽しみなところです。

天草のほうでも、先日、池田議員が紹介された漫画家・高浜寛さんのコンテンツ関連が広がることも期待しているところですが、天草の高校生の発言は、そういう魅力あるコンテンツが、地方創生とまでは言いませんが、若者が楽しみを持って地方で暮らせる、または観光客が訪れてにぎわうまちづくりに資するという提案だと察したところです。

ある記事によると、若者が都会を目指すのは、大学への進学やその後の就職等生活資金を得ることが主でしょうが、イベントやコンサートなど楽しめる空間があることが大きな魅力の一つだそうです。

地元の親元就農や就労をして堅実に働いていても、楽しみの場が少ないことが、若者の地方から都会への流出の原因であるとされています。

石破総理が、地方創生の概念に「楽しい日本」を掲げましたが、一理はそういうところもあると考えます。

そこで、マンガ県くまもととして、これまでの

取組を踏まえて、さらなる地方の活性化や地方の若者が楽しめるような取組がもっとできないのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 本県ゆかりのマンガ・アニメ作品と連携した取組は、熊本でしかできない体験やイベントの開催、コラボ商品の販売などを実現し、本県観光の主要なコンテンツの一つに成長したと感じております。

中でも、『ONE PIECE』熊本復興プロジェクトで設置された10体の麦わらの一味の銅像は、国内外のファンを引きつけ、平日、休日を問わず、多くの観光客が訪れています。

令和2年7月豪雨災害以降、人吉・球磨地域で多くの観光客を集める夏目友人帳についても同様でございます。アニメのモデル地や人吉市内に点灯している影絵を楽しみに多くのファンが訪れ、中には、地域の人々の優しさや自然豊かな風景に癒やされ、繰り返し訪れる方もいらっしゃいます。

また、若者の漫画、アニメに対する関心度は非常に高く、議員御指摘のとおり、若者の流出という課題に対し、地域において、漫画・アニメ作品と連携した取組を行うことが、地域の方も気づかなかつた新たな魅力の発見につながり、定住やUターンの動機づけの一つになると感じております。

特に、県内の高校や専門学校、地域企業が連携し、漫画、アニメをテーマとした創作活動やイベントを通じて、若者が地域に関わる機会を増やしていくことは、観光客の誘致だけでなく、地域に住む若者の満足度向上にも寄与するものと考えております。

このような漫画、アニメと連携した取組は、県内各地で徐々に広がっておりますが、さらに取組

を広げていくためには、原作者や版権を管理している出版社はもとより、地元の市町村や事業者、教育機関の理解と協力が極めて重要でございます。

また、地域の方が主体的に関わり、作品の世界観と地域資源を融合させることで、より深みのある観光体験、地域の魅力発信につながるものと確信をしております。

県としましては、本県ゆかりの漫画、アニメの発掘、活用はもとより、出版社等との連携を深めながら、県内各地の特色を生かし、それらを舞台とした新たな作品の創出など地域の活性化につながる施策が展開できるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 先日、インターン学生とともにワンピース銅像10体を巡る活動を行いました。残念ながら、月曜日でしたので、ロビン像だけは、熊本地震震災ミュージアムの閉館日に当たり、見学ができませんでしたが、どこの銅像にも途切れのない観光客が訪れていました。最初に比べると、どこの銅像周辺も整備が進んでおり、特にフランキー像が設置されている高森駅は、すばらしい駅に改修され、ワンピース列車も停車しており、見どころのある観光施設になっていると感じたところです。

また、天草・御所浦の恐竜の島博物館では、本県が連携している「クレヨンしんちゃん」が応援隊長に就任している記事も目にしました。

地方に住む高校生や若者が、アニメコンテンツを活用した地域活性化を望むのは、自分たちの住んでいる地域が明るく楽しい地域になることを望んでいるからだと考えます。

政府も、漫画・アニメコンテンツに力を入れていく方針と伺っていますので、本県の施策にも追

い風が吹いていると思います。大型箱物の施設にこだわるのではなく、地域に溶け込むような漫画・アニメコンテンツ活用により、マンガ県くまもとが広く県下に浸透し、全国の先進県として今後も取り組んでいただこうと期待して、この質問を終わります。

以上で本日の代表質問を終わらせていただきます。

昨日は、秋の例大祭が盛会に開催されました。随兵寒合という言葉がありますが、この祭りが終わると、朝夕が冷えて熊本の秋を迎えると言われておりますが、今朝は、まさにそれを体感するような朝だと思います。猛暑日が続いた異常気象の日本ですが、もう熱帯夜が終わり、台風の来ない秋の行楽シーズンを迎えるものだと思います。

以上で、若干時間ありますけれども、本日、終わらせていただきます。

最後まで御清聴いただきました皆様に心から感謝を申し上げまして、登壇を終わります。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明日23日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時37分散会

第 3 号

(9月24日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第3号

令和7年9月24日（水曜日）

議事日程 第3号

令和7年9月24日（水曜日）午前10時開議

第1 代表質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

第2 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

日程第2 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（47人）

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君

西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖 一君
山口 裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
松田 三郎君
藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知事公室長 深 川 元 樹 君
総 務 部 長 千 田 真 寿 君
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健康福祉部長 下 山 薫 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 脇 俊 也 君
農林水産部長 中 島 豪 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 荏 田 武 志 君
会計管理者 野 中 真 治 君
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん
病 院 事 業 著 平 井 宏 英 君
教 育 長 越 猪 浩 樹 君
警察本部長 佐 藤 昭 一 君
人事委員会 人事委員会長 城 内 智 昭 君
監査委員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 鈴 和 幸
議 事 課 長 下 崎 浩 一
議事課長補佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長（緒方勇二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 代表質問

○副議長（緒方勇二君） 日程に従いまして、日程第1、22日に引き続き代表質問を行います。

公明党本田雄三君。

〔本田雄三君登壇〕（拍手）

○本田雄三君 皆さんおはようございます。

熊本市第一選挙区選出・公明党の本田雄三でございます。今期1回目の質問であります。党を代表して代表質問を行わせていただきます。

通算9回目となりました。誠にありがとうございます。

初めに、8月10日の大雨でお亡くなりになられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

毎年のように過去に類を見ないような自然災害が頻発しておりますが、本県は、県及び市町村、そして我々議会も、一致団結して早期復旧、復興に取り組んでいると自負をしております。

今回の大雨被害においても、木村知事は、発災直後から、現地視察による現状把握、そして国への予算要望を実に迅速に行われており、知事のリーダーシップが着実に結実していくと確信しております。

私も、被災された皆様が一日も早く日常を取り戻せるよう、諸課題に対し全力で取り組んでまいります。

話は変わりますが、一昨日の内野県議の代表質問で、知事が、県管理のスポーツ施設の整備方針を表明されました。私は、2年前の9月定例議会の代表質問で、当時の蒲島知事に任期満了までの意気込みをお尋ねした際、スポーツ施設の整備は、様々な事情から断念せざるを得ないと答弁で、正直落胆しましたが、木村知事は、知事就任後約1年半で、ある意味英断をされたことに、久しぶりに喜びで胸が高鳴る体感を感じた次第でご

ざいます。

最近、あまり喜びで胸が躍るようなことはなかったものですから、久しぶりにそういう体感におおつと思ったところでございました。

スポーツ施設の整備ではありますが、熊本県が大きな壁を1つ乗り越えたと、夢と期待に胸膨らませているのは私だけではないと思います。ぜひ熊本らしい整備が行われるよう切望し、質問に入らせていただきます。

知事をはじめ執行部におかれましては、明快かつ前向きな御答弁をぜひよろしくお願ひをいたします。

1点目の質問は、健軍駐屯地へのミサイル配備計画についてであります。

一昨日の代表質問でも関連の質疑がなされました。私は、県民の皆様の説明について質疑をしたいと思います。

本年7月下旬、健軍駐屯地へ、国内で初の国産長距離ミサイル、12式地対艦誘導弾能力向上型が配備されるとの記事が突然報道され、正直驚きを禁じ得ませんでした。とにかく突然だったので、県や熊本市には説明がされているのだろうかと、疑心暗鬼の状態でございました。

私にも多くの皆様から様々な問合せがありましたが、何も答えるすべがなく、まさしく寝耳に水がありました。木村知事の見解も報道されましたが、現段階で防衛省から県に対する情報は何も入っていない、県民の不安につながらないよう、情報収集に努めていくと述懐されておられました。

その後、8月29日に、九州防衛局の伊藤和己局長は、熊本県に対し、この長距離ミサイルの12式地対艦誘導弾の運用・整備能力を持つ部隊がある健軍駐屯地に先行配備をすると説明をされました。

その際、一般論として、長距離ミサイルは、必

要な場所に移動して任務に当たるため、配置先で運用するわけではないので、駐屯地周辺の住民負担が目に見て大きくなることはないと考えているとの理解を求めたと報道されておられます。

今回の配備の狙いや安全保障の考え方について、東京大学先端科学技術研究センター准教授で軍事アナリストの小泉悠さんは、12式能力向上型は、射程距離約1,000キロで、敵国が射程圏内に入り、海上での行動の自由を奪うのに重要な装備品で、敵国の艦隊が沿岸から出てきたところに届くようになり、抑止力になる、また、健軍駐屯地には地対艦ミサイル連隊があるので、健軍への配備は自然な話であり、南西諸島が攻められたとき、一定程度離れた場所から攻撃をする狙いもあるとされ、一般論としては、陸自は、海自や空自と違って、固定された基地がなく、有事になれば指揮所ごと各地に展開して戦う機能を備えているので、12式能力向上型は、駐屯地から山中や島に移動させて使用すると思われる、敵国からすれば、駐屯地を攻撃しても効果は薄いと思うのではないかと、おおむね九州防衛局の伊藤和己局長と同様の主張を論じておられました。

一方で、國の方針だからといって、説明なしに配備を進めるのは、民主的な日本の在り方とは違う、地元住民が不安を抱えている以上、國の説明は必要だとまとめておられます。

配備に当たり、最も重要な要件が専守防衛だと存じますが、専守防衛の概念は、平成26年7月1日の閣議決定で、1つ、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、2つ、これを排除し、我が國の存立を全うし、国民を守るためにほかに適當な手段がない

こと、3、必要最小限の実力を行使することという3つの要件、いわゆる武力の行使の3要件を満たす場合には、自衛の措置として、武力の行使が憲法上許容されるところがあります。

木村知事が言及されておられるとおり、熊本県が国防の重要な拠点であることは認識しておりますが、不安を感じている県民がいることも確かに、地域住民に対してきめ細かな情報提供や丁寧な説明が必要であるとおっしゃっておられます。

防衛省は、2025年度中に配備を完了させるとの説明がなされておりますが、知事は、今後、県民の皆様の不安解消と御理解を得るために、防衛省に対しどのように働きかけをされるのか、御見解をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 会派公明党の代表質問、本田議員からの御質問にお答え申し上げます。

我が国は、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、平和で安定した国際社会の実現に貢献する責務があると考えております。そのためには、国による積極的な外交努力が必要でございます。

今回のスタンドオフミサイルの整備計画を含めた防衛力強化の取組は、こうした外交努力と併せて、他国の脅威から国民の安全と国土を守るためにものであると認識しており、国や国会においてこれまで議論がなされ、結論が出されたものでございます。そのため、国が主体的に県民に対して説明を行っていただく必要があると認識しております。

その一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じる県民も多くおられることから、去る8月29日に九州防衛局から説明があった際に、私から、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うよう要望したところでございます。

ございます。

九州防衛局では、本県からの要望を踏まえ、速やかにスタンドオフミサイルの配備についての相談窓口の設置やQ&Aのホームページ掲載などを行っていただいたところです。

特に、私が要望いたしました訓練等における安全対策、そして住民生活への配慮については、ホームページに載っておりますQ&Aにおいて、「訓練の際には、これまでの12式地対艦誘導弾と同様、周囲の安全確保に努めた上で、地元住民の皆様に危険が及ばないよう適切に実施するなど、引き続き安全対策に万全を期して」いくと説明されております。

国に対しては、県民からの問合せに対し、相談窓口などを通じ丁寧に対応していただくとともに、Q&Aの充実など、県民の不安の解消に努めていただきたいと考えております。

引き続き、国に対して、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行っていただくとともに、運用に当たっても、訓練などにおける安全対策の徹底、住民生活に配慮した取組を行っていただくよう要望してまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 ミサイルの配備に当たり、知事は、答弁の冒頭で、我が国は、平和で安定した国際社会の実現に貢献する責務があり、そのためには、積極的な外交努力が必要とおっしゃいました。私も全く同感であります。防衛の根本理念は、他国の脅威から国民の安全と国土を守るためにものであります。これまで、国会において様々な議論がなされており、結論が出されたものと認識しております。国において、県民からの問合せの対応や相談窓口等の設置については、防衛省の配慮に感謝をいたします。

しかし、今回のミサイル配備計画に対し、県知

事や市長にも全く情報がないまま、ある日突然報道されてしまうということは言語道断だと考えます。どこの誰が、いつ報道関係に情報を提供したのか、非常に不可解です。情報社会の今日ですから、どこからか漏れ伝わったのかもしれません。ほぼ報道どおりの内容が知事には後日改めて報告がなされたわけですので、防衛省に対しても、情報の厳正化を強く要望する必要があるのではないかと申上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、TSMCの県内進出に係る今後の動向についてであります。

TSMCの日本法人であるJASMの第1工場は、2024年12月に量産を開始し、さらに、第2工場は、2027年度末までの生産開始を目指すとした世界が注目する日本最大級の半導体生産拠点として、大きな期待が寄せられています。

特に、セミコンテクノパーク周辺の工業化は、地域の雰囲気を一変させるほどの開発が行われ、交通渋滞緩和に向けたインフラ整備も急ピッチで進められています。また、人口増加に呼応するためのマンションやビジネスホテルの進出で、尋常ではない建設ラッシュもあります。

県民の大きな関心事でもありました空港アクセス鉄道が肥後大津ルートで決定したことに伴い、先日公表されましたJR肥後大津駅周辺の整備計画も明らかにされるなど、まさしく100年に1度の大変革を目で見て実感できるような状況であります。

しかし、現在のJASM第2工場の造成工事は、周辺の開発とは少し乖離をしております。第1工場建設時には、県外ナンバーのダンプがひっきりなしに往来し、見たことがない大型クレーンの林立と24時間態勢で大規模工事が施工されていましたが、第2工場は、かなりのスローペース

で、見た目には工事がストップしているような印象を受ける状況であります。詳細は分かりませんが、私の目には、工事が遅延しているかのように見えます。

様々な報道や国外におけるTSMCのシシー・ウェイ会長の発言など、どの報道が真意なのか、理解し難い状況にあると思います。

要は、当初計画より操業開始が見直され、それに伴い造成工事等にも工事の変更が生じていることであろうと推察をいたしますが、国策として約1.2兆円の国費を投入する事業であり、2つの工場で約3,400人以上の雇用につながるなど、単独の工場としては、九州で過去に類を見ない規模の事業であります。そのような大規模かつ国策としての進出事業が、一部には熊本工場の近隣の交通渋滞が深刻化したため遅れるとの報道があつたり、操業が2029年度に延期になったなどの報道もあつたり、関係者の皆様も困惑していると思います。

これだけの大規模なプロジェクトであり、大きな流れの変化は、本県に進出を計画されている多くの企業の皆様にも多大な影響を及ぼしかねません。

一概には言えませんが、世界一の半導体製造企業でありますので、米国との関係性や投資の観点から公表できない面もあるのは理解しますが、県内外に大きな影響を及ぼす進出企業でありますので、立地県として、本県のリーダーである木村知事は、正確な情報を適宜適切に発信されることが大きな責務であると考えております。

そこで、2点質問をさせていただきます。

1点目は、第2工場の本体着工予定時期及び操業開始時期の見通し、2点目は、第3工場誘致に向けた知事の思いについて、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、第2工場の本体着工予定時期及び操業開始時期についてお答え申し上げます。

JASMの第1工場については、昨年2月の開所式を経て、同年12月に量産が開始されております。一方、第2工場については、現在土地の造成工事などが進められている状況であり、JASMからは、令和7年中の本体着工、令和9年末での操業開始の予定であり、これまで説明してきた時期から変更はないと私どもは聞いております。

第2工場の本体着工や操業開始時期について、これまで国内外様々な報道がなされていますが、その都度、県、JASMとともにコメントを発出しています。これらの報道は、正直不正確なものも多くて、私なりにはちょっと辟易しているところがございます。

繰り返しになりますが、第2工場については、これまで説明してきた時期から変更はないとJASMがコメントを発出しております。このコメントは、TSMC本社名でのコメントですので、本県としては、令和7年中の本体工事着工に向けて協力してまいりところでございます。

第2工場の建設、稼働は、多くの県民の皆様の関心も高いことから、引き続き、JASMとも連携しながら、適宜的確な情報発信に努めてまいります。

次に、第3工場の誘致に向けた私の思いについてお答えいたします。

私は、第3工場の誘致は、熊本の将来の発展に向けて大きな可能性を秘めていると感じております。正確に申し上げれば、第3工場において生産することが想定されるさらなる最先端の半導体に意義があると考えております。そこで、現在私たちが具体化に向けて動き出しているくまもとサイ

エンスパークが連動していくことによって、最先端の半導体によって未来の産業が創造される、熊本での新たな企業の集積、これが期待されると考えております。

最先端半導体の生産拠点が熊本に生まれるということは、AIや自動運転やロボットなどの社会実装が期待されるこの新しい産業の創出を目指すくまもとサイエンスパークの実現に大きな後押しになると考えております。

私は、この第3工場の誘致とくまもとサイエンスパークの取組の好循環によって、未来社会に向けた新たな産業づくりの舞台がここ熊本で展開されるということで、これまでにない熊本の持続的な発展につながっていくものと考えています。

ただ、もちろんそのためにも、まずは第2工場を円滑に建設、稼働されることが重要であると考えております。

引き続き、県としては、県民の皆様の理解が得られるよう、様々な課題に迅速かつ丁寧に対応して、受入れ環境の整備に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 知事、明快な御答弁ありがとうございました。

JASMの第2工場については、現在、土地の造成工事等が進められており、令和7年中の本体工事着工、令和9年末に操業を開始する予定であり、変更はないとの御答弁でありました。

昨日、9月23日であります。待望の大津植木線多車線化及び合志インターチェンジアクセス道路着工式が、国、県、関係市町の関係者が一堂に集いまして、盛大に挙行されました。私も建設常任委員会メンバーとして参加をしましたが、知事より、令和10年度完成を目指すと明快に断言され、

熊本のインフラ工事は着実に前進をしていると確信をいたしました。

しかし、昔から火のないところに煙は立たぬとよく言われておりますので、責任ある立場の方が発せられる言葉は、これは国内外問わずありますけれども、あつという間に世界中に拡散されてしまします。関係者の皆さんには、その情報の真意を追い求めるのも当然のことだと思います。引き続き、知事からの適宜適切な情報発信が不可欠だと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

第3工場についても、受入れ環境の整備に向けて、全力で取り組んでいくことありますので、第2工場の円滑な工事の進捗及び予定どおりの操業開始を祈念いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目の質問は、データセンターの誘致についてでございます。

最近では、データセンターやDXなどの言葉は聞き慣れた感がありますが、私も毎日携帯電話やパソコンでインターネット検索を行っており、国内はもとより、海外の情報まで瞬時に知ることができる時代が到来をしております。

そのようなインターネット環境等、総称してデジタルインフラの現状と課題について考えてみました。

初めに、データセンターについての現状と課題についてであります。

データセンターとは、インターネット用のサーバーやデータ通信、固定・携帯電話などの装置を設置、運用することに特化した建物の総称であります。

データセンターの一番の特徴は、大型のサーバーや通信装置を多数設置しデータ処理を行いますので、行政や企業のデータ保管、さらに、AIの開発など幅広い用途に使われています。

企業等の皆さんには、自社内でサーバーなどを管理する場合、物理的なスペースの問題やセキュリティの課題などから、データセンターを活用する傾向が顕著であります。

私たちの日常生活でも、ロボットや生成AIの人工知能が急速に普及しています。その理由は、ちょっと想像してみれば納得できます。

人間の言葉を理解し、質問に対して適切な回答をしてくれるチャットGPTなどは、私たちにとってとても簡単で便利なツールです。1つ質問すれば、適切と思われる回答をすぐに提示してくれます。私たちは、回答をただ待てばよいだけですが、回答を生成するチャットGPTの裏側では、膨大な情報を高速で処理しています。

例えば、東京のお勧め観光スポットを教えてなど簡単な質問だけでなく、企業がビジネスで使うようなレベルのデータ処理など、生成AIは様々な環境で使われています。生成AIは、開発段階でも膨大なデータ学習が必須であり、常に情報をアップデート、更新していく必要があります。文書だけでなく、画像や映像などを生成するには、大規模な計算能力が欠かせません。膨大な情報を高速処理するには、大規模なデータセンターが不可欠であり、世界中でデータセンターの新規開発が相次いでおります。

次に、そのような国内外情勢の下、政府は、令和7年6月にデジタルインフラ整備計画2030を策定し、デジタル田園都市国家構想の実現のために「生成AIの開発・利用等が本格化するに伴い需要が急増するデータセンター等の計算資源を確保し、地方のデータ活用を加速化するような、AI時代の新たなデジタルインフラの整備を推進する」とあります。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

このグラフは、データセンターに不可欠な電力

需要の見通しを示したものです。電力広域的運営推進機関が2024年1月に公表した需要想定におきましては、データセンターや半導体工場の新設、増設により、2024年度でプラス48万キロワット、2033年度でプラス537万キロワットの最大電力需要の増加が見込まれています。2024年度から9年後の2033年度には、実に10倍以上の電力需要が想定されています。

次のスライドを御覧ください。（資料を示す）

これは、我が国におけるデータセンターの分布状況を示しています。非公開の情報を除いても、少なくともサーバールーム面積ベースで約150万平米のデータセンターが全国に存在していることが分かります。これは、東京ドームの約30個分の広さになります。

次のスライドを御覧ください。（資料を示す）

これは、地域別のデータセンター立地状況を示していますが、全体のおよそ約9割が東京圏、大阪圏といった都市部に集中していることが分かります。このような状況では、大震災で東京・大阪圏が被災した場合に、通信サービスに全国規模の影響が生じる可能性があるため、我が国のデジタルインフラの強靭化の観点からは、データセンターと海底ケーブルの分散立地が必要であり、複数の地点に設置されたデータセンターを低遅延、高信頼、低消費電力に接続する技術の開発と運用技術の確立を進めつつ、電力系統に余力がある地域へデータセンターを立地させるなど、地方分散の取組を進めることができます。

本県における現状としましては、TSMCをはじめとした半導体産業の進出で、シリコンアイランド九州の中心地と称される本県は、一躍脚光を浴びるほどの注目を集めていますが、本県におけるデータセンターの立地は極めて少ない状況であります。

政府の見解に基づき、シリコンアイランド構想にふさわしい取組が急務であることは事実であります。ただ、データセンターの建設や誘致には様々な条件も付加されますので、中長期的な視野で段階的な建設、誘致が必要ではないかと考えます。

まずは、現状のインフラ、用地や電源確保等に合った中小規模のデータセンターを複数箇所に設置され、長期的に大規模センターも同時並行で推進していくなど、具体的な立案と行動が必要ではないでしょうか。

そこで、2点質問させていただきます。

1点目は、中長期的な誘致活動に向け、ぜひ県庁内にプロジェクトチームを編成され、円滑な開発を推進する必要があるのではないでしょうか。2点目、現在進出予定のデータセンターの早期運用開始に向け、どのような支援を行っていかれるのか、知事の見解をお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） お答えいたします。

データセンターは、行政、医療、金融、教育、製造、物流など、日常のあらゆる分野において私たちが享受する便利で豊かな社会を支える重要なシステム基盤でございます。今やデータセンターを抜きに私たちの日常は成り立たない状況と言つても過言ではありません。

また、人口減少や少子高齢化が深刻化する中、地域社会の維持や地方創生を実現していく観点からは、AIなどのデジタル技術によるDXの進化が欠かせません。

さらに、ここ数年急速に普及している生成AIをはじめ、近い将来に社会実装が期待される自動運転や遠隔医療等の最先端技術に対応した高度な演算能力を有するサーバーが組み込まれたデータセンターのニーズは特に高まっております。

そのような中で、議員御指摘のとおり、現在の立地状況は、東京、大阪などの大都市圏に集中しているのが実情でございます。

そのため、国は、地域社会でのさらなるDXの推進やリスク分散の観点から、データセンターの地方分散設置を推進しており、その集積を進める戦略地域の選定に向けた提案を自治体から募集するという動きもあるところです。

本県においては、これまで、半導体関連産業の集積という強みを熊本の持続的な発展につなげていくため、くまもと半導体産業推進ビジョンやくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定し、半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業、研究機関などの集積を目指しております。

先ほどの質問ともまさに直結するのでございますが、半導体というものは、データを流すものです。そして、その大量のデータを流すために最先端の半導体が作られ、その最先端の半導体を使って大量のデータを処理するためにデータセンターが必要となる、こういう論理構造なわけです。

よって、このJASMの第3工場にせよ、くまもとサイエンスパークにせよ、その実現には、やはりそのデータセンターの存在が非常に重要なポイントとなると思います。

こうした熊本県の将来ビジョンを見据えて、実際に国内外の事業者からデータセンターの設置に向けた相談も実は寄せられております。その一方で、誘致に当たっては、大容量で安定的な電力供給体制の確保ですか、大容量通信に対応する通信環境の整備、そして適地の確保など、様々な課題があるのも事実でございます。

そこで、まず、議員御提案にもございました全庁的な勉強会を開催し、様々な課題を整理するとともに、市町村や電力通信事業者など様々な関係者とあるべき地域経済の姿を共有した上で、必要

なインフラ整備に向けた協議などを着実に進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど答弁で述べました現在国において募集中のデータセンター集積に係る戦略地域の提案についても検討に着手いたします。

データセンターの早期立地に向けては、必要な適地の確保、そして、電力や通信環境の早期の整備に向けた働きかけなど、市町村との連携が欠かせません。

これまで共に進めてきた地域DX化のさらなる推進や半導体関連産業のさらなる集積、そして、加えて、次の世代を担う新たな産業の創出に向けて、関係機関一丸となって、データセンターの戦略的な誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 さすが知事は総務省出身でもあります、詳しい御答弁ありがとうございます。

データセンターの誘致につきましては、大容量で安定的な電力の確保や大容量通信環境の整備、適地の確保など、様々な課題に対し、全庁的な勉強会の開催により、課題の整理及び各市町村や電力通信事業者等とあるべき地域経済の姿を共有した上で、必要なインフラ整備に向けた協議等を着実に進め、国のデータセンター集積に係る戦略地域の提案についても検討に着手されたとのことでありました。

データセンターの位置づけが重要な経済指標になる可能性が大きいと考えます。様々な課題もあるかと存じますが、データセンターは、大きくなればなるほど、電気主任技術者の資格も高度になってまいります。

例えば、17万ボルト以上の受電は、電験2種及び1種の資格が必要になりますが、2種以上の有

資格者は、全国でも僅かであります。有資格者の確保は非常にハードルが高くなる可能性があります。関係団体や国との連携による人材の確保が重要だと推察いたします。

市場が急速拡大する中、国の支援も公表されておりますので、迅速な対応が好循環につながると期待をいたしまして、4点目の質問に入らせていただきます。

外国人との共生に係る諸課題についてでございます。

本県に永住や就労及び就学で在留をされている外国人は、令和6年12月時点で2万9,000人を超えており、令和5年12月からの伸び率は約15%と、全国で上位に位置しております。

増加の主な要因は、農林業における外国人労働者の受入れが増加したこととTSMCの進出が上げられています。一方、コロナ禍後の海外からの観光客も年々増加し、全国の外国人延べ宿泊者数は、2024年の1年間で1億6,446万人泊となっております。

本県では、木村知事のリーダーシップにより、即効性のある推進本部を立ち上げていただいており、熊本県外国人材との共生推進本部もその一つであります。

本年6月に開催された第1回熊本県外国人材との共生推進本部会議での知事の御挨拶に、熊本県にとって外国人材というのはなくてはならないもので、閉ざすのではなく受け入れていく、広げていかなければならぬ対象でございます、全庁挙げて県の取組を推進していくとともに、頑張っている市町村、そして受入れ企業、団体の取組を支援していかなければと思っておりましたとありました。

まさしく、外国人材から選ばれる熊本を目指すために、多文化共生の推進及び外国人材の受入れ環境整備を庁内関係部局が一体となって推進する

取組は、極めて重要であると実感しております。

また、インバウンドの獲得についても、熊本県公式観光サイトの充実が集客につながっていると確信しております。職員の皆様の熱心な取組に敬意を表するものでございます。

しかし、県及び各市町村の皆様の支援や企業、団体の皆様の取組以外で、想定していたことと違う場合や民泊の増加に伴う新たな課題なども生じているようですので、今後の外国人との共生、そして、インバウンド増加に伴う課題についてお尋ねをさせていただきます。

まず、私たち人類は、それぞれの価値観と習慣がありますから、一概に日本の文化、風土に外国人が即刻合わせることは難しいと思います。今や日本人そのものが隣の人のことは知らなくても生活できる状況であり、自治会や町内会に加入されない人も増えています。

このように、地域単位のコミュニティの在り方が日本人同士の間でも多様化していく中において、外国人との共生という新たな課題も地域にもたらされている状況が現状です。

このような環境の中で、万一大規模な災害等が発生した場合には、外国人への避難誘導や避難所でのルールの共有などが必要になります。日頃から地域の中で日本人と外国人とのコミュニケーションが十分に培われていなければ、地域の危機管理上も大きな支障が生じることになりかねません。

そこで、外国人との共生を進めていく上で、県として、地域におけるコミュニケーションの促進や交流の推進、外国人との相互理解に向けた機運の醸成などに向け、どのように取り組んでいくのか、知事公室長の御見解をお伺いします。

次に、外国人観光客のマナーについてです。

SNSの普及により、私たち県民は特段の観光

地だとは思っていなかったところに、ある日突然外国人が見物に訪れるようになり、連日のぎわいで騒がしくなりましたとの地域の声も聞くようになりました。ある意味ありがたいことかもしれませんのが、どの観光地においても、オーバーツーリズムになつたら、そこで生活をしている方々は迷惑でしかありません。

外国人の中には、声が大きく、横に並んで歩かれる方もいて、注意しても聞いてもらえなかったり、平気でごみを捨てたりするケースもあるそうです。さらに、トイレがないので、地域住民の私有地内で用を足す人もいるようです。私有地内への無断駐車や勝手にスマホで写真を撮られて困っているなど、そのような地域の皆様は大変困惑されておられます。

他県でも同様の困り事が起こっていると、よくテレビでも報道されていますので、類似の状況は十分御理解いただけるかと思います。

そこで質問です。

私たちが海外旅行に行く際には、旅行会社から渡航先の地域情勢の詳細な説明と注意事項などを聞いた上で渡航していましたが、現在は、外国の皆様が日本に行く際、旅行代理店を通さず、個人でチケットを購入される方が増加しているようで、旅行代理店等の説明を聞かずに入国される方が増えていると想定できます。

私ごとですが、以前、シンガポールか香港に行った際、飛行機の中で入国後の注意事項を一読の上、署名したものを入国審査時に提出したがありました。内容は、喫煙場所以外での禁煙や写真撮影は禁止エリアがあるなど、事前に旅行会社から聞いていたことではありました。意識の啓発に役立ったと記憶しております。

観光は、行く側と迎える地元の方々の融和も必要であります。ありがたくも観光地に熊本を選ん

でいただいた外国人の方々が、来てよかったですっていただくためにも、迎える側として気持ちよく観光していただく取組が不可欠であると考えます。

そのために観光地のアピールも必要ですが、日本のルールやマナーを御理解いただく取組をどのように推進されるのか、観光文化部長のお考えをお伺いいたします。

[知事公室長深川元樹君登壇]

○知事公室長（深川元樹君） まず、共生に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、多文化共生の推進及び外国人材の受け入れ環境整備を行うため、昨年9月に、熊本県外国人材との共生推進本部を設置いたしました。

この推進本部は、議員が御指摘されましたように、近年在留外国人が増えてきた状況を踏まえ、外国人から選ばれる熊本と多様性に富んだ開かれた熊本を目指すものです。

推進本部での取組として、今年度から新たに、多文化共生の課題を抱える市町村に対し、専門アドバイザーを派遣する伴走型支援を開始しております。

さらに、地域における交流、コミュニケーション促進の取組としては、地域交流型日本語教室の開設、運営支援や外国人でも分かりやすい平易な表現が中心の易しい日本語の普及促進を図っています。今後は、日本語教育に携わる人材の育成や企業と日本語教師とのマッチングなど、日本語教育環境の一層の充実を図ります。

また、文化的背景などへの相互理解の機運を醸成するため、県では、多文化共生社会の実現を目指す熊本の民間団体などとの連携を強化しております。

例えば、JICA九州に事務局を置くKUMAMOTO KURASUでは、受入れ企業が直面

する課題解決の観点から、外国人材特有の労災防止、職場でのコミュニケーション方法などのセミナー やシンポジウムを開催しています。

県においても、国際理解を深めるための催しを実施する民間団体への助成、外国人コミュニティーリーダーも参加する地域防災セミナーの開催などにも取り組んでいます。

今後は、外国人材受入れ企業の好事例の横展開を図るとともに、民間団体とのパートナーシップを強化し、市町村、自治会、企業を巻き込みながら、地域活動への外国人参加を推進していきたいと考えています。

これらの取組は、推進本部におきまして、今年度策定を予定しているアクションプランの中で、体系的に整理してまいります。

県としては、市町村や民間団体としっかりと連携しながら多文化共生を推進することで、県民にとって暮らしやすい環境を整えるとともに、外国人材に選ばれる、開かれた熊本を目指してまいります。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長（脇俊也君） 外国人観光客のマナー対策についてお答えをいたします。

令和6年における本県の外国人延べ宿泊者数は約147万人を記録するなど、多くの外国人観光客が本県観光を楽しめています。

県では、外国人観光客の周遊、滞在を促進し、その経済効果を県内全域に波及させ、地域経済の活性化につなげよう、様々な施策に取り組んでいます。

そのような中、議員御指摘のとおり、残念ながら、一部の外国人観光客による私有地内への侵入やごみのポイ捨てなど、ルールやマナーに違反した行為を確認しております。

観光は、日常を離れて触れ合い、学び、遊ぶこ

とで非日常を体験することですが、訪問先には、そこで暮らす住民の日常生活がありますので、観光客は、地域住民の生活環境に対する配慮が求められると認識しております。

このため、外国人観光客のルールやマナー違反の防止に向けては、日本における一般的なルールや地域における文化、慣習への理解を深める情報発信が必要であると考えております。

そこで、県観光サイトのほか、交通結節点である阿蘇くまもと空港やくまモンポート八代のデジタルサイネージで、国が公開している旅のエチケットを紹介しております。また、クルーズ船乗客への対応としては、地元関係機関と協力し、八代市内にポイ捨て禁止の看板を設置するなど、その啓発に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、本県においても外国人観光客が年々増加する中で、ルールやマナーに違反する行為が後を絶たず、持続可能な観光地域づくりを実現するためには、さらなる浸透が不可欠であると考えております。

県としては、これまでの取組に加え、県観光サイト内に、国が地域の声等を踏まえて作成したマナー啓発動画を紹介するウェブページを開設するとともに、SNSを使った観光プロモーションに併せて、ルールやマナー遵守についても発信してまいります。

今後も、国、地元自治体、関係機関と連携を図りながら、外国人観光客に対して、日本のルールや地域の文化、慣習への理解を一層促すことで、地域住民と観光客双方の満足度が高まる観光地域づくりに取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 推進本部での取組といしまして、今年度から新たに、多文化共生の課題を抱える市町村に対し、専門アドバイザーを派遣する伴

走型支援の開始や日本語教育環境の一層の充実を図るための日本語教室の開設、運営支援、さらに、易しい日本語の普及促進に取り組んでおられることは、非常に効果的であると考えます。

また、さらなる深掘りとして、相互理解の機運を醸成するため、外国人コミュニティーリーダーも参加する地域防災セミナーの開催や外国人受入れ企業の好事例展開にも取り組まれるようありますので、多文化共生の充実で、暮らしやすい環境整備の構築を推進していただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

外国人観光客のマナーにつきましては、県観光サイトや空港、港のデジタルサイネージにおいて、国の旅のエチケットを紹介、今後は、マナー啓発動画のウェブページ開設など、SNSを活用した観光プロモーションに併せて、ルールやマナー遵守についても発信されるようありますが、国に対し、水際でのマナー啓発の観点から、入国前に日本におけるルールとマナーの周知徹底の施策について、ぜひ要望していただきたいと申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、水害対応についてであります。

気象庁は、2025年夏の日本の平均気温が統計開始以来最も高かったと発表されました。平年との差はプラス2.36度となり、これまでの記録だった2024年と2023年のプラス1.76度を大幅に上回り、1898年の統計開始以来、127年間で最も暑い夏だったということでございます。

また、地球温暖化がなければほぼ発生していなかつたと言える研究経過も紹介されており、異常気象だと言えると評価をされました。

ちょうどお盆前で慌ただしいさなかの8月10日に熊本県に発生した線状降水帯は、県内に大きな被害をもたらしましたが、気象専門家チームは、地球温暖化によって降水量が増えた可能性が高い

と評されています。専門家は、地球温暖化が顕在化していることに加え、日本周辺の海面水温の上昇も影響しているとして、過去の常識は通用しないという気持ちで対応を考えてほしいと呼びかけています。

台風についても、日本に接近しても勢力が衰えず、再発達することも指摘されております。その上で、台風や大雨の際には、以前より明確に雨量が増えることになる、過去の常識にとらわれない気持ちで気象情報などを確認してほしいと呼びかけました。

私も、8月11日から被災地の現状視察に参りましたが、特に住宅地の内水氾濫については、30分から1時間で車が流されるほど水位が上昇し、避難や車の移動が間に合わず、多くの家屋や車両被害につながってしまいました。また、八代市や上天草市など、山腹崩壊やのり面崩落も多数発生しております。

今回の浸水被害の一つの要因として、排水機場が複数箇所で機能せず、周辺の浸水被害に影響しておりますが、原因分析と同時に、県内の広範囲にわたる被災箇所に早急な手立てを行うことが最優先事項であります。

政府は、発災直後からの木村知事等の激甚災害指定の要望に基づき、迅速に、農林水産業施設と公共土木施設の被害に対しては、激甚災害として指定する政令の指定制定に向けた手続が進められていますので、県としては、可能な限り迅速に復旧を行っていただくよう切望いたします。

そこで質問です。

1点目は、今回の大雨は、想定外の雨量を記録したと言われてますが、気象専門家の皆様は、過去の常識は通用しないとの気持ちで取り組むことの重要性を示唆されています。

今回の大雨被害を受けての今後の治水対策につ

いて、土木部長の見解をお尋ねいたします。

2点目は、農業用排水機場の浸水対策についてです。

複数箇所の排水機場で、浸水や防水不能による電気系統ショートで起動しなかったとの見解が示されていましたが、設置から30年経過している排水機場や低位置に設置された分電盤の高所化に取り組む必要がありますが、設備面や老朽化に加え、ソフト面などどのように対策を進めていくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） 今回の大雨被害を受けての今後の治水対策についてお答えします。

まず、これまでの治水対策においては、ハード対策として、堤防や遊水地、調整池などの施設の整備目標を定めて整備を進めるとともに、ソフト対策として、超過洪水に備えた河川監視カメラや水位計の情報提供、洪水ハザードマップの周知等に取り組んでまいりました。

今回の大雨では、熊本市街地を守るために県で整備しました坪井川遊水地において、洪水を約10万立方メートルためたことにより、その下流で河川水位を約1メートル低減させました。また、内水対策としては、熊本市や八代市が整備した雨水を貯留する地下調整池などにより、一定の効果を確認したところです。

しかし、県内7市町で大雨特別警報が発令され、また、記録的短時間大雨情報が15回も発表されるなど、県内5つの観測地点で、1時間雨量が観測開始以来最高となる降雨を記録しました。議員御指摘のとおり、このような線状降水帯等に起因する豪雨は、近年全国各地で発生しています。

そこで、今回の大雨被害を受け、河川管理者の土木部と農地の浸水対策に取り組む農林水産部、また、内水対策を担う市町村が連携した対策の強

化が必要と考え、今月4日、これら関係者による浸水被害の軽減に向けた検討会を設置しました。

検討会では、浸水被害の要因を分析、検証しながら、関係者が連携して実施する有効な方策の検討を進め、直ちに実施可能な対策は一つ一つ着実に取り組むとともに、年度内にハード、ソフト両面からの対応策を取りまとめておりま

す。また、住民の皆様が自らの命を守る避難行動につながるよう、市町村に対して内水ハザードマップ作成の技術的支援を行うとともに、雨水浸透までの普及啓発など、市町村や地域住民とともに、ソフト対策にも取り組んでまいります。

引き続き、県民の安全、安心の確保に向け、国、県、市町村に加え、企業や住民の方々も含め、あらゆる関係者が協働し、流域全体の総合力で水害を軽減する流域治水の対策を強化してまいります。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長（中島豪君） 排水機場の浸水対策についてお答えいたします。

8月10日から11日の大雨により、県内各地で浸水や土砂災害が発生し、農地、農業用施設の被害額は、約605億円に達しました。とりわけ、干拓地をはじめとする低平地の農地で浸水被害を受ける事例が相次ぎました。

このような農地の浸水被害を未然に防止するため、これまで、県では、農業用の排水機場を168か所設置するなどの対策を進めてまいりました。しかしながら、今般の大雨により、設計基準以上の降雨が発生し、内水位の上昇による電気室等への浸水で、10か所の排水機場が稼働停止する事態となりました。

これを受け、発災直後から被災現場を視察した知事の指示により、8月19日に農業用排水機場復

旧・強靭化チームを設置し、関係機関との連携、調整を図りながら、応急対策や施設の早期復旧、再度災害防止に向けた浸水対策について検討を進めているところです。

一方、議員御指摘のとおり、県内の排水機場は老朽化が進行しており、30年以上経過した排水機場は約5割を占め、早急な更新整備が必要となっています。

そのような中で、県では、施設の老朽化に伴う計画的な更新整備の際に、防水扉などの浸水対策についても併せて取り組んでいるところでございます。

加えて、運転管理時の安全確保を見据えた自動運転や遠隔監視、さらに、今回の大雨を踏まえた事前準備や緊急対応を整理した行動計画、いわゆるBCPの見直しなど、ハード、ソフト両面からの対策を進めてまいります。

引き続き、施設管理者の意見や緊急度も踏まえながら、更新整備による強靭化や緊急時の体制整備等を進め、浸水被害の防止に全力で取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 土木部長から、今回の大雨被害を受け、河川管理者の土木部と農地の浸水対策に取り組む農林水産部、内水対策を担う市町村が連携した対応の強化が必要であり、9月4日に浸水被害の軽減に向けた検討会を設置されたとのことであります。今後、浸水被害の要因分析の検証、関係者が連携して有効な方策の検討を進め、年度内にハード、ソフト両面からの対応策の取りまとめを進められるようですので、何とぞよろしくお願ひをしたいと思います。

抜本的な設計の変更等、大きな事柄も含まれると思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

排水機場につきましては、農業用排水機場復旧・強靭化チームを設置し、関係機関との連携、調整を図りながら、応急対策や施設の早期復旧、再度災害防止に向けた浸水対策について検討を進めることでありますが、高額な被害額に加え、復旧費用も加算されますので大変だと思いますが、最低でも遠隔操作と防水対策は早急に改善をしていただきたいとお願いし、6番目の質問に入らせていただきます。

次は、防災力向上に向けた取組でございます。

近年、全国的に頻発する自然災害が猛威を振るい、多くの人命や財産が失われています。地球温暖化の影響と考えられる線状降水帯も数十年に1度ではなく、毎年のように発生しています。

本県でも、平成24年の九州北部豪雨災害や熊本地震、さらに令和2年の豪雨災害、そして今回の大雨災害と、枚挙にいとまがないほど災害が発生しております。

そのような災害に対応するため、国や地方自治体も様々な災害への備えに尽力をしていただいております。特に、ハザードマップの整備や避難所運営に対する見直しにより、迅速な判断と支援が行き届いていると思います。

しかし、頻発する自然災害により緊急速報あるいは避難指示が度々発令され、ある意味多くの方が慣れっこになっていると危惧されます。せっかく避難所を開設されても、あまり避難されていないなど、何となく自分は大丈夫だと思われる方が多いのではないかでしょうか。

よくお聞きするお話で、大雨等の避難指示のレベルが変遷していきますが、最終的にレベル4の避難指示が市町村の全域に発令された場合、どこに避難すればよいか分からぬとの声です。言わば全員避難と誤解されたり、どこに避難したらよいのかなど、よく理解されていなかつたりしてい

るのだなと感じております。

避難場所の定義は、行政が指定した避難場所か、知人や親戚宅、安全なホテルや旅館、最終的には屋内の安全な場所となります。今回の大震でも、避難された方は対象人員の20%程度に届かない状況であったとお聞きしております。

結果的に、自分の身は自分で守るのが鉄則ではあります、避難指示の各レベルの定義とどこに避難するのかを常に考えていただくよう、マスメディアやSNSの活用など、県民の皆様への呼びかけを繰り返し行っていただくしかないと思います。

しかし、今回の大震については、避難の概念が警報どおりに求められたものだと実感をしております。この付近は大丈夫と思っていた地域が、床上浸水や少しの雨で道路冠水が発生するなど、特に御高齢の方や御病気の方は、速やかな避難が重要であります。

そこで質問です。

既に備えておられる自治体もあると思いますが、避難指示を発令される際、各市町村は、あらかじめ急傾斜地や河川付近等の危険ランクが高いと考えられる地域や、ハザードマップに基づき、自宅ではなく、それ以外の場所への避難が必要な方に必要な避難情報が届き、適切な避難行動につながるよう、どのような取組を行っていかれるのか、知事公室長の見解をお尋ねいたします。

次に、避難所における備品、ここでは資機材と呼びますが、資機材の取扱いについて質問します。

令和6年5月に、健康福祉政策課で避難所運営マニュアルが更新されており、避難所開設から運営につきましてきちんと網羅されており、申し分ありませんので、今回は、資機材に関する状況をお尋ねいたします。

避難所で最も重要な備えはトイレではないかと思います。あらかじめ災害協定を締結された業者が簡易トイレは届けられますけれども、どうしても女性の方や車椅子等で避難されている方は使いづらい状況です。

避難所開設が長期間にわたる場合、くみ取り不要のバクテリアで汚水処理するトイレの設置や、停電時にパソコンや医療用機器にも使用できる周波数が安定した太陽光で充電可能な蓄電池、エンジンが不要なバッテリー式投光器、さらに、県警や自衛隊が採用されている折り畳み式の簡易ベッドなど、新たに避難所でも日常的にも使用できる多くの資機材が開発をされています。このような最新の情報を取り入れた資機材の見直しが必要ではないでしょうか。あわせて、各市町村への情報提供を行うべきだと考えますが、健康福祉部長の見解をお尋ねいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長（深川元樹君） まず、避難指示の在り方についてお答えいたします。

避難指示等の災害時に必要な避難情報を住民の適切な避難行動につなげていくためには、住民に対し、避難情報の意味や災害リスク、避難先を周知しておくなど、平時からの行政側の取組が求められる一方、住民や地域の理解も重要だと考えております。

令和3年5月に内閣府が策定した避難情報に関するガイドラインでは、市町村は、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時の住民の主体的な避難行動を支援するものとされています。

住民に対しても、自分は災害に遭わないという思い込み、いわゆる正常性バイアスによって避難のタイミングを逸しないことや居住地の災害リスクを確認しておくことなどが示されています。

そのため、県では、住民が地域のハザードマッ

普や避難先及び避難経路等をあらかじめ確認し、災害時に速やかに避難行動を取っていただけるよう、マイタイムラインの普及を促進しています。

さらに、自主防災活動支援員の派遣等を通じ、市町村等と連携して自主防災組織の活動を支援し、地域全体での避難行動の向上を目指しています。

今回の8月10日からの大雨につきましても、線状降水帯の発生予測情報の発表を受け、県ホームページやSNSを通じ、県民に対し、10日の昼頃には予防的避難を呼びかけるとともに、市町村に対しましても、避難所の開設等を含めた早めの態勢確保と住民への情報提供を促しました。

今後も、豪雨災害は、頻発化、激甚化するおそれがあり、避難指示を行う市町村、また、その指示を受けて適切な避難行動を行う住民や地域が相互に意識を高め、避難行動の迅速性、確実性をさらに高めていく必要があると認識しています。

そのため、今回の大雨に関する災害対応の検証結果も踏まえ、市町村や県民への平時からの防災知識の普及啓発や毎年出水期前に実施している豪雨対応訓練の充実を通じて、市町村の避難指示の精度を高め、県民の避難行動のさらなる向上を図り、豪雨災害からの逃げ遅れゼロを目指してまいります。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薰さん) 避難所運営における資機材の有効活用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、近年の災害対応の教訓や新たなニーズ、技術革新を踏まえ、防災関連の新たな資機材が開発されています。多くの避難者が生活する避難所で安全、安心な生活環境を確保するためには、これらを有効に活用していく必要があると考えます。

令和6年度の国の経済対策として、昨年12月

に、避難所生活環境改善緊急整備事業交付金のメニューが示されましたが、その際に、県からも市町村に対して、地域の防災、減災の向上に必要な資機材の導入事例を紹介しました。この中で、避難生活環境の向上に資する新技術として、浄化システムを搭載した移動式トイレコンテナや照明機器を搭載した車両による電源供給についても周知したところです。

県では、この交付金を活用し、新たにトイレコンテナを1台、炊き出しセットを20セット、段ボールベッドとパーテイションをそれぞれ2,000個購入することとしました。議員からも御紹介があった簡易ベッドについては、市町村と意見交換をする中で需要が高かったことから、段ボールベッドの一部を簡易ベッドに切り替えて購入しています。

また、市町村においても災害用資機材の整備が進められており、8月の大雨の際にも、多くの避難所で簡易ベッドやパーテイション等が活用されました。

なお、これらの資機材は、災害時の使用にとどまらず、防災訓練や防災教育、地域イベントなど、平時の日常的な活動での活用も十分に視野に入れた形で整備が進められています。

一方で、資機材の充実には多額の予算を伴うことから、県としては、国に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金による継続的な財政支援を強く要望しています。

今後も、市町村が資機材を整備するに当たり、活用策の好事例を紹介するなど、有用な情報を提供していくことで、避難者の安全、安心な生活環境の確保につなげてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 前向きな御答弁ありがとうございました。

避難指示につきましては、内閣府が策定した避難情報に関するガイドラインに基づき、県では、ハザードマップや避難先などをあらかじめ確認し、速やかな避難行動につながるマイタイムラインの普及促進を図っておられますのは知っておりますが、なかなか浸透していないのが実態ではないかと見受けられます。

今回の大雨に関する災害対応の検証結果も踏まえ、豪雨災害からの逃げ遅れゼロを、各市町村とも連携され、住民の皆様へ避難の重要性に対する意識の醸成を促していただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

避難所における資機材の有効活用につきましては、ニーズに合わせられ、都度展開されておられるようですので、避難された際、少しでも安心され、落ち着ける避難所であればと考えますので、費用もかさむかと思いますが、順次整備をされていきますよう、よろしくお願ひをしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

学校現場における落雷事故防止についてお尋ねをします。

自然の猛威と表裏一体の生活を送る私たちの環境には、様々な危険も潜んでおります。

9月5日に静岡県牧之原市で発生した竜巻は、国内最大級の規模であり、大きな被害に遭遇されています。異常気象とはいえ、豪雨や浸水、斜面崩落など、いつ発生するか分からぬ災害に、私たちの危機意識の変革が必要な状況に直面しているのではないでしょうか。

そのような災害の中でも、身近でいつ襲来するか分からぬのが落雷であります。昨年の4月3日、鹿本高校サッカーチームの生徒が、宮崎市のサッカーフィールドで、突然の落雷で18名の生徒が病院へ搬送された事故は、私たちの記憶に新しいと思いま

す。

気象庁が把握する日本で発生する落雷発生回数は年間100万回を超えるとされ、近年は落雷が増加傾向で推移しており、過去10年間で1.7倍超になっているようです。今年4月にも、奈良市で部活動中の中高生6人が搬送されるなど、気が抜けない状況が続いていると再認識するしかないと思います。

日本大気電気学会の雷から命を守るための心得には3つあります。1つ目は「海や山のレジャー、屋外イベント、ゴルフ場などが要注意」、2点目は「雷鳴が聞こえ、近くに積乱雲が存在するときは、とにかく建物、車の中に逃げる」、3点目は「天気情報をチェックして、予定を変更する勇気を持ちましょう」とあります。

特に大事な基礎知識として、3つの安全な場所が示されています。1点目、建物の中が最も安全です。しかし、電気製品からは離れたほうがいいと思います。2点目、車の中。周りに何もないときは、車に逃げるのが最善の策としてあります。3点目、コンクリート電柱。これは、避雷対策がしてありますので、そのそばが比較的安全と言える場所になります。

児童生徒の皆さんに特に注意しなければならないのは、授業や学校行事、部活動等による屋外活動であります。学校のグラウンドは障害物が多く、広々としているので、危険性は増すと思われます。多くの学校では、気象庁が配信する雷ナウキャストというデータサービスを活用されているとお聞きしていますが、先生や監督の誰かが常に把握していないと効果が減少するおそれがあるのでないでしょうか。他県では、雷が近づくと、グラウンドや職員室に警報ランプが点滅するシステムを採用している学校もあるようです。

そこで質問です。

本県において、大切な児童生徒を落雷事故から守るために、具体的にどのような取組が行われているのか、また、気象庁が発する雷ナウキャストが学校現場でどのように活用されているのか、以上2点について、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 昨年発生した鹿本高等学校サッカー部落雷事故につきましては、決してあってはならない事故であり、県教育委員会として、大変重く受け止めております。

このような事故が二度と起こらないよう、外部有識者による調査委員会の提言に基づき、文部科学省を通じて全国の関係機関に共有するとともに、落雷事故防止に向け、着実に取組を推し進めているところです。

まず、1点目の本県における落雷事故防止に向けた取組についてお答えします。

県内全ての市町村立及び県立学校において、教職員及び児童生徒が雷及び落雷についての最新の正確な知識を習得するとともに、気象庁の雷ナウキャスト——雷ナウキャストと呼ばせていただきますが、により落雷予測を確認できるよう、本年6月に各学校での研修を実施いたしました。

また、落雷事故防止に関する危機管理体制の一層の充実と、今後も継続して落雷事故防止のための適切な措置を講じることができるよう、本年7月までに各学校の危機管理マニュアルの見直しを行いました。

特に、改定した危機管理マニュアルには、屋外での活動前や活動中においても、雷ナウキャスト等により情報を十分に収集し、落雷の危険があるときは、ちゅうちょすることなく活動を停止し、安全な建物の中に児童生徒を避難させるなどの内容が盛り込まれております。また、実際に、学校行事や部活動等において雷発生リスクを把握し、

延期や中止の判断をする際に雷ナウキャストを活用しているところでございます。

次に、2点目の学校現場における雷ナウキャストの活用についてお答えします。

議員御指摘のとおり、雷ナウキャストの活用は、常に誰かが情報を把握しておく必要がございます。そこで、各学校においては、雷ナウキャストの二次元コードを学校内の各所に掲示することで、教職員及び児童生徒がタブレット端末で情報を容易に取得できるようにしています。また、屋外活動に際しては、各校長のリーダーシップの下、教職員及び児童生徒一人一人が一定時間ごとに雷ナウキャストで落雷の危険性を確認する取組も始まっており、このような取組を定着させることで、落雷事故防止につながるものと考えています。

県教育委員会としましては、今後も児童生徒の安全を守るために、学校における危機管理体制のたゆまぬ改善と児童生徒が自ら危険を察知し、安全な行動を取ることができるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 丁寧な御答弁ありがとうございました。

県内全ての市町村立及び県立学校で、教職員と児童生徒が、雷及び落雷の最新の正確な知識を習得し、気象庁の雷ナウキャストにより発雷予測を確認できるようにする研修を実施されているとのことで感心をしております。

各学校の危機管理マニュアルも見直しが図られ、改定した危機管理マニュアルでは、屋外活動前や活動中に雷ナウキャスト等で情報を収集し、落雷発生の危険時には活動を停止する、児童生徒を安全な建物内に避難させるなどの内容が盛り込まれているようです。

安全対策には完璧はないと思いますが、人はうつかりミスや判断を誤ることもありますので、ぜひ視覚に訴える警報ランプの導入も検討していただきたいと要望しまして、次の質問に移らせていただきます。

8番目の質問です。

阿蘇山上における安全、安心の確保についてであります。

阿蘇山上における安全、安心の確保について質問を行います。

令和7年9月10日に、阿蘇山火口カメラ観光防災教育協議会の第1回総会が行われました。同協議会には、地元選出の河津議員、岩本議員と阿蘇出身者の私が顧問になっていますので、参加をさせていただいたところであります。

阿蘇山火口カメラにつきましては、長年、公益財団の阿蘇火山博物館久木財団様が世界でも珍しい活火山の映像の配信を行っておられました。しかし、度重なる噴火の影響で幾度となくカメラ機能が消失し、そのたびに高額なカメラを再設置してこられました。

火口カメラは、気象庁や報道機関への情報提供にも活用されるなど、火山研究や観光資源、さらに防災対策に大きく貢献している背景から、このたび、阿蘇山火口カメラ観光防災教育協議会として、阿蘇山上、草千里に設置したカメラ映像の有効活用及び円滑な管理運営を図ることを目的に、発足の運びとなりました。

現在、阿蘇山に訪れる観光客は、年間50万人を超えるにぎわいを取り戻しています。しかし、ゴールデンウイークや夏休みは、観光客が集中して草千里の駐車場が満車となり、3時間待ちになることもあるようです。少しでも渋滞緩和やスマートな阿蘇観光を楽しんでいただくためにも、このカメラを県のホームページ等にアップしていただ

き、草千里周辺や山上広場の混み具合、渋滞の確認等に役立てばと思っております。

火口カメラにつきましては、多くの皆様の賛助や御支援のおかげで、大きな進展を迎えておりますが、急ぎ対応していただきたい課題が2点ございます。

1点目は、電線の地中化です。山上付近は、かねてより噴火や台風、落雷の影響を受けやすく、観光地でありながら、停電や通信障害に対しては脆弱な面がありました。現在、草千里から山上広場は既に地中化が完了し、人工の構造物がない自然な状態で火口が望めるすばらしい景勝地となっています。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

こちらは、米塚付近の電柱や電線の状況を撮影したものです。米塚付近は、地震観測所や報道アンテナへの電力供給のために、電柱による配線で電力が供給されております。

次のスライドも米塚付近を撮影したものです。（資料を示す）

多くの電線が視野に入ることで、阿蘇の美しい景観が損なわれている印象が拭い切れません。阿蘇は、世界文化遺産登録を目指していることもあり、景観形成や観光振興面からも、地元の阿蘇市及び阿蘇火山防災協議会から要望を行いたいと準備をされておられますので、県としても、無電柱化推進計画に基づき、阿蘇山の電線路の地中化について、土木部長がどのように御見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

2点目は、観光地に不可欠なトイレの整備についてであります。

現在、県管理のトイレが草千里と山上広場に設置されています。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

これは、山上広場のトイレの一部を撮影したも

のです。このトイレは、老朽化のため、ほとんど使用できない状態となっております。

次のスライドは、草千里のトイレを撮影したものです。（資料を示す）

草千里のトイレは、整備も行き届き、その点に問題はありませんが、団体の観光客が多数訪れる混雑時には絶対数が足りず、火山博物館内のトイレにも利用者が殺到する状況であります。

阿蘇火山博物館は、昭和57年の設立で、40年以上前のトイレの処理能力であり、浄化設備の機能が追いつかない状態となっております。整備、改修が必要な状況となっていますので、何とか予算面における支援ができないかと調べましたところ、火山博物館内の阿蘇ビジターセンターは環境省の委託を受けていますので、環境省事業の令和7年度国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業という新規メニューの中に、一般の利用に供されるオープンスペース、ベンチ、遊歩道、トイレ等の整備、改修を行う事業がありますので、県としても国に対し力強い後押しをお願いしたいことと、山上の老朽化したトイレの改修についてどのようにお考えか、環境生活部長の見解をお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） 阿蘇山上における電線の地中化についてお答えします。

県では、熊本県無電柱化推進計画に基づき、市街地の緊急輸送道路を対象とした電柱倒壊による交通遮断の防止など、防災力の向上につながる箇所を優先しながら、通行空間の安全性や快適性の確保、また、良好な景観形成の観点も踏まえて、これまでに約112キロメートルを整備しています。

一方で、無電柱化の推進には多額の費用が必要であり、また、道路を占用する電線管理者の応分

の費用負担も生じることから、その同意を得る必要があります。その上で、防災拠点や交通拠点を結ぶ道路など、優先度の高い箇所について、地域性にも配慮しながら、順次事業に着手している状況です。

阿蘇地域は、阿蘇くじゅう国立公園に指定され、世界ジオパークにも認定されており、自然風景地の保護に特に配慮すべき地域と認識しています。

議員御紹介のとおり、草千里から山上広場までの区間につきましては、既に電線管理者が主体となって無電柱化されており、県としましては、米塚付近についても、良好な景観形成に加え、観光振興の観点を踏まえると、無電柱化が望ましいと考えております。

阿蘇地域においては、現在、南阿蘇鉄道の高森駅周辺で無電柱化を進めており、その事業の進捗を図るとともに、阿蘇山上の無電柱化につきましては、今後、電線管理者や地元自治体及び観光協会などの関係機関と協議を行い、実施時期を検討してまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長（清田克弘君） まず、草千里におけるトイレの整備、改修についてお答えします。

草千里の訪問者は、県が管理する屋外トイレや火山博物館内のトイレ等を利用できますが、外国人観光客等の増加により、観光シーズンは、火山博物館内のトイレ利用の頻度が高まる傾向にあります。

環境省は、平成31年度から、国立公園の利用拠点における環境向上を目的とした補助事業を展開しており、令和7年度の改正で、新たにトイレの整備、改修が対象となりました。今後、火山博物館がトイレの改修を行う場合には、県や地元市村、関係者で構成する阿蘇山上観光上質化推進会

議において、この補助事業の活用も検討するなど、火山博物館利用者の環境改善に向けた取組を後押ししてまいります。

次に、山上広場の老朽化したトイレの改修についてお答えします。

山上広場のトイレは、火山灰の影響で故障頻度が高いために修理が追いつかず、現在複数の便器が使用できない状況です。そのため、県では、防災にも配慮した移動式トイレコンテナを今年度末までに設置予定です。このトイレは、微生物の作用で汚水を処理する機能があり、通常の使用回数であれば、くみ取りが不要です。平時には、山上広場の老朽化したトイレの代替として使用し、災害時には、避難所へ移送して、避難されている方に利用いただくこととしています。

なお、山上広場では、現在南阿蘇村が廃屋2棟の撤去工事を行っており、その跡地利用の検討も南阿蘇村が中心となって進められています。このような状況やトイレコンテナの導入を踏まえ、山上広場の既存トイレ改修等について、引き続き検討したいと考えています。

県としては、トイレを含めた阿蘇山上における環境の改善、安全、安心の確保に一層努めてまいります。

〔本田雄三君登壇〕

○本田雄三君 阿蘇山の米塚付近の無電柱化につきましては、土木部長より前向きな御答弁がありました。

阿蘇山は野焼きも実施されますので、地中化することにより、作業効率も向上すると考えます。県も自然風景地の保護に特に配慮すべき地域と認識をしておられますので、地元の皆様と協議の上、早期の地中化をよろしくお願ひしたいと思います。

山上と草千里のトイレにつきましても、環境生

活部長から現状認識をしていただくとともに、トイレ整備の必要性に対し、改善の方向を示していただきました。ありがとうございます。

山上広場には、移動式トイレコンテナ設置、草千里につきましても、環境省の補助事業が、令和7年度の改正で、新たにトイレの整備、改修が対象になる可能性があるので、火山博物館利用者の環境改善に向けた取組を後押しされるとの御答弁であります。整備、改修実現を強く要望いたしまして、次の要望に移らせていただきます。

質問は8項目終わらせていただきましたが、最後、1点要望でございます。

太陽フレアへの対応。

皆さん、太陽フレアという言葉を御存じでございましょうか。2024年5月と10月に、太陽フレアによる通信障害がニュースになったことが記憶に新しいかもしれません。

太陽フレアとは、太陽における爆発現象のことを指しております。2025年は、11年周期で太陽活動が活発化する年となっていますので、大規模な太陽フレアが地球の通信やインフラに大きな影響を及ぼす可能性があると言われています。

太陽フレアの大規模なものは、水素爆弾100万個分にも匹敵するエネルギーが放出されると言われていますが、これを電力に換算すると、一度の大規模な爆発で、全人類が使用する数十万年分に相当するエネルギーが放出される計算になるようです。

総務省は、2022年、太陽フレア発生時の被害想定と対策をまとめた報告書を発表しました。その最悪のシナリオでは、地球上の磁気が乱れことで、携帯電話の通信やテレビなどの放送が2週間断続的に利用できなくなったり、視聴できなくなったりするおそれがあるということです。同様に、警察無線、消防無線、列車無線、110番や119

番を含む全ての通信がつながりにくくなり、FM放送では大規模な雑音が発生し、GPS衛星の精度に誤差が生じ、カーナビゲーションシステムが正常に機能しなくなるおそれも指摘されています。これは、飛行機や船舶の運航が大幅に抑制されることを意味します。さらに、対策が不十分な電力設備では誤作動が起き、広域停電が発生するおそれもあるとしています。

現代社会は、衛星や電波なしには成立しないレベルにまで進んでいますので、それらが封じられた場合の影響は、史上類を見ないほどになるでしょう。あらゆる被害を最小限に抑えるべく、総務省は、今後対策強化に向けた取組を進めていくとしています。

それで、私たちはどのような備えをすればよいのかとなりますが、長引く停電に備え、スマホを使わない連絡手段を用意しておくなど、基本的な防災対策がそのまま転用できると言われています。県行政といたしましては、国との連携及び南海トラフ地震と同等の対策を意識した備えを徹底するとともに、各市町村とも連携し、最低限の通信や交通インフラの備えを検討すべきだと申し上げ、太陽フレアへの対策を要望いたします。

以上で私が用意しました8項目の質問と要望は全て終了いたしました。

DXの中で、私はまだペーパーで質問させていただいております。多くの議員がタブレットを使われますが、元来私は、控え目な性格ではないです。目が控えめなですから、タブレットは、どうも上下に動くんんですね、目の動きが追いつきませんので、今からもペーパーで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

皆さんが今後さらに安心して生活できるよう、我々も議員として精いっぱい頑張ってまいる決意

でございます。

今日は長時間の御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後0時59分開議

○高野洋介議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 一般質問

○高野洋介議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

発言の通告がございますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕（拍手）

○岩田智子君 こんにちは。熊本市第一選挙区選出・立憲民主連合の岩田智子です。

この夏の雨ですね。線状降水帯で本当に大雨が降って、県下各地にたくさんの方が被害をもたらしました。まずは、お亡くなりになられた方々にお悔やみと被害に遭われた方々へのお見舞いを申し上げます。

今日の午前中まで3名の代表質問が終わりました。一般質問が私から始まります。60分の間どうぞよろしくお願ひいたします。

早速、通告に従って質問に入ります。

最初の質問は、3人の代表質問でも取り上げられましたが、健軍駐屯地のある地元に住む者とし

て質問をさせていただきます。

長射程ミサイル配備に係る県の姿勢について伺います。

8月21日、防衛省は、反撃能力としても使う長射程ミサイルについて、今年度末にも熊本市健軍の陸上自衛隊駐屯地に最初に配備する方針を固めたというニュースが入ってきました。

7月29日、初の国産長射程ミサイル、12式地対艦誘導弾能力向上型の最初の配備先として、熊本の陸上自衛隊健軍駐屯地とする方向で防衛省が最終調整をしているとの報道がなされました。実は、その前にも計画は報道をされていました。

私たちは、3月21日に幾つかの団体で知事に要請書を提出しました。それは、長射程ミサイルの九州先行配備に抗議をし、撤回を国、防衛大臣に要請してくださいというものでした。対応したのは危機管理防災課です。

4月1日には、先島住民の市民団体が九州・山口疎開計画に抗議をし、即時撤回を求める声明文を発表しました。

4月10日、知事に対し、先島住民避難計画に関する住民説明会の開催を国に要請してほしいという要請書を手渡すために、危機管理防災課からの回答と意見交換のために場を設けていただきました。

そのときに、長射程ミサイルの九州先行配備への要請の回答をいただき、長射程ミサイルと緊迫した国際情勢との関わりについての意見も出ました。そのとき参加された県民の方々は、県が防衛省への窓口になってほしい、住民説明会を開くよう国にお願いをしたいと言われていました。

それから、熊本への長射程ミサイル配置の問題は、7月29日の新聞報道、8月21日の報道が出たわけです。何人もの私の友人、知人たちから、ミサイル配備の話は本当なのかと連絡が入りまし

た。みんな不安が襲ってきたようです。

そして、マスコミの確認に、知事公室長からは寝耳に水という発言が出ました。これはどういうことなのでしょうか。県民が県に要請をし、それに答えられていたにもかかわらずに出た言葉に驚くばかりでした。

まず、知事公室長へ質問です。

なぜそのような発言をされたのかをお聞きします。

この間、佐賀にはオスプレイの基地が完成し、17機配備されました。7月18日から飛行訓練が始まりました。米国ではいまだに飛行制限や運用停止が行われているにもかかわらずです。熊本空港にも何度も来ています。熊本県内で低空飛行が可能となっている場所も多々あります。

また、9月11日から9月25日までは、米海兵隊との実動訓練レゾリュート・ドラゴン25が、熊本では健軍駐屯地、高遊原分屯地、大矢野原演習場で開催されています。

戦争の準備が着々とされている感じがします。何度もこのような質問はしていますが、県民だけではなく、国民の安心、安全を守るために、国に早めの情報公開と住民説明会の開催等を強く要望していただきたいと願います。

健軍駐屯地の周りには、商店街があり、市民病院があり、学校は、小中高校、支援学校等がある文教地域でもあります。攻撃できるミサイルがそこにあれば、ウクライナやガザ、そしてイランから空爆を受けたイスラエルを見れば、あってはなりませんが、このような配備をすることで、何かがあればそこが狙われるという不安しかありません。住民に不安を与えること自体おかしなことです。

また、大矢野原演習場で行われているレゾリュート・ドラゴンについて、山都町で防衛省の住民

説明会がありました。町外の方々も説明を聞きた
いと出かけられましたが、町外の方は傍聴のみと
いう線引きがなされました。健軍、高遊原、大矢
野原で行われる訓練ですから、その範囲の空を飛
ぶヘリやオスプレイも出てくるかもしれません。

県民みんなが当事者です。県から防衛省に、町
内、町外かわらず、広く、強く説明会を開くよ
うに要望すべきだと思います。

そこで、知事に質問をします。

私は、この配備については憲法違反だと考
えています。知事は、国防に関することは国の専管事
項であるとした上で、国に丁寧な説明をお願いす
ると述べられました。県民に寄り添い、県民の不
安を払拭するため、ミサイル配備についての知事
自身の認識及び是非を問いたいと思います。また、
これまで要望している国による説明会の開催
が見通せない場合、どうなさるおつもりなのかも
伺います。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長（深川元樹君） まず、私の発言の趣
旨についてお答えいたします。

スタンドオフミサイルの配備に関しましては、
本年3月16日に、政府が配備先を九州とする方向
で検討に入ったと報道されました。

2日後の3月18日に、中谷防衛大臣は、記者会
見において、具体的な場所については現在検討中
であり、配備が決まれば、地元自治体を含む皆様に
丁寧な説明、また適切な情報提供に努めていく
と述べられており、全国的にスタンドオフミサイ
ルが配備されること自体は、当然、私も承知して
いたところでございます。

このような中、7月28日夜間に、スタンドオフ
ミサイルが健軍駐屯地に配備されるとの報道が突
然なされました。翌朝、九州防衛局に確認を行つ
たところ、今年度からの配備を予定しているが、

具体的な配備先については、引き続き検討中であ
り決まっていないとの回答でした。

前夜の唐突な報道に対する印象を報道から尋ね
られたため、私は、寝耳に水というようなものと
印象を受けたと答えたものです。

今後は、県民の方に不安を与えないよう、これ
まで以上に九州防衛局等の関係機関と連携を密に
し、丁寧な説明を国に求めてまいります。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 長射程ミサイル配備に係る県
の姿勢について御質問いただきました。3つの会
派の代表質問とも重なりますが、御質問にお答え
申し上げます。

まず、スタンドオフミサイルの配備に関する認
識及び是非についてですが、国防に関することは
国の専管事項でございます。重ねてではあります
が、私は、その是非を判断する立場にはございま
せん。

しかし、一方で、健軍駐屯地への配備について
は、不安を感じる県民もおられるため、私は国
へ、県民への分かりやすく丁寧な説明を行うよう
要望いたしました。その結果、九州防衛局では、
本県からの要望を踏まえ、相談窓口の設置やQ&
Aのホームページへの掲載等の対応を行っていました。

そのQ&Aには、県民の皆様が不安に思われて
いるスタンドオフミサイルが配備されることによ
り、攻撃目標となるのではないか、健軍駐屯地か
らミサイルを発射することになるのかなどにつ
いても説明をされておられます。

また、御質問ありました国による説明会の開催
については、説明主体である国において適切に判
断していただけるものと認識しております。

午前中の本田議員の質問でもお答え申し上げま
したが、国においては、県民からの問合せに対

し、相談窓口を通じて丁寧に対応していただくとともに、Q&Aの充実などにより県民の不安を解消していただきたいと考えております。

もとより、私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会の実現を切望しております。

県といたしましては、引き続き県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行うよう、国に求めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 知事公室長の御答弁、本当にそうだったと思います。本当にずっとまだ決まってない、決まってないと言われながら、報道で知った私も、唐突で、はあって怒り心頭でした。寝耳に水という言葉が出たのも驚かれたからだと思います。国の専管事項だとしても、地元住民への態度に対しては、あまりにもひどいとしか言葉に出ません。ぜひ、知事公室長からも強く国に訴えていただきたいと思います。

知事からも御答弁いただきました。

防衛省の相談窓口を開いていただきました。Q&Aがあります。丁寧にということですが、これって丁寧な対応なのでしょうか。まあ、私はそうは思いません。

私の住む東区若葉ですが、自衛隊に勤める方がたくさんおられます。O Bの方々もたくさん住んでおられます。自治会の役員をされている方々も多くて、いつも大変お世話になっております。自衛隊と信頼の強い厚い地域です。そんな方々の中でも心配の声がやっぱり上がっています。

移動式だから、それが狙われることはないと言われていますが、地下司令部の建設も進められています。矛盾するのではないかなどと考えます。

これまで配備されているミサイル、あります

ね、あの健軍駐屯地にも。あのミサイルは、専守防衛のためと私たち認識しております。

防衛白書には、憲法の下、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として、実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきているとされています。

また、自衛力は必要最小限のものでなければならないと考えられています。しかし、これが少しずつ変わってきていることを感じます。

私が子供の頃は、もう戦争はしないんだという強い何か社会の大きな動きがありました。明るい未来を感じることができました。

今、子供たちの未来を考えるときに、もしかしたら戦争になるかもしれないということが、悪い意味での刹那的な行動や将来を悲観的に思わせることにつながりはしないかと、とっても危惧しております。だからこそ説明、丁寧な説明が必要だと思っています。

国民主権です。そして、国民の税金で配備をするんです。県民が知らないままに事が進んではいけないと思っています。

知事、ぜひ国にもう一度、県民に直接対面で丁寧に説明をしていただくようにお願いをしていただけませんでしょうかね。

南郷谷がありますよね。南阿蘇とか高森のほうですけれども、あの近くでは民家の真上を米軍機が飛んでるんですよ。谷の練習で低空飛行をしています。夜中にオスプレイも飛んでいます。オスプレイは、アメリカではいまだに制限つき。なぜなのかなって本当に思います。知事に私たちはお願いするしかありませんので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

菊池恵楓園への熊本県の関わりについて伺います。

日本では、90年にわたってハンセン病患者を強制的に隔離、収容し、断種、墮胎を強制されるなどの人権侵害が行われてきました。戦中、戦後と、臨床試験として虹波が投与されていて、強い副作用があると分かっても続けられました。因果関係が疑われる死亡事例もあったと言われています。厚生労働省の前身である厚生省が、この治験に関与していたことも先日明らかになりました。

菊池恵楓園は、明治42年に九州らい療養所として開設され、昭和16年に菊池恵楓園となりました。この療養所の中で苛酷な環境を生き抜き、被害の回復を求めてこられたハンセン病の患者であった方々が暮らしておられます。

この菊池恵楓園と何らかの関わりのある方々から、職員間のいじめやハラスメントの話をお聞きしました。また、SNS上で、ある療養所での職員の自死についての記述を見たことから、菊池恵楓園を訪れ、園長をはじめ自治会の方や職員の方とお話をしました。

実際に、それぞれの立場で、それぞれに問題はあるようでした。コロナ禍から続く感染症への対応などで、職員と入所者の関係が希薄になったほか、入所者の方が、診察、看護、介助、介護以外で外部の方々と接触する機会がとても少なくなっていることが分かりました。入所者の方は寂しいとおっしゃっておられました。

菊池恵楓園では、現在106名の方々が過ごされ、入所者の平均年齢は88歳とお聞きしました。国は、入所者が地域から孤立することなく、安心して豊かな療養生活を営むことができるよう配慮しなければなりません。しかし、それができているのか、とても心配をしております。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律があります。この中に、第5条「国及び地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念に

のつとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と書かれています。

そこで質問です。

県は、国との協力により、入所者の方々が安心して豊かな生活を営むためにどのような取組をされているのか、知事にお聞きします。

コロナ禍の影響で、園内見学のボランティアガイドが、以前に比べ活用されていないこともあります。正しい知識がなければ、差別を生みます。差別や偏見にずっとさらされてきた患者さんや、そのことで、今も公に名のれない御家族の方々もおられます。

熊本では、大きな差別事件があり、その後しっかりと取り組んでこられたと思います。でも、広く長く啓発は必要です。

園長は、小学5年生が毎年水俣を訪れて現地学習をしているように、菊池恵楓園にも来て現地で学んでほしいと言われていました。それができないだろうかと私も思います。

訪問した折に資料館も見学をしてきました。ちょうど虹波の特別展示も開催されていました。亡くなられた志村自治会長の生の声も聞くことができました。ここもぜひ、国とともに、たくさんの方々が来ていただけるような工夫もしていただきたいと思っています。

現在のハンセン病問題の正しい理解啓発の取組と課題、そして今後の取組について、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 菊池恵楓園に関する御質問をいただきましたので、冒頭、議員も質問で触れられました、今年5月に御逝去された志村康さんに哀悼の誠をささげたいと思います。

志村さんは、長きにわたり菊池恵楓園の入所者自治会の会長を務められ、語り部としての活動や、国を相手とする国家賠償訴訟の全国原告団協議会会長として人権侵害の実態を社会に訴えるなど、ハンセン病患者の方々のために尽力してこられました。

改めて、志村さんの御貢献に敬意を表するとともに、心から御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、菊池恵楓園入所者の方々に対する県の取組についてお答え申し上げます。

現在、菊池恵楓園の入所者は106名、平均年齢は88歳で、看護・介護職員311名をはじめ約400名の職員が入所者の方々の日々の生活を支援されておられます。

その中には、福祉を担当する部署に24名の相談員等が配置されており、入所者お一人お一人の困り事に対して対応するだけでなく、園内外との交流活動の運営なども担っておられます。

県においては、県出身の入所者の方々を特に対象に、毎年県内各地への訪問や県産品を送る取組などを行っており、その企画段階から入所者の意向確認などについても御協力いただいております。

また、入所者の方々は、暮らしの中での生きがいとして、短歌や俳句、写真や絵画などの文芸活動も行っておられますが、中でも、県では、社会とのつながりをより実感していただくために、絵画クラブ金陽会の作品展を開催したりもしております。

私は、何度もこの作品展に足を運んでおりますけれども、その表現の豊かさに毎回胸を打たれ、絵画に込められた入所者の方々のこの思いを直に感じることができました。

また、地域との関わりという点では、平成24年に恵楓園の敷地内にかえでの森こども園が、令和

3年には隣接地に合志楓の森小中学校が開校され、入所者との日常的な交流が図られていると聞いております。

入所者の方々からは、子供たちとの交流で日々の生活に潤いが生まれたというお声もいただいてきたところでございます。

しかしながら、先ほど議員から御指摘いただきましたように、外部の方との接触が近年少なくなったことで、入所者の方々が、その心に寂しさというのをお感じになっておられるのであれば、県として何かできることはいか検討してみたいと思います。

まずは、国や合志市などの関係機関はもとより、入所者の方々の御意見を伺ってまいりたいと思います。丁寧に意見交換を図りながら、これからも入所者の方々が地域の中で安心して生活していただけるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、ハンセン病問題に関する啓発についてお答えいたします。

県としては、恵楓園を訪問して入所者の方から直接話を聞くことができる菊池恵楓園で学ぶ旅、これを平成16年から実施しております。これまでの21年間で延べ3,400名以上の県民の方に御参加いただいております。参加者の方からは、ハンセン病問題の背景や入所者の思いを肌で感じ、自分事として受け止めることができたとか、学んだことを友人や家族に伝えていきたいなどの声が多く聞かれ、県民の理解の輪が少しずつ広がっていると感じております。

さらに、歴史的・社会的背景などを含めた理解をより深めていただけるよう、中学1年生には国が、高校1年生には県が啓発リーフレットを配付し、県と国が連携して、発達段階に応じ、授業などで繰り返し学びができるよう取り組んでおりま

す。

また、教職員の皆様に対しても、県教育委員会において、毎年、恵楓園での計画的な研修の実施や校内研修の充実を図り、人権学習に取り組んでおります。

ただ、一方で、県民アンケートにおいては、20代から40代の世代でハンセン病に関する知識が不足している傾向が見られます。今後は、さらにこの若い世代に届く情報発信が必要と考えております。若い世代が広く利用しているSNSを活用した広報に重点的に取り組みたいと考えています。

具体的には、恵楓園歴史資料館が取り組む園内のVRによる体験ツアーですとか電子書籍などを広報し、多くの若い方にもハンセン病問題を学んでいただきたいと思います。

私は、ハンセン病問題の歴史から導き出される教訓を、未来を担う次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要であると考えております。

県といったしましては、差別や偏見のない社会の実現に向けて、菊池恵楓園や入所者自治会、国、合志市、県教育委員会など関係機関と連携して、これまで以上にハンセン病問題の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 知事にお答えいただきました。

私も、小さい頃から、菊池恵楓園の菊の花の展示会とか、父によく連れられて行ってました。教員になってからも、やっぱりいろんなお勉強の一環で、ハンセン病を学ぶためにお邪魔をしたこと也有ります。

知事も、熊本に来られてから何度も訪問されていると思いますけれども、今回菊池恵楓園にお邪魔した理由は質問したとおりです。安心できる療養のためには、職員の勤務環境が正常でなければ

ならないのに、そうではないというような実情があつて心配だったからです。聞いた情報を確かめるために行つたんですけども、職員の環境については、国の管轄なので、県がどうのこうのできることはないかもしれません、県としては、療養されている入所者の方々、それから、自治会の方々の福祉の増進を国と協力してしっかり行ってほししいなと思います。国、市、自治会との意見交換を密にされて支援をされていくということですので、途切れることのないようにやってほしいなと思います。

それから、県民アンケートの結果は、知事も先ほど言わされましたけれども、ちょっと気になります。ぜひ、学びの機会をたくさんの方に広げる手立てを考えていただけるようにとも思います。

本当に、資料館にも多くの方が足を運んでいただきたいなと思いますし、私もまた訪問させていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

それでは、次の質間に移ります。

教員業務支援員の配置についてです。

熊本県は、本年度、教員の負担を軽減するため、学校での事務作業などをサポートする教員業務支援員を全公立学校412校に配置されました。木村知事の英断で大きな予算を組み配置されたことは、ずっと教員が教員としての本来業務を全うするために働き方改革を訴えてきましたので、すばらしい施策だと思っています。

これまで、各市町村教委で独自に任用されていましたので、県が各学校に配置をするとなると、そういう学校であれば支援員が増えることになるので、本当に助かると思っています。

昨年度、教育警察常任委員会の中で、市町村に、県からの支援員予算が組まれたことで、任用

をやめるところがないようにしていただきたいと要望もしておりますので、複数人支援員がいるという学校もあると認識をしております。

現場の声も、私が聞く限り、とても助かっているというものばかりです。テレビや新聞などでも、この教員業務支援員の学校での姿や教員の負担が軽減している様子などが多く取り上げられ、おおむね好評であると報道されています。

配布物の印刷や給食の配膳の手伝い、来客対応、電話対応、掲示板の貼り替え、電子黒板やプロジェクターの接続や動作確認など、現場の教員にとってはどんなに助かるか分かりません。

今回、全校に1人ずつということで配置をされていますが、学校規模も大小様々です。大規模校には、それなりに1学年に1人ずつなどの要望も出てくるのではないかなと思っています。また、障害者雇用を進められている点も評価できます。

県教委としては、この全校配置の効果を本年度中に調べる方針だとお聞きしていますので、そのようなことも今後考えられるのではないかと期待しております。

業務支援員の配置で、教員の負担の改善はお話をしたとおりなのですが、1つ気になっていることがあります。

4月30日、文科省が、栄養教諭等による食に関する指導等の充実という通知を出されました。

「栄養教諭を食に関する指導における中心的な役割を担う教員として位置付け、各学校において一層活用ができるよう」にとの通知です。また、学校給食の管理のみならず、給食を活用した食に関する指導が本来の職務であるとして、週4回以上、給食を活用した指導に従事することが想定されるとしています。その上、学級副担任や部活動指導などの校務分掌を担う期待もあると書かれています。

熊本県の栄養教諭は、所属は学校ですが、そのほとんどは給食センターで働いています。献立づくりや食材の発注、会計、計算、見積りの作成、人数変更、アレルギー対応、給食配送、食育指導など、その業務は多岐にわたっております。

栄養教諭は、国の基準の食数で配置されています。1人で複数の学校を受け持たねばならず、食の指導を行うための人員が足りていない状況です。

現在、栄養教諭の定数は、自校方式の場合、児童生徒数が550人以上の学校は1人、550人未満の学校は4校に1人の配置です。センター方式の場合は、提供する児童生徒数に応じ、1,500人以下は1人、1,501人から6,000人で2人、6,001人以上から3人の配置です。物すごい数字です。

ここでも栄養教諭の本来の仕事を充実させるための業務支援員も必要なのではないかと考えますし、栄養教諭の1人1校配置でなければ、文科省の言う食の指導の充実が深まるか疑問です。

そこで質問です。

教員業務支援員の配置についての効果と来年度以降の展望、食の指導の充実のための栄養教諭の給食センター業務に対する支援員配置を含め、栄養教諭の働き方に対する負担軽減への取組について、教育長にお聞きします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、教員業務支援員の配置効果及び来年度以降の展望についてお答えします。

教員業務支援員は、今年度、教員の業務負担の軽減を図るため、県内小中学校、県立学校の全校配置に向けた取組を進めているところです。

議員御指摘のとおり、教員業務支援員の配置により、学校現場からは、教員が本来の教育活動に専念できるようになった、アンケート集計等の分

担など業務の効率化が図られたとの声が多数寄せられています。また、教員業務支援員の活躍や教員の負担軽減の様子が各種報道等で取り上げられ、学校の働き方改革の取組が広く周知されるなど、当初の想定以上に効果が出ていると実感しています。

現在、教員業務支援員の具体的な配置効果について、各学校からのヒアリング等を通じて、その成果を取りまとめているところです。今後、その効果を検証しながら、来年度以降のより効果的な配置につなげてまいります。

次に、栄養教諭の働き方に対する負担軽減についてお答えします。

本県は、熊本市を除く市町村立学校と県立学校に国の基準に沿って栄養教諭等を配置しています。

栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体として行うことが本来の役割で、学校給食法においても、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものと規定されています。

しかしながら、現状は、食材の発注や会計など学校給食の管理業務に時間を要し、食に関する指導の面で本来の役割が十分果たせていないとの指摘があることは承知しています。

このような現状を踏まえ、栄養教諭の免許がなくてもできる業務については、栄養教諭以外の職員が対応するなど、栄養教諭が食に関する指導に力を注げるよう、学校全体で取り組むことなど、来月開催予定の学校給食関係者の研修会等を通じて周知することとしています。

県教育委員会としましては、引き続き、市町村教育委員会や関係機関と連携を図りながら、栄養教諭が食に関する指導に注力できるよう取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 教員業務支援員については、教育長のおっしゃるとおり、現場の先生方からとっても好評なんです。教育現場へのお金と人の投入が必要であることが証明されたのではないかなと思います。来年度も期待をしたいと思っております。

栄養教諭というのは、本当に大変なんです。県内でも、市町村で、給食費無償のところがあったり、一部補助だったりするところがあります。異動もありますので、仕事も各地域で異なってきます。この物価高で献立作成もとっても難しいと言われています。

この文科省通知ですけれども、おおむね週4回以上を目安に食の指導に従事することが想定されるというふうにあります。現場の栄養教諭の方々は、子供たちへの食の指導、本当に積極的にしたいと思っておられます。でも、質問でもお話をしたとおり、学校ではないセンターでの仕事が中心だったり、学校を複数掛け持ちしていたりの現状で、その差も顕著です。

定数については、国の定めがありますので、なかなか難しいところもありますが、県独自で何か取組ができるないかなというふうにも思います。

ぜひ、この施策を来年度以降も充実させていただけることを知事にもお願いして、次の質問に移ります。

地方創生2.0を支える女性への支援についてお聞きします。

2014年5月、元総務大臣増田寛也氏の団体である日本創成会議が報告書を作成し、全国の市区町村の約半数である896を消滅可能性都市と指摘されてから11年になります。総理である石破氏が地方創生大臣として地方創生が始まりました。

2015年から2019年、第1期地方創生、2020年から2024年、第2期地方創生、2023年からはデジタ

ル田園都市国家構想総合戦略の取組が始まり、2025年6月13日に地方創生2.0基本構想が閣議決定されました。

そもそも、消滅可能性都市とは、少子高齢化や人口流出によって、将来的に自治体としての存続が危ぶまれる都市のことで、2010年から2040年の間に20歳から39歳の女性の人口が50%以上減少すると推計される市区町村を指します。そのような自治体は、出生率が上昇しても将来的には消滅可能性があるということです。

2024年4月に、人口戦略会議が、自治体を「消滅可能性自治体」「自立持続可能性自治体」「ブラックホール型自治体」「その他の自治体」の4つに分類し、それぞれが発表されました。

それによりますと、消滅可能性自治体は、全体の約4割の744自治体でした。増田レポートのときよりも若干の改善が見られる数値ですが、熊本県では18市町村が該当しました。

しかし、熊本や福岡は、九州のほかの県には見られない自立持続可能性自治体があります。熊本市周辺の合志市、大津町、菊陽町、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町の7市町村です。TSMCの効果かと思いましたが、この判定にはTSMCの進出効果は含まれていないことです。これらの地域の若年女性の減少率は、他の市町村と比べると随分低いことが分かります。

地方創生2.0のキーワードは、令和の日本列島改造、新しい日本・楽しい日本、若者や女性の支援の視点の強調、好事例のコピーではなく、地域の文化や慣習を生かすローカライズへの移行、複数サービス提供拠点づくり、2拠点生活などのふるさと住民登録制度などですが、やはり私は基本に戻って、若者と女性が地域にとどまりたい、熊本に戻りたいと思う政策が必要だと思います。

熊本県における人口減少の現状を見てみます

と、2020年の国勢調査と2025年5月の人口を比べると、男性の減少数は2万916人、女性は3万454人となっており、女性の減少が顕著です。地域活力創生特別委員会でも社会増減のグラフが提示され、女性の社会減も大きい状況が続いていると報告をされました。

女性の社会減の問題については、3年前の一般質問でも取り上げました。その後、熊本の20代、30代の女性の転出超過数が男性を上回る要因についての調査が県立大学との共同で行われました。

そこで質問です。

実施した調査の結果を受け、若年女性の転出超過数が男性を上回る要因をどう捉えられたのか。また、解決のために取り組んできたことと今後の展望について、環境生活部長にお尋ねをします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 若年女性の転出超過を踏まえた女性への支援についてお答えいたします。

県では、令和4年度、熊本県立大学と連携し、若年女性の転出超過数が男性を上回る要因について調査、分析を行いました。その結果、県外への転出理由として多く挙げられたのは、希望する仕事や進学先が見つからないことや賃金等の待遇面への懸念であり、大都市圏の選択肢の多さが魅力とされていることが明らかになりました。

一方で、地元への愛着や親の介護等を理由に、転出者の約6割が熊本に戻ることに关心があると回答しています。また、夫は仕事、妻は家庭といった固定的な性別役割分担意識が地元に根強く残っていると感じているという結果も出ています。

このような調査結果を踏まえ、女性活躍や男女共同参画を推進する立場からは、多様な働き方や暮らし方への対応とともに、固定的性別役割分担意識を解消していくことが大変重要であると認識

しています。

そのため、県では、これらの課題に対応する啓発イベント、ヒゴロッカサミットを継続して開催しており、令和5年度からは、高校生、大学生など、これから社会に出ていく世代と県内で活躍する若手社会人との交流会プレサミットを実施し、若者が熊本に住みたくなる意識の醸成を図っています。

また、今年度からは、女性が結婚、出産、子育てなどのライフイベントを経ても、キャリアが途切れることなく、自分らしく働き続けられるよう、女性の起業支援事業を開始いたしました。

令和4年度の調査結果や課題は府内で共有しており、移住定住推進本部やこどもまんなか熊本推進本部などで、今後も、全府横断的に、熊本での働き方や暮らし方の提案、女性の活躍推進、そして、県民への意識啓発を通じて、若者や女性に選ばれる熊本の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 環境生活部長にお答えいただきました。

地方創生のキーワード、楽しい日本、私は必要だと思っています。そういう意味では、いまだに残る固定的役割分担意識の強さは、女性たちを楽しくさせない大きな要因です。女性起業家が多い理由も、その辺りにあるのかなと思っています。ロールモデルとしての女性と出会うことが、やっぱり若い女性たちの意識も変わってくることになると思います。

ヒゴロッカサミット、それから若い人たちとのプレサミット、あれは本当にいい意味でとても効果的なイベントだと、私も思っています。ぜひ、たくさんそういうロールモデルの女性たちと若い女性たちが出会う場をつくっていただきたいな

というふうに思っています。

女性が地元に残るための働き方や職場づくりに関して、全国知事会、このときは亀崎副知事が行かれていたと思うんですけども、意見が交わされました。ジェンダー平等の視点での4県知事からの発言もあって、私、地元の就職先としては、やっぱり地方自治体の公務員ですね——役場の職員だったり、県職員だったり、市の職員、それから学校の教員という公務員というのは、物すごくやっぱり地元に残って仕事をしていく就職先としては、とてもいいところだったのですが、最近ちょっと希望が減っているのが残念でたまらないんですけども、そういう中で、その知事会の中では、非正規の短時間の公務員の業務を正規化しようとか、やっぱり女性が働きやすい仕組みをつくれば地域創生につながるというような意見が交わされました。

熊本県でも、アンケートを基に、全府横断的に取組をされているということなので、私もしっかりと応援をしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

それから次に、指定管理者制度の物価変動等の対応についてお聞きします。

昨年11月、西議員が、指定管理者制度における人件費等の見直しについて質問をされました。そのときの答弁でもありました、熊本県の場合、指定管理者の募集に当たっては、直近の民間給与実態調査や企業物価指数の伸びなどを踏まえて、管理運営委託費の上限となる基準価格を設定しています。

契約後の物価変動に伴う経費が増加した場合のリスク分担は、物価上昇、下落にかかわらず、指定管理者が負担する旨の協定書を交わしています。災害などの不可抗力により、経費が増大するなどの特殊な事情が発生した場合には、協議を行

い、対応することとなっています。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的に導入されました。施設の管理運営に当たるコストを削減することも目的です。平成15年の地方自治法改正によって導入されました。もう22年になります。

熊本県は、38施設が指定管理者制度で、3年指定、5年指定があります。指定管理者となると、県と協定書で先ほどの内容を締結します。

現在、物価高は収まっておらず、消費者物価指数は、6月の前年同月比3.3%アップとなりました。最低賃金も引上げ額は過去最高となり、熊本県でも、目安64円アップの改定で1,016円と予想されていましたが、全国最大の82円アップで1,034円になりました。

公共サービスを提供している指定管理者制度の下での職員の賃金は、公務員とは異なります。人件費等の管理運営費は、公募時点でのものとなります。このことが人手不足を呼び込むことにもなりかねません。人件費を充実させれば、質のよい事業運営に支障を来すことにもなりかねません。

総務省からは、令和4年から毎年、原材料価格、エネルギーコスト等、賃金等の上昇等に係る運用の留意点が出され、コスト上昇等への対応の事例を通知されています。

熊本市では、今年度から、指定管理者を選定する施設から順に、指定管理者制度の物価変動への対応として、毎年度経費を積算し直し、当初の設計額との差額のうち一定額を変動させるスライド方式と、地域密着型施設及び小規模施設は、選定時における年間の経費にあらかじめ一定の額を上乗せして債務負担行為を設定する上乗せ方式を導入しました。

そこで質問です。

急激な物価上昇、賃金の上昇に対応しながら、安定的な指定管理者制度を運用していくための取組について、総務部長にお聞きします。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長(千田真寿君) 本県の指定管理者の募集に当たっては、直近の民間給与の実態調査や企業物価指数の伸びなどを踏まえて基準価格を設定し、応募者が指定期間中の物価変動等のリスクを負担するものとして、事業計画や指定管理料を提案いただいています。

また、災害等の不可抗力により、あらかじめ定められた管理業務以外の経費が発生した場合は、県と指定管理者間で個別に協議を行い、対応する取扱いとしています。令和5年度には、光熱費について、利用料金を最大限値上げしてもなお不足する額に対し、必要な支援を行ったところです。

一方で、本県における消費者物価指数は4年連続で上昇しており、上昇幅も2020年との比較ではプラス11.8%となるなど、指定管理者が応募の時点で今後の物価変動等を的確に見込むことが難しい状況にあります。

このため、物価変動等を踏まえた指定期間中ににおける指定管理料の見直しについて検討を進めてきましたが、そのような中で、本年6月に、国から、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について、通知が発出されました。

この通知では、労務費やエネルギーコスト等の上昇への対応として、指定管理者制度においても、賃金水準の変動等を踏まえ、指定管理料を毎年度見直すことや、その旨をあらかじめ協定に定めておくことなどが求められています。

また、他の地方公共団体における対応事例も併せて示されたところです。

これらの国の助言も踏まえ、本県の指定管理者が急激な物価変動等の中にあっても安定的に管理運営を行うことができるよう、国が示す事例も参考にしながら、指定管理料の取扱いの見直しなど、具体的な手法について検討を深めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 総務部長にお答えいただきました。

最低賃金については、異議申立てもされましたが、来年1月からの発効となります。

この質問へのヒアリングをしたときに、県の指定管理者のほうから大変だというような話はあんまり上がってきていませんという話も聞きましたけれども、次期の契約もありますので、なかなかやつぱり言えないのではないかというふうにも感じています。契約が切れちゃったら働く場所がなくなっちゃったりするので、なかなか言えないのではないかと思います。

先ほどの質問での若者や女性の働く場としても、この指定管理というのは、公の施設ですから、本当に魅力もあると思うんですよね。通知も来て検討を深めるということですので、ぜひ早期に前向きに御検討をお願いしたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

今回の水害被害を踏まえた防災についてです。

8月10日の夜からの線状降水帯による豪雨は、県内で広範囲にわたり大きな被害をもたらしました。満潮の時刻と重なったことで水がはけず、被害が大きくなつたと言われます。

私は、インターンの学生たちと8月8日に県の防災センターを見学しました。その折に、マイタイムラインと災害ハンドブックを再確認したばかりでした。

今回、4人の貴い命が失われました。土砂に巻き込まれた方、用水路に沈んだ車の中で発見された方、13日に川で発見をされた方、14日に緑川で発見をされた方でした。改めてお悔やみを申し上げます。車ごと流されたお一人の方は行方不明のままでです。

今回の災害の特徴として、大量の車両の水没や車での避難途中あるいは走行途中での被災が課題になったと思います。車のまま流されてしまった方もおられますし、一家で2台3台と自家用車が水没したという御家庭が多数ありました。また、タクシーやバス、レンタカーなどの車両も被害を受けました。

J A Fの発表によれば、救援要請が被災後3日間で2,785件だったとのことです。

熊本には、生活するのに車に依存せざるを得ない県民が多くいらっしゃいます。少しの雨でも水かさが増す地域では、早めに少し高いところに車を移しておくということを御近所同士で話をし合って避難をさせているということは聞いていました。

このようなことは、とっても大事なことだと思います。いわゆる共助です。特に、夜に雨が降り出すという今回ののような場合、明るいうちの避難が必要になります。予報では大雨の予想でしたが、あまり危機感はなく、熊本市中心街ではたくさん的人が川のようになった繁華街を歩いている姿がありました。

また、特に今回の土砂被害は、土砂災害警戒区域で起こったことで、ハザードマップの重要性も再認識されています。

豪雨災害は、事前に一定程度の予測が可能です。日頃から、ハザードマップなどで地域の災害リスクをあらかじめ把握、確認しておくことや、大雨が予想される場合は、本格的に雨が降り出す

前、明るい時間帯に早めに避難することが重要です。

そこで質問です。

今回の豪雨災害で、改めて事前の災害リスクの把握と発災前の明るいうちに避難をすることの重要性が明らかになったと思いますが、これらの実践に向けた県の取組について知事公室長に伺います。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長（深川元樹君） 今回の水害被害を踏まえた防災についてお答えいたします。

今年5月に開催した熊本県防災会議においても、熊本地方気象台から、本県の雨の降り方として深夜から朝方にかけて大雨が発生しやすいとの注意喚起がありました。今回の8月10日からの大雨の際も同様でしたが、そのような状況下での車両の移動は大変危険であり、避難自体も困難になります。

そのため、県では、気象台からの線状降水帯の発生予測情報の発表を受けて、8月10日昼頃には、市町村に対して早めの避難誘導や避難所開設などを依頼しました。

また、県ホームページやSNS、報道を通じて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域にお住まいの皆様等への予防的避難の呼びかけも行いました。

その結果、暗くなる前に15市町村から高齢者等避難が発令され、避難に結びつくななど、早めの対応につながったと考えています。

予防的避難を推進するためには、自分自身や家族で備える自助、地域で助け合う共助、行政が行う公助の連携が必要となることから、県では、これまで、それぞれの観点からの取組を進めてきました。

自助の取組としては、マイタイムラインの作成

を通して、ハザードマップで自宅周辺の災害リスクを御確認いただくなど、予防的避難の実効性を高める取組を行っています。

共助の取組といたしましては、地域防災リーダー養成のため、火の国ぼうさい塾等を実施し、地域ぐるみでの早期避難の体制構築を図っています。

公助の取組としては、市町村が避難情報を適切なタイミングで発出できるよう、実践的な豪雨対応訓練を実施しています。

今後も豪雨災害の頻発化、激甚化のおそれがあることから、県民の皆様に、自分の命は自分で守るという意識を持ち、災害リスクの把握と予防的避難を徹底していただく必要があると考えています。

加えて、今回の線状降水帯の発生予測情報に伴う災害対応の必要性が県民の皆様に十分理解されていたのか、また、予防的避難を呼びかけた県の危機感がどれだけの方に伝わっていたのかについては、今後検証する必要があると認識しております。

そのため、県では、県と市町村等との意見交換を含めた検証を行い、課題等を明らかにした上で、自助、共助、公助の取組のさらなる充実を図り、豪雨災害からの逃げ遅れゼロを目指してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 知事公室長に御答弁いただきました。

予防的避難については、やはり、何もなくても何かあつたら大変だということで、皆さんが理解していただくと安心につながります。このことは、今後検証されるということなので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今朝の熊日でしたけれども、県内の車両保険の

支払い見込みが、8月29日時点で1万2,000台に上って、2020年の豪雨災害の2倍超えになったと載っていました。

今回の車の水没なんですけれども、防災ハンドブックやマイタイムラインには具体的な車両の避難とかは載っていません。それは人命を守るのが第一だからですよね。でも、車社会である熊本の場合、やっぱり車両の水没というのを回避する具体的なガイドラインとかも要るのではないかなと思っています。

原則は徒歩避難、これは徹底しなければなりませんけれども、できない方々の把握と対処に関しても、どうぞよろしくお願ひします。逃げ遅れゼロを目指さなければと思っております。

災害に関しては、県民の安心、安全のための取組ですから、最大限応援をしなければならないと感じております。しかし、長射程ミサイル配備は、県民に不安と危険を及ぼすものだと私は思っています。子や孫が幸せにこれからも暮らせるように、精いっぱい私も活動を続けていきたいと思っています。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） この際、5分間休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後2時8分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕（拍手）

○堤泰之君 自由民主党所属・熊本市第一選挙区選出・堤泰之、計4回目の一般質問となります。

8月の水害によって亡くなられた方々に心より

お悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

藤崎宮の秋の例大祭が行われて、随分と涼しくなってきたように思います。ちょうど先日の週末に父と母の実家の墓参りに行ってまいりました。私も、昨年暮れに祖母が亡くなり、家族との集まりのたびに寂しさを感じます。家族とともに生きてきた日本人として生きて、この秋の彼岸のときに、今の豊かな日本をつくってくれた御先祖様たちと先達たちに感謝をしながら、本日は6項目の質問をさせていただきます。

最初に、子ども食堂とフードバンクの活動について質問いたします。

熊本県内には、現在、約200か所の子ども食堂、地域食堂があります。そこでは、家庭の事情で十分な食事が取れない子供や独り親家庭の子供たちに、温かく栄養のある食事を提供しています。また、一人で食事をする子供が、仲間と一緒に食卓を囲むことで、心の健康を育み、食事の楽しさを感じられる食の支援を行っています。

さらに、子ども食堂は、学校でも家庭でもない第三の居場所として、子供たちが安心して過ごせる場所を提供しています。宿題を見てもらったり、遊んだりしながら、自由な時間を過ごせる場所でもあり、虐待や貧困など家庭内の困難を地域の目で早期に気づき、支援につなげるという地域のつながりを増す役割を果たしています。地域によっては、社会福祉協議会などが積極的に運営に関わり、孤立を減らし、地域のつながりを強化する取組になっています。

私の妻も、熊本市東区で、月に2回ほど、ボランティアの方々と一緒に、学校給食のない日に子ども食堂を開いています。働く親にとっては、子供の食事準備のサポートになり、精神的、また経済的な支えにもなっていると思います。また、コ

コロナ禍で子供の外遊びが減った中では、学年を超えた交流や学校以外での経験を積む場所として、非認知能力を育む貴重な機会にもなっていると思います。

一方で、現実としては母子世帯が10%を超え、その相対的貧困率は40%を超えていました。私は、不動産業や子ども食堂の活動を通じ、生活保護の一歩手前で苦しみながらも、子供にだけは貧困の連鎖を経験させたくないという親の思いを痛感してまいりました。

また、2000年代から広がったフードバンクも、近年重要な役割を果たしています。これは、流通や販売の都合で廃棄されそうな日用品や食品をフードドライブ等で回収し、必要な人や団体に無償で提供する取組です。熊本にも複数の団体があります。これは、食品ロス削減と貧困対策の両立につながり、子ども食堂への食材提供や学生への支援などにも活用されています。

全国的には、認定NPO法人むすびえが、民間から寄附を集め、子ども食堂の支援を展開しています。政府は、子どもの未来応援国民運動として、子ども食堂などを運営する団体と支援を希望する企業とのマッチングを推進しており、熊本市でも、子どもの未来応援基金を立ち上げ、運営の助成金を出し、寄附を募って熊本市子ども食堂応援プロジェクトを展開しています。

さらに、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク等が、県内全体を支える中間支援組織として、広報や研修、助成、保険加入支援などを行っています。こうしたNPOや団体の協力により、地域の子供の食や居場所づくりが広がっております。

しかし、県内各市町村によって、その状況や取組は大きく異なり、物価高騰対策を含め、県からの支援や助言は必要不可欠です。

熊本県では、平成25年にくまもと家庭教育支援条例を制定し、家庭教育を社会全体で支える姿勢を示しています。条例では、家庭は教育の原点であり、行政や地域、学校などが協力して家庭を支えるべきだと明記されています

子ども食堂やフードバンクは、まさに子供の心身の健康や家庭教育を支え、孤立を防ぐ取組です。

そこで、知事にお伺いします。

県として、子ども食堂とフードバンクの活動をどのように捉えているでしょうか。また、子ども食堂やフードバンクには、セーフティーネットや子供の居場所づくりという大変重要な機能がありますので、県として、市町村とも連携し、どういった支援をしていくのかお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 堤議員からの御質問にお答え申し上げます。

子供が心身ともに健やかに成長していくためには、家庭において食卓を囲み、家族との日々の語らいを通して、食生活習慣を形成していくことが望ましく、あるべき姿と考えます。ですので、あくまでも基本は家庭であると考えております。

一方で、家庭環境やライフスタイルの多様化によって、家族での団らんの時間を過ごすことや定期的にバランスのよい食事を取ることが難しい傾向にあります。とりわけ、独り親世帯や経済的に困難な状況にある御家庭などの子供さんたちは、昨今の食品価格の上昇の影響を受けていると認識しております。

こうした中で、子ども食堂は、地域において子供が安心して過ごすことができる居場所として、また、一人で食事を取る孤食や経済的要因からバランスのよい食事が取れていない子供たちへの取組、言うならば、子供たちのためのセーフティ-

ネットとして、その意義が高まっていると認識しております。

また、居場所があることで、子供たちは心の安定や地域とのつながりを感じ、また、多くの人たちの目が子供たちに向けられることで、健やかな成長の見守りにもつながります。

その見守りによって、支援が必要な御家庭や問題を抱えている子供たちに早期に気づき、福祉や教育などの具体的な支援につながる事例も出てきております。

県としても、市町村と連携し、子ども食堂や子ども食堂を通じた見守りなど、子供たちのためのセーフティーネットの取組を進めていく必要があると考えております。

次に、フードバンクについてですが、食品ロスの削減と食品提供を必要とする子ども食堂等への支援を両立する持続可能な社会づくりに欠かせない取組として、大きな役割を担っていると思っております。

県内では、フードバンク活動団体による協議会も最近設立され、今後、団体間の相互支援や食品提供企業などとのネットワークづくりも期待されるところでございます。

このように、子ども食堂やフードバンクの活動は、地域に根差した取組として着実に浸透していると感じております。

そのような中、県では、それらの活動の社会的な意義に対する理解を県内全域に広げ、地域全体で活動を支えていくための啓発に取り組んでおります。

また、企業への食品提供の呼びかけや子ども食堂とフードバンクなどをつなぐコーディネーターの配置、また、コーディネーターの活動を通じた安定的に子ども食堂の運営に取り組める環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。

さらに、市町村と子ども食堂や企業などの関係団体との連携を支援し、地域全体で子供や家庭を見守る体制を強化してまいります。

こどもまんなか熊本の実現に向け、誰一人取り残さないという強い決意の下、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君　日本人は、昔から、親、子、孫らが共に暮らす家庭を中心に、人として大切なことを学び、社会文化を築いてきました。しかし、時代とともに多様な価値観や生き方が広がり、近年は、大人だけではなく、子供の貧困と孤立が社会問題となっています。そんな中で、子ども食堂の急速な広がりは、時代の要請だと感じています。

また、フードバンクについても、家庭の経済格差が広がる一方で、大量消費社会が定着し、日々変化する市場ニーズに合わない物が捨てられる今の日本において、必要な存在となっています。

しかし、子ども食堂についても、フードバンクについても、その基盤は決して強いものではなく、ほとんどが主催者一個人の情熱と経済に負うところが大きいのが実情です。

先日、最初の子ども食堂と言われている「気まぐれ八百屋だんだん」の近藤博子さんが、子ども食堂の活動から一線を引くというSNSでの発信が報道されました。本来、子供の貧困は、国や自治体が本気で取り組まなければ解決しないという判断からでした。

誰しも年を取ります。個人の努力には限界があります。人生順調なときもあれば、自分や家族に大変な状況というものは必ず生まれます。子ども食堂も誰かが継続できなくなることは珍しいことではありません。時には、その思いに動かされた

人間が地域から再び立ち上ることもあるでしょう。しかし、根本的な解決には、いずれ行政の力でそれを解決する仕組みをつくることが必要です。

6月定例県議会での南部議員の県の歴史教育の在り方の質問に対し、教育長が小学生用道徳教育用郷土資料「熊本の心」を紹介されました。私にも小学校4年生の子供がいますが、熊本市では独自の教材が使われていますので、早速「熊本の心」を取り寄せて拝読させていただきました。

その中で、江戸末期に熊本市横手に生まれ、民生委員の父と呼ばれた林市蔵氏の幼少期の話が載っていました。

林氏は、幼いときに父を亡くし、林の雑巾と呼ばれる極貧の中で勉学に励み、五高、帝大を出て内務省に入省し、後に大阪府知事となった人物です。熊本城の御幸坂の入り口には銅像が建てられています。

林市蔵氏が大阪府知事時代、明治の米騒動が起きました。米の値段が3倍、4倍となり、大阪でも治安が悪化し、米の廉売制度を設けましたが、転売目的の買占めや政府の廉売米さえも買えない家庭が発生し、中には、小学校を退学して、新聞売りをして家計を支える子供たちもいたということです。

林知事は、その姿に心を痛め、家庭を救うためには、地域の実情を知る方々が各家庭の実情を知り伝える必要があると悟り、後の民生委員制度の基盤である方面委員制度を築かれました。

現代には、孤立した子供たちの食と居場所を確保するシステムが必要だと考えます。

本日は、知事のこどものまんなか熊本実現への強い決意を聞くことができ、励まされた方も多いと思います。いつか子供の孤立と貧困がない日本が来ることを強く望むとともに、その途上である

今、県と市町村それぞれの団体が連携して、全ての子供、若者が幸せに生きる熊本の実現を願います。

次に、熊本県育英資金とくま活サポートの運用状況について質問させていただきます。

2025年4月から、高校の就学支援制度で公立高校の所得制限が完全に撤廃されました。これにより、全ての世帯が対象となり、公立高校の授業料は実質的に無償となりました。私立高校についても、所得にかかわらず、公立高校の授業料と同額までは支援が受けられるようになっております。

このように高校授業料が実質無償化された一方で、令和6年度の県育英資金の貸与実績を見ると、大学生8名、高校生1,174名、専修学校生29名に貸与され、その総額は3億4,793万円でした。

また、県教育委員会が昨年1月に行ったアンケートでは、返済を滞納している人のうち、貸与された資金を実際に生活費に充てていたと答えた人が4割に上っています。育英資金の返済者は、申込時に15歳から18歳の高校生であり、本来は学費に充てるべき資金が家庭の生活費に回り、結果的にそれを子供が将来返済するという貧困の連鎖が及ぶことは避けなければなりません。

昨年の教育長答弁では、貸与時の生徒本人の意思確認を丁寧に行うことが必要とされましたが、その後どのような対策が取られてきたのでしょうか。

令和6年度末の決算では、育英資金の貸与残高は約46億7,880万円に上っています。本来の貸与対象である高校生の授業料は無償化されているため、今後は需要が減少すると考えられます。この奨学金制度と資金を今後どのように運営していくのか、教育長に伺います。

次に、続けて、熊本県の奨学金返還支援制度、

くま活サポートについて伺います。

現在、県内の企業は、少子化と人材需要の高まりで、職種を問わず人材確保に非常に苦労しています。優良企業であっても、大卒、専門卒、高卒を問わず、新規採用がとても厳しい状況です。

この課題に対応するため、県は、くま活サポートにより地元企業と連携し、若者の奨学金返済やUターン就職を支援しています。応募企業数は増加傾向にありますが、実際に制度を利用して登録企業に就職し、昨年度に支援した人は45名にとどまり、目標としていた110件の支援の41%にしか達しませんでした。制度開始から4年連続で、達成率は50パーセントを下回っております。

一方、ほかの自治体を見ると、例えば福岡市では、ふくおか奨学金返還サポートとして、学歴を問わず正社員を採用した市内の中小企業に対し、1社につき最大50万円を奨学金返済支援に充てています。これにより、社員の定着や人材流出の防止を図っています。

昨年の質問に対し、商工労働部長からは、半導体、自動車関係など、本県の強みとなる産業に関連する企業を中心に登録を働きかけるとの答弁があり、企業数は、昨年度105社から今年度115社に増加しました。しかし、就職者数の増加にはつながっていません。これは、企業と学生のニーズが制度と合っていない、いわゆるミスマッチが原因だと考えます。今後は、他県の事例を参考にしながら、対象条件の拡大を検討すべきだと思います。

近隣自治体が人材確保の支援を拡大する中で、本県は、今後どのように戦略を描いていくのか、商工労働部長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長（越猪浩樹君） 育英資金の現状とこれからの運用についてお答えします。

育英資金は、経済的理由により就学困難な生徒等に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図ることを目的とした奨学金制度です。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨年1月に実施したアンケート調査結果によると、貸与された育英資金を生活費に充てたという実態も多く確認されたところです。

そのため、県教育委員会では、借主である生徒本人及び連帯保証人である保護者等に、育英資金の本来の目的や将来返還義務を負うことをしっかりと認識していただくことが重要だと考えており、これまで、育英資金の貸与を受ける際に、その目的等を理解してもらうよう努めてきたところです。

それに加え、本年4月からは、誓約書の裏面に、将来発生する月々の返済額や返済期間を確認することができる欄を設け、生徒本人が返還義務を負うことをしっかりと意識できるよう改善を図っています。

また、県教育委員会ホームページにも、生徒本人に将来の返還義務が伴うことについて、その趣旨等を追記し、繰り返し周知しています。

育英資金については、少子化の進展に伴い対象者数が減少する一方で、高校の授業料無償化をはじめとする教育費の負担軽減の制度も拡充されており、今後は、その需要が減少していくものと考えています。

県教育委員会としましては、育英資金を通じて、生徒等の教育機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成できるよう、引き続き、育英資金貸与基金の適正な運用に努めてまいります。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君） 熊本県奨学金返済等支援制度、くま活サポートについてお答えします。

本制度は、県内企業の将来の中核を担う人材の確保や若者の県内就職定着を目的に、県内企業と協力しながら、奨学金返還等を支援するものでございます。

これまで、本制度を活用した就職者数は、支援を開始した令和2年度から令和6年度までの5年間で208人に上っています。

また、本制度を活用して奨学金返還を支援している企業に対し、昨年度末に実施したアンケートでは、本制度への登録によって採用活動に効果があったと感じるとの回答が9割を占め、本制度に登録していることが入社の決め手になったという学生や社員が多いですとか、入って間もない社員にとっては、こうした制度による支援があることが魅力との声をいただきおり、一定の成果が得られているものと考えています。

ただし、議員御指摘のとおり、本制度に登録する企業や学生は増加傾向にあるものの、就職者数は当初の想定には届いておりません。

本県には、学生が就職したいと思う魅力的な企業が登録企業以外にも数多くありますので、そういった企業に登録を促すことが必要と考えております。

そこで、本県産業の強みである半導体、自動車、ライフサイエンス関連産業の企業に対して、昨年度は約450社に文書での登録を促しました。

その結果、大手半導体関連企業を含め複数の企業から、本制度への登録方法等に関する問合せや実際の登録につながっております。

また、今年度は、さらなる効果を求めて、採用実績の高い地場企業を中心に50社以上を目標として、経営層に直接働きかけを行ってまいります。

さらに、本制度の対象となる学生等に対しては、SNS広告や就職関連イベントの場において、登録企業の情報を積極的に周知することで、

当該企業への関心を高め、就職者数の増加につなげてまいります。

本制度については、支援開始から5年を経て、県内企業への就職の実績が出ており、その成果や課題も見えてきたところです。

議員御質問の支援対象者の範囲については、県が、県内企業の将来の中核を担うことが期待される若者をターゲットとして設定した上で、県内企業に実施したアンケート結果を踏まえながら、まずは、大学卒業者や大学院修了者としたところでございます。

本制度の運用に当たっては、支援対象者の範囲も含めて、成果や課題をしっかりと検証し、県内企業の皆様と対話しながら、人材確保に向けて、必要な見直しにつきましてはちゅうちょなく取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 県教育委員会におかれましては、昨年のアンケートの結果を受けて、早速、生徒本人や連帯保証人である保護者に対し、制度の趣旨と生徒本人に返済義務が生じることを理解する新たな取組を始められたということで、まずは一步前進だと感じています。

生徒たちには、奨学金の返済の大変さを自覚してもらうとともに、お金についての教育がもっと必要だと思っています。将来、子供たちが奨学金の返済によって結婚や出産を諦めることが決して起こらないように、県教育界全体を挙げて今後も配慮をお願いいたします。

育英資金の原資は、旧日本育英会が実施していた高校、専修学校向け奨学金事業が都道府県に移管されたものであり、その際、全国合わせて計2,000億円余りが文科省より交付されています。

今後は、育英資金の高校向け貸与の需要が減少するという見通しを示されました、現在は、子

供たちの教育ニーズが多様化し、通信制やフリースクールでの学び、海外への留学を希望する供たちが増えるなど、多様化しております。

せっかく国からいただいた資金です。時代の変化に合わせ、子供たちの成長とステップアップに資する制度改良がなされることを期待しています。

次に、くま活サポートについてですが、まずは、しっかり県内の企業の声を聞いていただきたいと思います。多くの企業で採用難が会社の廃業につながりかねないような状況です。事業所の閉鎖と県内採用数の低下という負のスパイラルが加速するのを心配しています。

今後は、支援対象者の範囲の検討とともに、Uターン、Iターン向けの支援制度の充実を考えいただければと思います。

次に、熊本県のいじめ対策について質問させていただきます。

文部科学省の調査によると、令和5年度に全国の小中高校などで認知されたいじめは、73万2,568件に上り、過去最多となりました。そのうち、身体的被害や長期欠席につながる重大事態は1,306件と、こちらも過去最多を更新しています。近年は、インターネット上でのいじめや犯罪に発展する事例も増え、学校だけでは対応が難しいケースが増加しています。

こうした状況を受け、国は、令和6年度補正予算で、いじめ対策マイスター制度のモデル事業を開始しました。この制度では、警察OB、保護司、NPO、大学教授、校長OBなど多職種の専門チームが、教育委員会を通じて個別のいじめ事案に対応します。加害生徒への指導、支援や重大事態調査後の学校体制づくりなどを支援し、学校からの相談に応じて、いじめ対策マイスターが派遣される仕組みです。現在は、全国20か所の教育

委員会でモデル事業が続けられています。

熊本県教育委員会でも、学校安全・安心推進課を設置し、いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、弁護士を活用したスクールローヤー活用事業をはじめ、警察官OBを学校支援アドバイザーとして、校長OBを学校問題解決支援コーディネーターとして配置するなど、生徒指導支援事業を展開されていらっしゃいます。

しかし、現場の先生方の負担は依然として大きく、また、何よりも重大事態となって心身に深い傷を負う生徒を決して生んではなりません。熊本にも協力を惜しまない専門家は多くいらっしゃいます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

学校安全・安心推進課が、これまでいじめ問題に取り組んできた成果と課題は何か、今後、いじめ問題に取り組んできたことをどのように強化、バージョンアップしていくのか、今後のいじめ対策の方向性について、お考えをお聞かせください。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、平成31年4月、学校安全・安心推進課を設置し、いじめ問題への対応や不登校児童生徒の支援などに効果的に対応できるよう、組織体制の強化を図ってまいりました。

具体的には、学校での対応が難しい事案が発生した場合、学校安全・安心推進課の指導主事が直接学校に出向き、学校と連携しながら初期対応に当たるとともに、スクールローヤーにも法律的な助言をいただくことで、様々な問題の重篤化を未然に防ぎ、早期解決につなげています。

また、児童生徒の生命等に係る緊急時には、大学教授、弁護士、精神科医等の専門家による学校

支援チームを派遣したり、いじめ重大事態が発生した場合には、速やかに第三者委員会を設置して対応しているところです。

このように、外部専門家の力は、児童生徒の安全確保に貢献していると考えています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、教職員のいじめ対応に対する負担は依然として大きいと認識しております。

このような状況を踏まえ、現在の学校安全・安心推進課のシステムを利用しながら、外部専門家の力をさらに活用し、迅速かつ適切な支援体制の強化と相談体制の充実を図ってまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 県のこれまでのいじめ対策の取組をお話しいただきました。

答弁で、県は外部専門家の力をさらに取り入れるとの方針を示されたが、非常に大切なことだと思います。文部科学省の見解としても、いじめ対策には複雑な要因による深刻なケースがあるため、法律、精神保健、心理学の専門家等の知識が必要で、いじめは学校だけでは解決できない、多様な専門家の理解と協力を得ることが必要であると示されています。

昨年11月から12月に実施された熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果において、学校が楽しいと回答した生徒が9割前後いた一方で、いじめはどんなことがあってもいけないことだとは思わないという生徒が17%ほどおり、まだまだ学校にいじめを許さないという文化が100%定着していないことがうかがえます。

そもそも、いじめや人間関係のトラブルは、人が成長する過程において発生すること自体は当たり前なことで、重要なのは、いじめを発生させないことよりも深刻化させないことです。その上

で、いじめの発生を機会に、いじめ行動の禁止にとどまらず、加害者、被害者双方が、多様な立場や考え方を持つ人間がおり、それぞれが社会で尊重されるべきだという考え方を持つ手助けをしていかなければなりません。

大切なのは、学校に他者を尊重しようという文化が育ち、深刻ないじめが発生する前に、その兆候を学校内外で共有できる状況だと考えます。その基盤となるのは、互いの信頼関係の構築です。外部人材の力を取り入れながら、学校における他者理解と信頼関係の構築が強化されていくことを強く望んでおります。

次に、都市計画区域マスタープランと都市計画区域区分の見直しについてお尋ねいたします。

今年度は、いよいよこのマスタープランの見直しが行われる年となっており、それに合わせて、熊本都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の見直しも進められていると認識しています。

昨年9月に私がこの件について質問した際、執行部から、現在の熊本都市計画区域の人口は、国の推計を大きく上回っており、より現実に即した人口予測を基に、将来の適切な市街地の規模を確保していく必要があると答弁がありました。

また、都市計画の方向性としては、既に交通渋滞の深刻化といった影響が出ていること、さらに自然災害の頻発、激甚化に対応する必要があることが指摘され、都市防災の強化、半導体関連企業の集積への対応、持続可能なまちづくりの3つの見直しの方向性が示されました。

本年7月8日には、見直しに関する第3回目、そして最終となる検討委員会が開かれたと聞いています。その場では、防災における官民の連携や子供や障害のある方々の安全への配慮といった、非常に活発な意見交換が行われたとのことです。

今後は、10月に住民説明会、11月には公聴会の開催が予想されており、これらを経て、新しいマスターplanが正式に決定されることになります。

先日、住民に配布された案内文書に、区域マスターplan及び区域区分の原案の概要が示されました。その中で、都市計画の目標として、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくりが定められ、先端産業と環境が調和し、未来を共に創るイノベーション創造都市を目指すことが明記されました。

そこで、お尋ねいたします。

今回の区域マスターplanの見直しにおいて示された3つの方向性について、特に配慮したポイントはどこになるでしょうか。また、区域区分については、どのような考え方に基づいて見直しが行われたのでしょうか、土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 都市計画区域マスターplanは、都市の将来像とその実現に向けた整備、開発、保全に関して、県が広域的視点から定める基本方針であり、県内17の都市計画区域で策定しています。

この区域マスターplanは、市町が策定します都市計画マスターplanに反映され、土地利用や道路、下水道などの都市施設、土地区画整理事業等を通じて計画的なまちづくりが進められています。

熊本都市計画区域においては、熊本地震やTSMC進出など、社会情勢の大きな変化を背景に、人口の動向や深刻化する交通渋滞といった課題も踏まえ、議員御紹介のとおり、3つの方向性を柱に見直しの原案を作成しました。

まず、見直しにおいて特に配慮したポイントに

ついてお答えします。

1つ目が、災害に強い都市づくりです。

近年、自然災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、避難所や防災公園の整備、避難体制の充実、災害リスクの低い地域への居住誘導など、多角的な取組を盛り込んだ都市防災の方針を新たに定めています。

2つ目が、産業振興と土地利用の調和です。

半導体関連企業の集積に対応しつつ、無秩序な開発を抑制し、地域の産業基盤である農畜産業にも配慮したバランスの取れた土地利用を誘導する方針を定めています。

特に、セミコンテクノパーク周辺においては、道路などの都市基盤の整備と併せて、住環境の充実にも取り組むことを明記しています。

3つ目が、人と環境に優しい都市づくりです。

都市部における慢性的な交通渋滞を踏まえ、交通結節点の機能強化等を図ることで、公共交通への転換を促す方針を定めるほか、道路や駅前広場などの官民の公共空間を歩きやすく滞在しやすい人を中心の空間へ転換する方針も明記しています。

これらの取組により、CO₂排出量の削減など、環境負荷の低減にもつなげたいと考えています。

次に、区域区分の見直しの考え方についてお答えします。

熊本都市計画区域では、主に北東部や南部の市街化調整区域において宅地開発が進んでおり、また、TSMCなどの進出を受け、周辺地域では将来的な人口増加や産業活動の拡大が見込まれています。

今回の見直しでは、既に市街化している地区や市街地整備が確実に見込まれる地区を一体的に市街化区域に編入するとともに、土砂災害特別警戒区域など災害リスクが高い地区につきましては、

防災上の観点から計画的に除外する方針としています。

このように、地域の特性や市街化の進展状況を踏まえ、市街化区域の規模を適切に定めてまいります。

都市計画区域マスタープラン及び区域区分につきましては、今後、住民説明会や公聴会を通じて幅広く御意見を伺うとともに、国との協議を経て、年度内の都市計画決定を予定しています。

今後とも、熊本都市計画区域の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、関係市町と連携し、将来を見据えた持続可能な都市づくりを着実に推進してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 前回、熊本都市計画区域マスタープランが改定された2015年より、この10年、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の発生、また、異常な夏の暑さと頻発する気象災害など、10年前には想像できなかった数多くの災害が熊本を襲いました。国においても国土強靭化緊急対策が実施され、地方に求められる都市計画の在り方も変わりました。

さらに、熊本においては、国策である国内半導体産業基盤強化のため、JASMIN工場が誘致され、正式表明から3年という短期間で第1工場が稼働しました。

今回の見直しにおいて、災害に強い都市づくりとして、避難所や防災公園の整備、災害リスクの低い区域への居住誘導など新たな施策が示されています。

また、熊本都市圏への人口集中や半導体産業の進出による工場用地や住宅地需要の増加により、集落内開発制度指定区域への住宅の建設や地区計画が実施され、市街地が拡大し、交通の流れも変化しており、その現状を踏まえ、未来を見据えた

土地利用がマスタープランとして区域区分の見直しにも反映されたと感じました。

そして、人と環境に優しい都市づくりとして、改めて、公共交通への転換と人中心の空間の創出、CO₂排出量の削減がうたわれています。

今後は、住民説明会や公聴会により幅広い意見を募り、今年度末を目標に都市計画決定がなされると思います。そして、この都市計画区域マスタープランをベースに、地域の災害対策やまちづくりが進んでいくことになります。

今回の改定に伴う様々な施策には、相応な予算が必要となってまいります。県におかれでは、木村知事の強い国とのパイプを最大限生かしていただき、また、将来期待されるJASMIN工場をはじめとした新しい産業からの収益をしっかりと見定めていただきながら、スピーディーで大胆な都市づくりを推し進めていただきたいと思っております。

他県では、なかなかこのような夢のある都市計画マスタープランをつくる地域は少ないと思います。恵まれた自然の恵みと熊本の先人たちのこれまでの努力に感謝し、県民が幸せに生きる熊本の未来をつくっていっていただきたいと思います。

次に、災害時の生活用水の確保について質問いたします。

熊本県がまとめた災害関連死の調査では、避難生活における心身の負担が肺炎や血栓症などを引き起こし、特に高齢者を中心に災害関連死につながるケースが多いことが示されています。

この背景には、水が不足することで、トイレや入浴、手洗いが困難となり、感染症や衛生面でのリスクが高まるとともに、人々が疲弊、疲れがたまっていくと、そういうことが指摘されております。

実際に、東日本大震災では約3週間、熊本地震で1週間、能登半島地震では約5か月間と、断水の復旧には長期を要しました。

そのため、備蓄だけではなく、井戸水や湧水といった代替水源の活用が重要で、国も、本年3月に、災害時地下水利用ガイドラインを策定しました。しかし、災害用井戸を整備している県内の市町村は32%、湧水活用を想定している市町村は約8.5%にとどまっているのが現状です。

生活用水の確保については、防災井戸の設置のほか、貯水施設の整備や雨水を貯水、純水化する機器の設置等、様々な方法があると思われます。避難所だけではなく、家庭の断水を見据え、生活用水の確保を推進すべきではないでしょうか。

そこで質問いたします。

県では、これまでも、災害時における生活用水の確保のため、県内各市町村に対し、防災井戸の普及を支援してきたと思いますが、防災井戸の整備状況はどのようにになっているでしょうか。また、国の災害時地下水利用ガイドラインの策定を踏まえ、今後、県として、防災井戸の普及に向けて、各市町村の取組をどのように支援していくのか、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長（清田克弘君） 1点目の防災井戸の整備状況についてお答えします。

県内市町村では、熊本地震の経験を踏まえ、指定避難所の機能強化策の一つとして、防災井戸の整備などが進められてきました。

昨年度、防災井戸の整備状況について調査したところ、市町村が整備した井戸は、14市町村で67本、民間が整備した井戸は、8市町村で37本となっています。

また、県では、平成29年度から、一定規模の地下水の採取者に対し、災害時の井戸水の提供につ

いて意向を確認し、協力可能な井戸の情報を市町村に提供する取組を行っています。これまでに、7市町村の127本について、市町村と採取者間で井戸水の提供に関する協定が結ばれています。

2点目の防災井戸の普及に向けた市町村の取組への支援についてお答えします。

本県は、全国的に見ても、生活用水等の地下水への依存度が高く、特に、熊本市を中心とした熊本地域は、良質で豊富な地下水に恵まれ、様々な場所で災害に備えた井戸の設置が可能であると考えます。

一方で、国は、能登半島地震で長期間断水した教訓を踏まえ、本年3月に、災害時地下水利用ガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインは、市町村が災害用井戸や湧水の活用に向けた取組に着手する際の手順等を示すもので、市町村においては、ガイドラインを参考に、井戸の新設や湧水の活用など、災害時の生活用水の確保について検討していくものと認識しています。

県としても、引き続き、災害時に提供が可能な井戸の情報を市町村に提供するとともに、設置を検討している市町村に対し、適地であるか判断するために必要なデータを提供するなど、市町村における防災井戸の整備等が円滑に進むよう、必要な支援を行ってまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 防災井戸の整備状況について、県から報告いただきました。

防災井戸については、平成29年9月に西岡議員が、令和元年9月に大平議員が質問されており、令和元年時点で市町村整備の井戸が45本、民間整備のものが12本ということでしたので、この6年で、市町村整備の井戸が22本、民間整備のものが25本増加したことになります。

県として、民間の井戸の情報を市町村に提供する取組を行っているとの報告がありました。それでは、災害時に生活用水を利用できない空白地域を把握はされているのでしょうか。

私がこの問題に危機感を持ったのは、昨年夏に能登半島の志賀町や輪島市に災害支援と視察を行ったことがきっかけです。

能登半島地震においては、一時11万戸が断水し、上水道の復旧まで5か月がかかりました。本年1月時点では、いまだ上水道の復旧のめどが立っていない住宅も490戸あるそうです。

志賀町では、県道とその沿線の干拓地域が広範囲の液状化に見舞われ、当初、大型の重機が入ることができませんでした。また、それと同時に、志賀町から輪島市にかけては海岸が隆起し、唯一の国道の通行止めとともに、海からの資材の搬入が不可能な状況が発生しました。

私が行った8月は、メインの上水道設備は復旧していましたが、住宅の復旧はまだまだ進んでおらず、公費解体も手つかずで、輪島市にボランティアに行くにも、生活インフラが確保できる地域から片道2時間以上かけて往復する必要がありました。

また、半年近く生活用水が確保できない状態が続いたため、住民の方々がお住まいの地域から遠く離れた場所に避難せざるを得ず、人口流出が加速してしまいました。

輪島市においては、令和5年4月時点の人口2万3,575人が、現在2万人を割り込むなど、非常に厳しい状況にあります。

熊本においても、干拓地や半島型の地形、離島が多く、主要幹線道路や生活インフラに崖崩れや液状化による被害が発生した場合、断水が長期化しかねないと考えます。

県としても、災害時の生活用水の復旧までのシ

ミュレーションを行い、市町村の生活用水確保対策に積極的に関わる必要があると思います。

最後に、新型コロナワクチンの有効性と新型インフルエンザ等対策行動計画改定について質問させていただきます。

令和2年1月の国内初確認以来、世界中で猛威を振るい、我々の生活や経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症。感染症上の区分が、令和5年5月8日に2類相当から5類に変更され、2年4か月が過ぎました。

県内の令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染者数は53万7,716人、それに対し、死者数は1,317人とされており、現在も県内で週に数百人の感染が報告され、医療機関や高齢者施設においては、いまだに感染抑止に苦心されています。

改めて、感染されて亡くなられた方々に対する哀悼と医療従事者の方々への感謝を伝えたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症対策においては、ソーシャルディスタンスの徹底のためのリモートワークや、学校や保育施設でのグループ活動の制限、人類史上初となるRNAワクチンの集団接種など、大きな困難が幾つもありました。

特に、ワクチン後遺症に対しては、SNSをはじめとして様々な情報が飛び交いました。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、本県における新型コロナワクチン特例臨時接種により副反応疑いがあったとして報告された件数です。

これを見ると、特例接種によるワクチン接種回数630万742回に対し、本県に情報提供のあった後遺症患者数は587名、うち死亡者数26名、障害が残った方5名、以下、資料のとおりとなっており

ます。

本来、一人の死者も出したくはないところですが、新型コロナウイルス感染症の死亡率0.24%に対し、ワクチン接種後遺症による死亡率は0.0004%と、ワクチン接種により今回のパンデミックによる死者がある程度抑えられたことは事実だと思います。

現在、熊本県は、新たなパンデミックに対応するため、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定されましたが、新型コロナウイルス感染症対策の課題を踏まえたものであると聞いています。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の有効性についての認識と、それを踏まえ、今回改定した熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイントを健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薰さん） まず、1点目の新型コロナワクチンの有効性についてお答えします。

ワクチン接種は、予防接種法に基づき、国がその有効性及び安全性を確認しており、新型コロナワクチンについては、入院や死亡等の重症化を予防する効果が認められたなどの研究報告を公表しています。

一方で、一定程度の副反応が起きることは避けられないため、国は、医療機関に対し、副反応に関する報告を求め、専門家による評価を行い、安全性などを継続して検証しています。

また、障害が残るような健康被害が生じた場合は、ワクチンが原因であることを否定できない場合も含めて、広く国が予防接種と健康被害の因果関係を認定し、救済する制度が設けられています。

このように、法に基づく制度の下で行われるワクチンの接種は、感染症の発生や蔓延予防の観点から、有効なものと認識しています。あわせて、県民の皆様に、重症化予防等の効果と副反応のリスクについて正しく理解いただくことも重要だと考えています。

引き続き、国や市町村と連携し、ワクチンの効果やリスク、救済制度等について、県のホームページやSNS等を活用し、県民の皆様へ周知してまいります。

次に、2点目の熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイントについてお答えします。

県では、新たな感染症危機への基本的な方針等を定めた本計画について、新型コロナウイルスへの対応における課題を踏まえ、本年3月に全面的に改定いたしました。

今回の改定のポイントとして、感染症危機に迅速かつ的確な対応が図られるよう、関係機関との役割分担の整理や実践的な訓練の実施など、特に平時の備えに係る取組を具体化しています。

その中で、ワクチンについては、新たに重要項目の一つに追加し、平時から、接種に携わる医療従事者、適切な接種会場、資材の確保等を含む接種体制が確保できるよう、必要な準備や訓練を行うこととしています。

国において、新たな感染症危機に備え、ワクチンの研究開発や製造等の体制整備が進められる中で、県としては、市町村や医療関係団体等と連携し、ワクチンを必要とされる方が迅速に接種できる体制の構築を進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 私も、今回初めて本県における新型コロナワクチンの副反応疑いの報告状況を見させていただきました。

ワクチン接種により重篤化や命を失うリスクを回避する効果を評価した上で、死亡者数が26名、重い症状の方が167名いらっしゃることは、真摯に受け止めるべきだと思います。

また、ここには示されておりませんが、新型コロナワクチン感染症及びコロナワクチン接種による死者は、高齢者、基礎疾患をお持ちの方に集中している半面、ワクチン接種副反応疑いによる入院患者は、全ての世代に分布しているようです。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画においては、コロナワクチン接種による副反応のデータも、今後のワクチン接種の優先順位の決め方に役立てるべきだと思います。県内の患者さんや医療関係者の声をしっかりと国に上げていただきたい。

特に、新型コロナやインフルエンザの症状緩和においても、せき止めや解熱剤が有効であることは分かっています。計画にある抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に加え、せき止めや解熱剤の感染症用医療品としての評価の見直しや平時からの備蓄の確保など、現場からの声を国に届けていただくことを要望し、最後の質問を終わらせていただきます。

さて、本日、私の父も傍聴に来てもらっています。

○議長（高野洋介君） 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○堤泰之君（続） はい。父は、昭和22年、まさに団塊世代の生まれです。昭和22年に生まれた子供の数は約267万人です。私や木村知事が生まれた昭和49年に生まれた子供の数は198万人、そして昨年生まれた子供の数は68万人です。父のときの約4分の1です。

現在の子供たちが大人になったとき、父や我々の世代の3倍、4倍の社会を支える負担がかかる

ことになります。こどもまんなか熊本の実現と子供たちが幸せに生きる未来のために何をなすべきか、これからも私も県とともに真摯に追求してまいります。

本日は、御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明25日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時9分散会

第 4 号

(9月25日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第4号

令和7年9月25日（木曜日）

議事日程 第4号

令和7年9月25日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（47人）

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君

中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西聖 一君
山口 裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
松田 三郎君
藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君

副知事 亀崎直隆君
知事公室長 深川元樹君
総務部長 千田真寿君
企画振興部長 富永隼行君
理事 事 阪本清貴君
理事 事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田克弘君
商工労働部長 上田哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島豪君
理事 間宮将大君
土木部長 菰田武志君
会計管理者 野中眞治君
企業局長 久原美樹子さん
病院事業者 平井宏英君
教育長 越猪浩樹君
警察本部長 佐藤昭一君
人事委員会会長 城内智昭君
監査委員 小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村多門
事務局次長 鈴和幸
兼総務課長
議事課長 下崎浩一
議事課長補佐 岡部康夫

午前10時開議

○議長（高野洋介君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高野洋介君） 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕（拍手）

○吉田孝平君 皆さん、おはようございます。自由民主党・宇城市・下益城郡選出・吉田孝平でございます。

初めに、8月の記録的な大雨により、県内各地域で甚大な被害が起きました。

この大雨により亡くなられた方に対しお悔やみ申し上げますとともに、被災された方には心よりお見舞い申し上げたいというふうに思います。

今回は、7問中3問が災害関連でございます。時間の心配がございますので、早速質問に移らさせていただきたいと思います。

熊本県における国土強靭化のさらなる取組についてお尋ねいたします。

近年の我が国は、頻発する豪雨、台風、地震などの大規模自然災害に直面しています。そのような中、本県では、先月、線状降水帯が発生するなどして記録的な大雨となり、熊本地方気象台では、3時間に熊本市で223ミリの降水を観測し、これまで観測史上1位の160ミリを大きく上回る記録的な大雨となりました。

この大雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害等により人的被害、さらには9,000棟を超える甚大な住宅被害も発生しました。

私の地元でもあります宇城市美里町でも被害があり、宇城市の小川町にある河川、砂川では、50数年ぶりに氾濫し、川沿いにお住まいの方たちも、これだけ河川改修、さらには河川掘削などの対策を講じているのに氾濫したことにより、今後も同じような災害が起ころのではないかと不安に思われている方多く見られます。

また、美里町では、平成19年豪雨災害、平成28年熊本地震、豪雨災害、そして今回の豪雨災害と、同じような箇所で同じような被害が起き、家屋が全壊された方は、もう同じ場所には住めな

い、住むのが怖いと、落胆されていました。

昨年の元日に発生した能登半島地震では、甚大な被害を受けた復旧、復興のさなかに続けて被害もあり、被害がさらに拡大しました。そして、昨年8月には、日向灘を震源とする地震の発生を受けて、気象庁が初めて南海トラフ地震臨時情報を発表するなど、巨大地震への危機感が高まっています。

また、自然災害だけでなく、インフラの老朽化による重大事故も大きな課題となっており、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしました。

一方、災害の発生状況を見ると、国土強靭化計画に基づいて、河川や砂防施設の整備などが行われたところでは被害が軽減されたとの声を聞くこともあり、国土強靭化の取組は非常に意義のあるものであり、引き続き取り組んでいく必要があるものと思われます。

これまで、防災・減災、国土強靭化に取り組むため、平成30年以降、国と連携して各種対策を進めてこられました。

平成30年度から令和2年度までの3年間、国の3か年緊急対策として7兆円規模の対策、令和3年度から令和7年度までの5年間、国の5か年加速化対策として15兆円規模の対策を進めてこられました。

このような状況の中、政府は、本年6月に第1次国土強靭化実施中期計画を閣議決定し、令和8年度から令和12年度までの5年間で20兆を超える事業規模で、必要な国土強靭化の施策を集中的に実施することが決定されました。

県でも、平成29年に熊本県国土強靭化地域計画を策定し、熊本地震や令和2年7月豪雨の経験、さらには先月の豪雨災害を踏まえ、取組を進めてきているところだと思いますが、激甚化、頻発化

する災害から県民の命と財産を守るため、さらなる国土強靭化への取組が必要ではないかと思われます。

国の次期計画の関係予算をしっかりと確保し、対策を進めるに当たっては、これまでの現状分析、残された課題の抽出を踏まえ、今後の取組方針を明確にした県地域計画の改定が必要と考えられますが、その点も踏まえて、熊本県における強靭化のさらなる推進について、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 吉田議員からの質問にお答え申し上げます。

8月10日からの大雨災害では、短時間のうちに局地的かつ同時多発的に土砂災害や河川の氾濫、内水氾濫が発生し、人的被害、住家被害のほか、道路や河川といった社会インフラ、そして農林水産業などに甚大な被害が生じました。

私も、発災直後に現場の被災状況を目の当たりにし、改めて自然災害の脅威を思い知らされたところでございます。県民の命を預かる知事として、災害に強い熊本の実現には、国や市町村、関係事業者と力を合わせて最優先で取り組まなければいけない課題だと考えております。

これまで、県は、ハード、ソフトの両面から強靭化に取り組んでまいりました。

ハード面では、国の防災・減災、国土強靭化に関する3か年緊急対策及び5か年加速化対策に基づき、国の支援を最大限活用して、河川改修や砂防堰堤の整備、道路ネットワークの構築に加え、農業水利施設の機能強化などの取組を進めてきました。

これまでに実施してきた河川改修や河道掘削などの取組により、河川水位を低減させるなど、被害の軽減に一定の効果を発揮したものと考えては

おります。

ソフト面では、令和2年7月豪雨の教訓から、令和3年以降、毎年、全45市町村参加による豪雨対応訓練を出水期までに実施しており、県、市町村及び関係機関の連携体制や情報共有システムの活用の練度を高めてまいりました。

今回の大雨においても、訓練で培った初動対応力を発揮しまして、警察や消防と一体となった被災者の救出や建設業者、電気通信事業者等と連携した、孤立状態の早期解消につながったものと考えております。

しかしながら、災害の激甚化に伴いまして、これまでの取組だけでは県民の安全、安心の確保が難しい状況ともなっており、国土強靭化の取組をこれまで以上に強力に推進しなければならないと考えております。

今般、国では、第1次国土強靭化実施中期計画が策定されたところでありますが、さらに、今回の水害も踏まえて、今年度中に、熊本県国土強靭化地域計画を改定したいと思っております。

今年度のこの改定に当たっては、今回の大雨など昨今の災害の経験から、近年、激甚化、頻発化する大雨災害等への対応、また、地理的条件を踏まえた対策、デジタル技術などの新技術の活用を特に考慮すべきであると考えております。

具体的には、大雨災害等への対応として、海岸、河川堤防、排水機場などの整備に加えて、上流域の治山対策、そしてまた、森林整備など、流域に関わるあらゆる関係者が連携して、流域全体の総合力で被害を軽減させる流域治水の取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、地理的条件を踏まえた対策としては、今回の大雨により一時孤立状態となった天草地域において、やはりダブルネットワークの役割も果たす熊本天草幹線道路の整備の推進を改めて、さら

に取組を進めたいと思っております。

デジタル技術などの新技術の活用については、宇宙航空研究開発機構、いわゆるJAXAとの連携で、人工衛星から撮影した写真データを用いて、夜間でも瞬時に地震などの建物被害を推計できるプログラムの開発などにも取り組んでまいりたいと考えております。

災害に強い県土や地域をつくり、県民の命と暮らしを守るためにには、強靭化に向けた絶え間ない取組が必要でございます。

これからも、県全体の強靭化に向けて、国の支援も最大限活用しながら、ハード、ソフトの両面から全力で取り組み、災害に強い熊本の実現に尽力してまいります。

以上でございます。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 木村知事には、今回の大雨災害後、すぐに現場に足を運んでいただきました。知事が答弁で言わされたように、これまでハード、ソフトの両面から強靭化に取り組んでいたいたこともあり、一定の効果があったと私も感じられたところでございます。

ただ、今回の大雨というは記録的な大雨ということで、残念ながら防げなかったところもございます。今年度中に、熊本県国土強靭化地域計画を改定するとのことでございました。今回の大雨災害はもちろんのこと、これまでの災害の経験を踏まえて、さらに力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。強靭化の取組はこれからも重要でございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

続いての質問に移りたいと思います。

令和7年8月10日からの大雨による農業関係被害への対応について質問させていただきます。

先ほどの質問でも言いましたが、今回の大雨で

は、県内各地で大きな被害が発生しており、私の地元である宇城地域でも大きな被害が発生しています。

農業関係では、トマト、イグサ、ショウガなどの農作物、さらには定植前の苗や農業機械、施設などが、浸水、土砂流入等により大きな被害を受けました。

特にトマトは、農業用ハウスが浸水し、これから定植、生産を始めようという矢先での被害となり、農業者は、水につかって苗が健康に育つのは厳しいかもしれない、今後新たな苗の確保が見通せず、今年1年間の収入が断たれるのではないかという大きな不安を抱えておられました。

また、トマトは、冬場のハウス栽培であるため、加温器も必要不可欠な施設ですが、その多くが浸水しました。加温器などは、能力にもよりますが、1台数百万円するのもあり、それを数台抱えている方もおられ、修繕や買換えが必要となれば、さらに大きな投資が必要となり、これも、今後の営農継続に向け、大きな不安材料となっています。

さらに、多くのイグサ農家においては、作業場が冠水し、出荷を目前に控えた畳表が泥水につかり、倉庫や製造中止となっているイグサ専用の機械などが被害を受けるなど、甚大な被害が発生しております。そのことにより、国産畳表の大部分が八代・宇城地域での生産でありますので、住宅の畳表の供給に加え、全国の仏閣や文化財などで使用される畳にも影響が出るのではないかと心配しております。

ショウガにおいても、国内2番目の生産地であり、その生産地が、八代、宇城、下益城と今回の災害に遭った地域であり、ショウガの農地は渓谷が適していることから、土砂災害、道路崩壊など

により、数日間農地にも行けない状況が続き、さらには、農地崩壊など大きな被害が起きております。まさに農業者の心は折れかかっている状態であり、何らかの支援がないと、完全に心が折れてしまい、離農してしまうことが危惧されると考えられます。

今回冠水被害が大きかった県内の干拓地域は、全国1位の生産量を誇るトマトをはじめ全国唯一の生産となっているイグサなど、本県農業の一大産地となっております。このような地域で離農が発生すると、食のみやこ熊本県の根幹を揺るがすのみならず、我が国の食料供給基地の一つが失われるという危機的な状況が発生することとなります。

また、農業は、食料の安定供給、環境保全、地域活性化などを担う、国の経済や社会にとって不可欠な本県の基幹産業ともなっています。今回の災害により農業が衰退すれば、地域の衰退、さらには熊本県の衰退にもつながりかねない状況であります。

このような本県農業の危機的状況に対し、県としてはどのような対応を講じていくのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 農業関係被害への対応についてお答え申し上げます。

8月10日からの線状降水帯による記録的な大雨では、4名の貴い命が失われ、いまだ1名の方が行方不明となっております。また、9,000棟を超える住家被害や社会インフラ、産業基盤などにおける甚大な被害も発生しているところでございます。

中でも農業関係については、9月16日時点で677億円余の被害額となっておりまして、これは、令和2年7月豪雨における被害額を上回る規

模となっております。

このような事態を受け、発災直後の8月12日と21日には八代地域、8月19日には宇城地域の被災農家に、吉田議員とともに赴かせていただきまして、トマトやイグサ、ショウガなどの被害の実態を把握するとともに、農家の方々の生の声を私が直接お聞きさせていただきました。

この現地視察を踏まえて、被災された農家の方々が一日も早く営農を再開するためには、生産基盤の復旧と併せて、トマトなどの苗、そして農業機械を早急に確保することが必要であると、物すごく痛感いたしました。

そして、そのため、品目ごとにそれぞれ事情が違いますので、品目ごとにプロジェクトチームをつくるて対策の検討を進めまして、まずは営農再開に向けて緊急的に必要となる支援策につきまして、8月27日に、専決処分により予算を措置したところでございます。

また、8月28日には、県議会の先生方、また県選出国會議員の皆様とともに関係府省に緊急要望を行ったところでございます。

この結果、9月2日に、農林水産省から、農業被害に対する国の支援策が発表されました。これに伴いまして、先ほど申し上げた、既に県が専決処分を行った予算に市町村も協調していただくことで、被災した農業用機械については、再取得と修繕の費用、それぞれ7割の支援を実現することができました。また、トマトなどの代替苗の購入ですか、次期作に向けた消毒費用などについても5割の補助の支援が実現したところでございます。

また、そこで大事なんですが、さらに、イグサにつきましては、本県のイグサ産地が失われれば、我が国の畳文化そのものが消滅するという危機的な状況にあること、議員御指摘いただいたと

おりでございます。そしてまた、ほかの作物と比べて多くの専用の機械が必要であり、復旧に大きな負担が生じることから、明日、追加提案に向けて準備を進めています補正予算の中で、イグサ専用機械の再取得や修繕については、市町村と連携して補助率をさらにかさ上げするための予算措置を行う予定でございます。

これらの措置につきましては、9月16日から、市町村や農業団体に対して順次説明会を開催しております。今回の支援を活用して、被災した農家の方々が一日も早く営農を再開できるよう、時間的緊迫性を持って取り組んでいるところでございます。

私の目指します、県民みんなが安心して笑顔になれる熊本、そしてまた、食のみやこ熊本県、これを実現するためには、被災された農家の方々の不安を一日も早く払拭して、災害を乗り越えて、安心して営農を継続できる環境を整えることが必要不可欠でございます。

引き続き被災された農家の方々の声に丁寧に耳を傾けながら、今後の復旧、復興の過程で顕在化する様々な課題に対しても迅速かつ的確に対応して、一日も早い復旧、復興、そして、本県農業のさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 今回、農業被害に関しても、木村知事は、もうすぐに現場に来ていただきました。その中で、農家の方の声を直接聞いていただきました。知事が聞かれたように、作物はもちろんのことでございますが、農業機械が高額で、この先どうすればいいかと落胆されていた方もおられました。今回、農業用機械の再取得、さらには、これまでになかった修繕の支援もしていただくということで、農家の方も、負担はありますが、安心

されたと思います。

ただ、今回の修繕は、イグサ機械の再取得ができない機械があるということで、修繕の支援も追加されたというふうに聞いております。日本の伝統であるイグサ文化を残していくことは重要でありますので、イグサ機械の課題解消に向けてお考えいただくように、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、続いての質問に移ります。

豪雨災害を踏まえた宇城地域の道路整備についてお尋ねいたします。

災害に関連しまして、今度は、道路整備について質問させていただきます。

豪雨災害により、県内では、道路の冠水や土砂崩れ、橋梁の損壊などが発生し、通行止めや渋滞が多く箇所で発生しました。このような中、お盆休みなどで連休に入っていた建設業関係の皆様には、休みを返上し、復旧、復興に御尽力いただいたこと、改めてお礼申し上げたいと思います。

宇城市松橋町付近では、九州自動車道の松橋インターチェンジから八代インターチェンジ間が崩土により一時通行止め、それにより、迂回した車が国道3号に集中し、お盆の帰省なども重なり、これまでにないほどの交通渋滞が発生し、人流や物流、さらには災害復旧工事などにも支障が生じたと思われます。

また、美里町など中山間部では河川が増水し、県道三本松甲佐線や囲碁用線では河川に並行する区間で道路が大きく決壊し、生活道路が寸断されました。複数の集落が一時孤立状態となり、救援物資の輸送や避難活動などに支障が生じました。現在でも、一部の路線で迂回が必要な状況が続いている。美里町の道路の決壊や土砂崩れは、これまで同じような被害が何度も起きている状況であります。

さらに、宇土半島では、国道57号や国道266号が、道路冠水、崩土により交通が不通となりました。天草に通じる道路が一時通行できなくなり、先ほど言いました九州自動車道から帰省で天草に行く予定の車もあり、宇城市周辺の国道3号、57号、266号、全ての道路が大渋滞になりました。

一方、同じく主要幹線である国道324号が不通となった上天草市松島町では、熊本天草幹線道路の開通区間を利用し、救援物資の輸送などができたと聞いております。天草幹線道路は、地域間の連携の強化はもちろんのこと、災害時の能力向上に期待ができますので、早期の完成をさらに望むものとなりました。

近年、自然災害が激甚化、頻発化しています。今回の災害を踏まえ、災害発生に伴い生じる様々なリスクを考慮し、被害を最小化できる道路整備の重要性を改めて認識しました。

また、熊本県新広域道路交通計画では、宇城地域のリダンダンシー機能の確保が期待される構想路線として、八代海沿岸道路が位置づけられています。この構想路線である八代海沿岸道路の基本方針は、地域や拠点間を連携する道路ネットワークの形成、災害に強い道路ネットワークの形成とあります。今回の災害、また、これまでの災害を経験して、地元からすれば、構想路線でありますが、八代海沿岸道路の必要性が増したのではないかと考えられます。

以上のように、今回の豪雨災害では、様々な課題が浮かび上がってきたと思いますが、これらのこと踏まえ、宇城地域の道路整備の取組について、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） 豪雨災害を踏まえた宇城地域の道路整備についてお答えします。

先月10日からの大雨により、本地域において

は、市町村道を含め400か所を超える道路災害が発生し、議員御指摘のとおり、集落の孤立や国道3号をはじめとする幹線道路で渋滞が発生するなど、住民生活や経済活動に影響が生じました。集落の孤立は解消したものの、現在も、道路寸断などによる通行止めが続いている。

宇城市松橋町付近では、平常時においても南北方向の交通混雑が課題となっています。そのため、現在、国道3号と並行する県道において、全長約3キロメートルの新たなバイパス新設工事を進めているところです。今後、工事の進捗に合わせて部分供用を図るなど、南北方向の交通分散効果が早期に発揮されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、県道囲砥用線では、今回の大雨で道路に隣接する河川の増水により、道路改良済みの区間においても大きな被害が発生しました。今回の災害を教訓に、単に元の形に戻すのではなく、道路のかさ上げや護岸の強化など、より災害に強い道路の整備を図ってまいります。

さらに、熊本天草幹線道路は、広域道路ネットワークを形成し、災害時には避難や支援活動に寄与する重要な路線です。今回、熊本天草幹線道路の供用区間がダブルネットワークの機能を発揮したことにも踏まえ、事業中区間のさらなる整備促進に取り組んでまいります。

また、広域的な役割が期待されることから、八代海沿岸道路などを構想路線に位置づけています。引き続き、県内の広域道路ネットワークの早期整備とともに、被災箇所の早期復旧と再度災害防止の観点を踏まえ、災害に強い道路整備に全力で取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 今回の質問では、構想路線ではあります、八代海沿岸道路のことも質問の中に触

れさせていただきました。実際に優先すべき道路事情は十分に理解していますが、構想路線をいつかは事業化に進めていかなければいけないので、今回の大雨災害で必要だと認識しましたので、質問させていただきました。

また、美里町の、一般質問でも取り上げられていましたけれども、囲砥用線は同じような被害が4回目ということで、現状復旧ではなくて、さらに強化するような復旧をお願いしたいとございました。同じような被害が起きないように、改良復旧のほうをぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、今回要望で伝えようと思いませんけれども、道路の縁石部分に、内側でございますが、今、泥が堆積してまして、なかなかそれを取るのが難しくなっております。前は道路清掃車が県には何台かあったという話を聞いておりますけれども、今、阿蘇のほうで、降灰対策で、小さい道路清掃車が1台あるというふうに聞いておりますけれども、今熊本市が5台保有しているということでございます。

私がきちょうめん過ぎるのか分かりませんけれども、縁石の内側が本当に、多分皆さん見ていたらと分かると思いますけれども、もう最近特に草が多くなっておりまして、やっぱり泥がたまることで草が生えてくることになっておりますので、ぜひ道路清掃車両を、高いと聞いておりますけれども、保有をしていただくようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

今後のバス路線についてお尋ねいたします。

本年7月29日に、九州産交と産交バスから、松橋・宇土エリアの路線網を再編するとの発表がありました。10月1日から、宇城市松橋町の中心地

にある松橋営業所の閉鎖が発表されました。あわせて、松橋町、宇土市、熊本市を結ぶ路線の廃止も発表されました。

宇城市の中心であり、松橋にあるにぎわいの拠点でもあった松橋営業所が閉鎖されるに当たって、地域コミュニティーの今後を大変心配しています。

今回の営業所の閉鎖や路線の廃止の背景には、当然ながら、利用客の減少、収益の悪化、さらには乗務員の不足があるとは思いますが、60年にわたり続けてきた地域交通の拠点、そして、営業所周辺は交通の要衝でもあり、商業施設や病院、金融機関も集まった松橋町民、宇城市民のにぎわいの中心となっていた場所で、今回の報道を受けて、寂しい思いをしております。

ただ、冷静に考えると、乗客が数人しか乗っていない大型バスを継続して走らせるのは、持続可能な公共交通網の維持といった視点から見たとき、私も日頃から懸念はしておりました。

今では路線バスの利用客は大きく減少しており、県民の間でも路線バスを利用したいと思う方は少なくなっているのではないかと思われます。今後どのような移動手段が県民に最も望まれるのか、車を持ち、運転ができる人は、マイカーでの移動を一番好むのだと思いますが、マイカーがない人は、公共交通など、自家用車以外の何らかの手段を選ばないといけません。

そのような中、各地域の実態としては、路線バスが何らかの形で地域内を走っていて、一方で、路線バスを補完する形で乗合タクシーを導入している自治体が今や多いのではないかと思われます。市町村においては、バス路線が廃止された地域などで乗合タクシーなどのコミュニティー交通が導入されていますが、事前に予約が必要である場合が多く、移動範囲が限られているなどのデメ

リットもあります。

一方で、利用者からすると、バス停まで行ってバス停で待ち時間があるバスに比べると、乗合タクシーは自宅近くまで来てくれて、時間もある程度予約でき、待ち時間も少なく、利用しやすいと思われます。

移動範囲が限られた地域では、乗合タクシーなどの利用が重要ですが、路線バスが廃止されいくのも寂しく感じます。

宇城地域に限らず、近年は、県内各地域、さらには全国で路線バスの廃線が相次いでいる状況であります。国土交通省の交通政策白書によりますと、2023年度の全国路線バスの廃止距離は、2,496キロメートルに上り、前年度からすると、約1.5倍増加しているそうです。そのため、バス路線の廃止や減便により、公共交通を利用しにくい交通空白地域が発生する可能性があります。

松橋営業所は、今後、起終点及び窓口機能をJR松橋駅周辺へ移転し、熊本市内方面に向かう際には、鉄道とバスの乗換えを利用する交通手段になります。

九州産交と産交バスでは、路線網の再編に当たり、厳しい経営環境の中にあっても、地域内のアクセス向上や中高生の通学をサポートするために、松橋から宇土間の路線を数便程度確保するなど、最大限の対応をされていますが、このようにバス路線の廃止や減便が続くと、今後地域住民の移動がますます難しくなっていくのではないかでしょうか。

複数の自治体をまたぐような移動に対しては路線バスを運行させ、運行に対する何らかの支援が必要な場合は、例えば財政支援などをすることも考えなければいけないと思います。

そこで質問です。

現在のバスの運行の実態、運行に対する県の支

援はどのようにされているのか、今後課題解消のためにどのように取組を進めていかれるのか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、現在のバスの運行の実態と運行に対する県の支援についてお答えします。

路線バスなどの地域公共交通は、地域社会活動の基盤であり、誰もが利用できる環境づくりが必要です。しかし、議員御指摘のとおり、全国的な傾向と同様、本県においても、利用者の減少、運転士不足、燃料高騰などを背景に、路線バスの休廃止が相次いでいます。

10年前の平成27年度と令和6年度を比較すると、利用者数は、2,997万人から2,437万人に560万人減少、路線バスの運行に従事する運転士は、984人から772人に212人減少、走行距離は、3,249キロメートルから2,190キロメートルに1,059キロメートル減少、系統数は、600本から484本に116本減少しています。

このような状況を少しでも改善するため、県では、熊本県地域公共交通計画に基づき、路線バスの維持に係る財政支援を続けてまいりました。具体的には、複数市町村を運行する地域間幹線を維持するため、バス事業者に対し、国と協調して、運行で生じる欠損額の一部を補填する補助を行っています。令和6年度は、宇城市を通る松橋砥用線など35系統に対し、国と県による協調補助を行っています。

また、深刻な課題となっている運転士不足については、運転士の募集に係る広報や大型二種免許取得経費など、事業者が取り組む人材確保対策への支援を行っています。

次に、課題解消のための県の取組についてお答えします。

現行の県計画は今年度末で計画期間の満了を迎えることから、現在、令和8年度以降の新たな計画策定を進めています。次期計画では、人口減少が見込まれる中でも将来にわたって安定的かつ継続的に利用できる地域公共交通を目指すこととしています。

具体的には、複数市町村を運行する地域間幹線のバス路線は維持した上で、利用者が少ない市町村内で完結する路線バスについては、ダウンサイジングなどによる運行効率の向上や乗合タクシーなどのコミュニティー交通への転換を図るほか、教育、福祉、観光など多様な分野が連携した移動手段の確保を進めるなど、既成概念にとらわれない、あらゆる交通資源の有効活用も推進してまいります。

県としては、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 路線バスの利用客が減少している中で、休廃止が相次いでいるのは致し方ないことだとは思いますが、ただ、今回は、宇城市の中心にある産交バスの松橋営業所の閉鎖が、地元の方たちからすれば、大変残念に思われているということでございます。

バス路線の廃止や減便が進んでいますが、地域の移動は、タクシーや乗合タクシーを利用されていますし、重要になってきておりますが、地方では、そのタクシー自体が運転士不足で減少している状況でございますので、答弁でありました持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、さらなるお力添えをよろしくお願ひいたします。

それでは、続いての質問に移ります。

インクルーシブ教育の充実に向けた取組についてお尋ねいたします。

令和5年9月定例会の一般質問において、関連する質問、多様な学びの場の整備についてお尋ねいたしました。その中で、特別支援教育を受けている児童生徒数は、国の法改正等により特別支援教育が明確に位置づけられた平成19年度と令和5年度を比較すると、約3.4倍になっており、多様な学びの場の整備事業の取組、進捗状況を白石前教育長にお尋ねいたしました。教育長からは、誰一人取り残さない教育を実現するため、個々の児童生徒が最も適した学びの場で学ぶことができるよう、しっかりと取り組んでいくと答弁いただきました。

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加しています。このような状況を踏まえ、令和4年9月の国連の障害者権利委員会の総括所見において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため一層の充実を図ることが求められています。

私の地元宇城市には、3つの特別支援学校がございます。特に、知的障害の特別支援学校である松橋西支援学校では、平成23年の県立特別支援学校整備計画に基づき、これまで知的障害特別支援学校がなかった地域において、地域で学ぶ場の確保を図るため、平成23年度に甲佐高校の敷地内に高等部上益城分教室を開設されました。さらに、その後の整備計画である平成31年県立特別支援学校整備計画に基づき、令和5年度から、松橋高校の敷地内に高等部が移転しています。

その中でも、平成23年度から同じ敷地内での教育が進められている甲佐高校と松橋西支援学校高等部上益城分教室では、高校の生徒と特別支援学校の生徒が学校生活を共にする中で、両校の生徒

が、体育祭や文化祭などの学校行事で共に活動しながら、相互理解を深め、よい関係で学んでいると聞いております。私は、とてもよい取組だと思います。

このことは、知事のマニフェストにも掲げられているインクルーシブ教育の推進を図るものであり、県教育委員会の取組について、大いに期待しているところであります。

知事は、昨年12月にインクルーシブに関わる検討委員会を立ち上げられました。その中で、知事は、私自身、生まれつき左手に軽度な障害を持っているけれども、障害のある子もない子も、それぞれ可能性を最大限に引き出していくのが教育であり、また、究極の福祉だと思っているとお伝えされました。

そのような中、甲佐高校と松橋西支援学校において、文部科学省の指定を受け、今年度からインクルーシブ教育の研究に取り組んでいると聞いております。研究の目的は、交流及び共同学習の機会と内容を拡充する、授業を互いに受けられる仕組みをつくる、学びの質を高めるため一層の協力体制を築くとあります。

そこで、このインクルーシブな学校運営研究事業について、現在の進捗状況、そして今後の取組予定や県内の他校への広がりについて、2点を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、インクルーシブな学校運営研究事業の進捗状況についてお答えします。

議員御紹介のとおり、甲佐高校と松橋西支援学校高等部上益城分教室の生徒は、これまで、体育大会などの学校行事等を通して交流を重ね、お互いの理解を深めてまいりました。

本事業では、これまでの交流をさらに発展さ

せ、障害の有無にかかわらず、両校の生徒が可能な限り共に学ぶことを追求するため、どのような教育課程を編成できるのか、学習内容の調整、チームティーチング、教員配置といった指導体制等について実証的な研究を行っています。

本年5月には、本事業全般の企画運営や両校間の連絡調整、交流時の合理的配慮についての助言等を行うカリキュラムマネジャーを新たに任用し、現在、両校のリソースの確認や取組を進める上での課題の洗い出しを行ったところです。

次に、今後の取組予定と他校への広がりについてお答えします。

11月に開催予定の甲佐高校の文化祭において、共同の学習成果発表ができるよう、現在、互いの学校から意見を出し合い、芸術的な学習活動の実施に向け、検討を進めているところです。

また、同様に、高校の敷地内に特別支援学校高等部を設置している、芦北高校、岱志高校、松橋高校、天草拓心高校、鹿本商工高校の5校に、まずは本研究の取組内容を周知したいと考えています。そのことを通じて、高校が現在取り組んでいる交流活動のさらなる充実を図るとともに、高校と特別支援学校高等部に在籍している生徒が共に学ぶことができる学習環境づくりの充実に取り組んでまいります。

引き続き、障害の有無にかかわらず全ての子どもたちが学びたい場で学べるよう、現状と課題を検証しながら、本県におけるインクルーシブ教育の充実に向け、県教育委員会と学校が一体となって取組を進めてまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 インクルーシブな学校運営研究事業では、どのような教育課程を編成できるのか等の実証的な研究を現在行っていただいているということでございました。

私も、インクルーシブ教育は大変重要であり、進めていただきたいと思いますが、インクルーシブ教育を推進するには、やはり教員や学校の負担が増加し、特別な配慮や教材が不足するリソースの不足も課題とされておりますので、課題も解消しながら進めていただくようよろしくお願ひいたします。

それでは、続いての質問に移りたいと思います。

県産農林畜水産物等の輸出拡大についてお尋ねいたします。

今年の7月29日、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンが策定されました。その中では、本県のポテンシャルを最大限活用し、関係者が一丸となって、農林畜水産物の高付加価値化や販路拡大、輸出拡大を推進していくとされています。また、今年の5月には、阿蘇くまもと空港に国際貨物の輸出入に関わる保税倉庫が新たに整備され、県産農林畜水産物など国際貨物の輸出入体制が強化され、空港の拠点性がさらに高まることが期待されています。

国が発表した2024年農林水産物・食品の輸出額では、対前年比プラス3.7%、533億円増加の1兆5,073億円となり、初めて1兆5,000億円を突破し、過去最高を記録しました。中国及び香港向けが、水産物の輸入規制の影響を受け、大きく減少しましたが、中国及び香港以外の国、地域向けが大きく増加した結果だと思われます。

そのような中、先日、県では、令和6年度農林畜水産物等の輸出実績を公表されました。本県も、令和6年度の熊本県産農林畜水産物等の輸出額は、151億4,000万円と、昨年より29億円増加し、過去最高を更新しております。

輸出額の目標が140億円ですから、早くも達成したことに、私も、海外が農林畜水産物の販路と

して重要な市場であることを感じるとともに、日本の農産物が、海外の市場で、品質の高さや安全性などが評価されていることの表れであると思っています。

また、海外では、健康志向の高まりを受け、日本食レストランの増加、インバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした好調な外食需要のほか、事業者の販路拡大の取組等の進展が輸出増加の主な要因と思われます。

本県も、海外バイヤーの招聘、現地での「くまもとフェア」等の実施に加え、タイへのトップセールスや台湾の輸出に向けた総合支援を実施し、積極的に販路拡大に取り組んだと聞いております。

国においては、令和2年に、農林水産物のさらなる輸出拡大に向けて、輸出額の目標を設定し、2030年までに5兆円、中間目標としては、2025年までに2兆円と、この目標達成に向けて、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略が策定されました。

一方、県では、昨年10月に新たに食のみやこ推進局が立ち上がり、高付加価値化や販路拡大、さらには輸出拡大と、海外での認知度向上に取り組むとしています。

農林畜水産物の生産は、気候変動や生産コスト高等の厳しい状況が続く中、販路拡大の取組は大変重要であると思われます。

私の住む宇城地域にも輸出に積極的に取り組む事業者があり、今後、このような動きが地域や県全体に広がるためには、県の支援も必要であると考えます。

今後、さらなる輸出の増加、販路拡大に向けて、どのように取り組んでいくのか、食のみやこ推進局長にお尋ねいたします。

〔理事間宮将大君登壇〕

○理事(間宮将大君) 国内で人口減少などによるマーケットの縮小が見込まれる一方、世界では、食関連市場の拡大が見込まれております。

こうした中、県では、海外ニーズを捉えた販路拡大と輸出事業者の裾野拡大、この2本柱で県産品の輸出拡大を推進してまいりました。

知事によるトップセールスや海外バイヤーの招聘などに取り組んできました結果、令和6年度の本県農林畜水産物の輸出額は、151億円となり、1年連続で過去最高を更新しております。

稼げる農林畜水産業の実現に向けて、今後、さらなる取組が必要であると考えており、本年7月に策定した「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンにおきましても、輸出拡大支援を重点項目と位置づけております。

引き続き、初めて輸出にチャレンジされる事業者から輸出額拡大などステップアップを目指される事業者まで、幅広く支援をしてまいります。

具体的な取組といたしまして、県内事業者においては、台湾向け輸出への関心が高まっておりますが、台湾では、日本と異なる成分表示や残留農薬基準のクリアが高い障壁となっております。このため、県では、事業者に対してこうした障壁解消に向けた留意点をしっかりと説明するなど、輸出の準備段階から商談機会の設定、その後のフォローアップまでパッケージで支援を行ってまいります。

また、現在、主要な輸出先となっております香港やシンガポールにおいては、国内のほかの産地との競争も激しくなっております。そして、米国関税をはじめ政治的な要素も含めたカントリーリスクを考えますと、限られた国、地域だけではなく、複数国に販路を分散していく必要があると認識しております。このため、東南アジアや中東など新規国に対する輸出の可能性を探るべく、テス

ト販売や国際認証の取得支援などを進めてまいりたいというふうに考えております。

次なる輸出目標200億円、この早期達成に向け、引き続き、関係機関と連携して取り組み、食のみやこ熊本県を世界に向けて発信してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 理事が答弁で言われました台湾は、輸出障壁が高いため、事業者に対して、解消に向けた留意点の説明や商談機会の設定、商談後のフォローアップまでパッケージで支援していくだくということでございました。

国によっては、輸出の障壁がかなり高い国もあると聞いております。なかなか事業者だけでは難しいとの声も聞いておりますので、これからも引き続き御支援をよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

県の海外事業の展開についてお尋ねいたします。

木村知事の就任以降、県は、より一層積極的に海外事業に取り組んでおられ、熊本も、いよいよ海外との交流が活性化してきたということを日々ひしひしと感じています。

昨年10月に実施された県の組織改正では、知事公室に国際・くまモン局、そして国際課が新設されました。当時の報道資料によれば、知事のリーダーシップの下、国際ビジネス戦略を強力に推進するため、外事や国際交流をはじめ、国際線振興、インバウンド誘致、外国人材受入れ等の全局的な国際政策の司令塔の役割を担うとあります。

阿蘇くまもと空港へ就航している国際線の数は、本日時点で、6路線、週42便まで拡大し、また、昨年、県内に宿泊された外国人宿泊者数も延べ140万人以上と、過去最多を大幅に更新し、主な要因としては、円安やくまモンを活用したPR

活動、やはり半導体大手TSMCの進出によるビジネス客など、多くの方に熊本にお越しいただいている状況です。

このように、台湾をはじめとする東アジアとの交流はますます盛んになっていますが、私は、熊本のさらなる発展のため、東アジア以外との交流も増やしていくべきだと考えます。だからこそ、県が今後どのように海外との交流を拡大しようとしているのか、非常に関心を持っています。

特に東南アジアは、現在熊本との直行便こそ飛んでいませんが、東アジアに次いで距離が近く、若年人口の多い、活気にあふれた魅力的な国が多いように思います。県内の在留外国人数は、上位3位をベトナム、フィリピン、インドネシアが占め、農業、介護、建設業界を中心として東南アジア出身の技能実習生も多く、熊本にとって有力な市場ではないかと考えます。

そして、さらに技能実習制度に代わる育成労制度が2027年をめどに導入される予定であります。この制度は、外国人材の育成と確保に重点が置かれており、今後受入れ国の構成にも影響を与える可能性があると思われます。

また、県と友好関係にある都市や地域とのさらなる連携により、ほかにはない、熊本ならではの特色ある取組を進めることも、ぜひ検討いただきたいと思います。

一方で、限られたリソースの中で、全方位的に取り組んでいくには限界がありますので、国や地域ごとに強弱をつけて海外展開してはどうかと考えます。それには、まず、現地の市場の動向や法規制、競合状況などを調査していく必要があると思います。

そこで、知事公室に国際課が新設されて1年を迎えるに当たり、現在の海外事業の取組状況と、県が今後どのように事業を進めようとしている

のか、知事公室長にお尋ねいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

○知事公室長（深川元樹君） 県の海外事業の取組状況と今後の展開についてお答えします。

TSMCの進出によって熊本の注目度が高まり、近年、各國大使館や民間企業、団体などから訪問依頼や相談が多く寄せられ、県庁全体で海外に関する案件が急速に増えています。

限られたリソースで最大の成果を生み出すには、県庁各部局が相互に連携し、事業、施策に取り組んでいくことが重要です。その旗振り役として、知事公室内に、国際課が昨年10月の組織改正で設置されました。

木村知事は、就任以降、台湾、中国、韓国などの東アジアや東南アジアへ、観光客や航空路線の誘致、県産品の販路拡大、外国人材の確保など、積極的なトップセールスを行っておられます。

7月には、知事がインドネシアを訪問し、県産品輸出の足がかりを構築したほか、インドネシア政府労働省と、人材受入れ促進に関して協力していくことで合意しました。県としては、今後、これまでの東アジアに加え、インドネシアを中心とした東南アジアを海外展開の重点地域として注力してまいります。

また、一昨年、国際交流促進覚書を締結したフランス・ディジョンメトロポールとは、本年4月に、大阪・関西万博において、共同プレゼンテーションを実施し、両自治体の関係強化を図りました。来月下旬には、食品販売、フランス文化の紹介、シンポジウムなどを熊本で行うディジョン・ブルゴーニュウィークを予定するなど、活動に新たな広がりが生まれています。

こうした取組は、部局横断での企画、調整が必要なため、全庁的な組織として、海外戦略推進実務者会議を新たに設置しました。8月には、知

事、副知事を交えて、地域、領域ごとの事業展開の方向性について議論したところです。

また、県や民間事業者が現地でスムーズに展開していくには、現地事情に精通した海外事務所の役割も重要です。海外事務所が持つ人脈やノウハウを最大限活用していきたいと思います。

海外との交流がより一層拡大することが見込まれる中、こうした全庁的な会議や海外事務所を効果的に運営し、東アジアと東南アジアを中心に、県庁全体で積極的に海外事業を展開してまいります。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 TSMCの進出は、やっぱり海外との交流や事業展開の大きなチャンスが来ていると思われます。国際課が設置され、さらには、知事がトップセールスしていただいておりますので、さらなる事業展開、国との交流に推進していくようにお願いいたします。

ただ、技能実習生の出身国も少しずつ変わっておりますので、その辺りも参考にしていただくようにお願いいたします。

これで全ての質問が終わりました。

本日、8月の大震災に関する質問をさせていただきました。県民の皆様が安心、安全に暮らしていけるように、早期の復旧、復興に御尽力いただきますようよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕（拍手）

○岩中伸司君 おはようございます。新社会党・岩中伸司でございます。荒尾市選挙区でございます。久しぶりのまた質問で、皆さん方にはお聞き苦しい点も多々あるかと思いますけれども、しばらくの辛抱をよろしくお願ひしておきたいというふうに思います。

そして、ずっとこの議会でも話が出ていますけれども、8月10日、11日の大変な災害について、お亡くなりになった方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さんが、今も、この夏の暑い時期に、一生懸命頑張って復旧作業されていることに心から敬意を表したいというふうに思います。一日も早い復旧できますように心から祈念申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入っていきます。

まず、長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備についてお尋ねをいたします。

防衛相が、8月29日、有事の際の反撃能力、敵基地攻撃能力となる長射程ミサイルを熊本市東区の陸上自衛隊健軍駐屯地に配備すると発表しました。配備先は、健軍を含めた全国6か所の基地や駐屯地となるとのことです。

現在も世界中で戦争が続いている、長期間にわたる内戦や外国の介入が要因となり、多くの避難民を生み出し、多数の犠牲者を出しています。

日本は、敗戦後、1946年11月3日に日本国憲法を公布し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原則を明らかにしています。二度と戦争を起こしてはならないと、憲法9条で戦争の放棄を明確にしています。9条1項では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による

威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」そして、第2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としています。

しかし、現在、この憲法が守られていない現状を強く感じています。平和憲法があるにもかかわらず、この10年ほどの政治の動きは、平和とは逆行の方向に進んでいます。

振り返ってみれば、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を容認したのが2014年7月で、日本が武力攻撃を受けていなくても、同盟国など密接な関係にある第三国が攻撃された際に、共同して武力攻撃を阻止、反撃する国際法上の権利を、国民の命と平和な暮らしを守るためとして、限定的な集団的自衛権の行使を容認しました。

2015年4月には、日米新ガイドラインがつくられ、米軍と自衛隊の幅広い共同対処が可能になっています。

安倍政権が、新たな安保戦略として、敵基地攻撃能力について議論するという方針を示したのは2020年。2022年には、岸田政権によって長射程ミサイルの保有を明記した安保3文書が閣議決定されています。

それと軌を一にして、台湾有事が焦点となり、台湾で開かれたシンポジウムにオンライン参加の安倍元首相が、2021年12月1日に、台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもあると発言しています。

同月に、マスコミが、自衛隊と米軍は台湾有事を想定し、共同作戦計画の原案を作成した、米軍は、奄美大島、宮古島を含む南西諸島に臨時の攻撃拠点を置く、それが実行されると、住民が戦闘に巻き込まれる可能性が高いと報道しています。

自衛隊と米軍との軍事的一体化が進むことによ

り、日本が戦争の当事者となれば、日本の本土に住んでいる住民が戦争に巻き込まれることになります。日本は、80年間戦争をしていなくて、憲法では戦争をしないと明言しているにもかかわらず、戦争をするような国になっています。

このような過去の経緯も踏まえた上で、今回の長射程ミサイルの健軍駐屯地への配備について、強く反対をし、阻止すべきです。配備の決定に際して、地元住民への十分な説明の機会もなく、不安を感じている住民の方も多いのではないかでしょうか。

そこでお尋ねします。

県民の安全、安心の確保、住民の不安の払拭についてどのようにお考えか、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 岩中議員から、長射程ミサイルの配備について御質問いただきました。

この御質問は、代表質問の3つの会派全てと、昨日、岩田議員からもいただいておりますので、答弁、重複せざるを得ないことは御容赦ください。

私は、国による積極的な外交の展開により、平和で安定した国際社会が実現されることを切望しております。今回のスタンドオフミサイルの整備計画も含めた防衛力強化の取組は、こうした外交を展開する裏づけとなるものとして、国や国会において、これまで議論がなされ、結論が出たものでございます。

一方で、健軍駐屯地にスタンドオフミサイルが配備されることに不安を感じておられる県民もおられます。そのため、私は国へ、県民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うことや、訓練などにおける安全対策、住民生活に配慮した取組の実施を強く要望いたしました。

九州防衛局からは、部隊は、状況に応じて平素の配備先から必要な場所に移動して任務に当たることになるため、特定の場所への配備をもって、その場所で運用することになるわけではないとの説明を受けたところでございます。

また、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮については、地元住民の皆様に危険が及ばないよう適切に実施するなど、引き続き安全対策に万全を期していくと説明されています。

さらに、九州防衛局は、本県からの要望も踏まえ、速やかにスタンドオフミサイル配備についての相談窓口の設置やQ&Aのホームページ掲載などの対応をしていただいたところでございます。

今後とも、訓練などにおける安全対策や住民生活への配慮、県民の不安に対応するため、様々な手段を活用して、県民に分かりやすく丁寧な説明を行ってもらうよう、引き続き国に要望してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 知事より答弁をいただきました。

冒頭、答弁をされた国による積極的な外交の展開で、そのことで、平和で安定した国際社会をやっぱり実現していく、そのことをしっかりと自分は考えているということで、冒頭はそういうことでしたけれども、その後は、この基地については、そのまま認めていくというような認識ですが、ただ、最初に知事が言わされた言葉は、本当の意味で、外交の展開でお互いに話合いの中で、外交の中身に今は軍備が入っているんですね。この軍備を入れない外交、本当の意味での人間と人間の接し方が、やっぱり平和をつくっていくというふうに思いますので、ぜひその方向を示してもらいたいというふうに思います。

知事の腹の底は、そういうところがあるなということを感じましたので、少しほっとしました

が、そうじゃない勢力の方がいっぱいいらっしゃいますから、そこにも負けないように頑張っていかなければいけない。とにかく、戦争は二度としてはならない。

で、毎日のようにガザ地区のこの戦闘でミサイルでやられて、それはウクライナもそうです。世界中そういうところが増えています。ガザ地区では、もう映像を見るだけでぞつとする。子供たちも、もう骨と皮だけになるような体になっているし、もう命が毎日のように奪われていっている。これをやっぱり絶対やめさせていく、そういう私たちの運動をつくり上げていかなければならぬな、このように思います。

いろんなことがあってもこの戦争だけは絶対にやらないという決意を、知事も、腹の中だけでなくて表にして、戦争だけは、絶対武器を持たないという憲法の精神をしっかりとやっぱり持っていくということが必要ではないかなというふうに思います。

この問題については、熊本の市民も県民も、中にはいろんな人もいますけれども、本当は心配で仕方がないんじゃないかな。

で、昨日やったですかね、西議員の代表質問の中で、宮古島へ行って、宮古島は、その住民が1万2,000人、この九州・熊本へ避難をするという想定のやつが、武力攻撃があった場合に、そういう想定がされた図面が書かれながら、そういう説明会もあっていいるそうです。

で、その住民の人たちと話をしてきたというのを、この代表質問の中で言われてましたけれども、その言葉は、住民の人たちも説明会に来て聞いていって、熊本へ行くなら、この健軍のミサイルの話をしたところが、そしたら熊本へ行っても避難にはならないのではないか、確かに、そうではないかというふうに思います。私も、宮古島へ

行って話を聞きたいという気持ちを、昨日そういうのは受けたんですけども、ぜひ皆さん方も、いろんな問題があっても、やっぱり戦争につながる政策については、やっぱりストップをかけていくように、ぜひお願ひをしたいというふうに思います。（発言する者あり）一緒に頑張りましょうよ、一緒に。

そういうことを、政党は、私は新社会党という党ですけれども、自民党の皆さんも気持ちは一緒だと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質間に移させていただきます。川辺川ダム建設についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの方が質問されていますけれども、よろしくお願ひします。

川辺川ダム建設計画が発表されて59年が経過しています。しかし、ダム建設に反対する声が強く、現在までダム本体工事に着工していません。漁業者や流域住民をはじめダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状だと思います。

川辺川に関する住民討論集会が、2001年から2003年まで9回開催され、2008年には蒲島前知事がダム反対を表明しています。しかし、2020年7月の球磨川豪雨災害後、蒲島前知事が流水型の川辺川ダムの建設を国に要望しました。

昨年、9月議会の一般質問で、私は、全国の流水型ダムでは、アユなどが激減し、濁りが長期化するようになり、上流や下流に土砂が堆積し、雑草が生え、生態系も景観も大きく変わっている。

2020年7月の球磨川豪雨災害は、山田川など球磨川支流の氾濫が午前6時頃から始まり、午前6時半から午前7時過ぎにピークに達した。人吉市で亡くなられた20名の方々は、全て支流氾濫によるもので、亡くなられた時間は、午前7時から8時と推定をされている。これは、球磨川本流がピーク流量に達する午前10時より2時間前になると

主張をしましたが、これに対する知事の答弁は、私の見解とは異なるものでした。

それから1年、川辺川の流水型ダム計画をめぐり、9月5日、6日に、国交省が人吉市で公聴会を開きました。この公聴会は、国土交通大臣が事業認定の可否を判断する際の参考とするもので、ダム計画が認定されれば、建設に必要な土地等の収用が可能となり、その点において重要な意見聴取の機会です。

公聴会では、28人が意見を述べ、このうち22人が反対、6人が賛成の立場で意見が述べられ、熊本豪雨で多数の犠牲者がいたのは、支流の氾濫が大きな原因だとか、国は球磨川洪水の原因を住民と共同で検証すべきという意見もあったと報道されています。

ダム建設について疑問や、水質や安全の確保について懸念を持っている住民も多く、国も県も多様な意見を丁寧に酌み取ってほしいと思います。

このようなことを踏まえ、私は、川辺川ダム建設は中止すべきだと思いますが、木村知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 川辺川における新たな流水型ダム建設についてお答え申し上げます。

まず、ダム建設反対の声が強く、事業を進められないのが現状との議員の御発言がございましたので、ダム事業の進捗状況について御説明申し上げます。

流水型ダム建設に必要な用地に関しましては、令和7年4月末時点で、国において、99%を取得しております。未取得の用地についても、任意での取得に向けて丁寧に協議が進められております。

なお、家屋移転が必要な549世帯については、全て世帯の移転が完了しております。

また、今月11日には、球磨川漁協臨時総会において、ダム建設に伴う漁業補償契約案が可決されました。このことは、一日も早い球磨川流域の安全、安心の確保に向け、大きな一歩であると受け止めております。

このように、国は、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手に向けて、関係者の理解を得ながら、事業が進められているのが現状でございます。

次に、昨年9月定例会でもお答えした土砂の堆積や支川、議員は支流とおっしゃられましたが、支川の氾濫についてもお答え申し上げます。

流水型ダムにおける土砂の堆積については、昨年度お答えいたしましたダム本体構造や洪水調整の操作ルールの工夫によって、ダム建設前後で大きな差は生じないと予測しております。

また、支川の氾濫については、国や流域市町村とともに設置した検証委員会において、球磨川本川の水位の上昇によって支川の水が本川に流れにくくなつたことで、支川の水位が上昇し、本川と支川の合流部付近の人吉市街部で大規模な氾濫が発生したことを科学的、客観的に検証しました。

川辺川の新たな流水型ダムで洪水を一時的にため、球磨川へ流れ込む洪水の量を減らすことが本川の水位を下げ、下流の氾濫を防ぐために有効であることは、これまでにお答えしたとおりでございます。

ダム建設について、このほかにも疑問や御懸念をお持ちの方がおられるることは十分承知しております。実施事業主体である国においては、引き続き丁寧に説明を尽くしていただきたいと考えておりますし、県としても、引き続き、新たな流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認しながら、県民の皆様の理解がさらに深まるよう、丁寧に説明を続けてまいりたいと考えております。

私は、新たな流水型ダムの整備、そして遊水地の活用、森林の整備、避難体制の強化など、それらに総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが、球磨川流域の安全、安心の実現につながると考えております。

このため、昨年と同様のお答えでございますけれども、新たな流水型ダムの建設中止を求めることはいたしません。

むしろ、本県を襲った先月の豪雨災害など、現在のこの気候変動の影響によります近年の災害の激甚化、頻発化を鑑みますと、国には早期にダム本体工事に着手いただくとともに、目標である令和17年度の完成はもとより、可能な限り工期短縮に努め、一日も早い県民の安心、安全の実現に向け事業を進めていただくよう強く求めていきたいと考えております。

今後とも、国や流域市町村と一体となって、流域全体の総合力で、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を着実に推進してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 新たな緑の流域治水をやっぱり求めていくというお話をございました。

川辺川ダム周辺の住民の人々の思いは、川についてどうなのか、それがある情報で入ったんですが、一番にやってほしいのは護岸工事だそうですね。2番目が河川改修、3番目が河川掘削、4番目がダムの建設……(発言する者あり)そういうことを、全部そうですが、順番に行けばそういうことということで、住民の人々はそういう思いがあります。

私も、この前、あの川辺川ダム建設地、現地へちょっと行つきましたけれども、非常に緑が茂つていいところで、かなり——しかし、地元の人には聞けば、西議員がおっしゃったように、地盤に心配をされている方もいらっしゃいますし、もつ

ともっと——それは、かなり科学的な調査をされているという知事の答弁が昨日ございましたけれども、やっぱり慎重にやっていかなければ、あの川に——そして、それから10キロも湛水やって、やっぱり崩れていく可能性もあるし、ダムというのは非常にある意味では危なくなっているので、全国的にダム建設が今は少なくなっているんじゃないかというふうに思うんですね。私は、そういうふうな思いを持っています。

ですから、この川辺川ダムは、緑の流水ダムというきれいごとで蒲島知事が始めたんですけども、あの蒲島さんが何でああいうこと言うのかなというような思いを持つんですが、そうじゃなくて、美しい緑をダムを造って守れるはずはない、流水型でもですね。

全国の流水型のダムでは、先ほど紹介しましたように、やっぱり濁ったところも多いし、大変、きれいな流水にはならないことがありますので、ぜひそこら辺も検討を加えながら今後の進め方をお願いしたいというふうに思います。

それでは、水俣病住民健康調査についてお尋ねをいたします。

これも、もう多くの人が質問されていますけれども、ダブる面は多いと思いますが、よろしくお願いします。

水俣病の公式確認は1956年5月1日で、既に69年を過ぎています。来年70年になるということで、チッソ水俣工場でアセトアルデヒドの生産が始まったのが1932年、それから1968年に製造が停止されるまで36年間、メチル水銀を含んだ廃液が何の処理もされずに水俣湾に流されていました。

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった中毒性の神経系疾患です。しかし、オンラインの映像学習サービスで、水俣病は遺伝すると誤った情報が配信されて

いたことが明らかになったほか、県内の自治体が作成したカレンダーに水俣病などの感染症と記載されるなど、いまだに水俣病に対する誤解があることに驚きと強い怒りを感じます。

私は、一日も早く水俣病の問題を解決するためには、正しい情報の発信や啓発を行うこと、そして水俣病の被害に遭われた方を救うこと、この両方が大事だと思っています。

昨年9月議会の私の質問に対して、健康調査については、2年以内に確実に実施されるよう、引き続き、国が進める調査の在り方を検討、内容を注視し、必要な協力をしていくと答弁されています。

しかし、不知火海沿岸の住民健康調査は、具体的な進展がないように思われます。住民健康調査について、国は、次年度から調査開始に向けた予算要求を行っているようですが、水俣病問題の解決に向けて、健康調査の進捗状況と県としてどのような形で協力していくのか、環境生活部長にお尋ねをします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長（清田克弘君） まず、健康調査の進捗状況についてお答えします。

健康調査については、特措法に、国が実施し、県はそれに協力すること、国が、調査研究の実施のため、手法の開発を図ることが明記されています。

国では、昨年7月に、環境大臣が遅くとも2年以内をめどに開始すると表明され、その後、12月に、新たにメチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会を立ち上げました。

この検討会において、具体的な調査手法の検討が行われましたが、あわせて、本格的な調査の前に、まずはフィージビリティ調査、いわゆる実

施可能性調査の必要性が提言されました。

この調査は、対象者の抽出や参加状況等の確認を行うとともに、実際に医師による診察や検査を行い、計画どおりに調査が実施可能なのか検証するためのものです。

環境省によると、今年度は40人を対象に実施可能性調査を実施し、来年度から本格調査につなげていく予定と伺っています。

議員御指摘のとおり、国の概算要求において本格調査の予算が計上されており、来年度からの確実な実施に向けての財源確保の取組も進んでいます。

次に、健康調査に対する県の協力についてお答えします。

県は、これまで、国に対して健康調査に向けた取組の加速化を要望するとともに、地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査の実施を求めてきました。

そのため、県としても、まずは実施可能性調査の着実な実施に協力するとともに、その検証結果等を踏まえた本格調査が円滑に実施されるよう、引き続き国に要望するとともに、必要な協力をやってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長から答弁をいただきました。

現在行われていることをさらにこれから一步前へ進んでいくこと、それと、国としても、来年度のこの水俣病に関する予算は大きくしていく、この改善のために頑張っていくという表明がなされているところです。ですから、この健康調査の問題については、順調に行くかなというふうな気持ちでいるわけですけれども、これまでの経過を見れば、かなり厳しいな。

で、国も、今回、来年度から110億円の予算を計上しながら対策を進めていくということですけ

れども、しっかり見守っていかなければならぬ、このように思います。

調査の具体的な問題については、昨日、西議員の質問の中にもう本当に詳しく質問されています。これから執行部も、これは国の事業、国が進めることですけれども、それに対して県も協力をする、その前提は、やっぱり水俣、芦北、この住民の、県民の人たちがやはり苦しんできたということもありますので、ぜひ県も、主体性を發揮しながら国に協力をするということは大前提ですけれども、ぜひそのことを上回るような県の独自のいろんな施策も考えながら進めていただきたい、このように思います。

ぜひ、もうかなり年数もたっています。もう戦後80年ですけれども、来年は水俣病も風化して70年くらいになるんですかね。とにかく日にちがたつばかりですので、早めに、苦しんでいる方も今もいらっしゃいますので、よろしくお願ひをしておきます。

続いて、4つ目の不登校の問題についてお尋ねをいたします。

不登校の現状と対策についてお尋ねをいたします。

小中学校の児童生徒の数は、全国的に減少し続けています。しかし、文部科学省が行った調査によると、全国の小中学校の不登校児童生徒数は、2013年度から11年連続で増加しており、2023年度は、過去最高の34万6,482人となっています。

熊本県も、全国の傾向と同じように、2013年度から11年間、毎年不登校児童生徒数は増え続けており、2023年度の本県の小中学校の不登校児童生徒は5,848人と、過去最高を示しています。

全国的に不登校児童生徒の増加の背景としては、児童生徒の休養の必要性や不登校児童生徒の状況に応じた学校以外の場も含めた学習活動への

理解の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校の意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指導への課題などが挙げられています。

このような現状を解決するためには、不登校児童生徒等の個々の状況に応じた支援が必要であり、国においては、文部科学省が、次年度から新たな事業を実施するほか、こども家庭庁と連携した取組を行うと伺っています。

不登校以外の問題、例えば、いじめ対策等とも併せ、地域や家庭などと連携した取組が必要と考えます。

県の不登校対策においても、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、学校内外の専門機関と連携した対応を行い、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していくよう支援するとされて、児童生徒の状況に応じた具体的な支援策が掲げられています。そして、解決が難しい問題であるがゆえに、児童生徒だけでなく、保護者はじめ家庭、そして多忙や長時間労働などの課題を抱える教員の問題など、それぞれの立場に対する適切な支援が必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

不登校児童生徒が増え続けている要因は何なのか、また、そうした要因を踏まえた上で不登校児童生徒などに関する課題にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 不登校児童生徒が増え続けている要因と今後の取組についてお答えします。

不登校児童生徒数は、全国的に年々増え続け、本県においても11年連続で増加しています。令和5年度文部科学省調査結果によると、不登校の要因は、学校生活にやる気が出ない、不安・抑鬱、

生活のリズムの不調、学業の不振、友人関係をめぐる問題など多岐にわたっており、これらの要因が複雑に絡み合っているものと考えています。

私の40年にわたる教員生活を振り返ると、向き合ってきた不登校児童生徒の置かれた状態、保護者の考え方も千差万別ではあるものの、不登校状態を解決するために、もっと効果的な対応ができなかつたのかとじくじたる思いを持っています。

不登校は、要因が分かりにくく、かつ複合的であり、誰にでも起こり得ることであると言われています。仮に不登校になったとしても、小中高等学校、生涯を通じて、学びたいと思ったときに多様な学びにつなげていくことがむしろ重要であると考えています。

このようなことを踏まえ、県教育委員会では、昨年度から、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会の代表やフリースクール等の民間施設関係者などから成る協力者会議を開催し、不登校児童生徒の背景等のさらなる理解促進や今後の支援策等について検討を進めているところです。

引き続き、協力者会議での議論の状況等を踏まえ、不登校児童生徒やその保護者に寄り添いながら社会的自立に向けて必要な支援を進めてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 教育長から答弁をいただきました。

不登校生徒は、先ほど申しましたように確実に増えている現状ですが、非常に多岐にわたる理由があつて非常に難しいということで、県教育委員会としては、外部有識者をはじめ不登校児童生徒親の会代表等々で、いろんな組織をつくりながら、不登校対策を進めていくことの答弁でした。

不登校児童生徒の背景は、非常に難しい問題が

あるというふうに思います。友達同士の問題もあるだろうし、家庭の問題、それから自分自身の学校に対するいろんな思いがあるのではないか、複雑であるということには間違いないと思います。

ぜひ、こういう中でも、最近、一番私が思うのは、子供だけの問題でなくて、大人の社会が、人と人のつながりがもう少なくなっている、深まらなくなっている。それが子供にも影響している部分があるのではないか、このような思いをします。

最近、皆さん方もそうだと思いますけれども、隣近所のいろんな住民のつながりの組織がなくなっているし、子供会やPTAとか、そういう組織もなくなっているところもあります。もっとやっぱり人が人としてつながりをつくっていかなければ、子供たちの不登校もやっぱり増えてくるのではないか、このような思いです。

専門的にこれから検討会を進めていかれるということですので、そういうことを通じながら、ぜひ、子供たち少なくなっているんですが、不登校は増えているということですので、この改善をしていく努力を私たちも含めてやっていかなければならぬのではないか、このように思っているところです。

ぜひ、教育長を中心に、学校も、学校の先生方のいろんな労働条件等もあるというふうに思いますけれども、それをカバーする組織づくりをやりながら、ぜひこの不登校問題についても解決をしていていただきたい、このように思うところです。

続いて、県庁舎の冷房について、これは私も何回か質問をいたしましたけれども、よろしくお願いをします。

ここ数年、暑さが厳しくなっておりますが、今

年の夏も暑い日が続きました。気象庁によると、今年の夏、6月から8月の全国の平均気温は、平年より2.36度高く、統計のある1898年以降最も暑かったとのことで、異常な高温と説明しています。

熊本市も同様で、8月の気温で、最高気温が35度を超えた、いわゆる猛暑日は13日もありました。これだけ暑いと、室内にいても熱中症となるリスクがあるため、最近では、国も冷房を適切に使用することを推奨しています。

県庁舎内も、熱中症の心配なく、働きやすい職場環境にしなければなりません。しかし、庁舎内の現状は、働きやすい職場環境とはとても言えないほど暑さを強く感じました。各部署では、ほとんどの机の上に卓上扇風機が置かれており、地下1階の事務室には、家庭で使われる通常の扇風機が数多く置かれ、エアコンが故障して使えないのかと疑うような部屋もあります。庁舎の廊下は、エアコンの機械の音は大きく聞こえますが、通路は、暑さを強く感じ、来庁者も、暑さで不快な思いをされることでしょう。

来庁者が暑さで不快にならないために、各職員の健康管理の面でも、県庁舎の冷房温度や湿度管理などが必要と考えますが、県としての対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長千田真寿君登壇〕

○総務部長（千田真寿君） 県庁舎の冷房については、これまでも温室効果ガス排出削減の推進を図りつつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく冷房温度である28度以下になるよう、冷房運転を行う期間、時間の拡大や職員がモニタリングを行いながら吹き出し口の温度や風量を調整するなど、様々な取組を行ってきたところです。

しかしながら、年々厳しくなる猛暑に対応する

ため、今年度から新たに4つの取組を進めています。

1点目は、冷房運転の基準の見直しです。判断基準としている不快指数について、国の取扱いに合わせ、冷房運転を開始する基準を77から75に見直しました。

2点目は、運転期間の見直しです。これまで、7月1日から9月15日を基準に、その前後1か月と定めていた冷房運転期間について、前後1か月にとらわれることなく、不快指数によって判断することといたしました。

3点目は、運転時間の弾力化です。朝夕の時差出勤の拡大や熱中症リスクの低減に対応するため、不快指数に加え、環境省が示す暑さ指数も参考にしながら、冷房運転時間の延長等を行っています。

4点目は、事前準備の取組です。県庁舎では、建物の構造上、冷房設備の稼働から室温が下がるまでに時間がかかることから、気温や湿度等の予測を参考に、前日の夕方までに翌日の冷房運転の要否や開始時間等をあらかじめ決定することとしました。設備を操作する職員の勤務時間を調整し、早めに冷房運転を開始することで、冷房効果が早く現れるよう改善を図りました。

これらに加え、構造上冷房が効きにくい渡り廊下への遮熱塗料の塗布や時間外勤務用に冷房運転を延長する会議室の供用のほか、引き続きノーケータイやポロシャツの着用等、TPOに応じた職員の服装の軽装化も奨励しています。

また、8月10日からの大雨では、閉庁日や夜間等に冷房を運転するなど、災害等に係る勤務状況に合わせた対応も行っているところです。

県としては、来庁者への配慮や職員の執務環境の確保とともに、温室効果ガス対策とのバランスを図りながら、引き続き、冷房運転の適切かつ柔

軟な運用に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 冷房運転について、部長から答弁をいただきました。

確かに、具体的に、それぞれ冷房運転の基準の見直し、それから運転期間の見直し、こういう努力はされていますが、いろいろ説明があったので、改善されているなというふうな思いですけれども、一つ、私は、実際に庁舎内を回ってみて一番思うのは、やっぱり今年の夏でも、暑さがひどかったし、それと、この前は、8時半から本当は空調が入るんだけれども、入らなかつたと職員の方からお話を聞いたこともあります。

ですから、ぜひ、28度設定も、これは以前からずっと28度設定が言われていますけれども、冷房の吹き出し口が28度では、室内はもっともっと高くなっていくというふうに思います。温度が高くなるんですね。ですから、吹き出し口が28度設定ということではなくて、実際仕事をやる場所、机の上、こういうところが28度になっていかなければならぬというふうに思うんです。

廊下を歩いても、一番廊下で暑いのは本館から新館に渡る廊下、もうとにかく暑くて、行ったことある方いらっしゃいますかね。もうとにかく暑いです。ここは、両側にカーテン、日光を遮る装置をずっとつけていただいているけれども、少しは改善をされています。しかし、やっぱりそれでも職員の方は、非常に夏場の仕事は大変なようです。私は、職員の人からは嫌われるほうですけれども、この暑さだけはどがんかしてくださいというふうなことで、今度の議会、楽しみにしていますとか、そういうことを言われるんですね。

ぜひ、部長は丁寧な説明で、これを改善していくという幾つかの問題についても、それから、服装についてもノーネクタイ、ポロシャツ、これは

着用がオーケーなんだということとか、暑さ指数も、運転時間とかそういうやつも改善をするという説明がございましたので、これはまた来年の話になつたらいかぬですが、一番暑いときに、6月議会で質問すべきだったんですが、ちょっと質問できなかつたということで、ぜひ職員の方々の話を聞いていただいて、その場に合わせて、ぜひ空調——私は、たまたま視察で沖縄へ行くことがありました、7月の末だったかな、日にち、ちょっと忘れたんですが、沖縄県庁に入つてみました。14階の一番上には展望室というのがあって、広い部屋で誰もいないんですが、物すごく冷えているんですね。涼しいんです。わあ、ここはいいな。

その隣に仕事をする部屋があつたんですが、ここも、室内に扇風機なんて全然置いてないですね。空調だけで十分冷えていると。これは沖縄だからかなと、今年は熊本のほうが暑かったかなというふうな思いですけれども、これはそうじやなくて、やっぱり施設の整備、クーラーの調整をするというのうでのなくて、設備は熊本も整っているというふうに思いますので、ぜひ職員の方が、仕事が本当にスムーズにできるようなそういう職場環境をつくっていただきたい、このように思います。

この辺は、一方では、二酸化炭素が多くなつたら気候がどうこうということもありますけれども、それはそれで、やっぱり空調設備は生かしていくということを、ぜひ県の執行部の方も、それをお願いをして、職員の方のための空調施設にしていただきたい、このように思います。ぜひよろしくお願いしておきます。

最後に、阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道、これについて質問をさせていただきます。

今年6月に、空港アクセス鉄道の整備について、パンフレットが発行されています。アクセス

鉄道の概要として、パンフレットの作成時点では、事業費約410億円、需要予測として、10年後の2035年は、1日に約4,900人が利用すると予測されています。

事業を推進する上で重要なこれらの取組について、先日の本会議で知事が答弁されたとおり、需要が1日当たり6,500人に増える見込みとのことです。気になる点として、事業費も約610億円に増加することです。

阿蘇くまもと空港の利用者は増加が見込まれており、県は、最短で2034年度末の開業を目指していると聞いていますが、国が鉄道事業を許可する基準の一つに、開業40年以内の累積収支の黒字化があります。

この基準について、県の試算は、国が整備費の3分の1を補助することを前提としていたと思います。この点に関し、昨年9月議会の私の質問に対して、整備費用の負担については、JR九州との協議を行うとともに、国に対して最大限の支援を希望していると答弁されていますが、その後の状況はどうなっているのでしょうか。

空港アクセス鉄道建設事業費約610億円の県の負担がどのようになるのか心配をしています。

そこでまず、JR九州との協議や国の支援について、具体的にどのような状況になっているのか、企画振興部長に伺います。

また、空港ライナーについては、2011年10月1日より、民間タクシーを利用してJR肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで空港利用者を無料で乗車させ、試験運行として2017年春まで続けてきました。しかし、試験運行として5年以上も無料乗降を続けたにもかかわらず、2017年春に本格運行へ移行した後も、現在まで8年間も同じように無料での運行を続けている現状です。

昨年の9月議会では、費用負担について、年

間約4,000万円の運行費用を県、大津町、JR九州、熊本国際空港株式会社が共同で負担しているとの答弁でした。

その上で、空港ライナーは多くの利用者があるものの、輸送力に限界がある点を踏まえ、今後増大する空港利用者に対応するためには、定時性や速達性、大量輸送の観点から、空港アクセス鉄道の整備が必須であると判断していると。さらに、空港アクセス鉄道の早期整備に全力で取り組むとのことでした。これでは、空港ライナーを14年間も無料で運行したのは、空港アクセス鉄道を建設するための方策の一つだったのかと思わざるを得ません。

そこで、空港ライナー利用の県の負担金はこれまで幾らで、今後の県の負担は幾らになるのか、あわせて、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 空港アクセス鉄道の整備については、事業費の精査、需要予測の精緻化、運行等に関するJR九州との協議等を精力的に進めてまいりました。

その結果、事業費は約610億円となり、これに加え、空港アクセス鉄道の利便性や速達性を高めるための豊肥本線の機能強化に要する経費が約60億円との試算となりました。また、需要予測は、1日当たり約6,500人、B/Cは1.21となり、物価上昇等で増額になった事業費を踏まえても、十分な事業性が確保される結果となりました。

最新の需要予測を基に協議を行った結果、運行形態はJR九州が運行主体となり、既存路線と一体的に運行する上下分離方式を採用すること、費用負担は、空港アクセス鉄道の開業後に既存路線で生じる増益額を活用し、総事業費の3分の1を上限にJR九州が負担する方向で協議が調っています。

また、国の財政支援につきましては、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用など、最大限の財政支援を引き続き要望してまいります。

次に、空港ライナーについてお答えします。

空港ライナーは、平成23年10月に試験運行を開始し、徐々に利用者数を増やしながら、平成29年度から本格運行へ移行しました。運行に要する経費は、県に加え、大津町、JR九州及び熊本国際空港株式会社で構成する阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会が共同で負担し、その運行を支えています。

議員御質問のこれまでの県負担額は、14年間で約4億4,000万円です。今年度の県負担額は、タクシーの認可運賃改定等により、前年度比70万円増の約3,700万円です。

コロナ禍から回復した令和5年度には年間13万1,000人、昨年度は過去最高の年間約15万3,000人が利用され、今年度の繁忙期には、利用者の増加により、団体利用の予約を見合わせるなどの対応が必要となりました。

近年の利用ニーズの増大や空港アクセス鉄道整備の進捗状況も見据え、空港ライナーについても、今後の方向性を検討する時期を迎えていたとの認識しており、関係者間での協議を開始したところです。

県としては、その結果も踏まえ、空港ライナーの安定的な運行の確保に向け、今後の運行方針を整理してまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君 部長より答弁をいただきました。

まず、空港アクセス鉄道の整備についてということですが、これは、当初、事業費が400億円だったんですね。それが610億円となるということで、利用者も増えているということの答弁ですけれども、私は、この空港アクセスは、もちろん、

今現在では、肥後大津駅というところにいろんな建物が建ったり、それから企業もどんどん来ているということで、確かに以前とは違う状況になっていると思いますが、熊本県民が空港を使うときには、ほとんど自家用車で行っているにもかかわらず、この空港ライナーからこの空港アクセス鉄道というのが必要なのかということは……

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりますので、発言を簡潔に願います。

○岩中伸司君(続) ずっと今まで言い続けてきました。

このアクセス鉄道については、やっぱり610億円もかけて造る必要があるのかということは今でも思っています。

並行して、空港ライナーが今運賃は無料で運営をされている。先ほど質問で申しましたけれども、これは、熊本県民は誰も知らないんじゃないですかね。これを知つてもらえば、逆に知つた人は利用しているかもしれません。しかし、これが列車になってアクセス鉄道になつたら、料金払わないかぬのでしょうかけれども、アクセス鉄道でも無料なら別ですけれども、このときは料金を払うということになるというふうに思います。

空港ライナーの運行については、私は、以前から非常に不思議な、不満も一つは持っています。本来は、スタートするときはそうじやなかつた、試験運行というところだけが無料で、本格運行になつたらそうじやないと、料金をちゃんと取ると思っていたんですけども、そうじやないやつを今でもずっと続けています。

ぜひ、この辺については、行政も、それぞれ県民の税金を使うわけですから、もう少し慎重に空港ライナーの取組についてはお願いをしていきたいというふうに思います。

この熊本空港アクセス鉄道については、今でも

私は反対をするんですけれども、どんどん事業は進んでいくようです。残念ですけれども、ぜひよろしくお願いをいたします。

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後1時13分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕（拍手）

○竹崎和虎君 皆さんこんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。

木村知事が就任されて2回目の質問となるところでございますが、知事の政治信条は現場主義と伺っておるところですが、私も、モットーとして、徹底的現場主義を抱えております。今日は、現場で聞いた要望、皆様方のお困り事、を中心的に質問をさせていただきますので、現場の思いに応えられるような答弁を執行部の皆様方にはよろしくお願いを申し上げ、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、指定管理者制度について質問をいたします。

平成15年、当時の小泉純一郎内閣総理大臣の下、日本において、公営組織の法人化、民営化が急速に進行されておりました。そのような中、平成15年6月13日公布、9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により指定管理者制度が導入され、民間事業者やNPO法人などにも管理運営を委ねることが可能になりました。

この法改正により、管理委託制度下の公の施設については、改正法施行後3年以内に条例を制定し、指定管理者制度に移行するよう求められました。

た。

本県においては、38施設が指定管理者制度を導入しています。この指定管理者制度は、多様化する県民のニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理及び運営に民間事業者のノウハウも活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減を図ることで、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的としています。

そのため、県は、指定管理者による管理の基準や業務の範囲を定め、その内容に沿って適正な管理運営ができる団体を指定管理者に選定する必要があり、県では、施設ごとに指定管理候補者選考委員会と呼ばれる指定管理者の選定委員会を設置しており、書類による一次審査、個別のヒアリングによる二次審査を行い、指定管理候補者を選定しています。

さらに、指定管理者による運営が始まった後も、適正な運営がなされているか、随時業務報告を求め、現地を調査するとともに、必要に応じて改善の指示を行うなど、県は、設置者としての責任を果たさねばなりません。

また、指定管理者になった団体は、県と締結した協定に沿って適正な管理運営を行うほか、創造性、独創性を生かした事業や効率的な施設運営に努めることが求められており、管理業務に係る事業計画書を県に提出し、委託料として、管理運営に必要な経費は、事業年度ごとに、県から前金払いにより支払われています。

本県においては、平成16年9月に熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を策定し、平成17年4月から制度の導入を進め、令和7年4月現在、県の公の施設52施設のうち38施設が指定管理者制度を導入しており、そのうち、非公募により選定した1施設を除く37施設が公募により選定されています。

公募によって、民間事業者の参入も徐々に増えており、民間事業者のみの指定管理者となっている施設が25施設あります。民間事業者のノウハウも一定程度は活用されるようになってきているよう見受けられますが、一方で、地方自治体からの出資がある事業者が指定管理者となっている施設が13あります。38施設のうち、指定管理者制度導入以前と同じ者が指定管理者となっている施設が、構成団体と同一のものも含め15施設あります。また、公募とはいっても、1事業者しか応募のなかった施設が37施設のうち32施設もあり、86.5%が1者による応募となっております。

このような状況の中、どのような審査基準で、どのように審査が行われているのかを調べてみると、県としては、運用指針において、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の選定基準に基づく審査項目や配点を示していますが、指定管理者選定時の合格基準点があるのは38施設中2施設のみでした。

施設によっては、その施設の規模や特質に応じた審査項目や配点となることは適切だと思いますが、県の施設としての水準を保つためには、指定管理者選定時の合格基準点を設定するなど、一定の基準は必要であると考えます。

のままでは、所管課によって事務作業がやりやすいように、また、これまでの指定管理者が有利になるような審査基準や審査項目や配点になっているのではないかという疑問を感じます。そして、一番の問題だと感じているのは、入札であれば、県全体で統一した基準に基づいて執行されているのに、指定管理者選定時の審査基準については、所管課において施設ごとに定め、総合的に審査されています。

また、指定管理者からの事業報告書の提出を受けた後に、必要に応じ外部有識者の意見を聴取す

るものとされていますが、その意見聴取が行われているのも38施設中1施設のみであり、評価方法や評価が適正であるかどうか、外部から分からぬことあります。

特に、経費節減だけではなく、県民に対する住民サービスの向上と、設置された基礎自治体やその周辺地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設の設置の目的を効果的に達成するというもう一つの目的がきちんと評価できる選定となっているのか疑問であります。

令和7年度当初予算では、指定管理料の総額で約46億4,000万円が計上されています。多額の税金を投入する以上、きちんと検証できるシステムが必要であり、今後、外部有識者による検証が必要だと私は考えます。

また、指定管理者の中には、設備の管理などについて、専門の業者に再委託しているケースが多くあります。これでは、実際に管理している者は、制度導入前の管理委託と変わりません。むしろ、指定管理料は、この制度の目的の一つであるコスト削減で減らされており、民間業者にしわ寄せされ、民間事業者の利益優先で、地域の活性化や働く場の確保、また、関係する団体の振興、発展など、施設設置の目的がないがしろにされ、住民サービスの質が低下しているのではないかと思われます。

平成17年の指定管理者制度の導入から20年が経過をしました。ここで一旦立ち止まって、指定管理者制度において、公募における競争原理が働いているのか、施設運営の本来の目的や施設設置の目的を達成できているのか、指定管理者に対する監督、チェック体制は十分なのか、精査、検証するべきだと思いますが、木村知事の所見をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 竹崎議員の御質問にお答え申し上げます。

指定管理者制度について、3点お尋ねがございました。

まず、公募における競争原理が働いているか、それと、施設の設置目的は達成されているかの2点について、併せてまずお答え申し上げたいと思います。

議員からは、指定管理の審査基準、そして審査項目及び配点が、所管課によって事務作業がやりやすいように、あるいは現行の指定管理者が有利になっているのではないかという御指摘をいただきました。

本県の審査基準は、施設設置の目的が効果的に達成できるよう、一定の審査基準を共通としながら、施設のその性格とか特性を踏まえて、配点の重みや特有の審査項目を柔軟に設定できるようにしているということは御理解いただければと思います。

それぞれの施設で、やはり設置目的が異なることですから、各々のその目的達成のために、最も適した管理者を選定できる仕組みと考えております。指定を受けた事業者において、適切に運営されていると考えております。

例えば、令和5年7月にオープンした熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設、いわゆるKIO KUでは、熊本地震の教訓などの伝承、それと防災意識の醸成などを図る目的で、当初から指定管理者制度は導入しているんですけども、指定を受けた事業者は、地震語り部などとの連携ですか、イベントの実施を通じて地元の地域振興を進めるなど、民間ならではのネットワークを生かした運営がなされています。

また、このほかにも、熊本県民総合運動公園な

どで、利用時間の延長や独自のイベントが開催されるなど、指定管理者の有する企画力、ノウハウが最大限活用されて、県民サービスの向上につながっていると考えております。

しかし、一方で、指定管理者の募集に対して応募者が少ないとこの現状については、やはりこれを変えていく取組が必要と考えております。

このため、公募時において、毎年度指定管理料を見直して、今、特に現状そうですけれども、物価上昇の影響を指定管理料に適切に反映させる旨を明示するなど、事業者が新規参入しやすくするような環境の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の運営に対するチェック体制についてお答え申し上げます。

現行では、毎月1回と毎年度終了後に、指定管理者から事業の実績、利用者アンケート調査の結果報告を受け、県のほうで点検を行い、必要な指導などをを行う仕組みとなっております。

直近の報告では、ほとんどの利用施設では、利用者数が前年度を上回っていること、また、利用者の満足度はおおむね高い水準となっていることから、適切に施設運営がなされていると評価しております。

しかし、一方で、議員御指摘のとおり、実績の評価時において、外部有識者の意見を聴取しているという施設がとても少ないとこの現状はございます。より適切な評価を行っていくためには、外部有識者の意見を聴取する機会を拡大させていく必要はあると考えております。

引き続き、県民サービスの向上に向けて、指定管理者制度の趣旨に沿って、必要な見直しを加えながら、制度の適切な運用に努めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 木村知事から御答弁をいただきま

した。78点ですね。これはあくまでも私の感想であり、また解釈でありますので、主観的な採点であって、私がそれが合格点なのかどうかというのを分からぬところであります。これは、この指定管理者制度でも、同じような面があるのではないかなどと思っております。

この県の指定管理者選定については、施設の特性を踏まえ、そして、配点の重みづけや特定の審査項目を柔軟に設定できるということでありましたが、常任委員会に提示されている指定管理者の指定についての資料に、所管課の違うある2つの施設がありました。

その概要を読んでみると、選定理由や、そして選考委員会の審査の結果の欄に、選考に当たつての基本的考え方、また、選考委員会からの意見があつたんですが、これはもう非常に酷似しておりました。片方は500点満点中の437点、もう一方は399点と、何が違うのか分からぬですね。また、審査の基準の満点が、その37施設のうち100点のものもあれば、400点、500点のものもあります。その中で合格基準点を設けているのは、2つの施設なんですけれども、それぞれ500点満点中の396点以上が合格、もう一つは250点以上なんですね。質問でも申し上げましたが、その基準が分かりにくく、県としての一定の合格基準、これを設けることが必要だと考えております。

県民サービスの向上に向けて、必要な見直しを加えながら、制度運用に努めるということでございましたので、木村知事、検証し、見直しをぜひお願ひしたいと思います。

それと、もう1点、現行の指定管理者から利用者アンケート調査の結果報告を受け、利用者の満足度はおおむね高い水準にあるということでございましたが、現在のデジタル社会の中、グーグルやヤフーで施設を検索すると、その施設に対して

の利用者の評価や口コミ、これを見るることができます。そして、多くの方が、それを利用する際に参考にされているのではないかと思いますが、もちろん高い評価もあるんですけども、厳しい御意見、そういうものもありますので、そういうものを、ぜひ、そのことも現場の声として受け止め、今後の対策に当たっていただきたいと思います。

それでは次に、指定管理者制度の具体的な事例として、青少年の家についてお尋ねします。

今年の4月、私の選挙区である熊本市西区にヤマガラビレッジ、熊本市立金峰山自然の家が指定管理者制度を導入し、新たにリニューアルオープンしたことが話題となりました。

小中学生向けの利用に加え、アウトドア初心者のファミリーでも手軽に自然体験が楽しめる施設で、テント設営不要の宿泊施設や手ぶらで楽しめるバーベキュー、親子で自然を満喫できる体験プログラムが充実しており、交流人口の拡大を創出し、地域経済活性化の起爆剤として期待されています。

一方、本県の青少年の家4施設は、昭和48年に開所された天草青年の家をはじめ、昭和50年開所の菊池少年自然の家、昭和59年開所の豊野少年自然の家、そして、平成10年に開所されたあしきた青少年の家があり、青少年の健全育成を目的とした自然体験活動の提供に加え、幼児から高齢者までの幅広い世代が活動できる生涯学習の場として、地域に根差した重要な社会教育施設として、長年にわたり多くの県民に利用されてきました。

私自身、小学校4年生か5年生のときだったと思うんですが、当時豊少と呼ばれておりました豊野少年自然の家で、森の中で目印を頼りに目的地を目指すウォークラリーやカーラライスをみんなで作ったり、宿泊する体験活動を経験し、今でも

楽しかった思い出として心に残っています。

これらの施設は、設立当初、県の直営で運営されていましたが、現在は指定管理者制度が導入されています。各施設とも、平成29、30年に過去最高の利用者数を記録していますが、それ以降利用者は徐々に減り、さらには、コロナ禍の利用者減少に始まり、現在の物価高騰や人件費の上昇により、施設の運営に影響が出てきているよう、県民や、とりわけ子供たちにとって、サービスの向上につながっているのか、また、地元自治体や周辺地域への活性化に寄与しているのか、大変懸念をしています。

今年7月には、私の生まれ里である芦北町から県教育委員会へあしきた青少年の家の指定管理に係る要望書が提出され、地元の荒川議員とともに同席をいたしました。地域との関係性を踏まえた施設運営は、施設の持続可能性を高める上でも非常に重要であり、今後の指定管理者の選定においても、交流人口拡大や地域特産品の消費拡大、安定した雇用、所得向上など、地域への貢献という観点にも十分配慮してほしいと考えております。

そこで、次期指定管理者の選定時期を迎えるに当たり、県立青少年の家における指定管理者の選定に向けた対応について、越猪教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長（越猪浩樹君） 県立青少年の家4施設については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、現在第4期目に入っています。

制度の導入以降、利用者数は増加し、平成29年度には、全体で18万7,000人と、県直営時も含めて過去最高となりました。その後、コロナ禍の影響もあり、利用者数は大幅に減少しましたが、学校の集団宿泊教室の再開に伴い、現在では、コロナ禍前の約7割まで回復しており、利用状況は改

善傾向にあります。

また、指定管理者のノウハウを生かしながら、地域や各種団体と連携を図り、不登校傾向の子供たちの日帰りキャンプや通学合宿など、社会的課題に対応した様々な企画事業にも取り組んでいるところです。

あしきた青少年の家をはじめとする県立4施設は、青少年の健全育成を図る場であるとともに、地元食材の活用による地産地消の推進や地域住民の雇用の場、地域振興の観点からも重要な役割を担っている施設であると認識しており、公募の際の募集要項にも、周辺地域の振興への寄与に関する項目を盛り込んでいます。

さらに、議員御指摘の昨今の物価高騰や人件費の上昇など、経営環境の変化に対応するため、今年度から食事料金を改定するとともに、施設利用料金についても、適正な料金設定の検討を行っているところです。

県教育委員会としましては、指定管理者の適切な選定に向け、地域への貢献という観点から、施設の安定的な運営とサービスの質の向上にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長に御答弁いただきました。

あしきた青少年の家には、教育長自らが足を運んでいただいたと伺っております。施設の現状や地域の思いなど、いろいろと現地で感じ取っていただいたことだと思いますが、交流人口の拡大や地域産品の消費拡大、安定した雇用、所得向上等々、そもそも施設の設置の目的、これを踏まえた上で指定管理者の選定に向けた取組をお願いするところであります。よろしくお願ひいたします。

次に、自転車利用者への交通ルールの周知と安全対策について質問をいたします。

自転車は、運転免許も要らず、手軽な移動手段として、子供から年配の方まで、幅広い年齢層に、通学や通勤、買物など、多目的な用途で利用されており、生活の足として、利用者も増加しております。

しかし、近年、全国では、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、自転車関連の交通事故件数は、2021年から3年連続増加するなど、増加傾向にあります。

熊本県における自転車の交通事故は減少傾向にあり、年ごとの増減はあるものの、10年前と比べ、全ての交通事故に占める自転車の交通事故の割合は、10年前と比べると増加傾向にあります。

さらに、警察庁の調査では、自転車の事故で亡くなった人の8割、けがをした人の7割が、自転車側に前方不注意や信号無視など、何らかの法令違反が認められており、法令違反の割合は4年連続増加しており、こちらも増加傾向にあります。同様に、熊本県においても、自転車事故の法令違反がここ数年増加傾向にあります。

そのため、自転車の交通違反に対し、道路交通法の一部が改正され、これまで違反行為は指導や警告で済ませていましたが、来年4月1日からは、反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されない青切符による取締りが始まることになりました。

対象は16歳以上で、113種類の交通違反に対して、3,000円から1万2,000円の反則金が定められており、知らぬかったばいということでは済まされなくなります。

主な違反に対する反則金額を紹介しますと、スマホなど携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆるながら運転は1万2,000円、信号無視は6,000円、遮断機が下りた踏切に入ることは7,000円、逆走や歩道通行など通行区分違反は

6,000円、一時不停止は5,000円、ブレーキが利かないなど制動装置の不良は5,000円、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながら運転したり、傘を差しての運転は5,000円、夜の無灯火運転は5,000円、2人乗りや並んで走行する並進禁止違反は3,000円となっています。

このように、自転車の交通ルールを正しく理解することが大切になりますが、自転車を利用する県民への周知は進んでいないように感じます。実際に、傘差し運転や並んでの走行、逆走、ながら運転など、違反運転者をよく目にします。

また、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者について、ヘルメットの着用が努力義務化されております。熊本県内においては、県立高校で、本年4月から、ヘルメットの着用がこちらは義務化されております。

警察庁によると、自転車乗車用ヘルメットの着用率に関する全国調査結果が公表されており、令和5年については、熊本県は、着用率8.3%、全国平均13.5%を5.2%下回り、全国第28位、さらに、令和6年は、着用率が11.1%であり、3ポイント近く増えておりますが、全国平均17.0%を5.9%下回り、第30位と悪化しておりました。そして、本年令和7年は、つい先日発表された熊本県の着用率は、昨年から倍増の22.6%となっており、全国平均の21.2%を上回り、全国第16位となりました。

この結果により、県立高校における義務化により一定の効果が出ているとは思いますが、全国1位の愛媛県では、着用率70.3%、九州においても、53.7%の大分県を筆頭に、鹿児島、佐賀に次ぐ4位となっています。

私が暮らす熊本市内においても、学生も高校の校門近くではヘルメットを着用しているが、通学途中や部活の移動、土曜、日曜、祝日にはほとん

ど着用していないように感じます。

今朝も、熊本市西区の自宅から、私、この議会に来るまでに56台の自転車運転者と擦れ違いました。ヘルメットをかぶっていた方は8名でした。ちょうど通学時間帯じゃなかったもんですから、一般の方が多かったもんですから、着用率低かったのかなと思っているところでございますが。

さらにまた、いつでもぱっと乗って気軽に移動できるシェアサイクルのうたい文句で、熊本市、菊陽町、天草市で運用されている民間会社の赤い自転車を皆さんも御存じのことかと思いますが、ヘルメットを着用して赤い自転車を利用されている方を私は一人も見たことがありません。教育委員会や警察本部において様々な周知啓発活動に取り組んでおられるのは重々承知しておりますが、自転車を利用する県民への周知は進んでいないように感じます。

県民の命を守るために、いま一度、自転車の運転ルールを確認し、安全に自転車を利用するよう、自転車を利用する、利用しないは問わず、今まで以上に県民に周知する必要があると思いますが、知事の所見をお尋ねいたします。

あわせて、自転車の整備、点検について質問いたします。

来年4月から、自転車の交通反則通告制度による取締りにおいては、ブレーキが利かない、無灯火などの事故につながる自転車の整備に関する違反に対しても、青切符の対象となると先ほど申したところでございますが、現在、車や自動二輪と違い、自転車には定期的な整備、点検の義務はありません。

自転車は、車と違い、ブレーキの利きが悪かったり、ライトが壊れていたり、不備があったとしても、そのまま使用されていることが多くあると思います。そして、近年では、近隣国で製造され

た格安の自転車が輸入され、ディスカウントストアなどで1万円を切る価格で販売をされております。安価で購入できることで、整備、点検をするという意識がなくなってしまうのか、街を走る自転車の中には、整備不良の車両が散見されます。

熊本県自転車二輪車商協同組合の皆さんに話を聞くと、自転車は、1年使用すれば、かなりの箇所に整備の必要性が出てくるそうで、各店舗での整備、点検や学校やPTAからの要請による出向いての点検においても、ベル、ブレーキ、タイヤ、チェーン、ライト、反射鏡など、不良や不備がほとんどの車両に見られるということでした。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例には「自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。」と規定されていますが、県民の意識はいかがなものかと疑問を持たれておられます。

熊本県内各地には、自転車の整備、点検について専門的な知識と技能を有する資格を持った自転車整備士が在籍する自転車安全整備店が229店舗あるそうです。

香川県において、既に自転車整備、点検が条例で義務化されておりますが、ぜひ熊本県でも義務化をし、既に義務化された保険加入と両方が義務化されることにより、安全で安心して使用できる乗り物になるのではないかと要望をされておられます。

令和2年9月議会において、各学校における自転車の整備、点検の実施状況を私がお尋ねした際に、当時の古閑教育長から、通学で利用する自転車に対しては、全ての小中高等学校において、学校の実態や発達段階に応じた整備、点検が行われている、また、児童生徒や保護者に対し、交通安全教室や保護者集会において、整備、点検の重要

性を周知しているとの答弁がありました。

学校だけではなく、自転車を利用する県民一人一人が、安全運転、交通マナーと同時に、正しい整備やメンテナンスに関する意識、知識を持たなければ、本当の意味での自転車の安全利用は実現しないと思います。

自転車を適正に整備、点検して、愛着を持って自転車に乗る、これからはそのような視点が必要だと考えますが、環境生活部長に併せて御所見をお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） お答えいたします。

自転車は、移動手段としての利便性、経済性はもちろん、健康面、環境面、渋滞緩和にもメリットがあり、私たちの生活にとって身近な存在でございます。

その一方で、自動車と同じ車両の仲間であり、ルールを正しく理解して安全に利用しなければ、自分の身を守ることもできず、交通の支障にもなりかねません。

しかしながら、現状では、議員御指摘のとおり、ヘルメットの未着用や右側通行、ながら運転などの違反行為を見かけることも少なくない状況にございます。

そのため、道路交通法の改正により、令和5年にはヘルメット着用が努力義務化され、来年4月からは、自転車利用者の違反行為に反則金を科す、いわゆる青切符制度がスタートするなど、対策が強化されてきました。

私自身、通勤や買物等の日常生活で自転車をよく利用するものですから、特に知事就任後は、私のこのでかい頭に合う大きなヘルメットを見つけるまでは自転車を利用しませんでした。で、今は必ずヘルメットを着けて利用しております。率先して行動するようにしております。

本県では、平成27年に、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、これを制定させていただきまして、自転車の安全利用に取り組んでまいりました。令和3年には、この条例を改正して、その重大な事故が発生した際の補償に備えるための自転車保険の加入を義務化したところでございます。

また、県民の皆様へのヘルメットの着用とルールの周知に向けて、全年齢層向けのチラシを配布するほか、特に、議員も御指摘ありました学生などの若い層に対しましては、同世代のモデルを起用して、SNSなどを活用したキャンペーンを現在実施しているところでございます。

青切符制度が始まるこの機会を捉えて、本県としても、県警察や教育委員会、市町村など関係機関と連携して、交通社会の安全を守るための広報啓発を一層進めてまいりたい、そう考えております。

県民みんなが安心して笑顔になれる熊本を実現するには、何より安全の確保が不可欠でございます。自転車を利用するお一人お一人が、交通ルールを正しく理解し、安全な交通行動を実践していただけますよう、引き続き県民の皆様に広く呼びかけてまいります。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長（清田克弘君） 自転車の整備不良は、重大な交通事故の発生原因となり得る交通違反であり、故障しているのを認識しながら乗り続けるという意味では、悪質な交通違反とも言えるものです。

自転車には、自動車のような車検制度はありませんが、車両の一種であることから、整備不良の自転車利用者には、道路交通法による罰則が設けられています。さらに、来年4月から始まるいわゆる自転車の青切符制度においても、整備不良は

取締りの対象となっています。

議員御紹介のとおり、本県では、平成27年に制定した自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により、自転車の定期的な点検、整備を努力義務と定めて、周知啓発に取り組んでいるところです。

現在、県内の高校では、定期的な点検、整備を自転車通学の許可条件とする取組が進んでいる状況です。

今後は、青切符制度の運用状況等を注視しながら、自転車を利用する全ての県民に向けて、引き続き、自転車の適正な点検、整備の重要性等について、周知啓発を図ってまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 私は、幼少の頃、おばあちゃん子がありました。自転車で遊びや部活であったり行こうとすると、必ず、大正生まれの祖母に、和虎、鉄かぶとはちゃんとかぶったかと促されていました。戦中を生きた祖母らしい表現で、孫の安全を見守ってくれてたんだろうと、懐かしく思い出すところでございますが、このように、自転車を利用する人だけではなく、利用しない方々もルールを知って、やっぱり県民の安全を守っていかなければいけないと思っております。

そして、自転車の整備、点検についても、周知啓発に取り組んでいるということでありましたが、私は、この質問に際して、5つの中学校、高校を訪ね、自転車の交通ルールと併せ、整備、点検状況も伺ってきましたが、そこまで、そこまで進んでいるように感じなかったところであります。

先日、内野議員の代表質問で、あの新キャラ、ワルモンの話がありましたが、県民への周知にも、ぜひワルモンやくまモンを使っていただきたい、周知をしていただきたいと思いますし、ま

た、県のホームページからもリンクできますが、ユーチューブ動画で、やんちゃしてそうなお兄さん2人が登場し、まだかぶってねえのと、自転車運転時のヘルメット着用を呼びかける安全啓発動画があります。木村知事がおっしゃったＳＮＳの一つだと思いますが、自転車整備の点検の重要性、そしてヘルメットの着用を含め、あらゆる手段でもっともっと進めていくべきだと思いますので、県警、教育委員会も一緒になって取り組んでいただくようにお願いいたします。

それでは、次の質間に移ります。

2010年代半ばから年々深刻化している人手不足問題。

教育の現場においても、教員の成り手不足、これは深刻な問題であります。その背景には、教員の業務過多が大きく影響していると指摘されています。特に、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や保護者からの多様な要望への対応など、教員が担う業務は年々複雑化、多様化しております。教育現場の先生からも話を伺っております。

しかしながら、教育の本質は、先生が子供に向き合う時間にこそあると私は強く信じております。これは、家庭においても同様であると考えます。教員が児童生徒一人一人に丁寧に向き合い、教育的な関わりを深める時間を確保することが、教育の質の向上に直結するものであります。

教育委員会においては、昨年度、第2期働き方改革推進プランを策定され、ＩＣＴの活用などによる業務効率化に取り組まれていることは承知しております。しかしながら、現場の声に耳を傾けると、依然として教員の負担は大きく、さらなる対策の深掘りが求められていると感じております。

そこで、3点お尋ねいたします。

本年度より、県では、教員業務支援員を、市町

村に費用を求めずに、全校に配置する取組を、九州では初の事業として開始されています。現場からは、教員の業務効率化につながっている、負担が減ることで、児童生徒と接する時間が増えていくなど、とても助かっているとの声や、児童生徒の下校後、放課後に抱える作業が多く、その時間にもサポートの体制があるとさらに助かるとの声も聞かれておりますが、現在具体的にどれほどの学校に配置が完了しているのか、また、支援業務時間の拡充は可能なのか、そして、配置された学校において、教員の業務負担軽減や児童生徒との関わりの質的向上など、どのような効果が確認されているのか、定量的かつ定性的な観点から御説明いただきたいと思います。

次に、年度末から年度初めにかけて、教員の時間外勤務が特に多くなる傾向にあると聞いております。その一因として、教員への異動内示が遅いことが挙げられております。

異動対象者のみならず、校務分掌の割り振りや業務引継ぎなど、学校全体に影響が及ぶことから、可能な限り内示の時期を前倒しできないか、検討の余地があると考えますが、県教育委員会としての見解をお聞かせください。

最後に、教育委員会事務局には多くの教員が配置されていると承知しておりますが、現場では教員不足が続いております。事務局の業務も重要であります。教育の最前線である学校現場にこそ、経験豊富な教員の力が必要とされております。一定数の教員を現場に戻すことについて、教育委員会としてどのようにお考えか。

以上3点、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 学校現場における働き方改革についてお答えします。

私自身、40年以上教育の場に身を置く者とし

て、教育内容だけでなく、児童生徒や保護者の意識の変化も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化してきていると感じています。このような変化により、教員の業務は増え続け、従来のやり方では、子供に向き合う時間が十分に確保できない状況となっています。

その解決方法として、議員御指摘のとおり、できるだけ現場が主体的に課題を解決できるような環境整備を進めることが必要だと認識しています。

1点目の教員業務支援員についてですが、配置状況については、9月1日現在で、小中学校では345校中309校の89.6%、県立学校では67校中61校の91.0%の配置状況となっています。

次に、具体的な業務については、学習プリント等の教材の印刷、配付文書等の作成補助、来客や電話の対応、学校行事や式典の準備などに多く従事されています。

配置の効果については、小中学校においては、各学校からのヒアリング等を通じて、その成果を取りまとめているところですが、県立学校においては、現時点で約7割の学校で教員の時間外勤務の縮減や業務負担の軽減につながっています。

一方、学校規模に応じて、支援員を1人ではなく複数人の配置を希望する声や、議員御指摘のとおり、支援員の業務従事時間の拡充を希望する声が上がっていることも承知しています。

今後、教員業務支援員の配置による業務削減の効果等を分析し、よりよい配置について検討してまいります。

2点目の異動内示の時期についてお答えします。

私自身、学校に勤務していたとき、特に3月後半から4月前半にかけて、業務が錯綜して大変だった経験がございます。これは、年度末には1年

間の締めくくりや新年度に向けた準備など、多岐にわたる業務があり、その業務の多くが異動内示の後にしか進めることができないという実態があるためです。

このような状況を改善し、業務を円滑に進められるよう、学校現場については、少しでも早く異動内示ができるよう、早速来年度の人事異動から対応してまいります。

3点目の教育委員会事務局で勤務する教員の学校現場への配置についてお答えします。

教育行政の施策の推進を所管する県教育委員会事務局の業務は大変重要という認識の下、学校への助言、指導など、様々な業務に従事するため、多くの教員を教育委員会事務局に配置しています。

私自身、学校現場での勤務経験を踏まえれば、やはり教員の本分は、学校現場で子供に向き合い、将来の日本を担う人材の育成に取り組むことだと考えています。

そこで、子供たちの教育に直接携わる学校現場を最優先に考え、教育委員会事務局の業務を見直し、効率化を図り、組織をスリム化させ、教育委員会事務局で勤務する教員を一人でも多く現場に配置することを基本的な考え方として人事異動業務を進めていくこととします。

県教育委員会では、現場の教員が少しでも生き生きと働けるような環境づくりに取り組むことで、子供たちへの教育の質の向上につなげてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 越猪教育長に御答弁いただきました。

さすが、17年ぶりの現場出身、教員出身の教育長だなという答弁でございました。

教員業務支援員の配置については、昨日、岩田

議員のほうからも質問があったところでございますが、現場の若い先生方からも、本当に助かっていると伺っております。業務従事時間の拡充についても、早急に検討を進めていただきたいと思っております。

また、事務局勤務の教員の方も、できるだけ現場で働くことができるよう取り組んでいただければと思っております。

そして、異動内示の時期を来年度の人事異動から対応するということでございました。これも多くの教員の皆さん方から要望を受けていたところで、とても皆さん助かるのではないかなと思っております。

働きやすい教育現場をつくることが、教育の質の向上、そして教員の成り手不足解消にもつながると思いますので、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

それでは次に、県営住宅の入居促進と維持管理について質問をいたします。

熊本県営住宅は、県民福祉に寄与することを目的とし、住宅に困窮する低額所得者のために国と県が協力して建てた住宅で、一般の賃貸住宅とは違って、使用に際していろいろな制限や注意すべきことがあります、低廉な家賃で住むことができる熊本県民の大切な共有財産であります。

県営住宅の入居状況を見てみると、入居戸数は、令和6年度末の段階で6,721世帯となっており、管理戸数8,516戸に対して、入居率は78.9%となっています。10年前の平成27年度末と比べると、入居世帯は1,356世帯、入居率で15.8%減少しています。

県におかれでは、これまでに、入居促進を目的に、抽選にて年に2回募集を行う補充入居待機者募集に加え、県が事前に選定した空き住戸について、先着順で申込みを受付する常時募集や単身入

居の要件緩和など取組を行ってこられ、入居率の減少には歯止めがかかりつつあるとのことです
が、入居を希望する方々の声に常に耳を傾け、多
様化するニーズを的確に把握し、さらなる入居促
進に向けた取組が必要であると考えます。

また、入居世帯の類型別の構成を見てみます
と、令和6年度末の段階で、高齢者世帯の世帯数
が4,560世帯で、その世帯率は67.8%となってお
り、ここ5年間で331世帯、割合にして9.2%増加
しています。一方で、子育て世帯の世帯数は、5
年間で430世帯、世帯率で5.8%も減少してい
ます。

このように、入居率の減少と世帯構成の変化に
よって、単身高齢者世帯が増加し、子育て世代や
若い世代が減少しており、団地における自治会活
動の担い手が不足するなどの影響で、住宅、敷地
の共用部分の清掃や草木の管理などの活動に困難
を生じさせていると聞いており、住環境の悪化を
招くのではないかと懸念しております。

入居を希望する県民が健康で安心して住み続け
られる県営住宅を目指すためにも、空き部屋対策
や共用部分などの敷地の維持管理、また、団地コ
ミュニティーの活性化や住みやすさなど、ソフト
面の対策も急務であると考えます。

そこで、さらなる入居促進の取組として、これ
まで以上に子育て世代が入居する方策を考える
必要があるのではないか。また、入居世帯を増やす
取組も必要であり、これまで多くの議員が質問
をし、県において入居促進策として様々な取組を
されてきたとは思いますが、多様化するニーズに
応えるために、ほかに考えていることはないか、
お尋ねします。

さらに、高齢の入居者が増加していく中、安全
で安心して住み続けられる場として、42団地が様
々な立地条件の中になりますが、それぞれの団地

の特性に応じて、県営住宅の敷地の共用部分の清
掃や草木の維持管理を考える必要があるのではないか
と考えますが、併せて土木部長にお尋ねしま
す。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) まず、県営住宅の入居
促進についてお答えします。

県営住宅は、約9割が建設から30年以上経過
し、住戸内の設備が古く、入居者のニーズに合っ
ていないことや希望する時期に入居できなかっ
たことなどから、入居率は減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、入居促進を図るため
に、希望に沿った入居ができる常時募集や単身入
居の要件緩和など、入居制度を一部改正しました
が、若い世代のライフスタイルやニーズに十分に
対応できおらず、入居が進んでいない状況で
す。

そこで、子育て世帯を含む若い世代の意向に沿
った住戸とするため、従来のユニバーサルデザイ
ン改修の取組に加え、今年度から、防音効果のあ
るクッションフロアや視認性が高い対面キッチン
などの住戸改善にも着手しました。

また、小中学校や病院等が近隣にある団地につ
きましては、子育て世代等が優先的に入居できる
住戸を確保してまいります。

さらに、多様なニーズに寄り添う新たな視点と
して、ペット同居の可能性についても検討してい
るところです。

そのような中、団地自治会からも、入居促進対
策として、ペットとの同居を求める要望が出され
ました。今後、関係者間で実現に向けて協議を進
めてまいります。

今後とも、社会情勢の変化に対応しながら、住
宅に困窮する様々な世帯が入居できるよう取り組
んでまいります。

次に、共用部分の維持管理についてお答えします。

共用部分の清掃や草木の維持管理は、原則として入居者での対応をお願いしています。しかし、入居者の減少や高齢者世帯の増加により、一部の団地では、コミュニティーの維持が困難となり、共用部分の管理に支障が生じています。

このため、県では、団地の状況に応じた支援が必要と考え、入居者の作業に危険等が伴う場合、指定管理者で対応しております。

引き続き、入居者の安全確保を最優先に考え、これまで以上に団地の個別状況を把握し、入居者の負担軽減を図ってまいります。

また、ソフト面では、団地入居者のコミュニティー形成に向けた取組を実施してまいります。

今後も、指定管理者との連携の下、入居者が安全に安心して住み続けられる県営住宅を目指して、各種取組をしっかりと進めてまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 萩田部長より御答弁いただきました。

県営住宅の入居促進対策として、ペットとの同居を実現に向けて協議を進めていくということでございましたが、知事選の公約でしたね。県営住宅ペットオーナーというやつですね。これに向けて、早速その実現に向け動き出したものだと思っております。

このペットの同居は、必要なニーズの一つであります。高齢者にとって、認知症の予防や孤独対策に効果があると公表されております。必要なルールづくりや入居者の合意形成に向けても取り組んでいただきたいと思います。

また、共用部分の維持管理については、原則入居者での対応ですが、管理に支障が生じております。県営住宅も指定管理となっていますが、団地

の状況に応じた支援ができるよう、県もしっかりと関与して、指定管理者と一体となって対応していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

私の選挙区である熊本市西南部地域は、本県の海の玄関口である熊本港や陸の玄関口である熊本駅といった広域交通拠点を有し、また、工業団地や流通団地、そして県民の台所でもある熊本地方卸売市場、通称田崎市場が立地するなど、食品、製造、物流を支える地域であります。さらに、自然の豊かさを生かし、有明海においては、ノリ、アサリ、ハマグリなどの水産物、平たん部の水田地帯から金峰山一帯の中山間地域においては、多様な農業経営が営まれており、ナス、トマト、イチゴなどの施設野菜や温州ミカン、梨、梅、タケノコなどの果樹や林産物など、県内有数の食料生産拠点となっております。

現在、熊本都市圏北東部においては、世界最大の半導体ファウンドリーであるTSMCの進出を契機に、シリコンアイランド九州として、半導体関連企業の集積など、大規模な従業地などの立地で移住、定住が進んでおります。

このシリコンアイランド九州への半導体関連投資の活発化によって、2030年までの10年間で、熊本県内の経済波及効果は11兆2,000億円に上ると九州フィナンシャルグループが試算をされています。

熊本市西南部地域においては、地域の特色を生かしつつ、この経済効果の波及により地域振興が図されることを地元の皆さんには期待しております。

一方、地域の道路状況を見てみると、九州縦貫自動車道や有明海沿岸道路のインターチェンジまでの距離が遠く、例えば、熊本駅周辺や熊本港周辺地域から福岡、佐賀、長崎方面の移動には、

植木インターや菊水インター、また、三池港インターまで1時間から1時間半かけて行かなければなりません。そのため、熊本市西南部地域の振興につながる社会基盤として、また、災害時のリダンダンシーを確保するためにも、広域的な物流や人流、定時性、速達性を確保する骨格幹線道路の整備が必要であると考えます。

そこで、今後の当地域の振興を支える道路網となる熊本西環状道路、熊本環状連絡道路、有明海沿岸道路の整備促進、また、熊本港の物流機能の強化に向けた整備と意気込みを土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） まず、熊本市西南部地域の振興につながる道路整備についてお答えします。

議員御指摘のとおり、本地域の振興に当たりましては、広域的な物流や人流を促進する道路網の整備が重要であると認識しております。

熊本西環状道路や熊本環状連絡道路の整備により、物流の効率化や人流の円滑化など、交通の利便性は大きく向上するものと考えています。

県では、その効果を早期に発揮できるよう、熊本環状連絡道路を含む中九州横断道路について、合志市とも連携し、用地の先行取得に協力とともに、有料道路事業の導入が円滑に進むよう、都市計画決定手続の年内完了を目標に取り組んでいます。

さらに、有明海沿岸道路につきましては、工事や事業化に向けた手続の準備を進めており、県においても、玉名から熊本間の整備に関する基礎的データの収集、分析を進めています。

次に、熊本港の物流機能の強化に向けた整備についてお答えします。

熊本港では、貨物量の増加に対応するため、本

年1月に、熊本港で2基目となるガントリークレーンの運用を開始し、さらに、コンテナヤードの拡張に向けて、耐震強化岸壁や埠頭用地の工事に国と連携して取り組んでおり、このほか、工業用地約11ヘクタールの分譲を進め、工場等の建設に必要な基盤整備を進めています。

県としましては、基幹道路網の整備や熊本港の機能拡大が熊本市西南部地域の振興につながるものと考えております。今後も、国や熊本市と強力に連携しながら、社会基盤の整備にしっかりと取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 この熊本市西南部地域振興は、私の掲げる政策目標の一丁目一番地であります。政治、行政一体となって、そして、地域の皆さんとともに成し遂げたいと思っておりますので、木村知事、菰田部長、ぜひとも一緒に取り組んでまいりましょう。よろしくお願ひいたします。

○副議長（緒方勇二君） 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○竹崎和虎君（続） それでは最後に、災害を未然に防ぐ河川の維持管理や災害時の道路情報発信について要望いたします。

近年、地球温暖化の影響により、集中豪雨やゲリラ豪雨の発生頻度が大幅に増加し、水害の発生回数も増加傾向にあります。本県においても、本年8月10日から11日にかけての記録的な大雨により、県内各地で大きな被害をもたらし、今も懸命な復旧活動が続けられております。

このたびの記録的な大雨により貴い命が失われましたことに、改めまして心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

このような近年の洪水被害を踏まえ、被害を未然に防ぎ、軽減させるためにも、常日頃からでき

る対策として、河川に堆積した土砂のしゅんせつや草木の撤去による河道断面の確保といった河川の管理があり、県内各地で多くの要望が寄せられております。

私自身も、地元の土本事務所に相談しておりますが、予算にも限りがあり、全ての地域からの要望に対応できないというのが現状であるかもしれません、これまで以上に、県として、河川の維持管理として、河川環境には十分配慮した上で、堆積した土砂のしゅんせつ、また、河川内に繁茂した草木の除去を要望いたします。

また、先般の記録的大雨を記録した日は、9日からの3連休の方も多く、夏休みやお盆休みの時期と重なっており、多くの方々が熊本に来ておられました。この方々からの声を聞くと、皆さんそれぞれ、目的地に行きたいけど、どこの道が通行できるか分からず、情報をネットで調べているけど、サイトにつながらないとか、どこのサイトを見ればいいか分からないというお尋ね、お尋ねというより苦情みたいなものが私にもたくさんありました。

県において、国道、県道、市町村道関係なく、ワンストップで分かりやすい情報提供を、県のホームページなどデジタル技術を活用した情報提供の体制の構築を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明26日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分散会

第 5 号

(9月26日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第5号

令和7年9月26日(金曜日)

議事日程 第5号

令和7年9月26日(金曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)
- 知事提出議案の上程(第58号)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで及び第58号)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第59号から第61号まで)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(46人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉鳶 ミカさん

立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤泰之君
南部 隼平君
前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西 聖一君
山口 裕君
渕上 陽一君

坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川收君

欠席議員氏名(1人)

増永慎一郎君

説明のため出席した者の職氏名

知事木村敬君
副知事竹内信義君
副知事亀崎直隆君
知事公室長深川元樹君
総務部長千田真寿君
企画振興部長富永隼行君
理事事阪本清貴君
理事事府高隆君
健康福祉部長下山薰さん
環境生活部長清田克弘君
商工労働部長上田哲也君
観光文化部長脇俊也君
農林水産部長中島豪君
理事事間宮将大君
土木部長菰田武志君
会計管理者野中眞治君
企業局長久原美樹子さん
病院事業管理者鍼本亮太君
職務代理者
教育長越猪浩樹君
警察本部長佐藤昭一君
人事委員会長城内智昭君
監査委員小原雅之君

事務局職員出席者

事務局長波村多門
事務局次長兼総務課長鈴和幸
議事課長下崎浩一
議事課長補佐岡部康夫

午前10時開議

○副議長(緒方勇二君) これより本日の会議を開きます。

就任挨拶

○副議長(緒方勇二君) まず、昨日付で就任されました鍼本病院事業管理者職務代理者から挨拶の申出があっておりますので、この際、これを許します。

病院事業管理者職務代理者鍼本亮太君。

[病院事業管理者職務代理者鍼本亮太君登壇]

○病院事業管理者職務代理者(鍼本亮太君) 本日から病院事業管理者の職務代理者を務めることになりました健康福祉部の鍼本と申します。本県の病院事業の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

日程第1 一般質問

○副議長(緒方勇二君) 次に、日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

池永幸生君。

[池永幸生君登壇] (拍手)

○池永幸生君 おはようございます。自由民主党・合志市選出・池永です。

議会一般質問の最終日になりました。議員の皆様、執行部の皆様にはお疲れと存じますが、しば

らくお付き合いいただきます。

8月の豪雨災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々に哀悼の意をささげたいと思います。

暑かった夏もそろそろ終わりに近づき、朝夕はしのぎやすい秋の訪れとなっていました。多岐にわたる質問を企画しましたので、知事、執行部の方々には熱い答弁と簡潔な御答弁をお願いして質問に入れます。

まず、サイエンスパークのこれからビジョンについて質問します。

合志市を含む菊池地域は、文化や歴史、人的交流の結びが強い地域であり、特に歴史については重大な意味を持っていたと考えられます。

そのような中、菊池市と合志市は、4市町、2町での合併から20年を迎えました。合併を主体的に進めた熊本県としては、新市建設計画による県が推進する事業を含め、次の時代に向かうためにも、効果や検証が必要ではないかと思われます。

平成の合併から令和に移り、菊池地域は大きな変革の時代を迎えています。人口増加に加え、半導体関連事業をはじめとした様々な事業の集積や、これまで以上の渋滞対策、既存道路の維持補修、小中学校教室数の不足と大規模化、投資的不動産の購入による地域生活の困難事例など、これまでの経験では考えられないようなスピードでの対応が行政には求められています。

また、本年3月に策定されたくまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、県内全域における経済の成長や実現につなげるため、くまもと半導体産業推進ビジョンや新大空港構想と並び、産業振興施策の柱となるものです。

くまもと半導体産業推進ビジョンでは、県が目指す姿として、半導体サプライチェーンの強靭化、安定した半導体人材の確保、育成、半導体イ

ノベーションエコシステム構築の3点を方針に挙げています。

新大空港構想では、交通ネットワークの構築、産業力の強化、人材を引きつけるクオリティーアンの創造、水と緑とエネルギーの共生などが提言されています。

くまもとサイエンスパーク推進ビジョンは、それらのビジョンや構想で示した本県が目指す理想の姿を実現するため、有効な施策として、台湾のサイエンスパークを参考事例とし、自然環境と調和した、さらによい、熊本に合った形のサイエンスパークの具体化を目指し、策定されたものと認識しています。

その中では、セミコンテクノパークの周辺地域がサイエンスパークの機能を担う地域となり、今後も企業集積や拠点整備、職住適地となることもうたわれています。

一方、農地、農家の営農を継続することも非常に大事であり、市街化調整区域も含み、優良農地が一団となる地域でもあり、本ビジョンの実現のためには、知事を先頭に、全庁横断的に課題解決に向かっていきことも大事と考えます。

菊池地域には、国や県の農業研究機関が立地し、先端技術の研究も盛んに行われています。農地の減少をサイエンスの力でカバーすることはできないか、そのために、サイエンスパークエリアにおいて、農業研究、農業支援機器の開発やスマート農業を含めた取組も重要と考えます。

こうした取組を実現するための受皿となるのが、ビジョンにも掲げられている産学官連携拠点となるイノベーション創発エリアです。そして、そのエリアの維持管理、運営を実施するパークマネジメント法人の役割も重要であると考えています。

現在、それらを担う事業推進パートナーの公募

中であります。イノベーション創発エリアを目指す姿、また、パークマネジメント法人に期待する役割について、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 池永議員からサイエンスパークについて御質問いただきました。

イノベーション創発エリアとパークマネジメント法人についてお答えいたします。

くまもとサイエンスパークは、ビジョンにお示ししているとおり、必要な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指しております。

その中でも、イノベーション創発エリアは、分散型サイエンスパークの中核となるエリアとして、企業や大学、研究機関が集い、新たな価値を生み出す产学研官連携の拠点となることを期待しております。

一方で、議員も御指摘のとおり、セミコンテクノパーク周辺の地域は県内でも有数の農業地帯であり、農畜産業との両立、調和も必要でございます。そのため、ビジョンにおいては、产学研連携のモデルの一つとして、スマート農業の実装による農産物の収益力向上も掲げております。

この場所で創出された新技術の社会実装を促進していくことで、熊本の農畜産業が抱える課題を解決して、そしてまた、稼げる農業の実現を通じて、農畜産業の営農継続にも寄与するものと考えております。

また、パークマネジメント法人につきましては、台湾のサイエンスパーク管理局を参考としておりまして、イノベーション創発エリアの維持管理、運営を担うことを想定しております。

具体的には、イノベーション創発エリアにおける产学研官連携の促進、また、開発許可をはじめとする各種行政手続に対するサポートなど、進出

企業等へのワンストップサービスの提供を期待しております。

現在、くまもとサイエンスパークの実現に向けて、県と連携して事業を推進する民間事業者を公募しているところでございます。

今後、民間事業者の優れたノウハウを最大限活用して、イノベーション創発エリアの整備とパークマネジメント法人の設立に向けて、具体的な取組を展開していきたいと考えております。

県としては、イノベーション創発エリアを含めたサイエンスパークの各拠点が、有機的につながり、相乗効果を生み出していくことが重要であると考えております。各自治体の生活、住環境の整備が円滑に進むとともに、しっかりと周辺自治体の後押しをしていきたいと思います。

引き続き、周辺自治体をはじめとする関係者の皆様と連携しながら、具体的なくまもとサイエンスパークの姿が一日でも早くお示しできるよう取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 あくまでも民間開発意欲が各自治体の都市計画に委ねるかを再検討いただきたいと切望します。

次に、セミコンテクノパークから西側の渋滞対策についてお尋ねします。

セミコンテクノパーク周辺の道路整備については、先日、内野議員の代表質問で、中九州横断道路や県道大津植木線の多車線化などの取組状況について答弁がありましたが、サイエンスパークの実現に向けて、企業集積や研究機関の誘致が進むと、さらなる交通需要の増加が懸念されます。

また、ビジョンにおいて、我が合志市の御代志土地区画整理事業区域は、生活、住環境としての分散型の拠点の一つと想定されており、中核となるセミコンテクノパーク近隣エリアとのアクセス

強化に効果のある大津西合志線や中九州横断道路の西合志インターチェンジとつながる国道387号の整備が必要と考えます。

そこで、セミコンテクノパークから西側に位置する合志市での道路整備の進捗や今後の取組について、土木部長にお尋ねします。

最後に、公共交通機関への通勤手段のシフトについてお尋ねします。

交通渋滞の解消に向けては、道路整備だけではなく、本県における自動車への依存度が高い現状を変えていく必要があります。

公共交通の利用による移動手段について、熊本市内方面からセミコン周辺に通勤する場合を考えると、JR豊肥本線や熊本電気鉄道を利用することになります。

JR原水駅とセミコンを結ぶセミコン通勤バスなども運行されていますが、渋滞解消を目指すためには、さらなる取組の充実が必要ではないでしょうか。

また、私は、令和5年9月定例会において、御代志駅からセミコン周辺までのバス路線を設けることを提案しました。その際に、企画振興部長より、運行の可能性を探ってまいりとの前向きな答弁をいただきました。実際に、今年2月には、御代志駅からセミコンまでのバスの実証運行も行われたと聞いています。

そこで質問します。

御代志駅からテクノパークまでのバスの実証運行の結果を県としてどのように受け止めているのか、また、通勤時において、車から公共交通機関へのシフトを図るためどのような取組を進めているのかを企画振興部長にお尋ねします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） セミコンテクノパークから西側の渋滞対策についてお答えします。

合志市では、企業の集積や沿道開発の進展に伴い、慢性的な渋滞が発生しており、その改善が重要な課題であると認識しています。

そのため、車の流れをよくする取組として、合志市においては、9か所に上る交差点改良や3か所のバスベイの設置を、おおむね3年以内に効果を発揮する短期対策として掲げ、重点的に推進しています。

具体的には、県道大津西合志線の豊岡交差点や福原交差点では、右折レーンの延伸により滞留長の減少効果を見込んでいます。また、国道387号に設置した再春医療センター前のバスベイでは、後続車両の流れがよくなるなど、混雑緩和の効果が現れています。

さらに、中期的な対策である国道387号の須屋工区については、九州縦貫自動車道との立体交差部の拡幅を含む4車線化に取り組んでおり、これまで、技術的な課題の解決に向けて、NEXCO西日本と施工条件や工法などの協議を重ねてきたところです。

現在、警察との交差点協議を進めているところであり、今後、合志市と連携して速やかに地元説明会を開催するなど、本格的な事業展開に向けて準備を進めてまいります。

また、年内の開通を予定している県道大津植木線の辻久保バイパスにつきましては、既に開通している東側区間と併せて、主要渋滞箇所である辻久保交差点の渋滞緩和や合志市北西部における移動時間の短縮効果を見込んでいます。

県としましては、これらの取組により段階的かつ着実に効果を発揮させるとともに、今後の交通需要の変化に対応するため、将来の基幹的な道路網を構成する国道387号や大津西合志線の整備を含め、引き続き、合志市における渋滞対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) まず、御代志駅からセミコンテクノパークまでのバスの実証運行についてお答えします。

本年2月に、通勤バスの新たなルート運行の可能性を探るため、県や合志市などが参画する合志市内通勤バス導入検討会による御代志駅からセミコンテクノパークを結ぶバスの実証運行が1か月間にわたって行われました。

朝5便、夕方6便の運行でしたが、期待していた電車からの乗換え利用は3割程度となり、利用者は1日平均で約26人と伸び悩みました。

また、アンケート結果では、運行距離が長く、それに伴い通勤時間も長くなることや自宅からバス停までが離れているなどの意見をいたたくなど、課題があると認識しています。

今後は、地元合志市とともに、公共交通利用に係る利用者のニーズ把握等をさらに進め、より利用が見込める運行形態を探ってまいります。

次に、公共交通機関へのシフトの取組についてお答えします。

公共交通機関へ転換を図るためにには、公共交通の利便性の向上が不可欠です。そのため、JR豊肥本線の輸送力強化を推進するとともに、原水駅、肥後大津駅からの通勤バスの運行支援などに取り組んでまいりました。

具体的には、JR九州に対して豊肥本線の輸送力強化を促すための要望を行うとともに、今年7月には、県や沿線自治体による豊肥本線輸送力強化促進協議会を設立し、豊肥本線の輸送力強化に向けて、関係者が連携して取り組む体制を構築しました。

また、原水駅とセミコンテクノパーク周辺を結ぶセミコン通勤バスについては、利用者の増加に伴い、今年4月に朝夕の時間帯における増便が行

われ、5月からは昼便の実証運行も始まっています。

さらに、令和6年10月から実証運行を始めた肥後大津駅と本田技研工業株式会社を結ぶ通勤バスについても、利用者が増加し、通勤手段として定着してきています。

加えて、この10月からは、今年度創設した県の補助制度を活用して、新たに大津町からセミコンテクノパーク方面への通勤バスの実証運行が開始される予定であり、さらなる利便性向上につながることが期待されます。

今後も、関係市町や交通事業者等と連携を密にし、需要に応じた柔軟な通勤バスの運行やJR九州への要望活動等を通じて公共交通機関の利便性向上を図り、車から公共交通へのシフトを後押ししてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 土木部長よりありがたい答弁をいただきました。

朝や夕方に387号線においては工事がなされていることは百も承知でしたが、それでもやはり、時間帯によりますが、渋滞の波は衰えず、むしろ最近は増えた感があります。

私が住んでいます須屋区において、前にもこの場で質問しておりますとおり、4車線化も着実に進んでいることには感謝申し上げます。

質問の中での通勤時の車から公共交通機関へのシフトを図るための取組について、再度検討していただきたいと要望いたします。

また、企画部長より交通機関への通勤手段について答弁いただきました。

課題も分かってきたと思います。これからも県の補助制度を活用して通勤バスの実証実験がスムーズに開始されるよう、強く要望いたします。

補助制度によると、大津町からもセミコン方面

への実証運行が開始されると聞きます。さらなる利便性の向上が期待されます。

次に、最低賃金に対する知事の受け止めと県の支援策について伺います。

最低賃金1,034円に対する知事の受け止めと県の支援策についてお尋ねします。

御承知のとおり、令和7年度の熊本県最低賃金は、最終的に、9月22日に熊本中央最低賃金審議会から熊本労働局長への答申がなされ、過去最大となる82円、8.6%アップの1,034円、発効日も、従来の10月からではなく、来年1月1日から適用されることとなりました。

これは、中央最低賃金審議会が示したCランクの目安額60円にプラス18円という額であり、初めて1,000円の大台突破とともに、全国最大の上げ幅という大きいインパクトを与えるものとなりました。

また、全国でも軒並み目安額を上回る答申がなされ、特に、Cランクでは、少ないところでも7円、最高では本県の18円上乗せなど、隣県や同ランクの県を意識したアップ額となっていると感じております。

大幅な最低賃金のアップは、労働者側から恐らく大歓迎されるものの、長引く原材料の高騰や物価の上昇、さらに、大幅な賃金上昇により、利益が上がっていない状況の中、多くの事業者の方が大変厳しいと受け止めざるを得ないと推察されるところです。

加えて、本県では、8月の記録的大雨で被災を受けた中小企業、小規模事業者も数多くおられます。復旧に係る経費のほか、大幅な最低賃金のアップは、非常に大きく影響し、復旧意欲に水を差すのではないかと危惧しているところです。

この最低賃金の大幅な上昇については、一過性のものではなく、政府は2020年代までに全国平均

を1,500円とする目標を掲げており、この目標達成のためには、毎年度7.3%ほどの引上げが必要となります。

熊本県においては、近年は全国平均を上回るペースで引き上げられ、一昨年は45円、昨年度は54円、そして今年度は82円のアップとなりましたが、これをさらに政府目標に向けて大きく引き上げていくことは、事業者にとって並大抵の努力では賄い切れないと思います。

また、最低賃金のアップは、パートやアルバイトのみならず、常勤職員の給与へも大きな影響を与えます。政府目標を達成するためには、全国と熊本との地域差を加味しても、県内の経済団体の試算で月額22万円程度まで引き上げなければならないということです。

加えて、これと連動して、若手職員を中心に、ほかの社員の給料も上げる必要があることから、中小企業、小規模事業者にとっては死活問題と言わざるを得ません。最悪の場合、倒産という痛ましい事態となることを危惧しております。

今年4月に熊本県商工会連合会が公表した経営への影響調査では、昨年度の最低賃金952円に対する受け止めを問われたところ、3分の2の事業者が負担となっているとの回答でした。

また、政府目標の1,500円については、ちょうど半数が不可能だと答え、1,500円に引き上げた場合での影響については、2割の方が廃業、休業等の検討と答えられております。このまま政府目標に向かって大幅なアップが続くとどのようになるかと、私も経営者の一人として大きな不安を抱くところです。

そもそも最低賃金制度は、労働者の生活保障のためのセーフティーネットとして、赤字企業も含め、強制力を持って運用されたものであり、最低賃金法では、生計費、賃金、企業の支払い能力の

3要素を考慮して決定することになっています。

ただ、今回の最低賃金の審議に当たっては、政府目標の2020年代での1,500円をかなり強く意識されたもので、ある意味政府主導ではなかったのかという感想を持ちました。

現に、国の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合、政府の補助金における重点的な支援を行うことや交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しするという方針が示されるとともに、担当大臣が幾つかの県知事のところに直接訪問し、働きかけもあったとのことです。また、それに応えるように、一部の知事が事業者支援の姿勢を早々に打ち出されました。

さらに、最低賃金が低いCランクの県を中心に、近隣県との差異や最低賃金の汚名を免れることを意識した過当な競争が行われるなど、事業者そつちのけで論議が進んでいたように感じております。

さらに、医療関係や介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育所等の社会福祉施設等は、診療報酬や介護報酬の公定価格により運営されているため、急激な最低賃金の上昇に対して、柔軟な対応ができにくい業種、業界です。これでは、安全、安心で質の高い医療や福祉サービスの提供に影響を及ぼしかねません。

そこで、木村知事は、今年度の熊本県の最低賃金、最終1,034円をどのように受け止めておられるのかをお尋ねしたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

最低賃金につきましては、去る9月4日の熊本地方最低賃金審議会の答申に対しまして、労働者側、使用者側各団体から異議申立てがなされておりました。そして、9月22日に審議会が開催されましたが、最終的には、答申内容に変わりはな

く、現行の952円から82円引上げとなる1,034円、発効日は、令和8年、来年の1月1日とすることで、熊本労働局長により決定がなされました。

今回の答申は、公益、労働者、使用者それぞれの代表によりまして、最低賃金法に基づく3要素でもあります、議員も御指摘いただきました、労働者の生計費、賃金並びに企業の賃金支払い能力を考慮されたものでございます。

公益委員の見解は、まず、労働者の生計費との関連が高い消費者物価のうち、食料費の増加率や、国の方針である実質賃金1%程度上昇という点に着目されました。その上で、価格転嫁や生産性向上が十分にできていない事業者の存在や8月の大雨被害の影響などを踏まえたものと伺っております。

なお、私に対して担当大臣からの直接の働きかけはないものの、私が定例記者会見でも述べておりますとおり、審議会の議論に知事が口を出すべきではない、そして、公労使の代表による審議会での議論の結果を尊重すべきと私は考えております。

結果として、全国最大の引上げ幅となったことにつきましては、若者の人材流出防止につながると思われる一方で、特に、中小企業、小規模事業者の皆様方にとっては、その経営判断に大きな影響をもたらすものであると受け止めております。

私は、賃上げというものは、企業が利益を出し、賃上げの原資を確保できることが大前提であり、そのためには、生産性の向上などによる経営基盤の強化、そして適正な価格転嫁が進んでいくことが重要であると考えております。

国では、既に、中小企業の設備投資などに係る費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象事業者の拡大などを実施しております。また、中央審議会が示す目安額を超える最低賃金の

引上げ幅となった都道府県に対しては、交付金などでの支援を行うとしております。

県としましては、従来から、商工団体と連携して、収益性の確保や人材不足といった企業が抱える個々の経営課題に応じた専門家の派遣や経営指導員による伴走型の支援、これを実施しております。

また、本年4月には、生産性向上のために、国や県の補助金を活用する事業者の自己負担を1割にまで軽減する上乗せの補助も開始したところでございます。

加えて、適正な価格転嫁のため、経済団体などの協力の上で、SNS広告やポスター掲示などの広報により一般消費者への理解促進を図るとともに、経営者を対象とした価格転嫁の手法を学ぶセミナーを開催することとしております。

今後、国の新しい支援事業を注視したいと思います。そして、商工団体などと緊密に連携しながら、中小企業、小規模事業者の方々の不安をしっかりと受け止めて、企業が利益を出し、賃上げの原資を確保できるよう、生産性の向上や価格転嫁等の取組を力強く支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 今回のような大幅な引上げに対しましては、中小企業、小規模事業者の生産性向上を進めるなど、経営基盤を強くする取組への支援強化が必要と考えます。政府も、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすると示されておりますが、熊本県においては、どのような事業者支援を考えておられるのか。

次に、子供を取り巻く問題について。

不登校児童生徒への支援について伺います。

昨年11月の地元紙に、小中学校の不登校児童生徒が過去最多となったとの記事が記載されました。

文部科学省の定義によれば、病気やけが、または経済的理由がなく、1年間で30日以上欠席することを不登校としています。

調査の結果、全国で不登校の子供たちは34万人を超える、11年連続で増え続け、熊本県では5,848人とのことです。

不登校の要因として、新型コロナ感染症による登校意欲の低下、友達関係、勉強が分からぬなど、特別な配慮が必要な児童生徒への支援に課題が残されており、中には無理して学校に行かせる必要がないと考える保護者が増えたとも言われています。

23年に、文部科学省は、総合的な方針を公表しました。空き教室を利用した校内教育支援センターや学びの多様化学校と言われる、いわゆる不登校特例校などの設置を進めていると聞きます。

インターネットの仮想空間メタバースに学校をつくり、児童生徒が分身であるアバターをつくり、仮想空間の中で同様のほかのアバターの子供たちと交わり、社交性を築いていくというシステムもありました。

また、一部自治体では、フリースクールの利用料を助成する取組も行われているとのことです。

しかし、これら受皿の確保だけではなく、不登校の児童生徒たちが安心して過ごせる環境づくりが必要ではないでしょうか。県教育委員会の行っている不登校支援について、教育長に伺います。

次に、ヤングケアラーの支援についてお尋ねします。

ヤングケアラーとは、子供や若者が、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話をする役割を過度に果たしていることを示します。彼らは、

親、兄弟姉妹、祖父母、または近親者の面倒を見たり、支援を提供したりすることが求められます。

2020年に厚生労働省と文部科学省が中学生と高校生を対象に実施した初の全国調査によると、中学生の約5.7%がヤングケアラーである可能性があります。高校生では4.1%とされます。2021年度の追加調査結果では、さらに小学生にもヤングケアラーが存在することが確認されています。特に、小学校高学年の約6%程度が該当するとされています。

上記データを基に、全国の中高生全体の約4～6%がヤングケアラーであると考えられており、その人数は数十万人規模に達する可能性があります。加えて、小学生や20代前半の若者も含めれば、さらに多くの人数が該当すると見られます。

そのパーセンテージを熊本県内の小学生から高校生までの児童生徒約18万人に当てると、合計で9,000人ほどがヤングケアラーである可能性があります。熊本県では、高齢化が進んでいるので、それ以上の数字が見込めるかもしれません。

ヤングケアラーが直面する問題は多岐にわたります。

1つ目に、学業への影響があります。

ヤングケアラーは、家族の世話などのために過度に時間とエネルギーを割かなければならず、学校への出席や宿題の提出に影響を受け、これにより学業の成績が低下し、将来の教育や職業の機会に影響を及ぼす可能性があります。

2つ目に、社会的な孤立の問題です。

ヤングケアラーは、自分自身の苦境や責任により、同年代の友人との交流や社交活動に参加する機会が制限される場合があり、これにより彼らは孤立感を経験し、心理的なストレスを抱えることがあります。

3つ目に、身体的、精神的な健康の問題です。

長時間にわたる責任やストレスにより、ヤングケアラーは、身体的な健康問題や精神的な不安や鬱病に苦しむことがあります。自分のニーズや感情を無視してまで家族のケアに専念することは、彼らの健康に大きな影響を及ぼす可能性があります。

最後に、支援に関する問題です。

ヤングケアラーの存在や彼らが抱える問題についての認識や理解が不十分で、適切なサポートを提供する体制が整っていないことがあります。彼らが必要とする情報やリソースにアクセスできないことがあります。彼らの声に耳を傾け、どのような支援があれば助けとなるかを聞き出し、フォローすることによってヤングケアラーの負担を軽減することが必要だと考えます。

こども家庭庁の推し進める、省庁や地方自治体が連携し、子供、若者の意見を聞き、政策に反映させるという「こどもまんなか社会」熊本県では、それを「こどもまんなか熊本」として推進しておられますが、現在、県では、ヤングケアラーの取組としてどのような施策が取られているのかを、実情、課題、また、解決策等について、健康福祉部長に見解を求めます。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、不登校児童生徒に対し、様々な支援を行っています。

まず、学校には登校できるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒については、校内の別室で学習等が可能となる校内教育支援センターを設置する市町村への支援を行っています。

また、自宅等から外に出ることはできるが、学校には登校できない児童生徒については、市町村教育委員会が学校以外の場所に設置している教育支援センターや民間団体等が設置しているフリー

スクールなどがその支援場所となっています。

そこで、県教育委員会では、これらの関連機関との連絡協議会を毎年実施し、不登校児童生徒への適切な支援や学びの保障等について、指導、助言を行っているところです。

さらに、本年10月からは、主に家庭等で大半を過ごしている児童生徒への支援として、オンライン教育支援センターを開設し、5市町村において試行することとしています。

一方、議員御指摘のとおり、不登校の児童生徒が安心して過ごせる環境づくりについても大切であると認識しています。

文部科学省委託事業の調査研究によると、不登校のきっかけ要因について、教職員への反抗、反発と答えた割合は、教師が3.5%、不登校児童生徒が35.9%と、回答にずれが生じた結果となっています。

さらに、国の誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランでは、学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データが紹介されています。

これらのこと踏まえ、県教育委員会では、不登校の未然防止対策として、アンケート等を活用し、学校の風土や雰囲気を見える化する取組とともに、より効果的な教職員研修に取り組んでいます。

今後とも、大切な児童生徒一人一人の状況に寄り添いながら、誰一人取り残されることのない学びの保障の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

〔健康福祉部長下山薰さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薰さん） ヤングケアラーについては、議員御指摘のとおり、家族の介護など、年齢に合わない過度な負担や子供として必要な時間を持てないことにより、心身の健やかな成

長や学業などに大きな支障が生じるおそれがあり、重大な問題であると認識しています。

国の調査を踏まえ、本県でも、令和3年度と4年度に、小学生から大学生を対象とする実態調査を行いました。

この調査において、自分がヤングケアラーに当たるとの回答が1.2%～2%あり、本県でも、ヤングケアラーが一定数存在すること、そして、その多くが、自分の置かれている状況や困り事を誰にも相談した経験がないという課題が明らかになりました。

これを踏まえ、県では、令和4年7月にヤングケアラー相談支援センターを開設し、本年8月末までに延べ794件の相談に対応してまいりました。

ヤングケアラーは、自らが置かれた環境を当たり前のものと認識していることが多いため、コーディネーターが自ら地域や学校を訪問し、相談窓口の周知や出張相談会の開催など、本人に直接つながるための取組を実施しています。

さらに、家族の介護、その他の日常生活の世話を過度に行っている子供の存在に、周りの人が気づき、支援につなげられるよう、福祉や教育関係者を対象とした研修会を開催するなど、早期発見に向けた取組も行っています。

このような子供の支援に向けては、家庭内の問題に立ち入ることになるため、本人だけでなく、家族の思いなどにも配慮して調整を進める必要があります。

このため、センターでは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ専門のコーディネーターが、家庭の状況や支援についての意向などを丁寧に確認しながら、適切な福祉サービスにつなぐなどの対応を行っています。また、支援を実施する機関との協議などにも参加し、より踏み込んだ支

援を行っています。

今後も、誰一人取り残さない社会、そして、子供、若者がきらきら輝くこどもまんなか熊本の実現に向けて、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラー支援にしっかりと取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 私が申し上げました校内教育支援センターやオンライン教育支援センターの設置支援自治体においての試行がされるとのお答えをいただきましたが、児童生徒において最もよりよい方法と思われますが、現状やその様子も知りたいところです。学校風土や環境整備などの取組もしているとのお答えをいただき、安心しました。少しでも不登校の児童生徒がなくなることを願います。

ヤングケアラーについては、ただいま国勢調査が行われている真っ最中でありますが、調査員の方々も大変御苦労されているように聞いております。その中でも、少しでもヤングケアラーの現状を把握でき、手厚い支援ができればと願うばかりです。誰一人取り残されない社会に向けて、国の宝である子供、若者に寄り添って、豊かな生活の実現を希望します。

私も、ヤングケアラーの経験者でございます。幼いときに親が離婚しまして、ばあちゃんっ子で育って、そのばあちゃんが寝たきりの脳卒中だったんですね。その世話をするために、やっぱり右半分が利かない状態で、本当にやっぱり子供ながらに何でこんな生活をするんだろうか、そんな思いを強く持っていました。やはりヤングケアラーを一掃するような施策をするべきではなかろうかなと思っております。

最後になります。

若者をむしばむ大麻汚染について。

数か月前の新聞に、某大学の体育部での大麻汚染が報じられていました。O Bの中には日本一になられた方も在籍されており、私のおいっ子も高校から在籍し、練習は名の通ったスバルタだったと聞いています。その強豪であった大学が大麻汚染されていたことに、考えられないほどのショックを受けました。

大麻汚染は、恐らく熊本でも広がりを見せていくと思われます。体をむしばむ大麻、大きな事件を引き起こすかもしれない心配の種であるこの問題を、今取り上げ、早期に解決していただきたいと思います。

若者が体をむしばむ薬物に手を染めるのは、最初は興味半分、または知り合いに勧められてなど、ありとあらゆる誘いで手を染め、そして、いつの間にか常習者となり、身を引くことができないようになっていくのではないかと心配でなりません。

そこで、現在、熊本県下において、どの程度大麻汚染が広がっているのか、現状と今後の対策について、警察本部長にお尋ねいたします。

〔警察本部長佐藤昭一君登壇〕

○警察本部長(佐藤昭一君) まず、県内における大麻事犯の現状についてお答えします。

県内における大麻事犯の検挙人員については、過去5年間を見ると、毎年50人程度で推移しております、令和6年は44人となっています。

令和6年における全薬物事犯の検挙人員は104人であり、このうち大麻事犯が占める割合は4割を超えております。

また、令和6年の大麻事犯検挙人員44人のうち、約6割に当たる26人が30歳未満と、若年層における大麻乱用が顕著であります。

この背景には、若年層において、大麻は有害ではないなどの誤った情報が流布し、大麻に対する

危険性の認識が低いことやSNSを通じた大麻を入手できる環境の存在等が要因であると考えられます。

なお、令和6年12月に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行され、大麻の使用が新たに禁止されるとともに、違反した場合には重い刑罰が科せられることとなりました。

次に、対策についてお答えします。

県警察では、まず、検挙については、末端乱用者の徹底検挙、薬物密売組織の壊滅による供給源の遮断などの捜査を推進しております。

昨年10月には、大麻栽培事件を検挙するとともに、過去最大規模となる末端価格約2億5,000万円相当の大麻を押収するなど、県内における大麻事犯の取締りを強化しています。

また、大麻乱用の抑止に関する取組については、小中高、大学生などを対象とした薬物乱用防止教室の開催、DVD、薬物標本などを搭載した薬物乱用防止広報車による広報啓発活動、プロスポーツチームと連携した大麻に特化した乱用防止キャンペーンなど、薬物の危険性、有害性を正しく認識させる抑止活動を実施しております。

このほか、サイバーパトロールによるインターネット上の違法薬物情報の発見、削除も行っております。

このように、大麻乱用が深刻化する中、県警察においては、検挙と抑止を両輪に大麻事犯対策を推進しているところでございまして、今後も引き続き、関係機関との連携強化を図りながら、大麻などの違法薬物対策に全力で取り組んでまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 このような犯罪は、私たちの子供の頃は考えられなかつたんですね。オレオレ詐欺

もはやっていますし、また、今朝の新聞に、国政調査の調査員に成り済まして犯罪を起こす、いろんな情報を得ることができる、そんな記事も載っていました。

やはり私たちが考えられないことをいろんな形で多岐にわたって広げていく、そんなすべは私たちの子供の頃には何とも思いつかなかつたんすけれども、やはりそういう形で犯罪を仕組んでいく、そういう人たちがいることに注意をしなければなりません。

いろんな種類の特殊詐欺や、つい最近の報道では、何と県内の女子高校生が覚醒剤を使用したという記事も載っておりました。多くの犯罪から学ぶべき問題と考えられます。

私の一般質問はこれで全て終了しましたけれども、何度この場に立っても慣れる事はないでしょう。

多岐にわたる質問に、前向きに——知事、執行部の皆様に心より感謝して、これからも頑張っていきますので、どうぞ議員の皆様の御支援をお願いして、これで私の一般質問を閉じたいと思います。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時7分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

立山大二朗君。

〔立山大二朗君登壇〕(拍手)

○立山大二朗君 皆様、こんにちは。

何時からこんにちはかおはようかってなかなか難しいところなんすけれども、自由民主党・山鹿市選出の立山大二朗です。質問の機会をいただ

いた先輩議員や同僚議員に感謝申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

まずは、本日最初の質問として、県庁の人材不足に真っ正面から向き合い、人材の獲得につなげつつ、BPR掛けるデジタルで仕事の設計そのものを変え、限られた人員でも行政サービスの質を落とさない体制づくりについて、知事の御見解を伺います。

なお、質問の性質上、大変片仮名が多くなりますので、どうぞ御了承ください。

前提として、本県の人口は、1998年を境に減少傾向にあり、本年7月時点の推計人口は168.5万人、国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま何も対策を講じなければ、2050年には135.5万人になると推計されています。こうした人口減少の進展により、地域活動や企業活動、行政運営などの様々な場面で人材不足が顕在化しています。

人口減少社会においては、長期的には職員数の減少は避けられないことは明らかです。県としても、対策に取り組んでおられます但、減少ペースを緩やかにすることはできるとしても、右肩上がりの人口増加といった劇的な変化を今後期待することは困難だうと思われます。

また、慢性的な人手不足は社会全体の課題であり、県職員の採用不振や若手職員をはじめとした離職者の増加等、職員確保を取り巻く状況も、非常に厳しいものがあります。

県庁の職員採用試験において、大学卒業程度の事務系行政職員の受験倍率は、令和2年度には5.7倍でしたが、直近の令和6年度においては2.5倍にまで低下しています。少子化、採用難、さらには退職ピークの到来で、人を増やすだけでは限界があるのです。

一方で、行政需要は、従来よりも多様化、高度

化、複雑化しており、よりきめの細かいサービスの提供が求められている面も否めません。本県においても、自然災害への備えに加え、半導体産業の集積加速化やこれに伴う道路整備、渋滞対策等々、地域特性を踏まえた行政需要がめじろ押しです。

このため、人材が不足する中にあっても、行政サービスの水準を維持するためには、デジタルを活用した業務効率化が必要不可欠になることは論をまたないものです。従来まではマンパワーで補っていた業務をシステム構築や高度なデジタル技術等で補わなければ、県行政に対する県民の期待に応えることは難しくなるのではないかでしょうか。

県庁では、少なくとも現在のマンパワーをフル活用できるよう、様々な働き方改革に取り組んでおられるようです。

具体的には、多様な働き方を認めるテレワークの推進、渋滞解消やワーク・ライフ・バランスの向上につながる時差出勤の利用拡充、男性職員の育休文化の定着に向けたハッピーシェアウィークスなどの取組が広く知られるところです。職員一人一人の多様な働き方を職員同士が互いに認め合いながら、県庁としての組織力を十分発揮していくために、大変効果的な取組だと思います。

このように、働き方改革はしっかりと進めていただいているが、これからは、業務改革や業務見直しなど、いわゆるBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングを積極的に進めることも、併せて必要になってくるのではないかと私は考えています。働き方改革と業務改革、この大きな2つの両輪を回しながら、県民の期待に応え続ける県行政を実現していただきたいと願ってやみません。

先述のとおり、行政需要は、ますます多様化、

高度化、複雑化しており、限りある県の人材で成果を最大化するためには、県においても、既存の組織体制の見直しに加え、BPRやデジタル技術の活用など、さらなる業務の効率化の推進が喫緊の課題となっております。

もう少し具体的に申し上げれば、人の努力に依存するやり方から、標準化、自動化、オンライン化を前提とする新しい業務設計への転換が必要です。

国においても、基幹システムの標準準拠、ガバメントクラウド移行、そして、書かない、待たない、回らない窓口の実現が示されています。本県も、この流れを人材確保、育成の戦略に直結させるべきものと考えます。

そこで、デジタル技術の活用による県庁業務の改革促進に向けて、今後、県としてデジタル人材の育成にどのように取り組むのか、これまでの実績も含めて、知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君） 立山議員から県行政のデジタル化の推進について御質問いただきました。

本県の人口は、御指摘いただいたとおり、1998年を境に、今減少を続けております。少子高齢化が進展する中で、地域産業や地方自治体では、人材不足が顕在化し、人材獲得競争が非常に激化しております。

県では、民間経験者の採用ですか、春期に前倒しして実施する試験枠の拡大など、採用に向けた不断の努力を続けてはおりますが、今後、さらに人口減少、少子高齢化が進展すれば、将来的に県民サービスの安定的な提供を行うための組織体制の確保が困難になることも懸念されております。

一方で、気候変動などによる災害の頻発化、激甚化、また、半導体産業の集積、グローバル化の

進展など、本県を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続けております。議員から御指摘いただきましたとおり、県が果たすべき役割は、ますます高度化、多様化していかざるを得ないと認識しております。

今後、この限られた人員でこれまで以上に多様化するニーズに対応していくための組織力の強化、これが極めて重要でございまして、デジタル技術を活用することなどによって、業務の進め方、組織の在り方を根本的に見直して、効率化と最適化を図る、議員御指摘のまさにBPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、これを本格的に推進することが必要不可欠であると考えております。

現在、県のデジタル戦略局にDX相談窓口を設置しまして、民間人材も活用しながら各所属の業務の見直しを進めております。昨年度は、職員の優れた業績を表彰する木村賞という職員表彰制度があるんですけれども、そこにおいて、DXによる業務改善効果が高い事業がグランプリを——職員が個人で考えたんですけれども、グランプリを受賞するなど、デジタル技術を活用した業務改善の取組が、今次々と生まれているところでございます。

また、AIを活用した議事録作成ツールによって、昨年度1年間で県庁全体で約1万4,000時間の業務量の削減につながるなど、デジタルツールを活用した業務効率化も成果が現れつつあると考えております。

今後、こうした取組を全庁的に広げていくためには、慣習ですか、これまでのやり方に固執することなく、全ての職員がやってみなっせの精神で新たな仕組みを積極的に取り入れていく姿勢を持って、実際に行動に移していくことが重要であると考えております。

のことから、今年3月に全面改定いたしました県の人事・人材育成基本方針、ここにおいて、全職員がコスト意識や経営感覚を持ってデジタルを活用しながら業務効率化に取り組むことですか、各所属のBPRのこの推進役を担うデジタル人材を育成すること、これをこの基本方針に明記いたしました。

さらに、現在、このデジタル人材の具体的な育成方針を策定中でございます。年度内を目指し、育成プランや育成カリキュラムを取りまとめる予定でございます。

デジタル技術の知識とリーダーシップを併せ持つ人材を数多く育てていくことで、飛躍的に業務効率化を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、単なるデジタル技術の導入にとどまらず、組織の文化とか働き方を変革することで、人口減少社会の中においても、県民サービスを向上させ、県民の皆様の豊かな生活につながるよう、私と県職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 既に、木村賞という人事的な評価にもつなげていただいているのは、大変ありがたい試みだと思いますし、また、デジタル化に積極的な熊本県庁というプランディングが構築できれば、その方面に感度の高い学生や若い方々の獲得にも資するところが大きいものと考えます。

また、知事より、年度内をめどに育成プランやカリキュラムを取りまとめる予定との御答弁をいただきました。

近い将来には、業務設計、サービスデザイン、データアーキテクト、自動化開発などのスキルを持つ人材を各部局に配置、また、人手依存の高い業務、例えば上位100件などを横串で洗い出し、

棚卸し——全庁的にですね。して、生成AIの活用をはじめ、標準化、廃止、集約、外部委託、また、自動化の適合性による仕分をしていったり、事務削減や再配置のKPIの明示、いったものにつながったりすればというふうに存じます。

加えて、国が推奨しているというか、義務化しているんですけれども、ガバメントクラウド移行による効率化やフロントヤード改革、特に、窓口での書かない、待たない、回らない、先ほども申しましたが、こういった窓口の実現、県庁で整備した実績の市町村支援との共同化ですね。こちらも、見える化と学び合いで全体の底上げを図る体制を、スケジュール感を持って取り組んでいただければと存じます。

人手不足の時代こそ、県庁は、人に優しい業務設計へ踏み出すべきです。BPRとデジタルと人材育成を一体で回すこと、これが持続可能な県政の土台になります。また、県内の民間事業者にとって、DX導入の優れた実例にもなるかと存じます。知事の力強いコミットメント、そして、期限、KPIを伴う具体的な施策をお願い申し上げ、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、産業振興に向けた国家戦略特区の活用について伺ってまいります。

世界的半導体企業の進出以降、関連企業の立地や地場企業を含めたサプライチェーンの強靭化など、半導体関連企業を中心に産業振興の動きが活発となっています。

この動きを、さらに強く、持続的なものにするためには、県内で新しい産業が生まれることが重要です。その原動力となるのが、革新的な技術による製品やサービスの提供により新たなビジネスモデルを追求し、短期間での成長を目指す、いわゆるスタートアップ企業ではないかと考えます。

本年6月、熊本県は、熊本市とともに内閣府の

スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定されました。スタートアップ企業創出に向けた産学官金が連携した取組が進んでいます。

現在、我が国を覆っている将来への閉塞感は、既存の制度や社会システムの枠に捉われ、新たな発想やビジネスを起こしにくい状況が背景にあるというふうにも言われます。また、地域においても、人口減少が避けられない中で、イノベーティブで活力あふれる姿を実現することが求められます。スタートアップ企業が生み出す新たな技術、サービスは、ビジネスによる地域課題の解決にもつながるものです。

本県は、様々な地域課題を抱えています。都市部などにおいては、渋滞が課題となっています。地方部においては、若年層の都市部への流出をはじめとする過疎化や高齢化の進行が止まりません。中山間地を多く抱える地域では、農地の荒廃や担い手不足の問題も深刻です。このような地域課題の解決に向けた新しいビジネスを生み出すフィールドとして、本県は大きな可能性を秘めていると私は考えます。

新しい発想と技術で地域課題を成長のエンジンに転換するスタートアップを生み出すことで、ここ熊本から日本全国に経済成長の波を広げることができるのでないでしょうか。そして、この新たな経済成長を実現するためには、既存の規制、制度を突破しなくてはなりません。

本県は、令和6年6月に、国家戦略特区の産業拠点形成連携“絆”特区に指定されました。国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革により、地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境づくりを目指すものです。この指定により、新たな規制改革の提案や先行して実施されている特区事業の活用を県全体でできるようになりました。

スタートアップ企業などが新しい発想でビジネ

スを展開しようとするとき、既存の法制度が想定していないケースも多く、事前の調整に時間とコストがかかるなど、革新的な技術やサービスを生み出す際の障害となることが考えられます。この障害となる規制等について、特区制度を最大限に活用して突破していただきたいものです。

特区制度の指定により、現在の制度そのものが産業振興に支障となっている点を掘り起こし、ブレークスルー思考で実証事業を行うなど、新たなビジネスチャンスを切り開く機会がもたらされています。この好機を逃してはなりません。

そこで、本県の新産業創出に向けた国家戦略特区の取組について、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長（富永隼行君） 本県は、昨年6月の国家戦略特区指定以来、産業人材確保のほか、スタートアップ創出、新技術開発に向けた環境整備など、様々な観点で規制・制度改革に取り組んでいます。

まず、産業人材を確保するため、外国人エンジニアの受入れ・就労促進事業を開始し、技術、人文知識、国際業務に従事する外国人材に係る在留資格審査の迅速化を図ったところです。

新しい産業が生まれるためには、議員御指摘のとおり、スタートアップの創出も重要です。

新たに創業する場合、法人の定款認証、税務手続、社会保険など、様々な手続が必要となります。その申請窓口は各所管省庁に分かれており、手続の支援を行う専門家も、司法書士、税理士や行政書士などと異なります。このため、起業者にとっては、不慣れな手続がそれぞれに必要となり、事業の開始に時間を要するという課題があります。

そこで、国家戦略特区制度により省庁間の事前調整を行い、各種申請に関する相談や支援を総合

的に行う開業ワンストップセンターを新たに設置し、円滑な創業を支援します。

また、新たな技術を基礎として、高付加価値を生み出す産業を創出するため、技術開発を社会実装につなげる実証の場も重要です。

このため、近未来技術実証ワンストップセンターにおいて、自動車の自動運転やドローン等の先端技術開発に向けた実証実験を行う事業者に対して、関係法令の手続に関する相談対応を行っています。

さらに、実証に当たって、多くの関係者との調整が必要な場合には、迅速な実施につなげるため、複数の規制省庁に一括して許可を得る規制のサンドボックス制度の活用を進めてまいります。

スタートアップや産学連携による革新的な新産業創出に向けて、国家戦略特区を最大限に活用した新たな規制・制度改革を実現し、熊本から全国へ経済成長の波を広げることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 企画振興部長の御答弁でも、自動運転やドローン等の先端技術開発について言及いただきましたように、県内の課題に対応できるような技術の実証実験、また、県内の中山間地域における課題、例えば、野生鳥獣被害の対策や人手不足に対応するスマート農業の実証実験など、まさに本県だからこそその新産業創出につながるものと確信します。

また、この戦略特区は、熊本県全体で指定されているものですから、県内の様々な地域で、課題をチャンスに変えられるよう、前向きに取り組んでいただければと存じます。

これから進展するサイエンスパーク構想ですが、先ほど池永議員の御質問にもございましたが、そのサイエンスパークに全てを集中させるの

ではなく、ハブとしての機能を持たせた上で、県内各地域に学術研究や実証実験の場を広げていくことで、経済波及効果を県内全域にもたらすことができるのではないかと存じます。

そのためにも、市町村自身がもっと主体的に営業をかけて、研究機関やベンチャーを誘致する気概も必要かと存じます。山鹿にも小学校跡地を活用したインキュベーション施設でもあるYAMA GABA S Eがありますが、そういった民間との連携や遊休化している公共スペースの活用などにも広がっていくとよいのでないでしょうか。ぜひ、市町村を巻き込んだ形で、県からも御支援いただければと存じます。

今回の取組により、熊本は起業しやすい土地だ、スタートアップを応援してくれる場所だというブランディングができ、国内外の人、物、金が集まり、ひいては県内の若者も、地元で稼いで、安心して暮らせる地域になるような事業展開を願います。

続きまして、熊本の歴史文化を守り伝えていく取組、その中の文化財レスキュー事業について伺ってまいります。

令和7年8月豪雨では、熊本県内各地で貴い人命が失われたほか、住宅や農作物等も含め、甚大な被害がありました。

ここに、改めて亡くなられた方々へ哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げます。

さて、本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨など、ここ10年程度の間に多くの自然災害に見舞われてきました。

被災した家屋や施設の復旧にも膨大な時間と費用がかかります。また、同時に、被災文化財の復旧については、物によってはそれをはるかに超える時間と労力を必要とする場合があります。熊本

地震で被災した熊本城などがその典型と言えるでしょう。

長期にわたり、安定して熊本城の復旧事業を実施するためには、今後、専門の技術者や技能者の人材確保と、20年、30年を見据えた世代交代や技術継承が課題になります。

当然のことながら、被災した公共土木施設の復旧や農林畜水産業関係の被害対応、被災者の生活再建が最優先と存じます。その上で、自然災害により被災し、傷ついた文化財を元の姿に戻すことは、大変な労力が必要であり、一度完全に失われてしまったら、二度とこれを手にすることも目にすることができなくなります。文化財等の被災は、ふるさと熊本の歴史や文化の一端に触れる貴重な機会が失われてしまうという、極めて憂慮すべき事態であると私は考えます。

令和7年8月豪雨におきましても、民間レベル、草の根レベルで保存していた貴重な文化財や古文書等が水害に見舞われているようです。

県では、浸水被害の大きかった地域に職員を派遣し、被災した貴重な歴史的資料を一時的に預かる文化財レスキュー事業を実施しています。県が、一旦預かった古文書等を、応急処置して所有者に返却する取組です。

水害に見舞われた古文書等は、一旦水につかると、紙がふやけて文字が判読できなくなるだけでなく、紙が乾く際に凸凹ができたり、紙が束になって固まってしまったりして、本来1枚ずつ記載されていた貴重な記録を確認することが困難になり、学術研究に支障が生じるなど、被害は深刻なものとなります。

自然災害により被災した民間所有の文化財や文化的、歴史的価値の高い資料の適切な応急処置と保存は、ふるさと熊本の歴史や文化の長年にわたる足跡を示す大事な事業です。

そこで、令和7年8月豪雨被害のほか、これまでの災害対応を含めた文化財レスキュー事業の現状と今後の方向性について、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 文化財レスキュー事業の現状と今後の方向性についてお答えします。

県教育委員会では、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨の際被災した古文書など、文化財としては未指定であっても、地域の歴史と文化を物語る幅広い資料を対象に、救出や一時保管などをを行う文化財レスキュー事業を実施してまいりました。

一連の救出活動は、市町村、文化庁及び国の専門機関である独立行政法人文化財防災センターと連携して進めており、救出した資料の中には、後に新たに歴史的背景が明らかとなった文化財も含まれていました。

このような活動内容については、文化財復旧記録集を作成し、被害が起きた場合の初動対応及び復旧業務のノウハウについて、県内外の関係機関にも活用いただけるよう周知してまいりました。

このたびの8月の大雨災害においては、発災後、古文書などを所蔵する住宅を職員が直接訪問して被害状況を確認し、廃棄、散逸の防止を働きかけました。また、当該レスキュー活動をホームページやSNSで発信したところ、事業を支持、支援する多くの意見をいただきなど、活動の認知度の広がりを感じているところです。

このような活動が速やかに実施できたのは、これまでの災害対応を通じて貴重な歴史的資料の保全に努める市町村や関係者との協力連携体制を築いてきた結果だと考えています。

さらに、県で実施している市町村職員等を対象とした研修会においても、毎年、文化財防災をテーマに取り上げ、学芸員の資質向上を図るなど、

防災体制の裾野を広げる取組も継続して実施しています。

県教育委員会としては、今後とも、市町村や文化庁等関係機関と緊密に連携し、知見を広げ、経験を深めながら、次世代に引き継ぐべき熊本の宝である文化財のレスキュー活動に、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 教育長より御答弁いただきましたように、教育委員会における文化財レスキュー事業に心から感謝申し上げるところでございます。

明日27日より、装飾古墳館において、企画展「被災古墳の現在(いま)～熊本地震からの復旧～」が始まります。被災した県内の古墳について——先ほど文化資料の話をしましたけれども、今回は古墳ですね。この復旧の進捗状況などを紹介し、将来的な古墳の保存について考えていくものだそうで、大変私としても楽しみにしております。

山鹿のオブサン古墳も、ちょうど被災していたんですが、先ほど新事実が発見されたということを御答弁いただきましたけれども、その後の修復作業により新事実の発見、その石の由来ですか、そういったものにつながるなど、まさに蒲島前知事がよくおっしゃっていた、逆境の中に夢のようなケースもございます。

しかしながら、これまでの災害では、民間が保有している古文書等が大量に廃棄されていたとも聞き、非常に残念に存じます。文化財だけでなく、歴史資料などの文化的なものは、県や地域にとって貴重な財産で、保存すべきものです。被災文化財の復旧や、そもそも被災しないような効果的な保管の在り方の検討などに前向きに取り組んでいただきたいと存じます。

そのためにも、文化財の保護や歴史的資料の保存など、県民が広く関心を向けるようなムーブメントを起こしていただければ幸いです。SNSでの告知などにも取り組んでいただいているとのことです、やっぱり生活に密着していない課題であるため、なかなか難しい面もございますが、着実に取組を進めていただくよう願います。

続きまして、歴史的資料のデジタル保存について伺ってまいります。

今年1月24日から3月9日まで、くまもと文学・歴史館で「くまもとを拓く—熊本県公文類纂展ー」が開催されました。明治期を中心に、熊本県庁が作成、整理した公文類纂には、明治9年の神風連の乱や明治10年の西南戦争などの重大事件、鉄道、港湾、干拓などのインフラ整備、製紙業の振興など殖産興業、自然災害や流行病など、熊本の近代史を知ることができる様々な記録が残されています。

この中には、熊本が発祥の地とされる和紅茶に関する記録がございました。くまもと文学・歴史館の学芸員の方が、公文類纂を解読、分析した結果明らかになったことですが、明治の初め、中央官庁の機関である勧業寮の職員が、山鹿湯町、現在の山鹿市中心部を訪れ、和紅茶の技術や知識を教える伝習を行ったことをきっかけとして、県内で紅茶の製造が始まり、海外、ロンドンにまで輸出されたそうです。

以前から、山鹿市鹿北町椎持に和紅茶の伝習所があったと、製造していたということは分かっていたんですが、具体的な場所、また、当時の状況が分かる文献は不足しておりました。

山鹿市は、本年、和紅茶の発祥150年を迎え、今回判明した重要事実が地域の魅力向上につながるのではないかと、茶業関係者を含め、地元では大変喜んでおります。

このように、公文類纂をはじめとした歴史的資料は、熊本の歴史や文化、地域社会の記憶を伝える県民の貴重な財産であり、大切に保存して後世に伝えていくとともに、教育や地域づくり、産業など、様々な分野に生かしていく必要があります。

しかしながら、歴史的資料の多くは、経年劣化や、前項で申しました自然災害などによる破損、散逸などの危機にさらされています。

近年、こうした歴史的資料を守り、その歴史的、文化的価値を将来に継承していく有効な手段の一つとして、デジタル保存が注目されています。

デジタル化により、資料の劣化防止と長期保存が可能となるだけでなく、資料の加工、編集が容易になり、閲覧性、検索性も向上するため、活用の幅も大きく広がります。

一方で、デジタル化には、専門的な知識や技術を持った人材の育成が必要不可欠であり、特に若手人材の育成が重要であると考えています。

そこで、県立図書館に所蔵されている歴史的資料を、将来に継承、活用していくため、県教育委員会ではデジタル保存にどのように取り組んでいるのか、教育長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立図書館が所蔵する歴史的資料のデジタル保存の取組についてお答えします。

現在、県立図書館では、歴史的価値がある古文書など約7万5,000冊を所蔵していますが、歴史的資料を適切に保存、管理し、後世に伝えていくことは、知の拠点としての県立図書館の重要な役割と考えています。

これまで、県立図書館では、明治・大正時代を中心とした近代行政文書群である熊本県公文類

纂や永青文庫の古文書など、利用ニーズの高い歴史的資料について、約1万6,000冊の複製本や約900本のマイクロフィルムを制作するなど、原本の劣化を防ぎながら、利用者の方が容易に閲覧できる環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、原本と同様に、紙やマイクロフィルムによる複製品についても、経年劣化が課題となっており、活用の場や方法も限られていました。

議員御指摘のとおり、歴史的資料を長期保存できるデジタル化は、閲覧や展示方法の多様化、研究の高度化、文化の継承、普及、地域経済の活性化にも大きな可能性をもたらす有効な手段であると考えています。

そこで、本年度から、国の補助事業を活用し、歴史的資料のデジタル化の取組を本格的に開始したところです。

具体的には、江戸時代の熊本を歴史的、地理学的に伝える貴重な文化遺産である肥後藩絵図全367点のうち、文化的価値がより高く、一辺が4メートルを超える熊本城や河川の重要絵図など165点について、専門業者に委託し、デジタル化を進めています。

あわせて、専用機材の操作や画像処理、データ保存形式等を学ぶ撮影技術研修会を実施し、若手、中堅職員を中心とした人材育成に取り組むとともに、高校生や大学生など若い世代へ裾野を広げるため、インターンシップや博物館実習等を通じて、デジタル保存の意義や重要性について伝えていくこととしています。

今後とも、本県の豊かな歴史と文化を将来に引き継ぎ、教育や観光、地域づくり等の分野において積極的に活用いただけるよう、貴重な歴史的資料のデジタル保存を進めてまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 災害からの資料保存という面でのデジタル化はもとより、さらに踏み込んでデジタル化によるデータ活用という利点も大きな価値があるものと存じます。大変すばらしい取組をしていただいていることに感謝申し上げます。

これは、図書館のみならず、博物館や美術館にも言えることで、最近は、著作権法の改正により、図書館で持っている資料なんかも、ネットでのいろんな活用というのもできるようになってきましたし、また、改正博物館法によって、博物館DXというものに取り組まなければならないとなりましたので、博物館なんかでも、そのデジタルデータを使っていろんな形の展示というものが、また、若い方々向けにも、御年配の方々向けにもできるようになってまいりました。

また、その人材育成に関してですが、市町村でも学芸員不足が課題で、このままでは歴史的価値の高い文書を適切に保存する技術の伝承にも支障が生じていきます。文化的なものの散逸が非常に懸念されるところです。一度失われたものは、その価値を取り戻すことができません。若い方々への啓発も行っていただいていることで、大変心強いことでございます。

加えて、住民側の意識改革も必要だと存じます。近年は、在野の、いわゆる郷土史家の方々も減ってきており、高齢化も進んでいます。そのため、歴史や文化を守るために民間人材の掘り起こしや育成も必須です。将来世代が熊本の歴史や文化をいつでも学べるような機会を提供していく必要がありますし、また、違った視点では、河川の古地図などは、実は防災、減災にも役立つものでございます。

文化は、人間にとて精神的な基盤であり、地域の独自性を保ち、持続可能性を高めるためのインフラと言っても過言ではありません。気がつい

たときには取り返しがつかなくなっていたということにならないよう、引き続き取組をお願い申し上げます。

続きまして、熊本県博物館ネットワークセンターの機能充実について伺ってまいります。

県では、博物館ネットワークセンターを核として、県立装飾古墳館や市町村が設置している博物館などと横のつながりを広げる構想の下で、歴史的資料の保存収集や調査研究に当たっていただいているいます。

しかしながら、収蔵スペースの確保や調査研究の充実は、市町村の博物館においては大きな課題となっており、ネットワークセンターにおいても同じ事情を抱えていると仄聞しています。

歴史的価値の高い貴重な資料の収集や保存は、博物館が持つバックヤードである収蔵庫に十分な余裕がないと、受入れが困難になります。市町村では、民間所有の歴史的資料を、所有者やその遺族が地元自治体の博物館に寄贈しようとしても、収蔵スペースに余裕がないため、受け入れられないケースも生じているそうです。

本来は、歴史的価値の高い資料を公的機関が受け入れて、体系的に保存、整理し、熊本の歴史や文化に県民がいつでも触れることができる機会を提供することこそが、文化振興行政が担うべき大きな責務であると私は考えます。

しかしながら、財政面などの事情から、熊本県総合博物館ネットワーク構想の下で資料の収蔵や情報の共有を図っておられるのが現状でございます。

ネットワークセンターでは、収蔵品を活用した教員に対する研修、子供への学習機会の提供などの取組を継続されています。こういった取組は、ぜひ今後も積極的に実施されていくようお願いした上で、また、将来的には、文化振興に欠かせな

い人材である学芸員の確保、育成のためにも、考古学だけでなく、自然科学なども包摂した、県立による総合博物館の設置が実現できればいいなと願うところではあります。

文化は、稼げる地域資源であり、観光振興にもつながるもの。それに見合ったハード整備を心から期待するのですが、厳しいのは重々承知しております。

装飾古墳館が山鹿にございますが、考古学に特化した県立の施設です。自然科学なども含めた——本当はですね。県としても、広い視点での県立総合博物館設立が熊本の文化振興の大きな礎になるものと存じます。とはいっても、現状としては、熊本県総合博物館ネットワーク構想に基づいた博物館の横展開の充実を、まずは一層図っていくことが先決であろうと存じます。

戦後80年を迎えた今年、装飾古墳館では、山鹿市出身で、さきの大戦において特殊潜航艇によるシドニー湾攻略作戦中に24歳という若さで散華された松尾敬宇中佐に関する展示を中心として、「平和への誓約」と題した企画展を実施されました。

この企画展は、今年度まで16回にわたり開催されているもので、私も毎年のように通っておりますが、今年は、私、妻と一緒に伺いました。松尾中佐の御生涯、また、戦後、松尾中佐のお母様である、まつ枝さんを核とした日本とオーストラリアとの交流について、改めて学ばせていただきました。とりわけ、松尾中佐の遺書を熱心に読まれていた若い方々の姿に胸を熱くしました。

今年は、戦後80年、そして昭和100年の節目であり、戦争の記憶をとどめながら、平和の尊さを学び、戦争のない社会を目指す取組が県内各地で盛り上がっています。

皆様御承知のとおり、球磨郡錦町には、人吉海

軍航空基地の跡地にひみつ基地ミュージアムが建設されています。こういった戦争記憶を保存しながら平和を守り伝えていくためのムーブメントが起こりつつある機会に、例えば、この2つの展示において、お互いに資料の貸出しなどをしてコラボ企画を実施するとか、調査研究分野で連携するといった取組を広げていければ、本県の文化振興にとって大きな追い風になるものと思います。

博物館を訪ねる方々の興味、関心に従って、こういう分野に関する知識を深めたい方は、県内のどこの博物館の展示が充実しているとか、テーマに沿った博物館や地域巡りの提案などの情報提供を充実させていくことなどもできるのではないかでしょうか。これは、本県の観光メニューの充実にも寄与するものと存じます。

県内各市町村の博物館の得意分野を整理して、利用者に情報提供したり、博物館同士の調査研究に関して助言をしたりなど、ネットワークセンターとしての機能充実を一層図ることができないか、これまでの取組実績などを含めて、観光文化部長に伺います。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長（脇俊也君） 博物館ネットワークセンターは、施設や設備を前提とした博物館とは異なり、県内一円を博物館と見立て、県内のどの地域に住んでいても博物館活動に参加できる熊本県総合博物館ネットワーク構想の推進機関として、平成27年4月に設置しました。

以来、博物館ネットワークセンターでは、市町村や県内の博物館等との連携を軸に、県内全域の博物館活動が活性化するよう、様々な事業を展開してきました。

例えば、熊本市立熊本博物館における県内全域の動植物を紹介する県市連携展示室の開設やセンターが所蔵する地学、民俗資料の阿蘇火山博物館

での展示など、収蔵資料を相互に活用した企画展示を通して、博物館同士の連携を深めています。

また、県内の博物館等が収蔵する資料データの共有化を図るための熊本県博物館資料データベースの運用や各博物館の特徴を紹介する情報誌の発行など、県内博物館等の横の連携を強化する取組を進めています。

こうした熊本県総合博物館ネットワーク構想の取組を推進していくためには、その要となる職員の専門性の向上が欠かせません。そのため、毎年、県内の博物館等の学芸員や職員を対象としたスキルアップ研修を実施しており、さらに、今年度は、3Dプリンターの機器等を使用した複製技術による資料の展示活用など、魅力ある展示に資する実践的研修にも取り組むこととしております。

さらに、議員御紹介のとおり、研修活動や学習支援活動により人材の裾野を広げていくことも、博物館ネットワークセンターが担う重要な役割です。今年8月には、教育活動での博物館等の利活用をより一層促進するため、9つの博物館等と連携して、教員向けワークショップ、教員のための博物館の日を開催しました。来年2月には、子供たちに博物館等の楽しさを感じてもらうため、複数の博物館等と連携して、体験学習会「くまもとキッズミュージアム」を実施することを予定しております。

熊本県総合博物館ネットワーク構想の発展に向けては、議員御指摘のとおり、県内各博物館の特徴の整理やその整理に基づく調査研究に関する助言など、構想の総合調整役として博物館ネットワークセンターの一層の機能充実が求められていると認識しております。

県としては、博物館ネットワークセンターを中心となって、各博物館等が連携した企画展の実施

など、県内博物館等の横の連携を一層深め、県内全域で博物館活動を活性化し、県内のどの地域に住んでいても、博物館活動に参加、体験できるよう取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 先述の松尾中佐の企画展ですが、館長様にお話を伺ったところ、この企画展をさらに持続発展させるために、今年は若い新人学芸員の方に担当していただき、パネル制作に当たっていただいたそうです。このことは8月5日の熊本日日新聞でも取り上げていただきましたが、まさしく切れ目のないノウハウの伝承につながることであり、また、故郷を愛した松尾中佐の魂が次世代に引き継がれていくことを確信しました。

繰り返しますが、部局を超えて、博物館、図書館への学芸員、司書の適切な配置、そして育成もお願いするところでございます。

本項では、観光文化部長より御答弁いただきましたように、ネットワークセンターでも、子供への学習機会を提供する取組を今後も継続的に実施していただきたいと存じます。子供時代の貴重な経験は、後々の文化資本の蓄積につながると確信します。

この文化資本とは、フランスの哲学・社会学者ピエール・ブルデューが提唱した概念で、お金や財産などの経済資本だけでなく、文化的な知識や習慣、教育が人の社会的地位や将来の可能性を左右するという考え方です。

私が東京で学習塾を経営していたときに痛感しましたが、東京の子供は、教科書にもあるような資料が収蔵されている東京国立博物館にいつでも行ける、超一流のものにすぐ触れられる、これは圧倒的な文化資本の強みであります。

ただ、こういう形で熊本の子供が郷土の優れた文化や歴史に触れられる、そういうネットワー

ク構想であったり、できれば県立の総合博物館などがあれば、県民の郷土への愛着心を醸成することを通じ、若者の定住などにもつながる効果が期待できると存じます。

まずは、ネットワーク構想をしっかりと強化していただき、こういった、東京に負けないぞ、熊本にはこれだけの優れた文化があるぞと示していただけるものであればと願います。

2月定例会の一般質問で知事に御答弁いただきました、文化を生かした観光立県などを考えますと、何とか文化予算も死守しながら、ネットワーク構想をさらに磨き上げ、機能充実を図っていただきますよう、切に願います。

続きまして、昨日の吉田議員の質問と重複するところもあるかと存じますが、地域公共交通について質問します。

私が住んでいる山鹿市は、豊かな自然環境の下、さくら湯をはじめとした山鹿温泉、平山温泉などの良質な温泉、チブサン古墳や鞠智城跡、八千代座などの古代から近代に至る歴史文化遺産、山鹿灯籠などの伝統工芸・芸能、和栗や米、メロン、スイカなど、豊富な農林産物など魅力にあふれており、全国に自慢できる地域でございます。大変暮らしやすく、訪れても満足できるコンテンツがたくさんありますが、交通手段が車中心になっているなど、アクセスの課題がございます。

熊本の空の玄関口である阿蘇くまもと空港から山鹿市へ直接向かう公共交通手段がなく、昨年度、阿蘇くまもと空港の利用者が過去最多を記録する中、観光客などの来訪者にとって、アクセスしづらい地域となっているのも事実です。

また、熊本市中心部から山鹿市を結ぶバス路線はあるものの、地域公共交通の長期的な利用者の減少による交通事業者の経営環境の悪化や人手不足を要因とするバス路線の休廃止などの動きもあ

り、徐々に利便性が低下している状況にあります。

さらに、山鹿市内のバス路線でも休廃止が発生しています。例えば、令和5年10月には、山鹿バスセンターから鹿北道の駅の間を結ぶ鹿北線のバス路線が廃止され、令和6年9月には、福岡県八女市の福島から山鹿市のやまと旅館の間を結ぶ辺春線のバス路線の一部区間の休止などが発生しています。

バス路線が廃止された地域などでは、乗合タクシーが導入されていますが、エリアが限定されていることや運行しない日がある、前日までに予約が必要などの課題を抱えております。

吉田議員の御指摘にもありました、都市部からのアクセスや地域内での二次交通などを考えるにも、交通事業者の経営環境が厳しく、人材やノウハウなども不足しており、交通事業者や市町村だけの取組では、限界を迎えている状況にあると思います。

この点、ドイツでは、地域内の公共交通を一元的に管理する交通連合が有名です。自治体が大規模な予算をつけ、適切に関与することで、異なる交通モードが連携し、利便性の高い公共交通ネットワークを実現している点で注目に値します。

熊本においては、バス共同経営推進室、地域交通ホールディングス、そして経済5団体から県へ提言がなされ、その中で、持続可能な公共交通や速やかな渋滞解消に向けて、交通連合や官民連携組織の立ち上げ、公共交通への重点的な予算配分が提言されたと聞いています。

地域公共交通の厳しい現状は日本全体で共通ですが、熊本が先頭に立って全国をリードするような新しい取組を進めていただきたいと考えます。

このような中、令和3年に策定された熊本県地域公共交通計画の計画期間が今年度末で満了する

ことから、県では、現在、次期計画の策定を行っていると伺っています。

そこで質問ですが、このような地域公共交通の厳しい現状を踏まえ、県としてどのような計画を策定し、今後対応していくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画進行部長（富永隼行君） 県では、令和3年3月に策定した熊本県地域公共交通計画に基づき、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築を目指し、交通事業者によるサービス提供の維持に重点を置いて支援してきました。

しかし、利用者の減少、事業者の経営悪化、運転士不足の深刻化、これらに伴う減便や路線廃止などのサービスの低下が続き、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

そこで、次期計画の策定に当たっては、目指すべき公共交通体系の姿を描いた上で、県が積極的に関与し、各地域、各モードの課題にきめ細かく対応できるようにするための抜本的な対策に取り組みたいと考えています。

具体的には、くまもと新時代共創基本方針に盛り込んでいる交通の利便性及び持続可能性を高め、誰一人取り残されず、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会の実現のために、公共交通に求められるサービス水準の目標を定め、その達成に向けて、人材や車両などの限られた資源を、事業者や業界の垣根を越えて最大限に活用すること、それでもなお不足する場合には、積極的な投資によって供給力の強化や利便性の向上を図ること等を想定しております。

こうした取組を推進するための運営体制や安定的な財源確保の在り方については、議員御紹介のとおり、交通連合や官民連携組織に関する海外の事例や事業者等からいただいた提言の内容も踏ま

え、新しい発想を取り入れて検討を進めます。

現在、次期計画の骨子案を取りまとめ、市町村や交通事業者、有識者が参画する県地域公共交通協議会地域ブロック部会を、県央、県北、県南、天草の県内4か所で順次開催して協議を行っております。

議員御指摘の山鹿市についても、住民や観光客の多様な移動ニーズを満たし、地域の魅力を高められるよう、県北ブロックの部会を通じて自治体や事業者の皆様の御意見を丁寧に伺ってまいります。

今後、年内を目途に計画の素案を取りまとめ、県地域公共交通協議会での協議、パブリックコメントを経て、年度内に次期計画を策定することとしております。

公共交通が地域の経済社会活動の基盤としての役割を果たす地方創生のモデルケースを熊本から実現することを目指し、次期計画の策定、実行にしっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 先月開催された高校生議会でも、高校生から過疎地域と公共交通機関についての立派な質問がありましたように、地域の公共交通は幅広い世代で共有される課題です。

ヨーロッパ諸国においては、公共交通機関を維持するために、行政が財政支援をしているのは当たり前になっています。日本のように、いつまでも公共交通を担う事業者間に競争原理だけを持ち込んでいては、公共交通体系そのものが機能不全に陥り、住民生活が成り立たなくなるのではないかでしょうか。

国家戦略特区の項でも申しましたが、自動運転の実証実験など、中山間地での取組も進めていく必要があります。

山鹿市でも、タクシーの需要が高いものの、人

手が不足しているという事情があります。また、観光客は、鉄道を軸にして移動を考えるので、山鹿市は玉名地域よりも不利になることは否めません。山鹿市を観光地として盛り上げていくためにも、公共交通機関の維持は欠かせないものです。先述の熊本空港からのアクセス確保、例えば、菊池、山鹿、新玉名、玉名などを結ぶような路線につきましても、御検討いただければ幸いです。

次期計画の策定に当たっては、交通事業者への具体的な財政負担の規模などを明確化するなどしながら、公共交通を県民や地域で支えるという視点に立った取組を重ねてお願い申し上げます。

それでは、最後の質問です。

くまもと未来づくりスタートアップ補助金を生かした地域振興について伺います。

昨年度までの地域づくり夢チャレンジ推進補助金、通称夢チャレについては、地域の主体的な取組を後押しする優れた事業として高く評価されてきましたが、今年度から、未来志向をより強化し、くまもと未来づくりスタートアップ補助金へと見直しがなされ、地域未来枠が支援メニューに加わりました。

私の地元山鹿市でも、古きよき町並みの豊前街道にくまモンを出現させ、新たな観光スポットとする山鹿くまモンストリートの魅力発信を目指し、昨年度は、街道浪漫実行委員会が夢チャレを活用し、商品開発やイベント開催を行い、交流人口の拡大に取り組みました。

さくら湯の目の前の足湯にもくまモンが気持ちよさそうに足をつけており、映えスポットとなつておりますが、伝統と新しさを融合させ、にぎわいをもたらすこうした地域おこし活動が、今後も継続され、地元へ定着していくことを心から願います。

新たなくまもと未来づくりスタートアップ補助

金では、従来の一般枠や豪雨枠に加え、地域未来枠が設けられました。これは、知事と市町村長が地域の将来像を直接語り合う地域未来創造会議で議論された方向性を具体化するため、市町村による調査や計画策定、実証実験等を支援するものです。

本年3月の鹿本地域の地域未来創造会議に私も参加し、若いプレーヤーが地域づくりを頑張っているのが山鹿市の強みという議論が印象的でございました。新たな補助金を生かし、地域を元気にする実践が全県で展開されてほしいと考えます。

また、共通する地域課題に、市町村の枠を超えて取り組む事業への補助を対象とする支援メニューであるスクラムチャレンジ推進補助金については、新たな補助金に吸収され、市町村間の連携が今後も推奨されることになりました。

阿蘇の世界遺産登録に向けた取組や県南フードバレー構想など、熊本県では、従来から市町村が連携して広域的に地域課題に取り組んできたよき伝統があります。異なる地域同士がスクラムを組むことで、人材や地域づくり団体等の出会いの幅が広がり、ユニークな実験が生み出されることにも期待したいと考えます。

地域の未来づくりスタートアップを支援することにターゲットを置く新たな補助金では、どうやって自走させるかが重要です。未来を担う若い世代が中心となり、支援団体、地元企業による協賛などを募りながら、真の地域づくり運動として盛り上げていくことが鍵となるでしょう。補助金による助成に頼らず、自走に成功した優良事例を開いていくことも必要でしょう。

そこで、くまもと未来づくりスタートアップ補助金を活用して、県としてどのように地域振興に取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 地方創生のためにには、地域を愛する多様な人材が連携し、地域の宝物に光を当て、輝かせることが重要です。

地域づくり夢チャレンジ推進補助金の後継となるくまもと未来づくりスタートアップ補助金での後押しをきっかけとして、地域の魅力を向上させる取組が、若い世代をはじめとした地域内外の方々、地元企業、周辺市町村等多様な主体を巻き込み、持続的な形で定着していくことを期待しています。

山鹿市では、議員御紹介の山鹿くまモンストリートのほか、美肌の湯として知られる平山温泉でのモニターツアーの実施など、地域資源の認知度や魅力を向上させる取組を進めてきました。

今後は、新たに創設した地域未来枠を活用して、山鹿市まちなかグランドデザイン策定事業に取り組み、豊かな地域資源を生かした魅力的な都市づくりを実現するための指針を策定する予定です。

また、苓北町でも、地域未来枠を活用して、地方への人の流れを創出する切り札としての期待が高まっている二地域居住について、保育園留学や、現在使われていない旅館の再生による先進事例を創出するための計画策定に取り組まれています。

このように、本補助金を活用して、県内各地域で、地域の方々が主体となって、地域を元気にする意欲的な取組のスタートアップ、地域の未来づくりの最初の第一歩が踏み出されているところで

こうした優れた挑戦のノウハウを共有し、県内各地での横展開につなげていくことも重要です。

そのため、既存の表彰制度を見直し、継続した活動が十分に見込まれ、他の地域のモデルとなる優れた取組について、くまもと未来づくり大賞と

して表彰するとともに、事例紹介や報道を通じた周知などにより、県内全域に効果を波及させてまいります。

地方創生の実現に向けて、地域の力を結集して、持続的で活力に満ちた地域づくりを推進できるよう、くまもと未来づくりスタートアップ補助金を活用し、引き続きしっかりと支援してまいります。

○副議長(緒方勇二君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君 知事御夫妻にもお越しいただいた今年の山鹿灯籠祭り、残念ながら雨で千人灯籠踊りが中止となりましたが、踊り手のみならず、大宮神社に灯籠を奉納する、そのおみこしのような上がり灯籠の奉納台の担ぎ手も——私も参加しているんですけども、やっぱり慢性的に不足しています。

地域の文化を将来世代につなぐためには、人ベースに頼るだけでなく、持続可能な仕組みづくりが必要不可欠であり、市町村の枠を超えて広域的に連携する取組にも期待したいと存じます。

厳しい物の言い方になりますが、補助金を活用して地元でイベントをやりましょう、そして3回補助を受けたらそこで終わりましょうというような短絡的な取組を増やしても、地域にとってよいことはありません。もちろん、投資効率、経済性の追求だけでなく、地域文化の伝承、地域課題の解決に寄与するものにも活用していただければと存じますが、真の意味で、熊本の未来を切り開く地域の企画やイベントが、その後も定着していくための補助金として活用していくことを強く望みます。

地域の活性化、にぎわいの創出のためには、地元の若い人などが主体的にムーブメントを起こし

ていくことが重要になります。この補助金の理念を踏まえて、よりよく活用していただけるよう、県が市町村や地域づくり団体等としっかり意思疎通を図っていただくことを、重ねてお願ひ申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（緒方勇二君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時9分開議

○議長（高野洋介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕（拍手）

○松村秀逸君 皆さんこんにちは。22日から代表質問が始まり、本日で一般質問が最後になり、大トリを務めるようになりました、熊本市第一選挙区選出・自由民主党・松村秀逸でございます。

今回で11回目の質問になります。今まで、熊本県の経済発展のため、幹線道路の整備促進、農業問題、少子化問題等を質問してまいりました。今日は、高校教育についても質問いたします。

また、8月10日、11日に、線状降水帯によります大雨によります熊本県下全域の被害がたくさんあっております。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げ、そしてまた、被災に遭われました皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは早速、通告に従い質問に入ります。

熊本都市圏3連絡道路についてお尋ねいたします。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本になくてはならない重要な道路であると考えているため、今回で

5回目の質問になります。

熊本市を中心とする交通渋滞の現状は、平均速度及び主要渋滞箇所数が三大都市圏を除く全国政令指定都市の中でワースト1位と数年前より発表され、その後、菊陽町へ半導体企業TSMC進出により、工事車両等も増え、ますます周辺と熊本市を中心とする渋滞が継続しているのが実情でございます。

熊本都市圏においては、慢性的な交通渋滞により、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港などの交通拠点のアクセス性が非常に悪く、市民生活や経済活動に大きな影響を与えています。

こうした熊本都市圏の道路網の現状を踏まえ、熊本県と熊本市は、令和3年6月に作成した熊本県新広域道路交通計画において、熊本市中心部から高速道路インターチェンジまでを約10分、熊本空港までを約20分で結ぶ10分・20分構想を掲げました。

この道路整備を進めることで、今後地域の発展と比例して経済効果も大きく、地域経済の発展につながるものと思います。

また、中九州横断道路も順調に進み、私の地元、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジが設置予定の大鳥居町周辺の地権者の方々との土地売買契約も進められているとお聞きしております。協力していただきました皆様方に心より感謝と御礼を申し上げます。

また、仮称熊本北ジャンクションインターチェンジから下硯川インターチェンジまでを結ぶ熊本環状連絡道路の事業化も4月に決定され、10月4日には、中心くい打ち式が開催される運びとなりました。

このように着々と進んでいることに対し、執行部の皆さんをはじめ、国土交通省、そして熊本県

議会、前川会長をはじめとした自民党の熊本県議会九州横断道路建設促進議員連盟の皆様方へ、心より感謝と御札を申し上げます。

そして、10月19日には、熊本西環状道路の花園インターチェンジから池上熊本駅インターチェンジまでの区間が開通となります。この中九州横断道路と熊本西環状道路が全線開通し、熊本駅や熊本港までを結ぶ横軸がつながると、T SMC効果もさらに深まり、熊本の経済の発展に寄与するものと考えます。

そして、中心部の熊本都市圏3連絡道路の事業化になるまでの現在の状況として、住民参加型の道路計画検討の一環で、第1回意見聴取が行われたと聞いております。今後、アンケートの調査結果を整理して、有識者委員会を開催し、委員の意見を踏まえ、ルートの決定等がなされるのですが、熊本都市圏の渋滞は全国一ですので、一日も早い渋滞解消対策として、熊本都市圏3連絡道路の事業化が必要と考えます。

県として十分理解はされておられるることは私も承知しておりますが、国、熊本県、熊本市と協力して、事業化に向けて早急に進めていただきたいと思います。

そのためには、どういう課題があり、今後の進め方として、県はどのように進め、いつ頃ルート決定し、事業化を目指されるのか、亀崎副知事にお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事(亀崎直隆君) 熊本都市圏を取り巻く交通環境は極めて厳しく、渋滞問題は喫緊の課題であると認識しております。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成することで、熊本市中心部と九州縦貫自動車道や阿蘇くまもと空港との確実な結節を図り、都市圏の渋滞緩和や物

流の効率化など、住民生活や産業活動に大きな効果を発揮するものでございます。

こうした大規模な道路計画を策定するに当たりましては、50年後、100年後の将来の熊本を見据え、最も効果的で効率的な計画とすることが極めて重要であり、同時に、県民の皆様の御理解を得ることが不可欠であると考えております。

そのため、現在、国の技術支援を受けながら、県と熊本市が協力し、有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に取り組んでおります。この取組では、住民の皆様の御意見を丁寧に把握しつつ、ルート帯や主な道路構造などの概略計画を決定する手続を進めます。

本年3月には、3連絡道路が果たすべき役割、いわゆる政策目標の案を、暮らし、産業、観光、医療、そして防災、この5つの分野ごとに整理し、有識者委員会にお示しをいたしました。その妥当性を確認するため、5月から8月にかけて、住民や企業、団体などの皆様から広く御意見を伺い、最終的に1万9,000件を超える御意見をいただいたところです。

例えば、都市圏内の移動時間が読めないといった暮らしの不安、物流の効率化が進み、ビジネスの活性化につながるといった産業上の期待、朝夕の渋滞により救急搬送に支障を来しているといった医療上の切実な声など、分野横断的に多くの御意見をいただきました。現在、これらの御意見を政策目標の案に照らしながら、丁寧に分析を進めております。

あわせて、技術的な観点から、3連絡道路がもたらす渋滞緩和効果や地域産業への波及効果、また、工事中や供用後の住民生活や自然環境への影響、さらには、事業費や施工性、構造条件など、仮想的にルートを想定しながら、多角的な視点から様々な技術検討を行っております。加え

まして、早期実現に向け、有料道路制度の活用も検討しているところでございます。

今後は、政策目標や技術的検討を踏まえまして、合理的かつ実現可能な複数のルート帯を設定し、改めて皆様方の御意見を伺うこととしております。その具体的なニーズを把握した上で、有識者の助言も踏まえ、最適なルート帯を決定してまいります。

引き続き、国の絶大な協力をいただきながら、県と熊本市が緊密に連携し、総力を挙げてこれらの検討を進め、早期の事業化につなげてまいります。

熊本都市圏3連絡道路は、熊本都市圏の拠点性を高め、未来の熊本のさらなる発展のためには不可欠な道路でございます。待ったなしの課題として認識しております。

県としても、その早期実現に向けまして、強い決意を持って取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 亀崎副知事に答弁をいただきました。

熊本都市圏3連絡道路は、定時性、速達性を兼ね備え、大変重要な道路であるということも県も承知しておられるということで、熊本市と協力して、住民参加型の道路計画に取り組んでいくということでございます。

そして、今までこの地域と一緒にになって、住民参加型の道路、5分野ごとに整理して、そして有識者委員会にお示しし、企業、団体などの皆さんから広く御意見を伺ったということで、1万9,000件の御意見があったと。非常にたくさんの中意見があったということで、この1万9,000件ということは、それだけ住民の皆さん方、県民の皆さん方のこれに対する思いが強いということであろうと私は思っております。

そういうことで、この都市圏道路に対して、しっかりと早くやっていただきたい。そしてまた、有料化で進めたいというお気持ちでございます。私も、最初から有料道路にすることによって、予算を、国と、また地域の金融関係からも融資を受けながら予算を獲得して、早めの完成を目指していただきたいというふうに思います。

今後、副知事も強い決意を持って取り組むという答弁でございました。一日も早いこの事業化に向けて頑張っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移ります。

次は、米の価格安定化とWCSの減少による影響についてお尋ねします。

昨年からの令和の米騒動について、なぜ米の価格が急に高くなったのか、テレビ、新聞等の毎日のような報道を見て、改めて、米が本当に高いのか、適正価格とはを考えたところです。

今後、日本国民の主食である米の生産をこれ以上減少しないために、農業者、担い手の皆さんが働きがいのある生産者米価を関係者の皆様と考えていきたいと思い、質問をいたします。

30年前までは、食糧管理法によって、生産者米価と消費者米価により、米の価格を政府が決めていましたが、1995年11月1日、米の生産過剰により同法が廃止され、民間流通を前提とする食糧法が施行されました。

食糧法では、計画流通制度が導入され、当初は、政府が計画する計画流通米と流通が比較的自由な計画外流通米の2種類に分けられました。しかし、2004年には、この計画流通制度が廃止され、より自由な米の流通が確立され、多様なニーズに応じた米の供給が可能になりました。

その間、米の生産調整が行われ、生産量は減少の一途をたどってきました。国民の生活も豊かに

なり、食生活も洋風化し、米の消費量も少なくななる中、米の生産者米価も下がっていきました。約30年前、食糧管理法が廃止された当時、米の相対価格は2万3,800円ほどでした。しかし、米の価格は、食糧管理法が廃止されて以来、数十年間かけて生産原価を割る1万3,000円から1万5,000円前後まで下がり続けました。

昨年は米不足になり、ようやく1995年当時の約2万4,000円程度まで価格が回復し、その間に多くの農家が米作りをやめたり、また、作付を減らしたり、トマトやキュウリ、スイカ、メロン等の施設園芸などに転換していきました。

手が回らなくなった田では、畜産農家や酪農家と連携し、稲WCSを作付する方も多くおられ、約30年の間に、地元で確保できる飼料作物として定着しています。

その結果として、米の作付面積は少なくなり、高齢化による農業者人口の減少も続いている。今後5年、10年後の米を作る担い手である農家を守るためにも、また、耕作放棄地を減らし、田畠を維持するためにも、これ以上米の作付面積を減らすことはできません。

食料安全保障の観点からも、国内で日本人の主食である米を生産し、米不足を解消することが重要であると考えます。

さて、令和の米騒動についてですが、市場価格が上がったことで、やっと米農家の方々の納得がいく価格になりつつあります。しかし、一方で、消費者の皆さん立場からは、急激な米の高騰が家計を直撃しており、やりくりに大分苦労されている方も多いものと思います。

特に、昨年から今年にかけての今回の米騒動は、スーパー等の米不足による急激な価格の高騰を受け、テレビや新聞等の連日の報道となり、逆に衝動買いが進み、米不足に拍車がかかったので

はないかと思います。

これから米政策では、農家が安心して米作りを継続できるように、生産原価を割らずに利益を出せる米価を一般消費者の方々に理解をしていただく必要があり、そのような政策を進めていただきたいと思います。

米の価格が高くなり過ぎて、国民が主食の米を食べなくなてもよくなないし、また、国があまりにも価格を調整して安くしても、生産者の利益の出ない米作りに対する生産意欲がなくなってしまうと考えます。

今回の米騒動では、2004年に自由な米の流通が確立して以来、ようやく米農家にとって少しばかり利益が出るようになった途端、備蓄米を放出することで価格調整をされました。それでも、今年の全国各地の概算金は3万円を超える提示があり、生産者として納得できる価格ではないかと思います。

米の小売価格は、生産者米価に倉庫代や運賃などの流通経費、さらに、精米費用、袋詰め、仲卸等の経費がかかり、最終的に消費者に販売されるスーパー等の価格になりますが、この価格が消費者の皆さんに理解される状況にしていくことが、持続可能な米作りにつながると考えます。

また、災害や有事のための政府の備蓄米の数量は現在100万トンですが、日本国民を守るために、この数量で安心できるか、改めて検討する必要があると考えます。

さらに、この米騒動の影響は、米農家にとどまりません。県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が1,100ヘクタール程度減少することが見込まれていると伺っております。畜産農家や酪農経営への影響が懸念されます。

全国有数の牛乳生産県であります本県として、早期の対策が必要であり、県は、積極的な実態把

握や国策での情報収集に基づくタイムリーな対応策を講じてほしいと考えます。

そこで、農林水産部長にお尋ねします。

第1に、今後の農家の皆さんのが米の生産意欲を持って頑張っていただくために、どのような対策を考えておられるのか、第2に、県として、生産者、消費者の双方が納得できる適正な米価の在り方について、どのような考え方をお持ちで、今後どのように関係機関へ働きかけていかれるのか、第3に、県内でも、食料米の増産に伴い、WCS等の作付が減少することによる本県酪農への影響を県はどのように実態把握され、その対応策をどう講じていかれるのか、農林水産部長に3点お尋ねいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長（中島豪君） まず、米の生産対策と適正な米価の在り方についてお答えいたします。

主食用米価格の指標となる業者間の相対取引価格は、10数年にわたり、玄米60キログラム当たり1万2,000円から1万6,000円で推移し、生産費を下回る状況が続き、作付面積は減少の一途をたどってきました。

しかし、一昨年からの米不足により2万5,000円程度まで上昇したことから、令和7年の主食用米の作付面積は、前年に比べ約1割増加しており、農家の生産意欲の高まりが見られております。

このようなことから、農家が生産意欲を持つためには、まず米価が適正な水準であることが重要です。そのほか、収量と品質が向上すること、セーフティーネットが充実していることの3点が必要であると認識しております。

まず、1点目の適正な米価については、全国の正確な需要見込み量に基づく生産が価格形成にお

いて重要となることから、国に対して、より詳細な需要情報の提供を要望しております。あわせて、県では、生産費に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるよう取り組んでまいります。

2点目の収量と品質の向上については、地球温暖化に対応した高温耐性品種の導入を進めており、「くまさんの輝き」の普及拡大を推進とともに、新たに、収穫時期の早い品種として「にじのきらめき」を導入するなどの生産対策を強化しております。

3点目のセーフティーネットについては、現在、収入保険や農業共済など様々な制度がありますが、米価の下落や気象災害に備えたセーフティーネットの充実が重要であることから、国に対して、支援対象者の拡大など、農家の実情に合った制度となるよう要望するとともに、加入促進を図っております。

県としては、今後も、国や市町村、農業団体と連携し、農家が意欲を持って米の生産ができるよう、総合的に支援してまいります。

次に、稲WCSの作付面積の減少についてです。

本県は、乳用牛飼養頭数が全国第3位、肉用牛第4位と全国屈指の畜産県であり、自給飼料確保に積極的に取り組んでおります。

稲WCSの生産面積は、約9,400ヘクタールと全国1位であり、水田活用の直接支払交付金を活用した耕畜連携による営農体系が定着しております。

議員御指摘のとおり、6月末時点の国の調査結果では、前年と比較して約1,100ヘクタールの面積が減少しており、今後、飼料の確保やコスト増加が懸念されることから、現在、国と連携して、実態を把握する調査に着手しております。

今後とも、酪農畜産経営の安定化を図るため、米の生産動向と国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシの二期作や草地改良など、自給飼料増産に向けた取組を講じてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 農林水産部長に答弁をいただきました。

価格の安定化のために、収量と質の向上、生産原価に基づいた適正な価格に対する消費者の理解が深まるように取り組むという答弁をいただきました。

そしてまた、2点目で、高温耐性品種の「くまさんの輝き」、新たに「にじのきらめき」を導入し、生産対策を強化したいということでございます。よろしくお願ひします。

そしてまた、農家が意欲を持って生産できるよう、総合的に支援をということでございますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

そしてまた、3点目、飼料の確保。WCSの減少によって、やはり酪農経営の安定を図るためにも、この生産動向、国の水田政策の見直しを注視しつつ、トウモロコシ二期作や草地改良、自給飼料増産に向けて取り組むということで、酪農経営の皆さん方に対してもしっかりと支援をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、盛土規制法の宅地開発への影響についてお尋ねいたします。

宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、熊本県では、令和7年4月1日から適用されました。

宅地、農地、森林にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する内容であり、規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、切土だけではなく、残土処分や一時的な土石の堆積についても規制の対象となります。

盛土規制法を制定したきっかけは、令和3年7月の静岡県熱海市での土砂崩れにより、谷の下流域の住宅地に対して大きな被害が発生したのが発端です。

その原因としては、テレビ、新聞等の報道で知る範囲でありますが、過去に山間部で大量の土砂を谷に廃棄処分する盛土工事が行われ、地権者も数名替わり、行政指導も行われたが改善されず、そのままの状態が長期間続いた結果、大雨により盛土の土砂等が崩壊し、谷の下流域にある住宅地へ大量に流れ、死者が発生する大規模な災害になったものと考えます。

これまで、市街地における宅地開発に対しては、熊本市を中心とする市街化区域における1,000平米以上の造成工事など、都市計画法による開発許可の申請が必要であり、熊本県または熊本市の指導の下、規制が行われていました。

この許可は、住宅、工場や店舗などを建築する場合、造成工事が対象となります。宅地に段差があるときには、土留めのために擁壁やブロックによる工事をするのが一般的であると考えますが、許可の中では、建築物、宅地及びその周辺地域の安全を確保するために、基準を満たす所定の擁壁等が必要となり、行政の審査や検査が行われます。私が知る限り、過去に、熊本地震以外で、市街地で開発された宅地造成工事の大きな被害を被るような事案はないのではないかと思います。

そういう中にあって、今回、山間部のみならず、市街地まで一定規模の盛土等を包括的に規制する盛土規制法が施行されました。国民の生命と財産を保護し、安全、安心を確保するために、厳しい規制や違法行為を処罰する法整備が必要なことは理解できます。

しかし、一方で、市街地における宅地造成の開発行為まで一律に厳しい規制をかけることで、事

業者にとって書類作成や打合せに要する時間や労力がこれまで以上に必要となり、負担が増加しているなど、様々な影響が生じているのではないかと思います。

法の適用から半年が経過し、許可事務を担当する県においては、宅地開発における運用上の課題が見えてきていると思います。現在どのような課題があるのか、そしてまた、その課題にどのように対応していくのか、土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長（菰田武志君） 盛土規制法の宅地開発における運用上の課題とその対応についてお答えします。

盛土規制法は、盛土等による災害から国民の生命、財産を守るため、建設工事の残土処分や宅地開発の造成工事など、盛土等の行為を幅広く規制対象とする法律です。

県では、法の運用開始に当たり、許可対象となる盛土等の規模や安全性に関する基準、申請書類の作成方法等について、関係団体へ周知するとともに、振興局単位での講習会を開催するなど、事業者に対して説明を行ってきました。

しかしながら、実際に運用を開始すると、宅地開発を行う事業者の方々から、提出する書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要している、また、法に定める技術基準が複雑で理解が難しいといった御意見がありました。

そのため、県としても、事業者の負担軽減と理解促進が課題であると認識し、現在、さらなる対応について検討を進めているところです。

負担軽減に向けては、盛土等の面積や高さなど、工事の規模に応じて一部の書類の簡素化を図るとともに、オンライン相談や電子メールでの修正図面の受理など、相談や申請手続の改善に取り

組んでいきます。

また、理解促進に向けては、宅地建物取引業や建設業など、業種に応じた個別説明や意見交換を行うとともに、九州各県や熊本市とも連携して、技術基準を図解入りで分かりやすく解説する資料の作成に取り組んでいます。

今後も、盛土等の安全確保に向けて、関係機関や関係団体とも情報共有や意見交換を行いながら、法の適正かつ円滑な運用に努めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 土木部長に答弁をいただきました。

事業者の皆さんからも、書類の数が多く、作成や手続に時間と労力を要しているということで、技術的な基準が非常に複雑で、理解が難しいとか、そういう意見がになっているということでございました。

今後、負担の軽減と理解促進が課題と認識し、さらに対応の検討を進めていくということで、一部書類の簡素化、オンライン等の相談、電子メールでの図面修正に対して手続の改善に取り組むということでございました。

盛土規制法は、500平米を超える宅地造成について、基本30センチを超える段差を生じる場合、規制がかかるということであり、熊本市と熊本県がちょっと違うんですね。国は500平米、30センチとしてありますので、熊本市は30センチでそのまま運用されております。ただし、県においては、その辺をやはり理解されて、30センチを1メーターということで設定していただいて、これは、各都道府県、政令都市等で、それを自分のところでできるというところで、県は大変そういうのを改善していただいたわけです。

ところが、一方で、私は熊本市に住んでおりま

す関係で、熊本市のほうでは、それが現在30センチにされるということで、やはり同じ熊本でもそういう違いがあると、非常に事業者の皆さん方混乱されておる。それをできれば一つにしていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、今、県としては、熊本県、そしてまた周辺その他と一緒にそれを進めていきたいというお話をいただきましたので、ぜひ、熊本市また他県とも比較して資料を整理していただいて、同じ条件で進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、動物愛護センターの現状と産業動物診療獣医師不足についてお尋ねいたします。

熊本県は「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を目指し、その拠点となる新しい動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本が令和6年3月にオープンしました。

県産材のぬくもりを感じる建物は、保護される犬と猫と新しい飼い主との出会いの場であるとともに、しつけの仕方、子供への命の教育等を通じて、広く動物愛護の啓発を進めており、人と動物が共生する熊本を目指しております。

これは、せんだって、代表質問で内野先生も同じような質問をされております。

具体的には、保護犬猫のお世話体験等を通じて動物愛護精神を養う動物愛護センターお仕事体験の開催、マイクロチップの普及啓発、保護犬猫の順化しつけトレーニングなど、多くの事業を実施されています。

さらに、地域猫活動を推進する中で、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術、令和6年度は1,000頭実施し、今年度は1,400頭を目指すと聞いており、日々御尽力いただいている獣医師の方や職員の献身的な努力のたまものであると思います。

このように、アニマルフレンズ熊本が県民の期

待と要望にお応えするべく努力されておられます
が、多頭飼育崩壊などにより、日常的に保護犬猫
の頭数が収容能力を超えていきます。さらには、様
々な苦情や相談への対応、注目度が高いがゆえ
に、視察、研修の対応等、キャパオーバーの状態
であります。

私も監査委員として現場に出向きましたが、特
に、獣医師や愛玩動物看護師の確保に苦慮され、
事務職員の数も不足している様子が見受けられ、
時間外勤務の常態化や過重労働の問題が出てきて
いるようでした。

また、熊本県の畜産を担う産業動物獣医師につ
いても、公務員獣医師同様、不足しているとい
う話を団体から聞いております。

熊本県としても、獣医師確保のため、年間1人
当たり、国立大学で120万円、私立大学で216万円
の修学資金給付事業があり、産業動物診療獣医師
や熊本県庁への就業を後押ししている事業である
とお聞きしており、県としても、しっかり対策を
取っておられます。

しかし、新卒獣医師は毎年約1,000人卒業して
いますが、その就業状況は、農林水産省の公表
で、令和7年9月によると、45%が小動物診療に
就業し、一方、約11%が公務員獣医師、約12%が
産業動物獣医師に就業している状況であり、小動
物獣医師よりも少なくなっています。

そういう現状の中、動物愛護の立場から、動物
愛護センターの今後の運営について、また、公務
員獣医師や産業動物獣医師への成り手が少なく、
不足していると思いますが、今後どのようにして
家畜防疫体制や公衆衛生等に必要不可欠な公務員
獣医師及び産業動物獣医師の確保をしていかれる
のか、竹内副知事にお尋ねいたします。

〔副知事竹内信義君登壇〕

○副知事(竹内信義君) 2点御質問をいただきま

した。

まず、1点目の動物愛護センターの現状についてお答えいたします。

センターは、開所して約1年半が経過し、動物愛護団体等と連携したイベントやお仕事体験会の開催など、新たな取組によりまして、これまでに約1万の方に御来場いただいております。一方で、議員御指摘のとおり、多頭飼育崩壊への対応などにより、犬猫ともに収容能力を超えることが少なくありません。

これに加えまして、大型犬の逃走や預かり猫の大量死問題など、最優先で対応しなければならない突発的事案も複数発生しております。このような事案への対応や再発防止には、丁寧な対応が必要であり、多大な時間を要するため、センター職員の業務負担も大幅に増加いたします。そのため、状況に応じまして、本庁から業務支援を行うことにより対応しているところでございます。

また、多頭飼育問題や適正飼育に係る周知啓発の強化や飼い主のいない猫の避妊・去勢手術などを実施することで、犬猫の収容頭数の縮減につなげております。これらの取組は、苦情相談件数や突発的事案の削減につながり、結果として職員の負担軽減にも寄与すると考えております。

これからも、センターが持つ機能を最大限発揮できるよう、業務負担の軽減も図りながら、動物愛護の推進に取り組んでまいります。

次に、2点目の公務員獣医師や産業動物獣医師不足への対応についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、保健所や食肉衛生検査所、家畜保健衛生所などで勤務いたします公務員獣医師は、近年欠員が常態化しており、県の獣医師職員OB等を会計年度任用職員として任用することで、その業務を支えている状況にございます。

また、公務員獣医師以外にも、牛、豚などの大家畜を診療する産業動物獣医師につきましても、高齢化などにより、将来的に不足することが懸念されております。

熊本県の畜産振興と食の安全、安心を確保する上で、公務員獣医師や産業動物獣医師は欠かせない存在であり、その確保は喫緊の課題であると認識しております。

そのため、平成28年度から、国の事業を活用いたしました獣医師確保修学資金給付事業による学費支援に取り組みまして、これまでに12名が公務員獣医師として、また、10名が産業動物獣医師として県内で就業するなどの成果を得ております。さらなる改善が図られるよう、国に対して、本事業の拡充に向けた十分な財源の確保も要望しております。

また、県の獣医師につきましても、昨年度から、通年募集といたしまして受験機会を増やしますとともに、今年度から、初任給調整手当を月額4万6,800円から6万円に引き上げるなどの処遇改善にも取り組んでおります。

さらに、若い世代に将来職業として公務員獣医師や産業動物獣医師を選んでもらえるよう、小学生や高校生に向けて、公務員獣医師等の魅力発信のための動画の作成や職場体験のインターンシップ、就職前のリクルート、高校の授業を活用いたしました出前講座の実施など、人材確保のための教育、広報活動も強化しているところでございます。

今後とも、熊本県の畜産振興と食の安全、安心を支える公務員獣医師や産業動物獣医師の確保に向けまして、着実に取組を進めてまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 竹内副知事に答弁をいただきました。

多頭飼育の崩壊によるセンターの収容能力、これについても、開所から1年半でございますので、こういうこと、大きな問題であるということを承知されておるようでございます。今後、労働時間を減少させるため、本庁から支援をしながら対処していくということでございます。

また、動物愛護を推進し、取り組むということでございます。今後ともよろしくお願ひします。

そしてまた、獣医師不足については、受験機会を増やして、今年度から初任給月額6万円を増やしていただき、処遇改善に取り組んでおられるということ、また、10名、12名増えたということでございますので、今後ともよろしくお願ひします。

獣医師不足については、できれば、農業大学等、できるだけ獣医師学科の新設とか、または、枠を広げて、今1,000名程度の卒業生ということでございますので、1,100名とか増やすことによって、国に働きかけることも必要であろうかなというふうに私は思うところでございます。

今後起こり得る動物の感染症が増えているようで、最近、猫犬等を媒介してマダニによるSFTS感染で亡くなった獣医師さんや、また、犬猫飼い主さんもおられるということでございます。今後の鳥インフルや、また、豚熱等も発生する可能性がありますので、できるだけ安全、安心できる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

そして、続きまして、県立高校の魅力化について、また、充実化についてお尋ねいたします。

まず初めに、県立高校の施設、設備の整備についてお尋ねします。

県下の県立普通高校、専門高校等では、各高校の魅力化のために、教育長はじめ各教職員の皆さんが頑張っておられるることは承知しております

が、残念ながら、毎年の出生数の減少による少子化の影響で、郡部の高校においては、大幅な定員割れになっているようです。

一方で、地域と高校の協力により、魅力化を十分に発揮でき、定員を満たしているところもあります。定員割れしている高校においては、地域の特徴等を生かした教育に力を入れるとか、県外からも幅広く生徒の募集に力を入れたりとか、さらに、卒業後の進路確保に力を入れる等、先生方も努力されておられるようです。

今後、これ以上入学生が減少し、閉校になるようになつては、地方創生という面からも影響が大きいと思います。それにより、郡部はますます人口減少に拍車がかかり、地域活性化に大きな影響を及ぼすことは言うまでもありません。

そして、来年より、国の指導の下、教育無償化になるとのことですが、これにより、今後私立高校へ入学する生徒が増え、県立高校に入学する生徒が減少するのではと危惧するところです。

特に、私立高校と県立高校の違いは、施設、設備等で県立高校が明らかに劣っていることだと思います。今後、高校の魅力化と併せて、県立高校の施設や設備を改善することも大事であろうと考えます。

体育施設の充実化を図るために、例えば、体育館の空調設備を整備したり、県立高校に通う女子生徒の親から要望が多いトイレの洋式化等が必要であり、また、最近は、時代が変わったのか、通り魔的犯罪も増え、防犯面にも力を入れる必要があると考えます。防犯カメラは学校の玄関等にはあるようですが、正門や周辺道路にも今後は必要であると考えます。熊本県警とも連携し、学校内外、生徒の通学路も含めて、安全対策に十分対応していただきたいと思います。

以上のようなことをやることは、言うのは簡単

ですが、何はともあれ、お金のかかることです。厳しい予算の中、財源をどう確保するのか、大変重要であります。

そこで、県立高校の施設、設備等の充実化について、今後早急にやるべきと考えますが、いかがお考えか、教育長にお尋ねいたします。

次に、県立高校における食を生かした専門教育の魅力化についてお尋ねいたします。

県立高校の魅力化をどうするかを考えますと、木村県政では、特に食のみやこ熊本県の推進に力を入れておられます。その中の農林畜産業の分野では、親元就農による担い手育成や担い手確保の推進、高付加価値化実現のため、良質な農林畜水産資源の生産を目指す対策の強化を行っています。

また、販路拡大のため輸出にも力を入れておられ、先日の新聞の報道では、海外輸出額が過去最高の151億円となり、牛肉の輸出額は、対前年度で40%、酒、菓子等の加工食品の輸出額も、対前年度で43%増えました。

日本食への関心の高まり、TSMC効果による人的交流の拡大によるものと考えます。

日本食への関心の高まりで言いますと、最近は、海外からの旅行客も増えており、旅行客は、日本のすしや和食を食べたい等の希望を持って来日される方も多い。日本の食文化に大変興味を持たれており、そして、和食はユネスコ無形文化遺産に登録されて、和食が国際的な評価が高くなつて以来、日本の伝統的な食文化の魅力が世界中で注目されています。

和食は、バランスの取れた食材の組合せ、美しい盛りつけ、そして季節の素材へのこだわりを特徴とした、その独自性と高い品質、そして、何より健康志向を満たす食事であることが人気の要因と考えます。

和食は、新鮮な食材、バランスの取れた食事、控えめな調味料等、健康的な食事スタイルを提供します。世界各国で日本料理店が増加し、和食のレストランや食文化イベントが開催される等、和食文化の人気は着実に広がっています。

このような和食の国際的な評価は、日本の食文化の一翼を担い、観光や外交の面でも大きな影響力を持っています。また、日本人シェフや和食の技術を学ぶための専門学校が設立され、国外での和食教室や体験プログラムが盛んに行われるところです。

和食は、日本が世界に誇る文化財であり、日本伝統や価値観を象徴する存在です。このような世界的評価の中で、特に力を入れるべきは、和食やすしを調理する人を育成することだと思います。

高校授業料無償化の動きなどを見ると、県立高校の将来への危機感を増してくると同時に、さらなる魅力化に全力で取り組む必要があります。

例えば、この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなど、専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することはできないものでしょうか。この日本が誇る和食文化を高校の学びに取り入れるなどした専門的で魅力的な学びを県立高校で実施することを、魅力化に向けて検討していただくことは、価値があるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

食を生かした県立高校の魅力づくりについて、教育長はどういうお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県立高校の施設、設備の整備についてお答えします。

県立学校の主な施設は、約半数が築後40年を超え、老朽化が進行しており、今後これらの施設が一斉に改築の時期を迎えるとしています。

このため、中長期的に施設、設備に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、魅力ある学校施設の整備を計画的に実施することを目的として、令和3年3月に、熊本県立学校施設長寿命化プランを策定いたしました。このプランに基づき、県立高校においては、地方財政措置も踏まえながら、改修事業を計画的に行っています。

議員御指摘のトイレ、空調、防犯対策など、県立高校の施設、設備の充実は重要であると認識しており、限られた予算を有効活用する中で、生徒の使用が多い部分から優先的に整備を進めるなど、様々な工夫を行っているところです。

このうち、トイレにつきましては、全生徒が利用し、要望も多いことから、昨年度末の時点で約6割のトイレを洋式化しており、今後さらに整備を進めてまいります。

空調につきましては、既に全ての普通教室において整備済みであり、現在、理科教室等の特別教室や専門学科の実習室等の整備を進めています。

大空間である体育館においては、断熱性能が確保されていないなど、構造上の理由から、設置費だけではなく、光熱費等のランニングコストが高額となることが課題となっています。また、公立高校における空調整備に関しては、国庫補助の対象外となっています。このため、国に対し、引き続き、補助対象化やランニングコストを含めた地方財政措置を要望してまいります。

加えて、このプランとは別に、段差解消など小規模な工事については、個別の学校のニーズを踏まえ、学校で発注可能な範囲内において早急に対応するなど、環境改善に努めているところです。

次に、学校内外の安全対策につきましては、これまでも、学校等警察連絡協議会や国土交通省、県警察本部等が参加する通学路に関する連絡会等

において、各地域の実情を踏まえ、それぞれの役割に応じて対策を行っております。

今後は、防犯カメラの設置も含めて、関係機関との協議を行うなど、さらなる安全対策の充実に取り組んでまいります。

今後とも、学校施設を充実する整備を加速するため、国の支援を引き続き要望していくなど、あらゆる可能性を探りながら、子供たちの教育環境整備に向け、着実に取り組んでまいります。

次に、食を生かした県立高校の魅力化についてお答えします。

県教育委員会では、特色ある学校、学科をグループ化し、全ての県立高校を熊本スーパーハイスクールと位置づけ、魅力化に取り組んでいます。

議員御指摘の和食文化を県立高校の学びに取り入れることについては、現在、探求的な学びを通して、専門高校の家庭科や農業科だけではなく、普通科や商業科など多くの県立高校で、食を生かした取組を行っています。

例えば、松橋高校では、道の駅と連携し、地元食材を生かした和風駅弁作り、鹿本商工高校では、地元ラーメン店と協働して、地元の塩こうじを活用した新商品の開発に取り組むほか、山鹿地域の3つの県立高校では、日本遺産に認定された菊池川流域における肥後古代米の復活栽培や日本酒製造など、農業と和食文化の歴史を探求する多様な取組が行われています。

和食文化は、日本が誇る文化遺産であり、日本の豊かな自然環境や歴史等に基づいて形成、継承されてきたものです。議員御提案の食を教育活動に生かすことは、生徒にとって地域理解の糸口となり、地域と学校のつながりを深める契機となるものと考えています。

そのためには、まずは、地元食材の開発、PRのほか、その食材を活用した調理研究や食材等の

商品開発、販売化など、地元自治体や企業との連携が不可欠です。

今後は、県立高校を中心に、地元自治体や飲食業組合等と意見交換を行い、小中学生や世界の若者の心を引きつける学びであるかを把握するとともに、農林水産部等関係部局と連携し、地域の和食文化の継承や研究を行うなど、食を生かした県立高校のさらなる魅力づくりに取り組んでまいります。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君 教育長に答弁いただきまして、ありがとうございました。

私立高校との差があります設備等については、今後進めていく、特にトイレについては、6割の現状をまた洋式化していくということでござります。

ただ、体育館施設、非常に、地球温暖化で、熱中症等も増えている中で、体育館での授業等にも影響するということで、やはりこういう施設に対するランニングコストが高くなつて、予算的にできないということでございます。

ただ、やりようでは、地下の空気を、エアを送るという形で2度ぐらい落ちるんじやないかと、そういう費用のかからないやり方もありますので、エアコンをつけるということではなくて、地下からのエアを回すという方法もあると思うんですね。そういう費用のかからないやり方でしていただければ、多少は温度を下げることができるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それと、施設は、国が一方的に授業料を無料にしたわけでございますので、やはり国の補助がないということでございますので、国に対してしっかり予算要望もしていただきたいというのをお願い申し上げます。

やはり、県が無償にしたわけじやなくて、国が地方の予算を考えんでしたんじやないかなと私は思います。ぜひ、国の責任の下に、そういう設備の予算化を進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、魅力化については、食の魅力化、和食文化をしっかりと増やしていただきたい。和食はやはり健康にいいんだろうと思います。やはり、世界一の長寿命国をつくった日本の食事というのいいと思います。

私自身も、玄米、菜食で、30数年前に潰瘍性大腸炎を食事療法で治したということで、今こうやって健康に過ごしているのもやはり食であります。食をしっかりと生かしていただいて、健康寿命、知事の申される日本一長寿命化に向けて頑張っていただければというふうに思います。

今日、少し時間が足りないと思って早口で言いました。早口で、今度は早く終わりましたけれども、以上で11回目の質問——道路——そしてまた、こういう人手不足がよく今回出てきましたけれども、人手不足の原因は、少子化が一番大きいと思うんですね。少子化対策、やはり子供の出生数をしっかりと増やしていくために、やはり人手不足はそこが原点だろうと思いますので、皆さんとともに子供をたくさん産み育てられるよう、そういう地域社会でありますよう、つくっていかなければというふうに思います。

今後とも、熊本県の発展のため、皆さんとともにしっかりと頑張ってまいりますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（高野洋介君） 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第36号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第36号まで等に対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程(第58号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。知事提出議案第58号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第58号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第58号を議題といたします。

第58号 令和7年度熊本県一般会計補正予算
(第6号)

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算については、8月10日からの大雨による災害への対応として、各種施設の本格復旧などに向けた経費や熊本県立大学における半導体関連の新たな学部の設置のために必要な施設の設計に係る経費など、501億円を計上しております。

これにより、一般会計は、冒頭提案分と合わせ

550億円の増額補正となり、補正後の一般会計予算額は9,176億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これら議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(高野洋介君) 次に、ただいま議題といたしました議案第58号に対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第36号まで及び第58号)

○議長(高野洋介君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第36号までにつきましては、さきに配付の令和7年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第58号につきましては、さきに配付の同一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第4 請願の委員会付託

○議長(高野洋介君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第59号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第59号から第61号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第59号から第61号までを一括して議題といたします。

第59号 教育委員会委員の任命について

第60号 公安委員会委員の任命について

第61号 収用委員会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

29日は、議案調査のため、30日は、各特別委員会開会のため、10月1日から3日までは、各常任委員会開会のため、6日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、29日から10月3日まで及び6日は、休会することに決定いたしました。

なお、27日、28日、10月4日及び5日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(高野洋介君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る10月7日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時13分散会

第 6 号

(10月7日)

令和7年 熊本県議会9月定例会会議録

第6号

令和7年10月7日(火曜日)

議事日程 第6号

令和7年10月7日(火曜日)午前10時開議

第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議
決

日程第2 閉会中の継続審査の件

知事提出議案(第59号から第61号まで) 質疑
討論 議決

議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議
決

委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論
議決

議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野 愛斗君
高井 千歳さん
住永 栄一郎君
亀田 英雄君
幸村 香代子君
杉嶺 ミカさん
立山 大二朗君
斎藤 陽子さん
本田 雄三君
岩田 智子君
堤 泰之君
南部 隼平君

前田 敬介君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
城戸 淳君
西村 尚武君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
増永 慎一郎君
前田 憲秀君
高島 和男君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
高木 健次君
高野 洋介君
内野 幸喜君
岩中 伸司君
城下 広作君
西 聖一君
山口 裕君
渕上 陽一君
坂田 孝志君
溝口 幸治君
池田 和貴君
吉永 和世君
松田 三郎君

藤川 隆夫君
岩下 栄一君
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村 敬君
副知事 竹内 信義君
副知事 亀崎 直隆君
知事公室長 深川 元樹君
総務部長 千田 真寿君
企画振興部長 富永 隼行君
理事 阪本 清貴君
理事 府高 隆君
健康福祉部長 下山 薫さん
環境生活部長 清田 克弘君
商工労働部長 上田 哲也君
観光文化部長 脇俊也君
農林水産部長 中島 豪君
理事 間宮 将大君
土木部長 梶田 武志君
会計管理者 野中 真治君
企業局長 久原 美樹子さん
病院事業管理者 鍋本 亮太君
職務代理者
教育長 越猪 浩樹君
警察本部長 佐藤 昭一君
人事委員会会長 城内 智昭君
監査委員 小原 雅之君

事務局職員出席者

事務局長 波村 多門
事務局次長 兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎 浩一
議事課長補佐 岡部 康夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月26日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第36号まで及び第58号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告があつておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継、開業に向けた設備整備等への助成や令和7年8月豪雨に伴う災害関連事業として、被災した社会福祉施設等の復旧に要する経費、総額14億円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,602億1,300万円余であります。

あわせて、清水が丘学園の整備事業に係る債務負担行為等の変更であります。

病院局の9月補正予算は、国の経済対策を活用した職場環境整備など、収益的収支で100万円余、資本的収支で2,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて22億2,600万円余あります。

あわせまして、給食業務に係る債務負担行為の設定であります。

また、令和7年8月豪雨災害に伴う避難所の運営や応急仮設住宅の供与など、災害救助法に基づく救助に要する経費等、総額53億1,400万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、エイズ予防対策費について、HIV及び梅毒の感染者が増加していると聞いているが、本県における実態はどうなのか、また、HIV及び梅毒の郵送検査を有効な事業にするために、どのようにアプローチしていくのかとの質疑があり、執行部から、HIV及び梅毒の報告数は、令和6年は、HIV感染者が7人、エイズ患者が2人、梅毒が233人、令和7年は、現時点で、HIV感染者が5人、エイズ患者が5人、梅毒が125人で、特に令和6年の梅毒の報告数は全国6位である、また、郵送検査については、知っていたことが非常に重要であり、県ホームページやSNS、関係団体等を通じた周知啓発を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県は、梅毒の患者数が多いということだが、罹患者を減らすためには、しっかりと啓発活動が最も有効な方法だと思うので、徹底的に周知を行ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、災害救助法は、どのような基準で適用されるのか、また、適用されるとどのよ

うな支援が受けられるのかとの質疑があり、執行部から、災害救助法の適用基準としては、特別警報や緊急安全確保が発表され、市町村の災害対策本部が設置されている場合などがある、災害救助法が適用されると、避難所開設や応急仮設住宅の経費について公費負担があることから、市町村へ積極的に働きかけているとの答弁がありました。

次に、委員から、診療所の承継・開業支援事業の重点医師偏在対策支援区域について、この区域はどのように設定されるのかとの質疑があり、執行部から、熊本市内に6割程度の医師が偏在しているため、熊本市以外の区域を重点区域に設定し、旧市町村単位で地域に1か所しか医療機関がない地域を対象とし、今回は、坂本診療所と球磨村診療所の設備整備費及び運営費を予算計上したとの答弁がありました。

関連して、委員から、今後、いろんな地域で医師の偏在が生じる可能性もあるため、県だけではなく、国の方で何らかの支援スキームをつくっていくかないと、僻地の診療所は恐らくなくなっていくと思うが、これについてどのように考えていくのかとの質疑があり、執行部から、今回の診療所の承継・開業支援事業は、国が昨年末に示した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの取組の一つで、今年度から先行して開始するものである、この対策パッケージについて、国から今年度中に示されるガイドラインを踏まえ、県として医師偏在対策を検討していくとともに、新たな地域医療構想と絡めて、医療機関の適正配置についても考えていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、僻地の診療所が診療を継続できるよう、国に対して要望活動を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員

賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

[南部隼平君登壇]

○南部隼平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係4議案、条例等関係2議案及び報告9件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の9月補正予算は、8月10日からの記録的大雨で被災した自然公園施設の復旧等に要する経費等、総額1,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて162億300万円余あります。

商工労働部関係では、熊本県開業ワンストップセンターの設置及び新規県営工業団地の整備に要する経費等、総額3億2,100万円の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて648億6,800万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更あります。

企業局関係では、電気事業会計に係る雑損失1万円余の増額補正であり、補正後の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の支

出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて80億7,300万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更あります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定外1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、八代市の工業団地施設整備事業費に関し、盛土の準備工事に係る経費が必要になるとのことであるが、工業団地は令和10年度の分譲開始予定であり、スケジュール的に問題ないかとの質疑があり、執行部から、今年度から盛土の準備工事に入り、令和8年度及び9年度で造成工事をを行い、令和10年度の分譲開始に向け、今後工事を進めていくこととしているとの答弁がありました。

次に、委員から、工業団地整備事業用地の近隣に位置する八代市興善寺町は、今回の豪雨災害で最も大きな被害が発生したと聞いているが、今後用地買収を進めるに当たって何か影響はないかとの質疑があり、執行部から、今回の用地取得の地権者62名については、被災前の7月末に集団調印により仮契約を交わしている、被災後に要望等もないため、このまま土地売買契約手続を進めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上

げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係5議案及び報告7件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月の補正予算是、梅雨前線豪雨等による災害からの復旧工事や8月10日からの大雨災害への対応に要する経費等、総額139億4,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて916億6,300万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

また、8月の大雨災害への速やかな対応に要する経費、総額11億7,500万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について外4議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回の大雨により被災した排水機場の復旧について、大潮や満潮といった状況も重なったが、そういう状況にあっても被災させない、災害を起こさせないことがとても大事であ

る、排水機場の更新に加え、災害対応として何が必要なのかについて検証し、今後、その対策を講じていく必要があると思うが、その件についてどのように考えているかとの質疑があり、執行部から、雨の降り方や農地の利用状況は変わっており、農業用の排水機場だけで全てをカバーすることは難しい、今後の復旧に当たっては、まず、県庁内に排水機場PTを設置したところであり、浸水被害の要因を分析、検証しながら、耐水扉や自動運転、遠隔監視など有効な方策を含め、今後県全体として検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和2年7月豪雨災害後には、緑の流域治水といった全体計画が策定されたが、今回もそれと同等の災害対策プランを策定してもらいたいと思うが、県としての考えはいかがかとの質疑があり、執行部から、排水機場を含めた豪雨対策に関しては、土木部、農林水産部等の関係部局が一体となって、今後の対応について検討を進めている、令和2年7月豪雨の際は、遊水地も含めた大きな方向性が示されたが、今回は内水氾濫対策など異なった対応が必要となるため、部局横断で連携してしっかりと検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、イグサ専用機械の再取得及び修繕について、イグサに関しては、条例も策定してあるが、手厚く守らないと日本のイグサ生産がなくなってしまう、イグサ専用機械は、そもそも修繕や買替えが可能なのか、その見込みについて伺いたい、また、電気系統を含む機械が浸水した場合、一旦は動いたが、その後動かなくなつたという話を聞いている、機械の特性もあると思うので、そのようなこともしっかりと考慮して対応してもらいたいと思うが、県としての考えはいかがかとの質疑があり、執行部から、今回の大雨で

1,000台を超えるイグサ専用機械が被害に遭っており、製造されていない機械も多いが、おおむね修繕は可能とのこと、しかし、一部の機械では部品の確保が難しいようなので、関係者の意見を聴きながら丁寧に対応していきたい、なお、イグサ専用機械の再生産については、今後も、国等とも連携して働きかけていきたい、また、電気系統が水につかり、エンジンは動くものの、実際の作業で使用できるか分からぬといった声もあることから、国と協議しながら、丁寧に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、農産物輸送状況調査の結果について、物流の2024年問題は非常に大きな課題であり、今後どうなるのかと心配したが、今のところ物流が滞るようなことはなく、ありがたく思っている、しかし、現場は調査以上に厳しい面もあると聞いており、パレット化等の対策を進めてもらいたい、また、第一次産品は輸送コストを価格転嫁できないことから、引き続き、物流事業者だけでなく、荷主にも理解が得られるよう対策を進めてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、天草地域における農産物流通体制について検討してもらっているが、課題整理ができたのではないか、課題を踏まえ、効率的な農産物の流通に向けて、地域農業の在り方について、地元とも議論がされるよう投げかけてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上

げまして、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係6議案、条例等関係17議案及び報告3件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、災害関連事業、益城町土地区画整理事業等に要する経費等、総額395億3,800万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,675億4,900万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加及び繰越明許費の設定であります。

また、8月10日からの大雨による災害への対応に要する経費で、総額18億8,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてであります、令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について外16議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回追加提案された令和7年8月豪雨に係る災害関連予算について、国の災害査定の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、国の災害査定は今月から始まる

予定であり、特に災害の大きかった地域振興局には応援の技術職員を派遣するなど、年内の査定完了に向けて準備をしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害関係予算については、今後、公共土木施設災害復旧事業が激甚災害に指定されれば、補助率がかさ上げとなり、県としても助かると思うので、国庫補助の対象となるよう、災害査定にはしっかりと対応してほしい、また、災害の復旧、復興に当たっては、十分に執行体制を整えながら、県民の安全、安心の確保のために速やかに着手し、しっかりと頑張ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、単県砂防施設維持管理費について、県民の安心、安全という観点から、砂防事業は非常に大事な事業であり、県全体で砂防施設の機能を十分に発揮できるようにしていくことが重要だと思うが、この点についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、砂防施設については、日々の点検等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、維持管理を行っているが、近年の出水状況を踏まえて、施設の機能を十分に発揮できるよう、今後も計画的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようにお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（高野洋介君） 次に、教育警察常任委員長

の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係2議案及び報告4件あります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、経済的理由により就学困難な公立高等学校の生徒に対する給付金の支給に要する経費や、職員が公務に起因して自死に至ったことについて、職員の御遺族と和解を締結し、解決金を支払うための経費等、総額4億5,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,355億9,800万円であります。

あわせて、県立高校の学習系ネットワーク用のルーター更新設置業務委託等に係る債務負担行為の変更等であります。

また、令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧に要する経費で、総額1億4,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

警察本部の9月補正予算は、令和7年8月豪雨により被災した上天草警察署松島交番の復旧に要する経費で、総額1,800万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

あわせて、令和7年8月豪雨により水没した警察車両の購入費用1,400万円余の債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、警察施設災害復旧費について、被災した松島交番の復旧に要する経費には、建物だけではなく、緊急車両の修繕費も含まれるのかとの質疑があり、執行部から、庁舎の復旧に要する費用のみで、車両等の修繕費用は含まれていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、修理費用が高額のため、修理せずに車両が足りないということがないよう、しっかりと予算を確保してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本武道館について、照明のLED化、空調設備やボイラーの老朽化、シャワーの水圧、更衣室の改修等、様々な課題に対して、今後どのように改修を進めていくかと考えているのかとの質疑があり、執行部から、今回提出されたスポーツ施設の在り方検討会の提言を受け改修するもので、今後、利用者の目線に立ち、課題を総合的に検討して、前向きに進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、改修期間が長くなると利用者に支障が生じるため、今後の武道館の改修計画について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、できるだけ休館期間が長くならないよう、空調設備と併せて照明のLED化やシャワー等の改修を行うなど、効率的に進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、職員の不祥事の根絶と再発防止に向けて全力で取り組んでいくことだが、具体的にどのようなことに取り組んでいくのかと

の質疑があり、執行部から、まずは、綱紀の肅正を徹底するとともに、職員一人一人の意識の向上、啓発を図り、風通しのよい職場づくりを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、小川工業高校は甚大な被害を受けているが、学校周辺は浸水想定区域に入っているのか、また、本県でも佐賀県のように内水被害への対策を講じていく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、小川工業高校については、浸水想定区域内であることから、施設整備においては電気設備を屋上に設置するなど対策を講じている、今回の被害を教訓として、今後どのような対策ができるのか、しっかりと考えていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げま

す。

今回提出された令和7年度9月補正予算は、令和7年の梅雨前線豪雨等による災害からの復旧や令和7年8月豪雨災害からの速やかな復旧、県立大学の新学部設置へ向けた必要な経費等、追加提案分を合わせて550億円余の増額補正であり、補正後の令和7年度の一般会計の予算総額は、9,176億1,400万円余あります。

あわせまして、債務負担行為の変更等であります。

また、令和7年8月豪雨災害への緊急対応に要する経費として、総額85億8,000万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

次に、議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、今回の8月豪雨被害の特徴と県の初動対応はどうだったのかとの質疑があり、執行部から、県内の各地域に大雨特別警報が発表され、線状降水帯によって広い範囲で被害が発生したことが、これまでの大震災とは異なる特徴である、初動対応については、これまで県と全市町村で継続して実施してきた豪雨対応訓練の成果が迅速な被害者の救出につながったと考える、一方で、市町村との情報共有、ボランティアなど、検討すべき課題が残っているため、今後の検証で課題を明らかにし、必要な対策を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員数は、この20数年間で1,000人以上減少していることに加え、ここ数年、土木職員等の採用が厳しい状況にあり、今後も人口減少が進む中で、ドローンなどのIT技術を活用するなど、業務の見直しや効率化を図って

いく必要があると感じているが、既に取り組んでいることはあるのかとの質疑があり、執行部から、令和6年に策定した定員管理計画では、今後4年間で目標数4,229人を維持することとしているが、特に技術職員の確保は厳しい状況にある、今後の人口減少社会において、限られた人材で対応するため、ICTの活用やデジタル化など、業務の効率化について、デジタル戦略局と連携して検討を進めているとの答弁がありました。

さらに、委員から、災害現場には危険な箇所も多く、また、時間的な制約もあるので、デジタル化やルールの見直しによって、人が対応したほうが効率的なところに人を配置できるよう検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、NHK受信料の支払いに要する費用について、そもそも公用車にテレビが必要なのかといった検討も含め、経費削減に向けた今後の取組についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後の再発防止策として、1つ目は、全庁的な意識改革として、次年度のNHK受信契約に関する調査の際に、改めて支払いについての意識づけを行う、2つ目は、テレビ機能つきのカーナビの必要性を精査し、必要なものについてはアンテナを取り外す、今後調達する公用車については、原則テレビ機能がついていないカーナビを設置することで、NHK受信料の縮減を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県立大学における半導体学部が令和9年4月に開設するとなると、現在の高校2年生が受験生となるが、周知についてはどのように考えているのか、また、総合管理学部の定員を60人減らすとなれば、県内の高校からの推薦枠が減るのではないかといった声もあり、受験生や保護者への周知は早期に行う必要があると思う

が、どのような計画となっているのかとの質疑があり、執行部から、国への認可申請に必要な高校生へのアンケート調査を実施する際、半導体学部の概要や総合管理学部の定員減について、十分に周知を行うこととしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容ですが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(高野洋介君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第36号まで及び第58号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外36件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

○議長(高野洋介君) 次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第28号を採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、請第28号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(高野洋介君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出があつております。

お諮りいたします。

議案第37号から第57号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第37号外20件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出があつております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案(第59号から第61号まで)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

去る9月26日の会議において提出されました知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第59号から第61号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第59号から第61号までを一括して議題といたします。

第59号 教育委員会委員の任命について

第60号 公安委員会委員の任命について

第61号 収用委員会委員の任命について

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決すること

に決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第59号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上程(第1号)

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題

とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

議員提出議案第1号

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年10月7日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一

岩 田 智 子

幸 村 香代子

熊本県議会議長 高 野 洋 介 様

陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書

防衛省において、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル「12式地対艦誘導弾能力向上型」(地上発射型)の配備が決定された。このミサイルは、朝鮮半島の全域や中国大陸の一部までを射程内とするため、射程内にある国からは大きな脅威となる。その結果、新たな長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性は否定できない。

健軍駐屯地は住宅街に隣接し、周辺には小中高の学校が複数あり、病院や大型商業施設が密集する市街地である。このような市街地エリアに対して戦略的ミサイル等を配備することは、有事において住民の日常の生活環境が攻撃目標となる危険性を高め、地域住民の生命・財産を過度に危険にさらすものである。国際紛争の現実においても互いの国の軍事施設を攻撃し、周辺住民の多くが巻き添えになった。

2022年に政府が安全保障関連3文書を改定したことにより、我が国が反撃能力を保有すること

に至った。敵基地攻撃能力を持つミサイルの配備等が、国の安全保障政策の一環であったとしても、配備地が人口の集積した市街地であること、また、地元自治体や住民への十分な説明がないまま進められていることについて、地域住民の間に深刻な不安と懸念、不信感が広がっている。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されることを強く要望する。

記

- 1 配備の目的・内容・安全性・法的根拠等について、熊本県及び熊本市住民等への丁寧かつ透明性のある説明を速やかに行うこと。
- 2 住民の生命・財産の保持等にかかる重大な政策決定にあたっては、住民の声を十分に聴取し、地域理解に最大限努力すること。
- 3 健軍駐屯地は人口密集地内にあり、周辺には住宅地、学校、医療施設等が集積しているため、ミサイル配備に伴うリスクを再検証し、配備には慎重な判断を行うこと。
- 4 健軍駐屯地周辺住民に対する緊急避難場所の整備や緊急避難計画の策定を直ちに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高 野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 石 破 茂 様
防衛大臣 中 谷 元 様
内閣官房長官 林 芳 正 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出

者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告があつておありますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 自由民主党・熊本市第一選挙区選出の南部隼平です。

会派を代表いたしまして、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書に対しての反対討論をいたします。

まず、政治の第一の使命は、県民、国民の生命、財産を守ることであります。

今回、防衛省は、健軍駐屯地に長射程ミサイル12式地対艦誘導弾能力向上型を配備する方針を決定しました。このミサイルは、朝鮮半島全域や中国大陸の一部を射程に収める性能を持ち、相手国に攻撃を思いとどまらせる抑止力となります。すなわち、これは、戦争を防ぐための盾であり、国民の命を守るための現実的な手段であります。

しかし、意見書では、「射程内にある国からは大きな脅威となる。その結果、新たな長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性は否定できない。」と述べています。これは、あたかも日本が一方的に脅威を与えているかのようで、強い

違和感を覚えます。むしろ、脅威を与えているのは、日本の領海、領空を侵犯し、挑発行為を繰り返す国々であり、我が国を脅かす存在こそが問題であります。

また、長射程ミサイルの配備先が攻撃の対象になる可能性が否定できないとの意見に対し、九州防衛局は、我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対し、早期かつ遠方から対処するものであり、抑止力として機能することが明示されています。

加えて、説明では、状況に応じて必要な場所に移動して任務に当たることになるため、特定の場所への配備をもって、その場所で運用することになるわけではないと書かれています。

また、防衛省からは、健軍駐屯地には既に地対艦ミサイル連隊が配備されており、整備基盤が整っているため、メンテナンスに万全を期することが可能であること、さらに、南西地域の防衛体制の強化は喫緊の課題であり、我が国への侵攻を早期かつ遠方で阻止するという、我が国の意思と能力を効果的に示すことができる地理的位置にあることなどを総合的に勘案し、健軍駐屯地に配備することを決めたと説明されています。

しかしながら、意見書にあるように、一部の住民からは、唐突感や不安、懸念の声があるのも事実です。それに応えるため、防衛省では、今回のミサイル配備についてQ&Aを作成し、説明するとともに、質問等は、九州防衛局が窓口となって対応をされているところです。

今政治がなすべきことは、殊さらに不安をあおることではなく、正確な情報を伝え、その必要性を分かりやすく伝えていくことが重要だと考えます。

その上で、防衛省においては、現在の我が国の大変厳しい安全保障環境、南西地域の防衛体制の強化

の重要性を國民に分かりやすく情報發信するとともに、國民の命と暮らしを守るために必要な配備を計画的に進めていただきたいと考えます。

以上の理由から、陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に関する意見書には反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野洋介君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（高野洋介君） 起立または挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第1号は、否決いたしました。

委員会提出議案の上程（第1号）

○議長（高野洋介君） 次に、お諮りいたします。委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年10月7日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 中村亮彦

熊本県議会議長 高野洋介様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を積極的に展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

その一方で、深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成が今まで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっています。私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると様々な課題が山積している。

私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や物価高騰への対応とともに、光熱費も高騰している中、記録的な猛暑による熱中症対策により空調を使用せざるを得ない状況にあるにもかかわらず、一般補助はこうした社会情勢に追いついていない。特別補助についても、ICT支援員やスクールカウンセラー、障がいのある生徒への介助者等様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。そのほか、ICT環境の整備の支援拡充や保護者負担による端末整備の補助対象化、学校施設の耐震化をはじめ近年の記録的な猛暑に対する教室（特別教室を含む）及び体育館の空調設備の整備など高機能化への対応、更には昨今の学校への要望の多様化や保護者対応など学校運営に係る問題解決への支援も必要である。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以

下「骨太の方針」という。)に明記された「いわゆる高校無償化」が実現されれば、子供たちが自由に学校選択を出来る機会が保障されるが、私立学校が多様で質の高い教育を実践していくためには、合理的根拠に基づく授業料の引き上げは必要であり、幼稚園から大学まで授業料無償化が進められる中、専攻科生徒への修学支援制度の更なる充実が求められる。

また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援拡充も不可欠である。

こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題解決には、所管する県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国におかれては、骨太の方針において「公教育の内容や質を充実させる」「物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する」と掲げられていること、さらに私立学校振興助成法第1条の「教育条件の維持及び向上」「修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高め」の趣旨を踏まえ、私立中学高等学校等に対する国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図ること。また、教育相談体制やICT教育環境の整備、学校施設の耐震化及び空調設備整備への支援拡充、専攻科生徒への経済的支援、海外留学への支援拡充等について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 高 野 洋 介
衆議院議長 額 賀 福志郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 石 破 茂 様
総務大臣 村 上 誠一郎 様
財務大臣 加 藤 勝 信 様
文部科学大臣 あ べ 俊 子 様

○議長(高野洋介君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(高野洋介君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(高野洋介君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和7年10月7日

次のとおり議員を派遣する。

1 第25回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。
- (2) 派遣先 東京都
- (3) 派遣期間 令和7年11月11日（火）～12日（水）
- (4) 派遣議員 楠本千秋、岩本浩治、中村亮彦、西山宗孝、高島和男、池永幸生、本田雄三、荒川知章、堤 泰之、幸村香代子、住永栄一郎、立山大二朗

2 地方議会活性化シンポジウム2025

- (1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に、多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和7年11月13日（木）

(4) 派遣議員 松村秀逸、吉田孝平、
亀田英雄

○議長（高野洋介君） お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、議席に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野洋介君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

○議長（高野洋介君） 以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和7年9月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会

付 錄

熊本県議会決算特別委員会
委員選任一覧表

(令和7. 9. 16)

定 数	13 人
委 員	前 川 收
	西 聖 一
	渕 上 陽 一
	高 木 健 次
	前 田 憲 秀
	高 島 和 男
	中 村 亮 彦
	坂 梨 剛 昭
	前 田 敏 介
	南 部 隼 平
	住 永 栄 一 郎
	斎 藤 陽 子
	星 野 愛 斗
備 考	

令和7年9月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	10月7日 原案可決
〃 第 2 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)	〃
〃 第 3 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第 4 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第 5 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第 6 号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第 7 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第 8 号	専決処分の報告及び承認について	10月7日 原案承認
〃 第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	10月7日 原案可決
〃 第 10 号	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 11 号	熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 12 号	熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第 13 号	財産の取得について	〃
〃 第 14 号	令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について	〃
〃 第 15 号	令和7年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第 16 号	令和7年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第 17 号	令和7年度県営林道事業の経費に対する村負担金について	〃
〃 第 18 号	令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊	

	対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金 (地方財政法関係)について	10月7日 原案可決
知事提出議案 第 19 号	令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第 20 号	令和7年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第 21 号	令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	〃
〃 第 22 号	令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
〃 第 23 号	令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について	〃
〃 第 24 号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第 25 号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第 26 号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第 27 号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第 28 号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第 29 号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第 30 号	専決処分の報告及び承認について	10月7日 原案承認
〃 第 31 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第 32 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第 33 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第 34 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第 35 号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第 36 号	和解及び損害賠償額の決定について	10月7日 原案可決
〃 第 37 号	令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	10月7日 継続審査
〃 第 38 号	令和6年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 39 号	令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 40 号	令和6年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

知事提出議案 第 41 号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	10月 7 日 継続審査
〃 第 42 号 令和6年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 43 号 令和6年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 44 号 令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 45 号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 46 号 令和6年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 47 号 令和6年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 48 号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 49 号 令和6年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 50 号 令和6年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 51 号 令和6年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 52 号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
〃 第 53 号 令和6年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第 54 号 令和6年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第 55 号 令和6年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
〃 第 56 号 令和6年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃

知事提出議案 第 57 号 令和6年度熊本県下水道事業会計決算の認定について

て

10月 7 日
継続審査

〃 第 58 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

10月 7 日
原案可決

〃 第 59 号 教育委員会委員の任命について

10月 7 日
原案同意

〃 第 60 号 公安委員会委員の任命について

〃

〃 第 61 号 収用委員会委員の任命について

〃

議員提出議案 第 1 号 陸上自衛隊健軍駐屯地への長射程ミサイル配備に關

する意見書

10月 7 日
原案否決

委員会提出議案 第 1 号 私学助成の充実強化等に関する意見書

10月 7 日
原案可決

令和7年9月定例会

議長諸般の報告

9月定例会における議長からの諸般の報告

第1 会派所属構成人員変更の報告について

立憲民主連合代表者西聖一君から会派所属議員異動届（7月23日届出）がありましたので、報告します。

立憲民主連合議員団構成人員 3人

（鎌田聰君 退職のため）

令和7年9月16日

熊本県議会議長 高野 洋介

令和7年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表

□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・出納局)	○報告第 4 号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類 の提出について.....(条 59)
○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)(1)	○報告第 5 号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明す る書類の提出について.....(条 60)
第1表 歳入歳出予算補正 歳入全部.....(2)(事項別明細書 2) 歳 出 1 総 務 費 1 総務管理費.....(4)(〃 11) 2 企 画 費.....(4)(〃 12) 3 徴 税 費.....(4)(〃 13) 4 防 災 費.....(4)(〃 14) 第3表 債務負担行為補正のうち.....(7)(〃 27)	○報告第 6 号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書 類の提出について.....(条 61)
第4表 地方債補正.....(9)	○報告第 30 号 熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に關 する評価報告書の提出について.....(条 85)
○議案第 8 号 専決処分の報告及び承認についてのうち.....(22)	○報告第 31 号 令和6年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断 比率及び公営企業の資金不足比率の報告について.....(条 86)
○議案第 9 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....(条 1)	○報告第 32 号 五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告につ いて.....(条 87)
○議案第 10 号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 の制定について.....(条 2)	
○報告第 3 号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書 類の提出について.....(条 58)	

□厚生委員会関係 (健康福祉部・病院局)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 民 生 費

1 社会福祉費……………(4)(事項別明細書 15)

3 衛 生 費

1 公衆衛生費……………(4)(〃 16)

2 医 薬 費……………(4)(〃 17)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(7)(〃 27)

○議案第 7 号

令和7年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号) ……(20)(〃 44)

○議案第 8 号

専決処分の報告及び承認についてのうち……………(22)

○報告第 7 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説

明する書類の提出について……………(条 62)

○報告第 8 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を

説明する書類の提出について……………(条 63)

○報告第 9 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を

説明する書類の提出について……………(条 64)

○報告第 10 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経

営状況を説明する書類の提出について……………(条 65)

□経済環境委員会関係 (環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局)	○報告第 13 号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類 の提出について.....(条 68)
○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)(1)	○報告第 14 号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を 説明する書類の提出について.....(条 69)
第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 5 商 工 費 1 工 鉱 業 費.....(5)(事項別明細書 20)	○報告第 15 号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類 の提出について.....(条 70)
第3表 債務負担行為補正のうち.....(7)(〃 27)	○報告第 16 号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説 明する書類の提出について.....(条 71)
○議案第 4 号 令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計補正予算(第2号)(14)(〃 29)	○報告第 17 号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営 状況を説明する書類の提出について.....(条 72)
○議案第 6 号 令和7年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号) ..(19)(〃 38)	○報告第 18 号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明す る書類の提出について.....(条 73)
○議案第 11 号 熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定 について.....(条 3)	○報告第 19 号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書 類の提出について.....(条 74)
○議案第 13 号 財産の取得について.....(条 6)	
○報告第 11 号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を 説明する書類の提出について.....(条 66)	
○報告第 12 号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説 明する書類の提出について.....(条 67)	

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）………(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

4 農林水産業費

1 農業費……………(4)(事項別明細書 18)

2 農地費……………(4)(〃 19)

8 災害復旧費

1 農林水産業災害復旧費……………(5)(〃 26)

第2表 繰越明許費のうち……………(6)

第3表 債務負担行為補正のうち……………(7)(〃 27)

○議案第 8 号

専決処分の報告及び承認についてのうち……………(22)

○議案第 14 号

令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する

市町村負担金（地方財政法関係）について……………(条 7)

○議案第 15 号

令和7年度県営土地改良事業の経費に対する市町村

負担金について……………(条 10)

○議案第 16 号

令和7年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設

整備事業の経費に対する市町村負担金について……………(条 12)

○議案第 17 号

令和7年度県営林道事業の経費に対する村負担金について……………(条 13)

○議案第 24 号

工事請負契約の変更について……………(条 21)

○報告第 20 号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 75)

○報告第 21 号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 76)

○報告第 22 号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 77)

○報告第 23 号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 78)

○報告第 24 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 79)

○報告第 25 号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について……………(条 80)

○報告第 33 号

い業振興に関する施策の報告について……………(条 88)

□建設委員会関係 (土木部)	○議案第 19 号 令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について.....(条 16)
○議案第 1 号 令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)(1)	○議案第 20 号 令和7年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について.....(条 17)
第1表 歳入歳出予算補正 歳 出 6 土 木 費 1 河川海岸費.....(5)(事項別明細書 21) 2 都市計画費.....(5)(〃 22)	○議案第 21 号 令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について.....(条 18)
第2表 繰越明許費のうち.....(6)	○議案第 22 号 令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について.....(条 19)
第3表 債務負担行為補正のうち.....(7)(〃 27)	○議案第 23 号 令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について.....(条 20)
○議案第 2 号 令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号)(10)	○議案第 25 号 工事請負契約の締結について.....(条 22)
○議案第 3 号 令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)(12)	○議案第 26 号 工事請負契約の締結について.....(条 23)
○議案第 5 号 令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算(第2号)(18)(〃 32)	○議案第 27 号 工事請負契約の締結について.....(条 24)
○議案第 8 号 専決処分の報告及び承認についてのうち.....(22)	○議案第 28 号 工事請負契約の締結について.....(条 25)
○議案第 18 号 令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金 (地方財政法関係)について.....(条 14)	○議案第 29 号 工事請負契約の締結について.....(条 26)

- | | |
|-----------|---|
| ○議案第 30 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 27) |
| ○議案第 31 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 28) |
| ○議案第 32 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 29) |
| ○議案第 33 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 30) |
| ○議案第 34 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 31) |
| ○議案第 35 号 | 専決処分の報告及び承認について.....(条 32) |
| ○報告第 1 号 | 専決処分の報告について.....(条 56) |
| ○報告第 26 号 | 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について.....(条 81) |
| ○報告第 27 号 | 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について.....(条 82) |

□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)

○議案第 1 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第5号)(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

7 教 育 費

1 教育総務費(5) (事項別明細書 23)

2 高等学校費(5) (〃 24)

3 社会教育費(5) (〃 25)

第3表 債務負担行為補正のうち(7) (〃 27)

○議案第 8 号

専決処分の報告及び承認についてのうち(22)

○議案第 12 号

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与

に関する条例の一部を改正する条例の制定について…(条 5)

○議案第 36 号

和解及び損害賠償額の決定について(条 33)

○報告第 2 号

専決処分の報告について(条 57)

○報告第 28 号

公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明す

る書類の提出について(条 83)

○報告第 29 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経

営状況を説明する書類の提出について(条 84)

○報告第 34 号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出につ

いて(条 89)

令和7年9月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
(追号)

□総務委員会関係 (総務部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳入全部……………(2) (事項別明細書 2)

歳 出

4 教育費のうち

1 大 学 費……………(3)(〃 23)

第3表 地方債補正……………(6)

□厚生委員会関係 (健康福祉部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

1 衛 生 費

1 公衆衛生費……………(3)(事項別明細書 11)

3 災害復旧費のうち

1 民生災害復旧費……………(4)(〃 25)

□経済環境委員会関係 (環境生活部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）…………(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 農林水産業費のうち

4 林業費のうち……………(3)(事項別明細書 16)

5 災害復旧費のうち

3 商工災害復旧費……………(4)(" 27)

□農林水産委員会関係 (農林水産部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

2 農林水産業費のうち

1 農業費……………(3)(事項別明細書 12)

2 畜産業費……………(3)(" 14)

3 農地費……………(3)(" 15)

4 林業費のうち……………(3)(" 16)

5 水産業費……………(3)(" 17)

5 災害復旧費のうち

2 農林水産業災害復旧費のうち……………(4)(" 26)

第2表 債務負担行為補正のうち……………(5)(" 30)

□建設委員会関係 (土木部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

3 土 木 費

1 河川海岸費……………(3)(事項別明細書 18)

2 港 湾 費……………(3)(〃 21)

3 都市計画費……………(3)(〃 22)

5 災害復旧費のうち

2 農林水産業災害復旧費のうち……………(4)(〃 26)

4 土木災害復旧費……………(4)(〃 28)

□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)

○議案第 58 号

令和7年度熊本県一般会計補正予算(第6号) ……(1)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

4 教育費のうち

2 保健体育費……………(4)(事項別明細書 24)

5 災害復旧費のうち

5 教育災害復旧費……………(4)(〃 29)

第2表 債務負担行為補正のうち……………(5)(〃 30)

令和 7 年 9 月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委員会名	件数
総務	1
厚生	
経済環境	
農林水産	
建設	
教育警察	
議会運営	
計	1

		総務常任委員会
令和7年9月16日受理		請 第 28 号
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名	
前 川 收 藤 川 隆 夫 渕 上 陽 一		
<p>(要 旨)</p> <p>私立中学高等学校等に対する国庫補助制度を堅持し、より一層の拡充強化を図ること、また、教育相談体制やICT教育環境の整備、学校施設の長寿命化や耐震化及び空調設備整備への支援拡充、私立中学生や専攻科生徒への経済的支援、海外留学への支援拡充等について、国会及び政府に対して意見書を提出されるよう請願する。</p>		
<p>(理 由)</p> <p>深刻な少子化が進んでおり、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担う子供たちの資質・能力の育成において、学校教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きくなっているが、私立中学高等学校を取り巻く状況を鑑みると、様々な課題が山積している。</p> <p>私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や物価高騰への対応とともに、光熱費も高騰している中、記録的な猛暑による熱中症対策により空調を使用せざるを得ない状況にあるにもかかわらず、一般補助はこうした社会情勢に追いついていない。特別補助についても、ICT支援員やスクールカウンセラー、障がいのある生徒への介助者等、様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。</p> <p>そのほか、ICT環境の整備の支援拡充や保護者負担による端末整備の補助対象化、学校施設の長寿命化や耐震化をはじめ、近年の記録的な猛暑に対する教室（特別教室を含む）及び体育館の空調設備の整備など高機能化への対応、更には、昨今の学校への要望の多様化や保護者対応など、学校運営に係る問題解決への支援も必要である。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2025（以下「骨太の方針」という。）に明記された「いわゆる高校無償化」が実現されれば、子供たちが自由に学校選択を出来る機会が保障されるが、私立学校が多様で質の高い教育を実践していくためには、合理的根拠に基づく授業料の引き上げは必要であり、幼稚園から大学まで授業料無償化が進められる中、私立中学生への就学支援制度の創設、専攻科生徒への修学支援制度の更なる充実が求められる。</p> <p>また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援拡充も不可欠である。</p> <p>こうした課題は、本県の私立中学高等学校も同様に抱えているものであり、課題解消には、所管する県だけでなく、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。</p> <p>については、骨太の方針において「公教育の内容や質を充実させる」「物価上昇等も踏まえつつ私学助成等の基盤的経費を確保する」と掲げられていること、さらに、私立学校振興助成法第1条の「教育条件の維持向上」「保護者の経済的負担の軽減」「経営の健全性を高める」の趣旨を踏まえ、私学助成に係る上記事項について、国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう請願する。</p>		

令和7年10月1日

議長 高野 洋介 様

総務常任委員長 中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 8 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 9 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 10 号	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 58 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年10月1日

議長 高野 洋介 様

厚生常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 7 号	令和7年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 58 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年10月1日

議長 高野 洋介 様

教育警察常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 8 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 12 号	熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 36 号	和解及び損害賠償額の決定について	原案可決
第 58 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年10月2日

議長 高野 洋介 様

経済環境常任委員長 高島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 4 号	令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第 6 号	令和7年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 11 号	熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 13 号	財産の取得について	原案可決
第 58 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年10月2日

議長 高野 洋介 様

農林水産常任委員長 河津修司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 8 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 14 号	令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 15 号	令和7年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 16 号	令和7年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 17 号	令和7年度県営林道事業の経費に対する村負担金について	原案可決
第 24 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 58 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年10月2日

議長 高野 洋介 様

建設常任委員長 西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第 2 号	令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 3 号	令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 5 号	令和7年度熊本県下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第 8 号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第 18 号	令和7年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について	原案可決
第 19 号	令和7年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 20 号	令和7年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決
第 21 号	令和7年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	原案可決
第 22 号	令和7年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	原案可決

議案番号	議案名	議決結果
第 23号	令和7年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について	原案可決
第 25号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 26号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 27号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 28号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 29号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 30号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 31号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 32号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 33号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 34号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 35号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 58号	令和7年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

令和7年9月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 国際交流に関する件
- 5 企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 6 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 新たな地方創生に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

決算特別委員会

- 1 9月定例会議案第37号から第57号まで

令和 7 年 9 月定例会提出

請 願 委 員 会 審 査 報 告 一 覧 表

閉 会 中 の 繼 続 審 査 申 出 一 覧 表

内 訳					
委 員 会 名	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査	計
総務	1				1
厚生					
経済環境					
農林水産					
建設					
教育警察					
議会運営					
高速交通ネットワーク 整備推進					
海の再生及び環境対策					
地域活力創生					
計	1				1

総務常任委員会

受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続審査
				採択	不採択	
7・9・16 請 第 28 号	私学助成に関する意見書の提出を求める 請願	前藤 淳 川上 隆陽	川川收夫一	○		